

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成28年 9月 9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成28年 9月 9日
2. 閉 会 平成28年 9月20日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 三 留 | 満 | 6番 | 猪 俣 | 常 三 | 11番 | 青 木 | 照 夫 |
| 2番 | 薄 | 幸 一 | 7番 | 伊 藤 | 一 男 | 12番 | 荒 海 | 清 隆 |
| 3番 | 秦 | 貞 継 | 8番 | 渡 部 | 憲 | 13番 | 清 野 | 佐 一 |
| 4番 | 小 柴 | 敬 | 9番 | 三 留 | 正 義 | 14番 | 武 藤 | 道 廣 |
| 5番 | 長谷川 | 義 雄 | 10番 | 多 賀 | 剛 | | | |

2. 不応招議員

な し

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成28年9月9日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成28年9月12日（月）……9～62頁

- 日程第1 一般質問（三留満 薄幸一 秦貞継 三留正義 猪俣常三 伊藤一男）

平成28年9月13日（火）……63～116頁

- 日程第1 一般質問（小柴敬 長谷川義雄 渡部憲 多賀剛 青木照夫）

平成28年9月14日（水）……117～140頁

- 日程第1 一般質問（荒海清隆 清野佐一）

平成28年9月15日（木）……141～164頁

- 日程第1 議案第2号 平成27年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第11号 平成27年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第1 1 議案第1 号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第1 2 議案第1 号 平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第1 3 議案第1 号 平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年9月16日(金) ……165~204頁

- 日程第1 議案第2号 平成27年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年9月20日(火) ……205~251頁

- 日程第1 議案第1 号 平成27年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第1 号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第1 号 平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第4 議案第1 号 平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第1号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第1 号 平成28年度西会津町一般会計補正予算(第5次)
- 日程第8 議案第1 号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)

- 日程第9 議案第1号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第1号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第1号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第2号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第2号 平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第14 議案第2号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第2号 平成28年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第2号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第2号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第3号 西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の締結について
- 日程第21 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第25 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第26 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月9日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留	満	6番	猪 俣	常 三	11番	青 木	照 夫
2番	薄	幸 一	7番	伊 藤	一 男	12番	荒 海	清 隆
3番	秦	貞 継	8番	渡 部	憲	13番	清 野	佐 一
4番	小 柴	敬	9番	三 留	正 義	14番	武 藤	道 廣
5番	長谷川	義 雄	10番	多 賀	剛			

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を開会します。 (10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり 29 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、13 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による平成 27 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、猪俣常三君、8 番、渡部憲君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 12 日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 20 日までの 12 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

6 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第 4、所管事務調査実施報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。報告は、総務常任委員会、経済常任委員会の順で行

ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時10分)

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月12日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留	満	6番	猪 俣	常 三	11番	青 木	照 夫
2番	薄	幸 一	7番	伊 藤	一 男	12番	荒 海	清 隆
3番	秦	貞 継	8番	渡 部	憲	13番	清 野	佐 一
4番	小 柴	敬	9番	三 留	正 義	14番	武 藤	道 廣
5番	長谷川	義 雄	10番	多 賀	剛			

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第4号）

平成28年9月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 三留 満 | 2. 薄 幸 一 | 3. 秦 貞 継 |
| 4. 三留 正義 | 5. 猪俣 常三 | 6. 伊藤 一男 |
| 7. 小柴 敬 | 8. 長谷川 義雄 | 9. 渡部 憲 |
| 10. 多賀 剛 | 11. 青木 照夫 | 12. 荒海 清隆 |
| 13. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。1 番、三留満です。私は、本定例会において、小中一貫教育について、1 点に絞って質問をいたします。

昨年 4 月、西会津小学校が新校舎に移転し、小中一体型の教育ゾーンが完成し、小中連携教育が始まりました。さらに町は、一貫教育への移行を検討しておりますが、課題も多いと聞いております。教育制度の大転換期の今日、これまで 1 カ所に整備を進めてきた教育施設の最大有効利用活用のためにも、また、今後の教育制度の改革に対応するためにも、早期に一貫教育に移行すべきと考え、次の点を伺います。

先ず、現状の小中連携教育の実効性と課題についてであります。相互乗り入れ授業の実績と成果についての評価はどうなっておりますか。

次に、情報及び施設の共有化はどの程度図られておりますか。

3 点目に、ICT の取り組みの現状と今後の方向性について、どのように考えておられますか。

グローバル化、情報化等、大きく変化している社会情勢を見据え、義務教育の多様化、高度化に対応するためには、明確な理念と方針を掲げ、積極的に小中一貫教育を進めるべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上であります。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 1 番、三留満議員のご質問にお答えをします。

町では、平成 14 年度に中学校を統合し、平成 24 年度に小学校を統合しました。小学校を統合する際の理念の 1 つは、小中連携教育（一貫教育）ができる学校をつくることでありましたことから、小学校を中学校に隣接して建設し、平成 27 年度から施設一体型の小中連携教育を実施しております。

現在、本町の小中学校においては、やさしく素直な児童生徒が多く、憂慮すべき児童生徒指導上の問題行動や深刻ないじめも見られない状況にあります。

しかし、一方では学力面や不登校児童生徒の存在、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しているなどの課題があります。また、ますます進むグローバル化や技術革新、それと急速な情報化は日々の生活を質的に変化させ、将来の予測も難しくしています。

このような状況のもと、学校教育は社会がどのように変化しても、すべての児童生徒に、将来自立し生き抜くことができる力を確実に身につけさせることが求められています。現在の学校教育は、戦後の学制改革に始まります。以来約 70 年にわたり、小学校では学級担任制によるきめ細やかな指導、中学校では教科の専門性を重視した教科担任制による指導、及び部活動をとおした人間形成は大きな成果を上げてきました。いわば、小中学校がそれぞれ特徴のある学校文化を育み、教育の充実に寄与してきたわけであり

ます。

現在、町では小中一貫教育を推進するため、小中一貫教育導入推進審議会において議

論をしております。推進にあたっての基本理念は、小中学校がいままで育んできた学校文化を融合し、新しい西会津町の学校文化をつくることです。小学校の学級担任制によるきめ細やかな指導、中学校の専門性に裏付けられた教科指導や部活動で培ってきた優れた指導の蓄積を融合し、さらに発展させ、児童生徒が将来自立し生き抜くことができる基礎基本を、9年間の体系的で組織的な教育活動をとおして確実に身につけることができる教育の実現を図ることです。

このためには、次の5点を大切にしていきます。

- 1つ目は、歴史に学び、今を知り、未来を切り開く人を育むことです。
- 2つ目は、知的好奇心を持ち、主体的に学び続ける人を育むことです。
- 3つ目は、多様な価値観を理解し、尊重できる人を育むことです。
- 4つ目は、郷土の伝統・文化を大切にし、郷土に誇りを持つ人を育むことです。
- 5つ目は、地域とともにある学校で、地域総がかりで児童生徒を育てること。

この5つであります。

西会津町は小中一貫教育ができる環境が整っています。小学校統合の際に掲げた理念と、小中一貫教育導入推進委員会での議論と今後の答申等を尊重し、学校・保護者・町民との合意形成を図りながら、町としては小中一貫教育の実現を図りたいと考えております。

それでは質問1の、現状の小中連携教育の実効性と課題についての1点目でございますが、相互乗り入れ授業の実績と成果についてであります。今年度から中学校教員が小学校5年生、6年生の外国語活動と算数科の授業に乗り入れる形で授業をおこなっています。1学期の評価は小中学校ともに高い評価をしています。課題は打合せ時間の確保です。

次に、2点目の、情報及び施設の共有化についてであります。情報の共有については、昨年度、小中学校連携教育推進委員会全体会を3回、小中交流授業研究会を2回、全国学力調査の共同分析などを実施し、今年度は小中で児童生徒指導に関する情報交換等も実施しており、情報の共有化は図られてきています。

施設の共有化については、小中の日課表の調整と授業の調整を図りながら、効果的に施設の活用が図られるよう努めています。

次に、3点目の、ICTの取り組みの現状と今後の方向性についてであります。昨年度中学校にグループ学習等で使用できるタブレット端末を15台導入し、主に理科の授業で実験・観察のまとめや発表に活用しています。今年度はどこにいてもインターネットに接続できるよう、中学校校舎内に無線LANアクセスポイントを整備したところがあります。

今後、国が示すICT環境整備計画などを参考にしながら、整備と活用の研究を進めてまいりたいと考えています。

次に、小中一貫教育の明確な理念と方針を掲げ、積極的に一貫教育を進めるべきと考えるが町の見解はとのご質問であります。議員ご指摘のとおりであり、前段でお答えしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、再質問をさせていただきます。先ず相互乗り入れ授業が順調に成果をあげているということですが、今後、ほかの科目にこれを拡大するというような計画とか、予定はあるんでしょうか、伺います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

教職員の配置の状況を鑑みながら、可能な限り進めてまいりたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 連携教育にせよ、一貫教育にせよ、やはり1つのポイントは、そういう相互乗り入れ授業にあるのかなと思っております。のちほど質問のなかで、出させていただきますけれども、2020年度の新しい学習指導要領、私なりにこう解釈しますと、非常に高い要求度が今度出てくると、正直、いまの学級担任制のなかで、それがクリアできるのかなというような、私は大きな疑問を感じております。これについては、のちほど質問させていただきますけれども。

それで、施設の共有化、共有化されている情報はあるのかということなんですが、現状の小学校と中学校は、情報の連結はあるんでしょうか。先ずそこをお伺いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

先ず物理的な面での施設の整備ですけれども、小学校、中学校が内線電話でつながるというようにいたしました。いままではそれができなかつたんですが、小学校、中学校に内線電話を引きまして、お互いのやり取りがよりスムーズにできるようになりました。

それからあと、施設についてですけれども、これは今年度から、小学校、中学校の日課表を調整しまして、全部ではないんですけれども、2時間だけ開始の時間、または授業の終了の時間を合わせて、集中学校で施設の活用がより図られるようにというふうな工夫をいたしました。

現在、そういうスペースを使っての活用というのは、体育館、それから家庭科室、それから図工室、体育館は4年生から6年生の体育の授業として活用しております。どの学年がいつ体育館を使っているのかということがわかるような工夫を校内でもしながら、スムーズに使えるような工夫をしております。家庭科室は、5年生、6年生の家庭科の授業として活用しています。それから図工室については、5、6年生、これが図工科の授業として活用しています。そんな状況であります。

なお、先ほどご質問いただきました今年度行っている乗り入れ授業ですけれども、数学については、5年生と6年生、それぞれ12時間から14時間、1学期実施しております。英語については、5年生と6年生、それぞれ10時間から12時間、実施しております。

以上です。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 そうすると、まだ小学校と中学校は内線電話というような状況であるということですが、やはり今後は一貫教育に進んでいくにあたっては、やはりこのようなレベルといいますか、では、やはり到底対応できないだろうと考えられますが、今後の計画はどのように考えておられますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

小中一貫教育を推進していく上での大きな課題の1つは、小中学校が義務教育9年間という視点を持って、いろいろな教育活動を展開するということでもあります。先ほども答弁のなかでお答しましたが、いままでは小学校、それから中学校という大きな区分があって、そのなかで、小学校は小学校、中学校は中学校で一連の教育、その教育が完結するような形で、70年間、戦後続けられてきました。それぞれの素晴らしい文化がある

んですけれども、その融合がなかなか図れなかった。今後は、先生方の意識を、義務教育9年間で子どもたちを育てていくんだという意識、そういうふうな意識を持ってもらうということが非常に大事だと思っております。そのための1つの方法として、小学校、中学校の先生方が日常的にいろいろな情報交換ができるようにするために、職員室を共同で使うというようなことが大きな課題になってくるだろうというふうに思っています。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いまほどお伝えいただきましたように、やはり一貫教育の、なんといっても大事なところは、その9年間という、そのなかで子どもたちを育てていくということが鍵だと思うんですが、やはりそれをやっていく上で、どうしてもいままでよりも先生方の、いわゆる事務的な負担があって、多忙感が、このいろんなアンケート等を見ますと、常にそれが上位にあがってくると、この点をやっぱり改善していかないと、なかなか先生方の積極的な理解を得られないのではないのかなと私は考えております。

その点について、やはりその1つの方法のなかには、やはりいま言ったような、ICTと、特に学校事務の簡素化というんですか、そういうことにはもっと取り組まないと、先生方の負担だけが大きくなっていくという危険性を常にはらんでいると思っておりますが、その点について、今後どのような方法を考えておられるのか伺います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

小中一貫教育を、現在、全国ではかなりの数進めている、こういうふうな市町村があります。そのなかで、どういう形態で進めているのかということを見ますと、小中一体型の校舎を建設して、そこで一貫教育を進めているというところと、1つの中学校区で学校がそれぞれ別々などころにあって一貫教育を進めているという2つの形があります。それで、多いのは一体型の校舎で進めているところではなくて、中学校と、それから連携教育を進めていく小学校が、校舎が別々などころにある。そういうふうな条件のもとで進めておりますので、どうしてもその打ち合わせの時間を1つ取るにしても、なかなか時間調整ができないと。それが大きな多忙感の1つに私はつながっていくと思います。

それからもう1つは、これは一体型になったとしても、小学校の先生方は、ほぼ朝から授業が終わるまで、自分の担任で授業を進めています。ですから、その授業時間のなかで打ち合わせの時間を取るというのは、なかなか厳しい状況にあります。中学校は、週だいたい18時間から20時間程度の授業時間ですから、空きの時間もありません。小学校のほうがなかなか取りにくいというところがあります。そこを例えば、中学校の先生が小学校に乗り入れて授業を実施するようになれば、もちろん中学校の先生方の授業実数の配慮も必要です。そうすると、小学校の先生方は、少し時間に余裕が出てきます。そういうその出てきた余裕の時間を使って打ち合わせの時間を増やすと、そして、できるだけ多忙感の解消につなげていきたいというふうに思っております。

それからあと、事務事業の改善については、これはいまでも進めていかなければならないというふうに思っています。事務室、事務の先生方は、かなりその辺の話が進んできているように感じますが、先生方、いまようやくその辺のところに取りかかったという状況であります。今後どういうふうに先生方の事務事業を減らしていくのかと、これは大きな課題だと認識しております。できるところから進めていきたいというふうに思っています。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私は今回、この小中一貫教育について質問をしておくべきだという考えにいたった経緯を述べさせていただきますが、本年7月に議会の小中一貫教育の調査特別委員会が栃木県的那須塩原、茨城県つくば市を視察しました。そこのなかで、私はちょっと非常に大きなカルチャーショックといいますか、そういうものがございました。それはやはり、私はこれまで受けていた、いわゆる一貫教育というのは、戦後教育の6・3制のいろんな、例えば中一ギャップ等の解消に向けた取り組みから始まったものという位置づけで今日にいたっているというとらえ方をしておったわけですが、実際に那須塩原や、つくばを視察しますと、そういう問題はもちろん出発点ではありますが、現状においては、いまやその段階は抜けきったといいますか、新しいステージに入ったような一貫教育体制になってきたなということで、非常に大きなショックを受けたというのは、そういう流れもありますが、これからは、自治体の裁量、教育行政の自治体の責任といいますか、これがいままでよりはるかに大きくなっている。かつては義務教育というのは、学習指導要領に則った授業をやていれば、まあだいたい合格点だといわれた。しかしいまはまったく違う。よりハードルが高いといいますか、自治体に求められるものがこれまでよりはるかに大きなものになってきている。やはり自治体の取り組みいかんによっては、大きな教育格差を生じるような時代にきたなと、私はそんなふう

に受け止めました。
教育長は、多くの視察や講演、あるいは関係資料を目にする機会が多いと思いますが、この点をどのように認識されておりますか、ちょっとお伺いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

基本的な考えですけれども、現状を維持するということだけでは、必ず衰退が生じていると思っています。ですから、課題をはあつたとしても、やっぱり1歩、2歩、先にどういふふうにして進めていくのかということのを常に考えていく必要があるというふう

に思っております。
それから、議員の皆さまもご存じ、感じておられると思うんですけれども、日本も、それから世界も、本当に大きく変わってきています。これから先、どういふふうな社会が実現していくのか、なかなか見通せないという状況があります。いまの小学生、中学生が生きていく20年後、30年後の社会というのは、なかなか予測できない状況にあります。しかし、そういう社会で子どもたちは自立して生きていかなければならない。じゃあそのための力を本当に基礎、基本ですね、これをどのように義務教育の段階でしっかりと身につけるかと、これは大きな課題だと思っています。それに早く気が付いて進めていく、そういうふうな自治体の教育の私はレベルは上がっていくと思います。それで、現状のまま、いまはいいからこれでいこうということだけでは、なかなかそれに対応することはできないのではないのかというふう

に考えています。
ですから、西会津町としては、1歩、様々な課題はあつたとしても、先に進めていくことが大事なことはないかなというふう

に思っています。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 ちょっと論点を変えますが、いままでの議論というのは、どちらかという過去から現在の置かれている状況ということだろうと思います。私もこの一貫教育についてはいろいろ資料を調べていくなかで、やはり、この一貫教育の全体像を見るには、理解するには、やはり国の教育行政が今後の将来をどう考えているのかということ

やはりそこをきちっと見ないと全体像が見えないなと思いました。

それで、文部科学省のホームページに載ってありました 2020 年度から実施される次期学習指導要領、これをそのなかで目にしたわけですが、これは私からいわせると、非常に幅が広く、なおかつ質の高い教育目標を掲げております。私は正直申し上げて、これを本当に現場に落とししたときに、やりこなせるのかなというぐらいの、非常に不安といますか、そんなものを感じました。消化不良のまま授業が行われる危険性さえ私は感じました。

特にこのなかです、いま、文部科学省の次期学習指導要領にあるのは、これはもうすでにある程度進んでいますから、英語の小学校での必修化、さらにそこにプログラミング教育、そして運用上の問題なのかもしれませんが、アクティブラーニング、あるいはまた、カリキュラムマネジメント、これ非常に私からいわせると、これまでのものから見ると、2段階も3段階も高い要求をしているようなものかなと思っています。

これは、私の考え方からすれば、いまの6・3制では克服できないのではないかと、文部科学省は、この時点でもう小中一貫教育に移行することを前提にこれを打ち出しているのではないのかなと私なりには理解をしているんですが、なかなか先の話ですから、答えをいただく、難しいところもあろうかと思いますが、お答えをできる範囲で結構ですから、ちょっとお願いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、現在お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

平成 32 年度から新しい学習指導要領での学校教育が始まります。いま、検討が続いているわけですけれども、教育のあり方について、いままでとはまったく違う視点で検討がされているということは事実であります。その前段として、実は平成 18 年度に学校教育基本法が改正されました。そのなかで、実はもうすでに学校教育については、体系的な教育が組織的に行われる、そんな教育を目指してほしいと、これが教育基本法の第 6 条に示されております。

それからあと、今後の大きな柱ですけれども、いままでは小中連携というようなことが中心だったんですけれども、今度は、保育所、幼稚園から小学校、中学校はもちろん、高校までを見通して、教科指導を考えてくださいと。つまり、小学校の先生も中学校に行ったら、この教材はどういうふうに進んでいくのか、さらに高校まで行くとどういうふうに進んでいくのか、そういうような視点を持って授業ができるようにしてくださいと。これはなかなか大変だと思います。しかし、当然やらなければならないことではないかなと思います。

それだけではなくて、教科間の関係ですね、例えば国語と社会とか、数学、理科の関係、どういふふうになっているのか。そのところも十分に配慮して、全体の教育課程を編成して教育活動を進めてほしいというふうに言っています。

それから、大切にしている観点として、先ほどアクティブラーニングというお話がございましたけれども、これについては、単に知識を得るだけではなくて、その知識を使うということにかなり視点が置かれています。表面的に知るだけではなくて、それが使えるように、知識を活用できるように、自分で考えて自分で判断して、自ら行動できると、そういうふうな子どもたちをつくっていかねばいけないというような視点に立っております。

それから、カリキュラムマネジメントという話もございましたけれども、これは、カリキュラム、教育課程ですけれども、これも固定化したものではなくて、常にその改

善を図っていきなさいと。現状維持の、この教育課程でずっと進めていきますということではなくて、常に改善をしながら、いい方向、いい方向を目指して行ってほしいというところが強く打ち出されております。もっと詳細に、これからさらに議論が進むものと思いますが、現在お答えできるのはその範囲だと。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 7月の視察のなかで、つくば市の春日学園についても、これは向こうから説明をいただいたわけですが、ここは1,800人の児童生徒がいて、不登校がゼロだというような説明がありました。これは多くの同僚議員が、ちょっとこう信頼性に欠けるといいますか、本当かなというような思いがありました。私もその一人です。

それで、後日、つくば市の学校教育課のほうにその点についての質問をさせていただきました。これは電話で質問をしたわけですが、1,800人で不登校ゼロと、私は特別な不登校対策をやっているのかなという思いがありましたので伺いました。そして、そのなかで出た答えは、やはり9年間で子どもを育てていくんだと、そして、つくばの場合ですと、4・3・2制を取り入れて、その年齢に合ったきめ細やかな教育をやると、子どもたちの落ちこぼれをなるべく出さないような取り組みをしていると。そして、なおかつ自主性、自立性を育てるつくばスタイル課ですか、そういう取り組みがかなり効果を上げていますと。なおかつ、そのICTを利用した児童生徒の関心の持ちやすい取り組み、そしてわかりやすい授業を目指していますと。

春日学園にしても、不登校はいませんが、不登校気味な子どもは、児童生徒はおりますと、しかし、それはほかの学校と同じように、やはり先生方がチームを組んで、そこをどうカバーしていくかと、フォローしていくかということで取り組んでいます。そのような説明でありました。

私はこれ、なぜこういうことを言うのかということ、結局は新しい、いわゆる2020年度の学習指導要領の先取りなんですよ。私たちがこれからやろうとしている、あるいは西会津町が取り組んでほしいということ、もう既につくばのこの春日学園は取り組んでいる。そしてそこに対して効果をあげているから、相当確信を持った答えを私はされているのかなと。不登校がゼロであるか、2人、3人いるかは大きな問題ではなくて、やはりこのやり方、取り組みが成果をあげているということが、やはり大きな答えだろうとっております。

西会津のこの制度のなかで、町としては、この例えば、もう少し深く組み込んだ4・3・2制とか、そういうことの取り組みというのは、まだそこまでの検討はされていないんでしょうか、いま、検討中ということなんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

まだそこまでは具体的に考えては、議論は進んでおりません。ただ子どもたちの成長が昭和30年代に比べると、2年ぐらい早まってきているというのは統計的にはっきりとしていますので、それに対応した形で指導ができるような配慮、それがおそらく4・3・2制なのではないかなというふうに思います。体力面の発達が進んでいる、それだけではなくて、いろんな精神的な面でも早まってきているというような統計が出ております。

それからあと、つくばで実施している素晴らしい取り組み、これはやっぱり大きな目標になるというふうに思っています。さらに一貫教育を進めてきた学校の状況を見ていきますと、一貫教育を開始してからの経過年数が長ければ長いほど、その成果が確実に

定着しているというふうに話をしている、そういうふうな学校が多いです。スタート時はやはりいろんな課題があった。しかし、取り組んでいるなかで、着実に成果が出てきている。先生方も自信を持って進めているという学校が多いように感じております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 このような議論といいますか、やはり、結局、西会津の小中一貫をどうするかという議論ではあるんですが、やはりもっと広い立場で、やはりこれは考えないと、全体が見えない。それで、私は1つ、ぜひお願いをしたいんですが、より高い知識といいますか、識見を持っておられるような、やはりこのことについて、一貫教育や、あるいは学習指導要領について研究をされている。あるいはそういうことを指導されている先生や研究者の方々に、やはりこれからの義務教育がどういうふうになっていくのかということ、やはり、特に保護者の皆さんや先生方、当然、地域住民の、あるいは議会のわれわれもそうですが、そういう高い識見を持っておられる方の、やはり一度ね、講演を私はしていただいて、そのなかでもう少し議論を深めていく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

いまのご指摘は大変重要だと思っておりますので、それについては真剣に考えてまいりたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 これは町長にお伺いしたいんですが、これは私の勝手な推測なんですが、私は2020年度の新しい学習指導要領が、実際に実施されると、おそらく多くの自治体が、この小中一貫教育に向かわざるを得ないと私は見ております。西会津は、いま、その少なくとも設備的な条件はもうクリアしているわけですから、あと足りないものに対して、早く予算を取って、その2020年度のときには、本当に対応遅れにならないように取り組んでいただきたいと考えているわけですが、町長の考えをお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 冒頭で教育長が、この小中一貫教育に対する思いというものを述べられたわけですが、まさにこれは町の方針と合致するものであります。したがって、この中学校が統合したあとは、小学校も統合し、その場所は、将来とも連携できる。そういう目的を持って、この隣接するところと、そして廊下でつないだ。このことは、やっぱり将来的には小中一貫教育、これはもう早晚来るであろうという、そういう将来的な見方を持って、いわば先見性を持って取り組んできたということでありまして。

ですから、いま、議論になっておりますけれども、明治以降からこの間、その小学校9年(6年)、中学校3年という義務教育9年間、これをどういうふうに見据えていくのかということ、いまいろんな議論をされているのではないかとこのように思います。議論の中身は、いまほど議員と教育長のやり取りのなかで、ほぼいろいろと、いろんな課題については披歴されたのではないのかなというふうに思います。

私は、やっぱりこれを決断をするというのは、町も同じような決断をしていかなければならないだろうというふうに思います。それは自治体の首長が、学校教育にどう関わりあっていくのかということも、新たにこの学校教育法のなかに、この指定されておりました、首長もこの学校教育のなかに、十分にその指導性を発揮していくというようなことで、いま、教育会議を開催をされているわけです。

したがって、一定の、この小中一貫教育の方針が固まれば、やっぱりこれは新しい制

度に移行する段階においては、やっぱりいろんな抵抗とか、不安とか、そういう要素が多分に出てくるというのは、私は当然だと思います。しかしそれをどう判断をして決断をするかというところで、そのスタートを切る。これが一番大切ではないかなというふうに思っておりますので、その時期については、これから十分、この教育委員会といろんな話し合いを持って、その時期については決断をしていくということが大切だと。

私の思いでは、もうできれば来年度予算も、これそろそろ12月から組んでいかなければなりません。この計画が来年度からというふうになれば、この県の教育委員会との関係も、先生方との関係も出てまいりますので、実際に西会津町は小中一貫教育を行いますと、こういうことも県のほうに通達しなければならぬわけでありますから、その点の時期をどう見極めていくのかということも、これから詰めた話をしていかなければなりません。

ただしかし、日程ありき、あるいはそういうありきだけで見切り発車をするというようなことは、私はしたくありませんので、十分その点については、環境というのは整っておりますから、あとはどの時点でどうスタートするか、このところについて、今後詰めていきたいなというふうに思っております。

非常に福島県にとっても、こうした学校が一体化になって、そして新しいスタートを切るというのは、非常にこれは先見性を持った取り組みでありますので、私は先駆けてこういったところに挑戦をしていくということは、やっぱり必要ではないかということの方針を示していきたいと思えます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま、町長から返答いただきましたので、私も急ぐべきではないと思えます。ただ、方向だけは明らかにして、特に理念を明確にするということについては、特に、これがやはり大きな柱だろうと、そこがやはりふらついていると、どうしても理解を得られないということになるかと思えます。

それで、いま、町長がおっしゃったように、県内そんなに多くはないということなんですけど、郡山の西田町ですが、2年後に一貫教育に移行するというようなことが報道でもありましたけれども、県内ではいま、あるいは会津の管内のなかでは、そのようなことがどの程度議論されておりますか、ちょっとお伺いしたい、わかる範囲で。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、わかる範囲でお答えいたします。

1つは郡山市の西田地区ということで、あそこの地区では、平成30年度から義務教育学校への移行を考えておられる。これは報道さしておりました。あと、この前、新聞報道があったのは、川俣町の山木屋地区にある山木屋小学校、中学校。一貫教育を目指して学校の整備を進めていくという報道がありました。はっきりと公表されているところは、私はこの2つだけかなというふうに感じています。

またいろんなところで、どの程度議論が進んでいるのかということについては、詳しいことは承知しておりません。

会津のほうは、こういう方向ではっきりと進むというふうに公表しているところは、いまのところはございませんが、研究は、それぞれのところで進めているようでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 少子化が進んで、おそらく今後、どの地域も自治体も、この学校の統廃合というのは、もう正面から向かい合わなければいけないときがもう目の前に来ているわけ

ですね。たぶんそのときには、必ずこの小中一貫とか連携とか、あるいは義務教育学校にするのかは別として、ここの問題に必ずぶつかると思います。

西会津は、いまそれだけの条件がそろっている、最もそのフロントランナーであるわけですから、ぜひ、この会津の、このやっていることについて、ぜひ西会津に行って、こういうことを見てみたいと、あるいは福島県のそういう方々が、西会津に行って、ちょっと参考になることがあるよというようなことで、ぜひそのような大きな目標を持って取り組んでいただきたいと考えますが、これは町長に。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はかねてから、この学校教育というのは、仮にこの小中一貫性を取っていくとなれば、目標としては、1つは、グローバル的な視点を持った子どもをつくっていかねばならない。2つ目は、やっぱり自主的活動をできるような子どもが、いわゆるそこにPTAであったり、学校であったり、あるいは行政であったり、それを助長することが必要だと。そして、この3つ目は、体力と学力、これがやっぱり相互に伸びていくということが必要であろうというふうに思っております。それが合体をしながら、新しい学校教育のなかで、西会津の学校教育というのは、学校も然り、やっぱり中身も然りということで、県内から注目される、あるいは県内的にも進んだ学校として、ぜひこれに取り組んでみたいというふうに思っておりますので、できれば、このいま行われております一貫教育の推進会議が早期に結論を出すように、期待をしているところであります。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま、町長から非常に前向きな返答をいただきました。ただし、次期学習指導要領、私なりに理解すれば、もう国は、基本的にはもう9年制の運営に舵を切っている。ただ、それを直接、いま、公には、公といいますか、明確にはできない、やはり余りにも大きな問題であると、そのように思っております。そうでないと、あの連携教育や一貫教育、あるいはまた義務教育学校と、どうも私からすると、その論理の整理がつかない。あくまでもそれは6・3制から9年制への移行のための過渡期的な取り組みとして国はやろうとしているのではないのかなと私は理解しています。

西会津はそういう意味で、もうその1歩先を行くだけの条件ができています。ぜひ、これから、いま、町長が返答いただいたような、誇れるような町を、教育を期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さま、おはようございます。2番、薄幸一でございます。一般質問を通告に従い質問させていただきます。

1つ目、地方創生加速度化交付金採択事業についてであります。1億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策を踏まえ、緊急対策として、地方版総合戦略に位置付けられ、平成27年度補正予算に創設され、本町で採択された事業についてであります。西会津町の約86パーセントを占める森林資源であります。戦後植林された木も伐採時期を迎えておりますが、海外からの輸入に押され、販売価格も安く、木材の需要も少ないのが現状であります。戦後の経済成長の象徴であった鉄とコンクリートに代わって、木材を使用したCLT等が事業化すれば、森林資源の活用と雇用創出につながり、安定的な収入と木材の需要も期待できそうです。自然が与えてくれるもので私たちは生活していかなければなりません。森林は管理し、育てていけば無尽蔵にある資源です。このことにつきまして、CLT等の森林資源を活用した仕事づくり推進事業の取り組みにつ

いて、また、CLT等の森林資源を活かした新たな産業づくりと雇用創出に向けた町の考え方を伺います。

2つ目、公共事業の入札状況であります。

1、公共事業の入札参加にあたり、誰でも参加できるのか。

2つ目、請負業者のランク付けはあるのか。どのような内容でランク付けをするのか。

3つ目、入札に参加する業者は西会津町に本社、または支店がある業者であるか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 2番、薄幸一議員の地方創生加速化交付金事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、地方版総合戦略に位置付けられた先駆的な取組の円滑な実施を支援するため、国が補正予算で創設した事業であります。本町の約86パーセントを占める森林資源を活かした新たな産業づくりと雇用の創出を目指したCLT等調査事業が、その事業内容の先進性から採択を受けたものであります。また、この事業は、喜多方市を事務局として会津地方振興局管内の13市町村が共同で総務省へ申請しております森林資源を活用したエネルギー・マスタープラン策定事業にも関連するものでありまして、本町が、今回先行して調査事業を進めることは、全会津への事業にも広がり得るモデル的な事業でもあります。

1点目のご質問でありますCLT等森林資源を活用したしごとづくり推進事業についてであります。今回実施する事業内容を大きく分けると、検討委員会の設置、森林の調査、ニーズ調査の3項目となります。具体的には、町内の森林資源の利用可能量、搬出経費や生産コストの調査、CLT用材向けへの適合試験などを行うとともに、検討委員会におきまして、施設の整備や実施時期等を含めた検討を進めることとしております。さらに、森林資源を活用した交流人口の拡大と農林業分野における移住・定住を進めるため、セミナーハウス整備に向けたニーズ調査等も実施いたします。

2点目のご質問でありますCLT等森林資源を活かし新たな産業づくりと雇用創出についてであります。具体的には、菌床キノコ類の大規模産地化や木質バイオマス燃料製造のためのオガ粉等生産施設における新規の雇用、またCLT等への利用を含めた木材の伐採・搬出作業等に従事する林業関係者の雇用増、さらに菌床キノコ類生産での雇用増などで、雇用の創出を想定しているところであります。

これらが実現できますよう、検討委員会におきまして、鋭意、検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、公共工事の入札状況についてお答えをいたします。

はじめに、公共工事の入札に対する町の基本的な考え方は、町内に本社や営業所等がある町内業者が施工できるものにつきましては、その町内業者で指名競争入札を実施しております。

次に、町内業者でできない工種や請負金額の多額な工事などにつきましては、会津管内や県内に範囲を拡大し、条件付一般競争入札、もしくは指名競争入札で実施をしております。

入札へ参加するためには、建設工事等入札参加資格審査申請書を、隔年で提出してい

ただき、資格審査のうえ、工事等請負有資格業者名簿に登録されることで可能となります。また、名簿に登録された業者は、経営規模や経営状況、技術力などの審査事項で算出された客観点、さらに町内業者は、工事成績などの評価による主観点を加え、請け負うことができる工事費によりAからDにランク付けしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 CLTについてお伺いします。今回は委員会で設置、森林のニーズ調査、3項目ありますが、これは何年くらいを予定してやるのか、そして、どれだけの規模を見込んでいるといたしますか。あと、町単独ではないですね、喜多方、会津管内で喜多方、13市町村共同でやるということですが。

○議長 2番、一問一答だから、1つずつに分けてやってください。

○薄幸一 わかりました。検討委員会を設置するということですが、設置、森林の調査、ニーズ、3項目となっておりますが、何年くらいを予定して、何年間くらい予定しておりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

今回の調査検討委員会を設置しての調査検討と計画づくりにつきましては、単年度事業でございますので、これから鋭意会議を開催して検討して行って、今年度中に策定を完了させるということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 単年度ということで、本当にこれからのCLT、直角に張り合わせた板ということですが、これを調査しながら、これからの町の産業として、森林資源として活用をどういう方向といたしますか、産業と森林資源を活用されるか、検討がありますが、そういう期待は、方向性はどんなものでしょう。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁のなかでも申し上げましたとおり、具体的にはそういった菌床キノコ類の大規模産地化のため、または木質バイオマス燃料製造のためのオガ粉の生産施設ですとか、それから、CLTへの利用を含めた調査検討を、今年度この検討委員会のなかで実施していくということでございます。

大きな目的としましては、いまほど申し上げましたように、菌床キノコ類での利用やバイオマス燃料への利用、そういった部分を考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 わかりました。私はCLTということのことだけで質問させていただきましたけれども、張り合わせた板のことであつたのかなと感じておまして、森林資源を活かして、また建築物ですか、建築物を想像しておまして、自宅やらそういうのをCLTを利用してつくれるのかなと、つくれるといたしますか、家具や椅子なども加工して産業化ができるのかなということなんですけれども、そういう方向性はあるんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 CLTを利用したそういった建築の関係についてでございますが、ヨーロッパでは、先進地でありまして、国内でも関西といたしますか、四国のほうで徐々に広まりつつある工法の1つでありますCLTであります。これにつきましては、国内でも先進的な関西方面、それから県内でもCLTを使った、パネル工法を使った建物な

んかは建ててきておられます。

今回、町のほうで調査検討しますのは、それに使う木材を出す事業でございまして、直接的にCLT用のパネルをつくったり、またそのパネルを利用した工法による建物を建てたりということまでは、現段階では想定はしておりません。

したがいまして、今回、調査はあくまでもそれに使えるような材が西会津の山にどのくらいあるんだということが目的になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 質問を変えます。公共事業の入札状況についてであります。入札に関わる業者は、町内、本社、営業所があればできるということですが、こういう技術者といえますか、そういう監督する人数というのは、これはだいたい決まっておりますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

町内の業者ということで、先ほどご説明いたしましたように、本社、または営業所があるところということでございます。それで、そのランク付けをしたなかで、請け負える金額が決まっている。つまり、工事の大きさによりまして、それぞれ技術者の数なり、監督の、現場の代理人の方とか、そういった意味での資格がないと基本的には公共工事は請け負えないということでございますので、それら十分見ながらやっている次第でございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 技術者がいなければ請け負えないのはわかっておりますが、地元の町発注に対する落札状況といえますか、何割くらいの業者が町の発注工事を落札するのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町にもいろいろな工事がございまして、土木の工事があったり、また建築があったりというさまざまな工事がございます。冒頭、答弁のなかで申し上げましたように、基本的には町内でできるものは町内でやっていただきたいというのが町の基本的な考えでございます。これは当然、町内業者の育成、また実際に働いていらっしゃる方、そういった点で町としてはそうしたいということです。ただ、先ほど言いましたように、技術的な面、または規模の面で、どうしてもやはりそういう技術者が配置できないという業務については、先ほど言いました会津管内、それでも足りない場合には県内というふうに広めてやっております。

したがいまして、町内でできるものについては基本的に町内100パーセント出した形でやっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いま、業者、請負業者となりますと、金額、規模違って、AからDランクあるといいますが、この業者といえますのは、やはり雇われている立場の人の雇用保険とか、社会保険とか、そういうものまで確認といえますか、管理は町ではしているのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公共工事に関しましては、たぶん議員もわかると思いますが、発注をする立場の責任、また実際にやるほうの責任と、各々義務なり、また努力義務がござい

ます。そういったなかで、請け負う方につきましては、基本的には建退共に加入しているとか、保険の関係というようなことで、当然やっていただいているなというふうに、うちのほうはやっています。ただ、その確認につきましては、県なんかもそうなんですしょうが、実際にそれを出していただくということはございませんが、そういった意味では、やはりしっかりした形でやっていただきたいということで、常々お話をしているところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 わかりました。つまり、会社を信用して入札していると思いますが、社会保険や厚生年金などの保険に入っていない業者と、保険に入っている業者がもし入札した場合、やっぱり入っていない業者だと低い金額で落札できるのかなと思いますが、そこでやはり、加入している業者というのは、ランク付けがまた違うのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 先ほども答弁で申し上げましたが、公共工事に参加する場合には、当然、申請書を出していただくときに、経営審査事項ということで、県知事なり、ここは県知事ですが、大きい会社では国土交通大臣、そのなかで点数が出てまいります。そのなかで技術者なり、また保険に入っているかどうかということが明示されておまして、そういった意味では、その経営審査事項のなかに入っているということで数字が出ているということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 建設業者に町としては、緊急災害のときなどは、やはり町の建設業者は近くで重要だと思いますが、こういう地震時や道路災害などは、そういう対策というのはあるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 災害時ということでございまして、本当いろいろな災害がございまして、本当に緊急に災害が起きた場合には、やはり町内に土木関係、あと建設関係いらっしやると、本当に心強いこととございまして、そういったときにはすぐにお出しするわけでございます。それで業者等に、それを超える本当に大きな災害となりますと、当然、地元ではできませんが、応急的なことを先ずやっていただいて、そのなかで本当に規模が大きければ、国県にも要請をしたり、場合によってはもう自衛隊まで要請するような形でやっていかなければなりません。そういった感じでは、できるものから、とにかくその規模に応じて緊急的に町としては、やはり皆さんの安全安心が一番大事でございますので、そのように対応していきたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 私も公共事業の仕事をやっておりました関係で、やはりここ数年、公共事業の数が少ないなということも感じておりますが、災害時には地元の建設業者がなければ対応も遅れますし、業者が少なくなれば人口減少にもつながるのかなと思っております。やはりできることは、地元のできる仕事であれば、地元の業者にお願いできればなど感じておりますが、今現在、やはり仕事の、今後の仕事と申しますか、発注予定というのはあるのでしょうか。発注予定が今後も安定してありますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 安定的なということで、公共事業につきましては、議員もわかると思いますが、国の交付金なり、またそういったものを活用しながら土木工事なり、建設工事を進めております。国全体の流れといたしまして、一時、確かに建築工事がちょっと

減った時期がございますが、最近ではほぼ横ばいという形でございます。また、町としましても、そういう国の交付金を有効に活用しながら、発注についても、できるだけ早期に発注をするようなかたちで進めております。

○議長 2番、少しまとめるようにして。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 話ちょっと戻りますが、ランク付けと申しますのは、西会津ではAランクからDランクまで、業者的に分かれていて発注しているわけですか。最後の質問になります。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

議員おっしゃったように、業者によって規模が当然違いますし、そういった点から、県もそうなんです。AからDのランクがございます。そういったなかで、その規模、また経営の状況に応じまして、請け負える金額によって、A、B、C、Dという形でランク付けをしているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。3番、秦貞継です。本日は議長のお許しをいただき、町側に2点のことについて質問いたします。

最初の質問は、西会津町の消防組織についてであります。全国的に消防団に入団する人が減り、本町においても、消防団員の確保が難しくなっているところでありますが、本町における消防組織への人員確保の対策及び支援について、次のことをお伺いいたします。

1つ目として、現在の西会津町消防団員の入団状況はどうなっているのか。

2つ目として、町は消防団員の確保に向けて具体的にどのような対策を講じているか。また、団員確保のためには、今後さらなる対応が望まれると思うが、町の考えはどうか。

3つ目として、消防組織の活動には、女性消防隊や消防支援隊もあるが、隊員の活動に対して報酬等はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2つ目の質問として、各種特別職職員の報酬についてであります。現在、本町においては、少子高齢化が進み、人口も減少し、各種特別職職員の負担も大きくなってきていますが、各種特別職職員報酬への今後の対応と考え方をお伺いいたします。

1つ目として、現在の各種特別職職員報酬額はいつ決まったのか。

2つ目として、町内の各自治区は戸数のばらつきがありますが、自治区長報酬を見直す考えはないのか。

3つ目として、各種特別職職員の報酬を見直す考えはないか。

以上の2点についてお伺いいたします。町側の明快な答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津町の消防組織についてお答えいたします。

はじめに西会津町消防団の入団状況についてであります。定数485名に對しまして7月1日現在、411名の団員が所属しております。町消防団の組織につきましては、平成14年度に見直しを行い、5分団、22部、53班、定数485名で、現在にいたっております。

町消防団では、2年前から消防組織の見直し検討会議を定期的で開催し、組織の見直しについて協議を重ねてまいりました。この間、意見を集約するため、団員一人ひとり

へのアンケートを実施し、消防組織のあり方、各種課題を拾い上げ、それらをもとに検討会で優先順位をつけながら整理・検討を進めてきたところであります。

今回、少子高齢化による人口減少や団員の勤務状況を把握し、約5年先まで維持または増員達成が可能な人数として、定数を435名とすることで意見がまとまったところであり、今議会に消防団定数の一部改正についてご提案させていただいております。

次に2点目の団員確保に向けた対策であります。これまで広報紙やCATVなどによる団員募集の呼びかけや各分団による勧誘が中心でありました。

議員おただしのとおり、消防団を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、新たな団員の確保については、消防組織の見直し検討会議でも課題として取り上げられております。例えば、町内の商店で割引が受けられる優遇制度の検討など、団員の福利厚生の実に力を入れ、魅力ある消防団を目指すのも新たな団員確保に繋がる対策の1つと思われますので、今後も検討会のなかで協議を重ねてまいりたいと考えております。

3点目の女性消防隊や消防支援隊の活動に対して報酬は支給していませんが、補助金として女性消防隊に10万円、消防支援隊に18万円を活動費として交付しております。

また、女性消防隊には予防消防活動等に参加した隊員に対しまして、その費用弁償を支給しているところであります。

しかしながら、女性消防隊並びに消防支援隊の果たす役割も大きくなっていることから、これらにつきましても、今後十分に協議をしてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、各種特別職の報酬に関する質問にお答えいたします。

地方公務員は、大きく分けて一般職と特別職に分類され、役場職員などの一般職の職員以外は、すべて特別職の職員となります。地方公務員法では、特別職を8つに区分して定義しており、本町においては、町長や副町長、教育長、町議会議員、教育委員会や農業委員会などの行政委員会の委員、審議会等附属機関の委員、消防団員、さらには自治区長や公民館の部長部員をはじめとした嘱託員などが特別職にあたります。

おただしの、特別職の報酬の改定時期であります。平成18年4月に全面的な見直しが行われており、その際に行政委員会や審議会等の委員、自治区長、消防団員など、多くの非常勤特別職の報酬額が現在の額に改定されております。

次に、自治区長をはじめ、各種特別職の報酬額を見直す考えはないか、とのおただしにお答えいたします。

自治区長をはじめ、各種特別職の皆さんは、本町の行政運営や町勢伸展、さらには安全・安心の確保などに関し、大変重要な役割を担っていただいているところであります。また、現在の報酬額に改定されてから10年が経過し、社会経済状況も大きく変化してきていることや、本年4月に町三役及び町議会議員の報酬を見直したことから、非常勤特別職の報酬額についても見直しを検討する時期であると認識しております。

今後、全員協議会でご説明申し上げましたように、行財政改革のなかで、事務事業の見直しや使用料・手数料の見直しなどと併せ、他の町村の状況なども参考としながら、見直し作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まずですね、常日頃から活動をとおり、町民の生命と財産を守るため頑張

っていただいている西会津町の消防組織に加入されている団員、隊員の皆さんに深く感謝したいと思います。

まず最初の消防団員の入団状況についてですが、消防団に加入される方の人数はどのように推移されているのでしょうか。また、入団可能な方の人数等は把握しているのでしょうか。まずそこをお聞きいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

消防団の人数というご質問でございました。人数につきましては、ご答弁申し上げますとおおり、現在 411 名でございます。過去の推移ということでございますけれども、やはりこれも人口数に比例しまして減ってきているような状況でございます。今年度は 411 名、昨年度が 419 名、遡りますけれども、その前年が 414 名、その前年が 432 名と、若干の年度によってですね、ばらつきはありますけれども、ずっと減少していると、右肩下がりというような状況でございます。

入団可能数ということでございますけれども、やはり消防団、18 歳以上の方というふうに条例でうたわれております。それで、18 歳以上でありましても、男性の方で、その適齢期といいますか、18 歳以上で概ね 60 半ばくらいかなというふうには感じておりました、その人数もやはり人口に比例して少なくなってきておりました、やはり高齢化が進みまして、そのやはり適齢される年齢というのは、高齢化に伴って、またより一層その範囲が狭くなっているというようなことございまして、現在は、人口は 6,800 人ほどでございますけれども、男性が約半数で 3,300 人ぐらいいらっしゃいます。またそのうち、20 から 64、5 歳までといいますと、さらにその半分、1,600 人ほどというふうに把握はしてございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 わかりました。ちなみに、消防団員数が非常に減少しているということですが、女性は消防団に入団できるのでしょうか、お伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

条例上は、男性、女性という区分はございませんので、それは可能でございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 わかりました。じゃあ次の質問に移ります。消防団員確保への対策について、ここが一番大事なんですが、私が記憶している範囲では、加入している全団員に対して、2 回ほどたぶんアンケートを取っていると思うんですが、そのアンケートの内容にある問題点等を改善させる等、いままで対策を打ったとか、アンケートの内容を反映させたような事例がありましたら教えてください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

アンケート、過去に取らせていただきました。それで、今回もご答弁で申し上げましたように、この消防組織の見直しという部分で、26 年にアンケートを取らせていただきました。そのなかで、各種いろいろな声をいただいております。そのなかでも、やはりそのアンケートをもとに団員定数の見直し、あとは団員の確保、分団、部の統廃合、消防行事の見直し、団員資格の見直し等々、いろいろ課題が出てまいりました。それで、現在も引き続き検討会は開催をさせていただいておりますけれども、喫緊の課題であります団員定数の見直しという部分につきまして、このアンケートをもとに、今回の条例

を提案させていただいたところでございます。

なお、そのほかの部分につきましても、今後継続しながら検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 たぶんアンケートにいろいろ入団しない理由や、もっと消防団がよくなる答えというのはいっぱい入っていたと思うんですが、全国的に消防団に入らない人が確かに増えているんですね。各自治体においても、団員を確保するのにだいぶ苦慮していると聞きます。時代の流れというのもあると思うんですが、消防団に対する待遇面での問題も、1つの問題点としてあると思うんですね。そのなかでも、団員報酬見直すという考えはありますか。特に、私が調べた限りでは、出動手当、1回ね。出動手当にいたっては、26年前の平成2年から改定されていないんです。こういったことも含めて、報酬等、見直す考えかないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしのとおり、全国的な傾向として消防団員の確保が難しいという状況でございます。それで、おただしありました、これは全国的な調査でございますけれども、いろいろ人口規模によりまして、その団員数の人口比率というのがございます。全国的に1万未満の町村におきましては、団員数を人口の何パーセントを占めているかという平均値がございまして、3.44パーセントというのが全国的な平均で、1万人未満の人口に対する平均でございます。

それに対しまして、うちの町では、現在は5.99パーセントと、かなりいい状況でございます。これは過去からずっと西会津町の消防の人口比率は5パーセント台でずっと推移しておりまして、本当に加入につきましては、いい町村だというふうなお褒めをいただいているところでございます。

議員のご質問の団員報酬等の見直しという部分につきましても、総務課長がご答弁申し上げましたように、見直しから10年を経過しているということでございまして、今後その行財政改革のなかで見直しをしていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。ただ、問題点として、これ確かに報酬等もあると思うんですが、私が聞いた団員の意見のなかには、報酬だけではなくて、年2回の検閲、出初式、機械器具点検等あると思うんですが、特にその検閲ですね、ずばり申し上げて、長い式典に対して違和感を覚える団員も少なくはないと思うんです。そういった意見というのは、アンケートのなかにはなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

アンケートにつきましても、いろいろな、最後に自由記述というのがございまして、ご意見ございました。そのなかでも、やはり議員おっしゃいましたように、行事等につきましては、その時間ですとか内容を見直してくれというような質問はございました。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私も現場で見ていたんですが、直立不動で長時間の式典の最中に、体調を崩して倒れる方もいらっしゃいましたよね。それは男女ともにだったと思います。これも

1回、2回じゃなかったような気がするんですけども、いままでそういう体調を崩す、ボランティア活動で、しかも自分の日曜日を割いて出ている活動で、式典で、結局、倒れるような人が出ていることもあったんですけども、いままで対応等、もしくは対策、倒れたらどうするかではなくて、体調を崩さないような、例えば式典のもっていき方とか、そういうことは検討、もしくは対策として打たれなかったんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

例としておっしゃいました検閲時等の対応ということでございますけれども、先ずそのアフター的な対応につきましては、おっしゃいましたように、救急対応ということで、それはさせていただいておりますけれども、やはりその式典をどのようにもっていくかというような内容のご質問だと思いますけれども、やはり一つの式典、セレモニーということで、やはり順序といいますか、内容につきましては、やはりある程度の内容は盛り込んだ、やっぱり式典ということでございますので、その部分については、いままではその順序に従ってやってきましたが、やはりアンケートにもありました内容見直しという部分もありますので、今後において、一つの式典でございますので、やはり削れない部分、削れる部分というのは、見直せる部分というのはあるかと思っておりますけれども、その辺は十分、今後検討会のなかでお話し合いをしていただきながら、検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 確かなかなか言い難いことだと思います。ただ、先に私、事例を読み上げてよろしいでしょうか。これ私、インターネットから拾った記述なんですけど、ある消防団の、確か検閲だと思っておりますが、検閲であったワンシーンの紹介なんですけど、申し上げます。

消防団の催しはどれも素晴らしいものの、とにかく終わったあとの儀式が長すぎることは以前から指摘しております。炎天下に倒れた消防団員、儀礼の長さは本当にどうにかならないのか、今日の訓練もトータルでだいたい110分強だったのですが、70分程度に実際の訓練は終わり、残り40分は来賓やあいさつ、紹介、その他もろもろの方々がスピーチをして、全員の名前が紹介されたあと、消防関係の団体代表者も来賓あいさつを述べる順番になりまして、それが掲題の一言、この人はこういうふうなあいさつをしたんです。私の言いたいことは区長と一緒になので、あいせつは省略します。お疲れさまでした。この一言で来賓席は、この日初めての拍手喝采、なんだみんな心のうちで同じことを思っていたんじゃないですかと思った瞬間でした。

議員や来賓の一人ひとりの名前を紹介しないと失礼、それぞれの議員や代表や関係団体の代表にも花を持たせないとといういろいろ考えて主催者側はおこなっていると思うんですけど、なかなかやめられないというお話の一例でありましたが、私はこれ、やっぱり技術力、例えば消防団としてのスキルを維持するには、ある程度の訓練は必要だと思います。ですが、やっぱり削れるものは削って、例えばですが、式典の内容を見直して、地域の人に関心を持ってもらえるような、より実践的な検閲というのも考え方としてあると思うんですけど、どう思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員ただいま、ほかの自治体の例ということでお出しになったわけでございますけれども、やはり先ほどご答弁申し上げましたように、やはり検閲等、式典でございますの

で、本当になくなくてはならない部分と、やはりちょっと見直してもいいような部分というのがあるかと思しますので、それらにつきましては、今後、再度同じご答弁になりますけれども、検討会のなかで議題として協議をしていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしていただきたいと思います。その検討会に参加する際も、課長もたぶん参加するとは思いますが、やっぱりその場にいる、立っている消防団員の気持ちになって考えればよくわかると思います。本当に自分の仕事、生業を持ちながら、それでもその時間を割いて町の、町民の方々の生命財産を守るために頑張っている方です。なるべく効率的な、新しい、例えば検閲式や式典体系を見直すよう検討していただければありがたいと思います。

続いての質問に移りますが、女性消防隊、消防支援隊についてですが、消防支援隊や女性消防隊の活動の目的を、まず先にお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

女性消防隊、消防支援隊、ございますけれども、先ず女性消防隊につきまして、女性消防隊も消防支援隊も自主防災組織の1つというような位置付けでございまして、女性消防隊につきましては、特に予防消防、毎月10日の広報ですとか、そういった部分の予防消防、それで、支援隊のほうにつきましては、やはり日中、団員が勤務等で手薄な時間帯もございますので、その初期消火の援助というか、そういう活動ということになってございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ですよ。たぶん予防消防の啓発活動等に女性消防隊、先に女性消防隊のほうからお話ししますが、それを目的として組織された隊だと思うんですが、実際は女性消防隊は、検閲にも参加して、そのなかでは消防団と同じように訓練まで行い頑張って、今現在いただいていますよね。それで、またこれ一事例なんです、その予防消防、啓発活動だけでいいとは町のほうでうたっているかもしれませんが、その組織の方向性としてはうたっているかもしれませんが、実際は、私が調べた内容ですが、火災現場において自腹で飲み物を準備して、消化活動をしている人たちへふるまっている女性消防隊の方もいたんです。そのときは、消防団だけではなくて、消防署員にもふるまっていたんですが、その現場の方々から、命の水でした、本当にありがとうございましたと感謝されたそうです。また、夜の火災時、そこに私もいたんですが、炊き出しを行って、消火活動をやっている団員の方々に歩いて配っている、法被を着て、歩いて配っていただいている女性消防隊の方もいたんです。本当に私としては頭の下がる思いなんです、確かに活動内容、目的からすれば逸脱するのかもしれないんですが、そういった女性消防隊員の普段の活動に対して、費用弁償2千円のみというのは、ちょっと少なすぎるんじゃないのかなと思うんですが、また支援隊が、例えば、火災現場で初期消火ということでしたが、初期消火した場合というのは、報酬はないんですよ、お伺いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

はじめのご答弁でも申し上げましたとおり、支援隊の方につきましては、ございません。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この女性消防隊の費用弁償は、発足時はたぶん平成6年から変わっていないんですよ、22年前。これはやはりちょっと、あまりにも額が少なすぎると思うんです。先ほどいったような活動を一生懸命されている隊でございますので、そこはぜひちょっと早めに検討していただきたいなと思います。

また、ただ、隊として動いている分には、ある程度制約もあって、やれること、やれないことあるのかもしれないんですけれども、なかには、先ほど話たように、高い志を持って活動している女性もいらっしゃるんですね、女性隊員も。そういった方には、最初に質問しましたが、女性消防団等の受入組織があってもいいのではないかなんていう意見も、ある隊員の方からいただきました。もし団員となれば、活動内容は、私は見ていると、いまの団になってもいまの消防隊とほとんど変わらないような気がするんですが、いまの現在の待遇も改善されて、消防団の士気向上にもつながると思うんですが、いまそういったことを検討する時期にも入ったのではないんでしょうかと私は思うんですが、いかが思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

女性消防団というご質問でございますけれども、過去におきまして、その女性消防団、現在はうちの町では女性消防隊というようなことでございますけれども、であり。おっしゃいましたように、消防団に入れば報酬等は支給になりますが、やはりその活動内容は、現在はちょっと違いますけれども、やはりその検閲ですとか、出初めですとか、機械器具点検、いまいろいろな部門でまた女性消防隊よりも、より活動をやっていただくような形になるというふうに理解はしておりますが、やはり、やっていただく女性の皆さんの、現在の女性消防隊の皆さんのお話も今後お聞きしながら、本当に女性消防団がいいのか、現在の女性消防隊のほうがいいのかというのは、今後、話をしながら協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 同じ考えです。まったくそのとおりだと思います。やっぱり、これ一案でございますし、当の現場で対応にあたる女性の方々がどう考えているかをやっぱり聞かなければいけないと思うんです。ある隊の方のお話でしたけれども、女性消防隊に関しては、その家族の理解や協力が本当に必要だと言っていました。そういった意味でも、確かにいまの活動でも一生懸命やっておりますが、やっぱりやり甲斐持って、例えば消防活動をやってもらえるような方向を、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、参考までにですが、私、女性消防団ってどんなものなのかなと調べてみたんですが、全国的には増えている傾向なんですね。男性は減っているんですが、やっぱりいま、ウーマンパワーが強いというか、全国で2万2,747人、近隣市町村でやっているところあるのかなと探してみたんですが、ちょっと読み上げます。猪苗代4人、坂下14人、美里9人、若松6人、只見も確かいらっしゃると思います、女性消防団。そういったいまのような女性消防団というのは一つの考え方なので、強制ではありませんし、当の女性の意見をやっぱり一番尊重していただきたいと思いますが、彼女たちがやり甲斐を持ってやっていただけるように、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、支援隊に関しても、ボランティアでやっていただいておりますが、いざとなれば、初期消火とはいえ、やっぱり火災現場、危険な現場で頑張ってもらっていただくことになると思います。その方々への検討も、ぜひ、報酬等も含めて検討していただきたいなと

思います。

最後に、前向きに検討していただけますでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今回、冒頭申し上げましたように、検討会議をずっと26年から現在まで10回開催してございまして、いろいろな定数ですとか、福利厚生、いろいろな部分について、今後、あとやはり人数が少なくなってまいりましたので、部の統廃合等もありますので、引き続き、あと議員おっしゃいました女性消防団、女性消防隊、また支援隊のことにつきましても、今後その検討をですね、検討会のなかで協議していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 午前中に引き続き、午後もよろしく願いいたします。

午前中は課長に非常に前向きな答弁をいただいて、少し希望が持ててお昼ご飯を食べることができました。見直し作業を進めてまいるということでしたが、いつごろ、例えばいつごろまでにそういった素案や検討会の結果を出す方向でお考えなのか、もしあれば教えていただきたいと思っております。

午前中、消防、終わりましたので、失礼しました、各種特別職報酬について、よろしくお願ひします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 見直しの時期はというようなご質問にお答えをいたします。

答弁でも申し上げましたが、行財政改革のなかで、自治区長はじめ各種委員報酬の見直しは実施していくというようなお話を申し上げましたが、できるだけ早い時期に検討しまして、できるだけ早い時期に改定を行いたいというふうに考えてございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これから行財政改革を行っていくということですが、確かに人口がどんどん減っています。その期間が長くなれば長くなるほど、いまの負担のまま推移しますので、本当にできるだけ早く対応していただきたいなと思っております。

その報酬額なんですけれども、調べたんですが、だいたいほとんどが約10年前、平成18年の4月に確か改定になって現在にいたっていると思うんですが、その前の改定というのはいつだったか、もし分かれば教えていただきたいと思うんですが、お願ひします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

ただいま手持ちに資料がございまして、調べてみないとなんともお答えはできませんけれども、そんなに、今回10年、見直していないということですが、平成18年以前の見直しは、10年まではいっていないと思っております。なお、今回の見直しにつきましては、10年経ったから見直しをするということではございまして、今回、今後見直し作業をしまして、その後、社会経済情勢等に大きな変化があれば、それは10年しなくても見直ししていくというような町の考えでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継　　そうなんです、調べてみたところ、ほとんどが平成 18 年の 4 月に改定されていたので、てっきり私は 10 年経ったので、今回の改定かななんていうふうに思ったんですが、個人的には確かに 10 年という期間はあまりにも長すぎますし、それでは今後の人口減少が進むなかで対応が遅れてしまうと思います。その辺も含めて、今後はスパンという考え方ではなくて、やっぱりその時代、時代に合わせた対応をスピーディーにお願いしたいと思います。

また、その特別職報酬のなかで、2 番目に自治区長報酬についてなんですけれども、町民の意見のなかで、特に自治区に人がいない、あと高齢者が多い、力仕事ができる人がいない、維持しなければならない範囲、要は地域ですね、土地ですね、それが大きい等で、その穴埋めを自治区長さんが行っているところがありました。その区長報酬において、大きな自治区は戸数割手当がありますので、戸数割分の報酬がありますが、結局小さい自治区では戸数が少ないと、そうすると戸数割手当が少なくなってしまうんですね。この区長報酬が一律という現在のこの報酬体制というのは、これどうなんだろうね、要は大きな自治区さんとか、例えば人口が多い自治区であれば意見をどんどんどんどんあげられると思うんですが、小さい自治区というのは、なかなか何とかうちの代が頑張ればいかなんていうふうに、本当にボランティア精神で一生懸命やってもらっているんですが、私はこれ、何か一律という考え方はどうなのかなと思うんです。大変だと思うんですが、課長どうお考えでしょうか。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えをいたします。

本町の場合、自治区長報酬の算出基礎がございまして、1 自治区当たり均等割として 7 万 3 千円。それから、世帯割として 1 戸当たり 2,200 円の積算基礎でございまして。ですから、仮に 30 世帯の自治区がありましたら、13 万 9 千円が年額、区長報酬になります。県内いろんな市町村ございましてけれども、やっぱり本町のように均等割及び戸数割で自治区長報酬を積算している町村が圧倒的に多ございます。そのほかには、一律 1 自治区当たりいくらかと、定額の区長報酬を払っている市町村もございまして。さらには、いま、秦議員のほうからご質問ありましておおり、面積が広かったり、その維持管理、草刈りですとか、なかなか大変な部分を加味したような面積割ということで、その部分も算出根拠に入れている市町村も若干ではございますが、あります。

そのことから、いろいろ積算根拠はあろうかと思えますけれども、町として今後見直しのなかで、そういった部分も十分検討材料にしながら見直し作業を進めていきたいと考えてございます。

○議長　　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　　多くの自治区が均等割だということですが、だんだん西会津町の自治区においても、消滅危機に瀕しているような自治区もあります。そういった人たちは必死になっていま、小さい自治区なりに一生懸命、その自治区を一生懸命維持しようとして頑張っていると思います。私は、自分が住んでいるのが大きなところなので、なかなかそういった小さい自治区に住む人の苦労というのは、本当に親身になってわかるかどうかといたら、それは微妙ですが、でもやはり、そういった困っている人に目を向けた対策、例えば、その自治区長報酬に関してもそうですが、一律だったものをあげれば、それは簡単かもしれませんが、やはりそういった、なかなか声としてあがってこない困っている人たちの、小さな自治区に対しても目を向けた対応を私はしたほうがいいと思います。

他市町村は確かに、ほとんどそういうふう一律でやっているのではというのは分かり

ますが、西会津町は逆に言えば、先駆けてこういうことをやっていますよというふうに、ほかの市町村から、ああすごいなと思われるような対策を打つことも大事だと思うんです。それで、その際にもやはり、一生懸命、本当にもう辛い、大変な少ない人数のなかで自治区を維持している方々にもやっぱり目を向けて、報酬等の見直しもやっていただきたいなと思いますが、確かに積算する計算をどういうふうに式をつくらなければいけないとか、大変だと思いますが、ぜひ、そこら辺は一提案として取り上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

なかなか戸数が減ってきて、集落の維持がなかなかきつというような自治区もございます。町といたしましては、報酬の話は報酬の話として検討をしておりますし、集落の維持機能をいかに守っていくかといえますか、そういった面で集落支援員制度ですか、そういったものも町でやってございますので、そこらも含めて全体的に集落の維持機能、機能を維持するための施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 最後の質問になります。いま、自治区長報酬の例を1つ取り上げてお話ししましたが、それ以外の特別職の種類も多々あります。ほとんどとは言いませんが、なかには仕事を休んで、その特別職を町のためにやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。時給とか、時間換算で考えれば簡単かもしれませんが、やっぱりそういった現代の事情に合わせた積算方法を、ぜひ前向きに、しかも10年という長いスパンが空いていますので、そこら辺も鑑みた今回の報酬見直しも行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまほど秦議員がおっしゃるとおり、それぞれ事情に応じて、実態に合ったような形の見直しを今後進めてまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 以上、2点について質問しましたが、西会津町では本当に様々な方々が町を思って、自分のことを二の次にして、町を影ながら、日向ながら支えていただいています。目の前の対応も大切ですが、こういったいまの現状、ボランティア活動もそうですけれども、町を支えている人たちのその思いや考えというのを、次の人たちに受け継ぐことも大事だと思うんです。そういった受け継ぐ大切な方向性も維持しながら、町の対応をお願いしたいと思います。

西会津町の未来が明るくなることを祈りまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。今般、2つのテーマで質問を出しておりますので、順次質問してまいりたいと思います。

1つは、まちなかの整備についてという括りのなかで、2つ質問をしております。

1つは、本町野沢中央線は、路面と宅地に大きな段差や貨物車両などが通行する際に生ずる大きな振動と音などの不具合がある場所が多いようだが、今後、これらの解消に向けた考え方、方針について伺います。

もう1つは、本年度3月議会において、私の一般質問で、まちなみ景観づくりに対する町長の答弁では、いままでも取り組んできましたけれども、商店街、主に商店街にすれば、やっぱりシャッター通りをいかになくすかということとか、あるいは統一感のあるようなまちなみを、景観をつくってほしいと、こういうようなことと、くだりがありますが、まちなみ活性化に向けて具体的にどのようなことを実施してきたのか、また、今後どのようなことを実施していくのかを伺います。

次のテーマは、農業振興、雪室についてです。これも2つに分けて質問いたします。

本町には、雪室施設があるが、現在の活用状況と今後の農業振興のなかで、どのような利活用の方針なのかを伺います。

もう1つは、雪室施設の空調機器に不具合がみられるようですが、それは施設完成後、いつごろからなのか、これを修繕する計画があるのかを伺います。

以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、野沢まちなみ整備における本町野沢中央線についてお答えをいたします。

はじめに、車両の通行による振動と騒音は、下水道工事の際に道路と直角方向に掘削施工した箇所が、圧密沈下などでの段差が主な原因と思われまます。このことは、野沢各町内の町政懇談会の席でもご要望いただき、本町地区の一部をパッチ式の補修材で試験的に施工いたしました。その結果、効果が確認できましたので、今後はこの工法により順次、修繕をまいります。

次に、路面と宅地の段差は、路面の経年劣化を解消するため舗装を重ねたことが原因でございます。舗装を切削してのオーバーレイやその他の方法など、どのような工法が最良か検討いたしますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、野沢まちなみの整備についてのご質問にお答えいたします。

おただしの野沢まちなみにつきましては、人口減少や少子高齢化に伴う消費者の減少による商店街の衰退、空き家や空き地の増加、冬期間の雪処理など多くの課題を抱えております。

こうしたことから、町では野沢町内の再生に向け、野沢地区の商店や地域住民の皆さんの参加のもと、平成22年に、野沢まちなみ再生プロジェクトを立ち上げ、野沢まちなみの活性化に向けて、六斎市の開催や屋号の設置、まちなみマップの作成などに取り組み、また、プロジェクトで出された意見を盛込んだ野沢地区都市再生整備計画事業による公園整備や、上原地区への道路新設、商工会主催のイベントなどへの支援などを行ってきたところであります。

さらに、観光誘客の取り組みではありますが、道の駅との連携やふるさと自慢館の企画展示、旧越後街道を活用したイベントや宝探しイベント、コードF6などの取り組みにより、まちなみへの誘客を図ってまいりました。この結果、自慢館の利用者は平成26年度が約6千人、平成27年度が約9,400人、平成28年は8月末現在で約9,900人と年々増加しているとのことであります。

商工会におきましても、町内外からの誘客を図るため、自慢館における飲食ブースの設置やスタンプラリーの実施、にぎわいまつりとフォルクスワーゲン大集合の中央通りでの開催、さらに地域おこし協力隊と連携した土器を活用したイベントや展示会などを

通して、自慢館を起爆剤とした商店街の活性化に努めているとのことであります。

町としましては、ミネラル野菜の家の整備により、道の駅利用者の増加が図られ、町の観光施設や野沢まちなかへの誘客に向けた取り組みをさらに進めるとともに、野沢町内の地域づくり活動にも支援していきたいと考えております。

今後も、商工会をはじめ商店や地域の皆さんとの協議の場を持ちながら、野沢まちなかの活性化に向けた取り組みなどについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、雪室貯蔵施設についてお答えいたします。

雪室貯蔵施設は、利雪意識の高揚を図り、雪エネルギーを利用することを目的に、平成8年度、国の補助事業により整備したものでありまして、設置後は、身知不柿、オトメユリの球根、ソバ、米、りんご、日本酒などを貯蔵し、熟成や時期をずらした栽培・出荷などの実用化に向けた試験などを行ってきたところであります。

現在の利用状況についてであります。にんじん、そば、米、日本酒などが貯蔵されておりまして、平成27年度の実績で延べ235コンテナ、使用料は年額で9万2,680円の収入となっており、昨年度はそばの貯蔵で、また今年度は柳津町の農家からにんにくでの使用申請があるなど、町外の方にも利用されております。また、施設の維持管理経費としましては、電気料、雪室への集雪作業経費等で年間およそ15万円程度となっております。

今後の農業振興のなかでの利活用方針であります。雪室の特性であります。低温・多湿で保存することによる農作物の熟成や食味向上、長期保存、出荷調整等につきまして、農家の要望に応じながら対応していくほか、他県先進事例の取り組みなどを参考としながら、農林産物加工分野や民間企業での利用、雪に触れる体験を含めた利活用なども検討していく考えであります。

次に、雪室貯蔵施設の空調機器の不具合についてのご質問にお答えいたします。

本町の雪室貯蔵施設は、空調設備による湿度管理が可能な、強制循環型の雪室として整備し、利用してまいりましたが、平成16年の落雷被害によりまして、空調設備が使用できなくなりました。全国的には、本町のような強制循環型と、空調設備を整備せず、湿度管理を行わない、自然循環型の2種類があり、自然循環型の雪室では、日本酒などのように瓶や缶などの容器に入っていて湿度に影響されないものは、そのままの状態に貯蔵し、そばや米は個別にビニールに入れるなど湿度対策を行うことで利用が図られています。本町の雪室貯蔵施設におきましても、同様の対応とすることで利用が可能との判断から、これまで修繕は行ってはおりません。

修繕についてのご質問ですが、雪室貯蔵施設は建設から約20年が経過しております。この間の生活環境の変化により、各家庭では米の保冷库や冷凍専用庫等の普及が進んでいることや、現在の利用状態における費用対効果の面などから、現状の自然循環型の利用方法のなかで、活用していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 答弁いただきました。そのなかでですね、まずは、まちなか整備のほうから質問させていただきます。いま、答弁のなかで、六斎市というのが出てきたと思うんですが、そのなかで屋号を付けた、私もおぼろげに記憶にいま出てきたんですが、その当時の屋号とか、暖簾でしたか、そういった事業の推移がどういうふう、どこまでい

ってそれがいったん終了したとか、そういう流れ的なものをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 屋号の設置についてのご質問ですけれども、これは野沢まちなか再生プロジェクト、これが平成 22 年に設置されまして、第 1 期ということで、24 年 7 月まで 2 年間、1 期で活動しているわけですけれども、そのなかで、野沢地区のまちなか景観づくりというようなことで、いわゆる旧宿場町、そういったなかで屋号が使われていたということで、そういった屋号の持っている地域を対象に、そういう屋号を設置しようということになったんですけれども、実際には、一部町内で終わっていたというような、そういった状況かなということで、実際、枚数的には 8 枚というような結果で終わったということです。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 実質 8 枚で終了したということですね。まちなかでもですね、この話について、私ちらっと聞いた、近年聞いた話で、そこから、これをまた延伸するとか、そういうような話とかは出てこないのか、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

屋号の設置については、先ほども言いましたように、第 1 期の事業ということで、平成 22 年から 24 年の活動のなかで実施されまして、その後の委員会のなかでは、それを継続するというようなお話が出なかったということで、そこで、いまのところ打ち切ったのかなということでありますので、そういった状況であります。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 話が出なかったの、そこで一応終了したみたいな形だということで理解しました。

あと、いま、答弁の後段のほうで、ミネラルの家の整備により、まちなかにお客を誘致してくるんだというようなくだりがあったかと思うんですが、それは 3 月に質問したときにも、まちなか整備というもので、だいぶ町長とお話をしたんですが、やはり、これ町長にお聞きしたいんですが、前回同様、具体的に町長ご自身としては、公選で出てきて、政治的に自分はこのように、この町があってほしいという、そういった実施計画、実現うんぬんじゃなくて、ご自分のビジョン的なもの、描きのようなものが本当にあるのか、前回は町の人からの声ということで、答弁受けたと思うんですが、そのような自分のなかの心の描きというものがおありのなか、ないのか、改めてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 率直に言って、いま、野沢中央通りであれ、あるいは駅前通りであれですね、実際に歩いて楽しめるまちなか景観づくりがなされているかということ、私は決してそうではないというふうには思っています。じゃあどうしたら、これから具体的に人の流れを変えていくことができるか、このところが、これからの一番大きな課題であろうというふうに思っています。

まず、ポイントポイントのイベント開催とかですね、あるいは看板を設置したとかというだけで、これは本来のまちなか景観づくりと、まちなか再生には結びついていかないだろうというふうに思います。

それで、まず第 1 段として、先ずプロジェクトをつくりながら、若い人たちがまちな

か再生でいろいろ意見を出し合ってきたなかで、いわゆる宿場町を題材にした、宿場町づくりの取り組みをしようということで、宿場に関する看板を設置したり、越後街道であった昔のまちなかの交流について、支柱を立てたり、そういった取り組みを行ってまいりました。

同時に町として、まず公園整備を行っていかうということで、これは旧幼稚園跡地の公園整備もいま始まります。同時に、先般、ついこの間、まつりがありましたけれども、あの賑やかな野沢まつりが行われた場合に、やっぱり町の公的なトイレと駐車場が、やっぱり完備していないということについては、これは参加したいろんな多くの皆さんに、やっぱり不便をおかけしているなどという実感をしたわけでありますから、早急にこれは公衆トイレ、そしてやっぱり駐車場、買い物をするには駐車場、さらには商工会と一緒に取り組んできた公的なところの拠点となる施設、自慢館であったり、あるいは自慢館に設置したいろいろなブースを、これ食堂で、軽食堂で食べるところを行ったり、こういった面的なところを行ってまいりました。

これから必要とするのは、私は3つ掲げておきたいというふうに思います。1つは、統一性のあるまちなみをまずつくっていかうということで、これは屋号であったり、屋号が1つや2つでおさまるわけではないわけですから、同時に暖簾という形はまず取っていく、そうした統一性のあるものにもっとこれを行っていくことが必要だと。それから、歩いて楽しめるような風流、風景のあるまちなみを行っていききたいと。それはいま、行っておりますけれども、公園整備などについて、これは充実強化を図っていく。3つ目は、やっぱり無電柱化、電柱の配線を、電柱をなくしていききたいなというふうに思います。これは簡単なものではありませんけれども、都市計画のなかでしっかり対応できれば、狭いところでも無電柱化というものはこれからできてくるのではないかなと、それから路面の改良、これは当然やっていかなければなりませんし、これも計画的に来年度以降、計画をしていききたいなというふうに思います。同時にシャッター通りを新たな店舗として活用できないかということで、これは借りるとか、あるいは店舗をもっと活用できる方法を提案をするとか、そうしながら、シャッター通りを少なくしていく。

こういったことは、やっぱりただ町が音頭を取ればできるものでは決してありません。ここの景観条例というものをしっかり定めながら、これに協力をしていただけるような補助事業であり、町からの補助金、さらには商工会としての事業取り組み、そして町と、こういった計画をつくりながら、これは実際に、じゃあ何年計画で行っていくかということをしっかり定めて取り組んでいかなければならないというふうに思いますので、これはぜひ、来年度以降、しっかりとした計画をつくって対応してみたいなというふうに思います。

ただ、本町から新町橋まで一連のなかで、短期間でやるというのは非常に難しいわけですが、やっぱり部分的にそれを行いながら、継続した形を取って、全体的なまちなみをつくっていかうと、こういう取り組みをぜひやってみたいというふうに思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 前回3月では、回答いただけなかった部分について、再考いただけたのかなと、来年度以降、具体的に考えていきたいという回答で承っております。

そこで、同じジャンルのなかで、道路のほうにちょっとお話をを変えたいと思いますが、道路については、皆さんが本当、ご存じのとおり、オーバーレイで道路がかなり高くなっている。非常に不具合が多い。まちなかで商店街の方から、最近、特にいろいろお話

のなかで出るのが、歩行補助車が段差で動かなくなっちゃうというような事案がまれにあるんだと。あと、やはりつまずき、蓋がかけてある蓋のずれや、やっぱり微妙なもので、高齢化が進んでいるということもあるでしょうけれども、そういったことで、やはり在住の、いま、皆さん住んでいる方自身も不具合に感じている。

あと、自慢館の辺りでも目撃、私も見ていて、たまたま見ていたんですが、観光に来ていた方が、車が駐車してあると、避けるときにちょっとつまずく、一回側溝蓋の上から道路に出ていくときにつまずくというような、その方、転倒まではいたらなかったようですが、そういうような、いまの野沢まちなかの現状。

そして、私の原町地区でも、さっき言った振動等々、襖がガタガタいうくらい、いまは音が凄んだというのは、これは1年、2年前からの話ではなく、相当前から言われてきてました。それが本町地区の改修でオールクリアになるのか、ちょっと私、数年はそれで、フラットにすれば衝撃がなくて抑えられるのかなと思いますけれども、ただ、やはり町のなかの人たちが、前回言った私のストレスという単語のなかに、いつまで待ってればいいんだというストレスが皆さんお持ちだと思います。5年、10年も、既にそれ以前、ずっと皆さんそれに悩まされてきている。たぶん町長ご自身も直接お聞きになったことが何回か、訴えをお聞きになっていることと思いますけれども、やはりこれ、道路について、もしくは側溝蓋、そういったもの全体、道路構造物について、当然、いっぺんになんていうことは、本町から野沢中央線全部なんていうのは当然できっこないでしょう。でも、やはりさっき、町長が言っていた統一感のあるまちなみづくりのなかで、計画的に、できるところから計画的に進めていく、そして最終的にはゴール目指して、せめて路面を優先して仕上げ、最後は側溝なのか、ちょっと順番はわかりませんが、そういった計画を、やはりきちんと立てていく時期にきているのではないのかなと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の件ということでお答え申し上げたいと思います。

いま、議員おっしゃったように、確かに小さな段差、または老朽化によってどんどん上塗りをしてきたものですから、高さがだいぶ変わってきて、その点はかなり一番大きいのかなと思います。特にこの振動があったのは、ちょっとした段差によっても、舗装圧が大きいものですから、どうしても振動が大きく感じるということで、やはりそういう点はあるのかなと思います。

それで、この道路の小さな補修については、その都度対応したいと思いますが、大きなものについては、やはり補助事業の導入なり、あと、まちづくり全体の観点というのにも必要になってきますので、そういう点を加味しながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 全体を考えていくということで、いま、保育所、庁舎移転と、財政全体がどうだというのは、私もびたつとはわかりませんが、行く行くはやはりある程度きちんと、財政絡みで考えていく時期に、もう私はそろそろきているだろうと、私自身はそう思います。町の人もたぶん同じですね。どこに行ってもやっぱりその話が出る。であるならば、やはり町長ご自身もこの話をたぶん幾度となく町の方から受けていると思うんですが、町長ご自身としては、これをどのくらいの射程距離、5年後先とか、10年後先くらいには、もうきちんとした計画に成り立っているような姿に求めたいとか、そういう自分の考え方、方針があったらお聞かせいただきたいんですが。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほど言いましたように、まちなみ景観づくり、これに合わせて、やっぱりや
っていく必要があるだろうというふうに思いますので、来年以降、具体的にどういう計
画を持ってまちなかの、さっき言ったように道路、さらには側溝の問題もありますので、
これは示しているとおおり、側溝の、いわゆる高低差がどういうふうになっているかとい
うことも調査をするということになっておりますので、これらも含めながら、きちっと
した対応をつくっていきたいというふうに思います。

来年度以降のなかで、いま、後期5カ年計画に入っておりますので、3年ごとにロー
リングして、いろいろそのなかで、5年間のなかで、いわゆる緊急なもの、あるいはいま
、新たなこれからの事業計画で、どうしても必要なもの、あるいは地方創生で前倒し
しなければならないもの、いろいろありますので、来年以降、もっと事業精査をしてい
きたいなというふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 では、来年度以降、きちんとした整備をしていくんだと承っておきます。

それでは、次の農林振興、雪室についてお伺いします。答弁のなかで、実用化に向け
た試験を行ったということでお話がありましたが、具体的にその試験をやった銘柄、各
銘柄で、皆さん利用者の主な感想、使用感想というんですか、使用したときの感想なり
状況なりをまとめているものがあれば、お聞かせいただきたいんですが、よろしくお願
いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど答弁のなかでも申し上げましたとおおり、雪室貯蔵施設は整備後20年が経過し
ております。いま、手元には、当時、平成9年から実際に試験実用が始まりまして、そ
の当時、試験した結果というのは手元には持っておりませんが、伝え聞いておるところ
によりますと、やはり強制循環型という形で湿気がないときの状態と違いまして、現在
は、自然循環型で湿気が伴うということもありまして、その湿気に伴って農作物が傷む
というようなことが言われております。

ですので、先ほど申し上げましたとおおり、そばや米を使う場合には、個別にビニール
に入れる等々でやってはおるところではございますが、例えば漬物、大根の漬物なのかも
最近やったんですけれども、大根だったり、そういった漬物だったり、あとはそうい
った根菜類なんかの部分、袋に入れてというようなやり方をやっておりませんので、
どうしても長期間入れますと、だんだん腐食が進むというような実態にはなっておりま
す。

以上であります。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 率直な内容で、私も、だろくなと納得しました。しかし、答弁でも、この
ままでいくんだというようなご回答であったかと思いますが、私が思うに、答弁のなか
で、これからさらに活用していくんだという答弁が含まれていたかと思うんですが、こ
れから活用していくんだと、さらに振興していくんだという考え方のなかで、空調は壊
れたままでもいいんだ、多湿で利用できるスタイルにしてやるんだというお答えなんだ
ろうと思いますけれども、ちょっと私、空調の機器がどういうものなのかわかりませ
んが、一定のレベルに調整ができる、パーセンテージが調整できるものなのか、ちょ
っと内容わかりませんが、ある程度調整が可能な、何段階かに調整可能な機器であるならば、

やはり利用者の、そして今後ミネラルを普及していったって、出荷時期を多少遅らせる、そういった全体の流れを考えていくと、私は雪室の有効利用しかないのかなと、昨今思っていました。

であるならば、やはりきちんと空調機器を整備して、利用者に満足いただけるような、そして利用料をいただく、そういうような、やはり利用を考えていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

当時の整備した状況によりますと、補助冷却設備としまして、低温用エアコンを2台整備しております。この2台のエアコンによりまして、庫内の湿度をだいたい85パーセント程度まで抑えるというような当初の状況でございました。何もしなければ、雪解けが進みますので、庫内の湿度は90パーセント以上、限りなく100に近くなるわけですが、これを抑えるための保冷库、エアコンということでしたが、この野菜の貯蔵庫につきましては、2つに分かれておりまして、1つの面積がだいたい54平米あります。それ掛ける高さ4.5メートルということで、畳にしましたらば、30帖みたいな、部屋が高さ4.5メートルで30帖の部屋が2つあると、これに対してのエアコンを設置するということになりますと、相当な金額が見込まれるというふうに考えております。

そこで、私ども、先ほど答弁申し上げましたように、そのエアコンが故障してから10年以上が経過しているわけではありますが、現状の自然循環型の利用方法のなかで、ここ12年ほどは利用してきたわけでございます。今後の利活用のなかでは、そういった意味も含めまして、現状の利用のなかでできる範囲でやっていくことが現実的ではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、この現状の利用のなかで、先ほどもちょっと触れましたような形で、例えば、これから農林産物が加工の部分の一時的な貯蔵であったり、それから、雪の触る体験ですとか、そういった交流事業への活用だったり、そういった部分で、別な部分でも活用方法が見込まれておりますので、当面は現状の部分での対応ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 骨子はだいたいわかります。しかしながら、1つだけまだ納得できないのが、ビニールに入れて、お米、そういったものを入れてみて、具体的には利用者の感想というか、ものがどうであったのか、その部分は直近のことなので、たぶんデータがあるかと思うんですが、そこはどうなっているんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

ビニールに入れてということで、一番多く使われていますのは、そばです。そばは毎年のように、だいたい3社、町内外3社から要望がありまして入れておりまして、それはだいたい1年程度で出すようなことでありますので、そういった湿度の管理をすれば十分に活用できているというのが実績であっております。

一方で、米についてであります。これは実はですね、1年程度の利用はいままでも過去ありました。今回、実施しておりますのは、雪中貯蔵米、雪室貯蔵米みたいな形で、1年ではなくて、2年目、3年目貯蔵したらどうなるかというような試験を町内の農家の方が現在されております。まだ2年目に入ったところでありますので、その結果については出ておりませんが、そういった試験活用もされておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 まだデータが、米についてははっきり出てこないということであるわけなんです。であれば、まだいまのところ当面、このスタイルで、ちょっと言い方悪いですが、壊れたままで、現行の姿でいくと、それについては納得しました。でも、これもまた今後ですね、先のあることなので、またいつかこの部分についてはお伺いしたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。6番、猪俣常三です。今次の議会は、決算議会ともいわれ、町民の生活に関わる重要な課題について、9月定例議会において一般質問してまいりたいと思います。

はじめに、先般、8月30日から31日にかけて、東北地方、北海道をおそった台風10号の通過により、突風や大雨による各地区、記録的な大洪水になり、道路や橋が決壊し、孤立した集落や、災害弱者である福祉施設等が濁流にみまわれ、予想を上回る災害となり、異常気象のもたらす力の恐ろしさを感じたところでございます。合わせて、被災に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々には心より哀悼の意をささげ、ご冥福をお祈り申し上げるところでございます。

本町においては、幸いにしてこのたびの台風10号による被害は免れましたが、平日頃から防災意識を持って備えておく必要があると感じたところであります。本町では、町縦貫道路の橋立3号橋の橋梁上部が架けられ、道路改良工事も進められ、いよいよ県代行事業により、新橋屋橋の橋梁上部工事が再開されようとしています。また同時に、県道樟山バイパスに、橋梁上部が架けられました。さらには平成29年4月開所に向けて、認定こどもの保育所の本体工事も進められています。道の駅にはミネラル野菜の家がオープンして、誘客に努め、本町のまちづくりが着々と進められております。

さて、通告に従い順次、道路網の整備についてから伺ってまいりたいと思います。

本町には、国道、県道、町道が網羅しております。維持管理は容易ではありませんが、減災や防災などの面から整備をすることが望まれます。町民の皆さんの生活道路として利活用されることは大切と考えます。

そこで伺います。過般、平成26年9月の議会に、地域間を結ぶ幹線道路について一般質問をいたしました。その後、どのように整備計画に進められているのかお伺いをしてまいりたいと思います。

1つ目は、県道上郷下野尻線のなぎの平から樟山バイパス入口までの改良工事計画について、町が県に対して、どのように要望しているのか、また進捗状況をお伺いいたします。

2つ目は、県道上郷下野尻線の新村・平明間において、急カーブや狭隘箇所があり、いまだに改良されていない状況であります。県に改良工事計画はあるのか、また、町として要望している内容を、併せてお伺いをしてまいりたいと思います。

3つ目は、重要路線と位置付けされている縦貫道路のうち、中町工区については、ほぼ決まっているとの答弁であったが、その後の整備計画と進捗状況をお伺いいたします。また、中町峠においては、断続的に地面が盛り上がり、再々改良工事がなされております。このほどボーリング調査が行われておりますが、今後、県の整備計画や町の要望についてお伺いをいたします。

次に、マイナンバーカードについてお伺いいたします。国は行政手続きを簡単にすることや、民間カード会社のポイントをマイナンバーカードに貯めるサービスなどを進めるとしておりますが、現段階でマイナンバーカードを利用することのメリットは限られている実情であります。

そこで、平成28年1月から運用が始まり、身分証明書などに使えるマイナンバーカードの県内の申請者は約16万4千人を超えた程度になっております。申請率にして8.6パーセントにとどまっていることから、お伺いをいたします。

1つ目は、本町の申請率はどの程度でしょうか。年代別のパーセンテージはどのくらいかお伺いいたします。

2つ目は、本町において、どのようにしてマイナンバーカードの啓蒙を行ってきたのかお伺いいたします。

次に、ケーブルテレビによる情報提供についてお伺いいたします。本町において、町民の情報提供手段としてケーブルテレビや防災無線がありますが、活用と改善についてお伺いをいたします。

1つ目は、平成28年8月の29日、午後11時30分、本町の防災無線から台風10号に伴う大雨洪水警報等が放送されました。ケーブルテレビでは何も情報提供はされませんでした。文字放送等で情報提供ができるようにすべきではないかお伺いをいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは道路網の整備についてお答えをいたします。

道路網の整備は、安全安心な町民生活を支える社会資本整備として、町の重点施策に据えて積極的に推進しております。このうち、県道の改良につきましては、毎年開催している喜多方建設事務所の地域課題検討会をはじめ、あらゆる機会を捉えながら、重点箇所を明示して要望をしているところであります。

そのなかでも、奥川から新郷を経由し、野沢を結ぶ、いわゆる町縦貫道路の整備は、要望事項の最重点事業に位置付け、1年でも早い完成を目指して要望をして取り組んでまいりました。県においては、町の意向を十分に考慮して進めていただいております。橋屋橋整備のほか、上郷下野尻線の樟山バイパス改築事業は、順調に進捗しているところであります。上郷下野尻線と町道野沢柴崎線との接合部である、なぎの平工区も、用地を確保でき次第、早期に着工したいとのことであります。

ご質問のありました県道上郷下野尻線の石坂峠と新村平明間につきましても、早期に実施していただくよう、強く要望をしているところであります。

次に、県道奥川新郷線の中町工区については、上郷下野尻線の樟山バイパスの完成を視野に入れながら、次の施工箇所として準備を進めているとのことであります。また、中町峠付近のボーリングは、県が地質を調査するために実施しているものであります。当該地は、議員もご承知のとおり、地滑りによる段差ができていることから、町としては、交通の安全性確保と住民の不安解消のために、抜本的な対策を構ずるよう県に強く要望をしているところであります。現在、この地質調査等により、対策工事の準備を進めているとのことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問については、担当課長に答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、はじめにマイナンバーカードに

ついてお答えいたします。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、社会保障や税及び災害対策分野における行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されました。その後、希望者には、マイナンバーカードの交付が開始されたところであります。マイナンバーカードは、身分証明書や e-Tax などの電子申請などに使用され、今後、国の利用拡大も検討されているところであります。

マイナンバーカードの周知につきましては、これまで町広報紙や、ケーブルテレビを通して、町民の皆さんにその内容について説明をまいりました。また、説明を希望される方々に出前講座を開催し、自治区やサロン、企業など 18 の団体を対象に実施したところであります。

本町のマイナンバーカードの申請率につきましては 8 月 31 日現在、454 人の申請があり、町全体の 6.66 パーセントとなっております。年代別では、60 代が 122 人と一番多く、9.76 パーセントの申請率であります。また、50 代から 80 代の申請人数が大半を占めておまして、342 人で全体の 75 パーセントとなっております。

今後も、町民の皆さんに制度の内容を理解していただけるよう、制度周知に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、ケーブルテレビによる情報提供についてお答えいたします。

去る 8 月 29 日の台風 10 号に伴う大雨洪水警報の発令時におきまして、全国瞬時警報システム、通称 Jアラートとの連動により、防災行政無線による音声放送がなされたところであります。その後、ケーブルテレビでは、午後 11 時 30 分より自主放送のなかで、気象情報を放送したところでありますが、文字放送は放送されませんでした。

今後におきましては、迅速で、よりわかりやすい情報を提供するため、Jアラートと連動したケーブルテレビでの文字放送として、緊急 L 字放送を放送してまいります。今後も、防災行政無線やケーブルテレビ等を活用し、速やかな情報提供に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、再質問に移らせていただきます。先ほど町長より詳細にご説明をいただきました。そのとおりだと思います。私は、この上郷下野尻線の県道についての、できるだけ早く工事が進められれば、すごくいいのではないのかなと、こんなふうに住民の方からもいろいろ話を聞いておりました関係上、一日でも、1 分 1 秒でも早く、その工事にたどり着いてほしいという願いで、いま、質問をさせていただいているわけです。

そのなかで、石坂峠の、この付近の工事もある条件が整うということであって、工事に進むというお話を聞いて、一応の安堵感を受けたところでありまして、さらに 1 歩、2 歩進めていただいて、石坂峠から、これから新しく樟山バイパスの入り口までの、このルートで、できるだけ最短距離で結ばれるようなお考えがあるのか、ないのかを、県におただしをさせていただいているかどうか、そこを確認してみたいと思っておりますので、お答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

先ほど答弁のなかでも、町長から申し上げましたように、県道につきましては、喜多方建設事務所が担当しておりますので、地域課題検討会ということで、毎年春に要望の

一覧をあげながら、内容を説明して要望しているところでございます。そういった際にも、口頭でも要望しておりまして、そういう形で機会を捉えながらお話をしている状況です。

ただ、先ほど答弁にもございましたように、現在、着工している区間が結構数がございまして、やはりどこかこう終わっていかないと、なかなか次に手は出せないというのが県の状況でございまして、なお、県も国からの交付金を利用しながらやっておりますので、そういう状況だということでご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容、よくわかりました。敢えてこのところというのは、以前、26年の9月にもお話申し上げましたとおり、なかなか緩やかなようで急勾配なんだというのがございます。その関係上、やっぱり地元の方々も、ここをやっぱり直してもらえると一番いいのだがという話も聞きます。そういうことで、できるのかな、できないのかなという不安があったということでありまして、最終的にもう一度お尋ねを申し上げたということで、今回、質問させていただいたわけでありまして。そういうことで、課長、ご理解いただけたでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町からの要望ということで、先ほど申し上げましたように、町の縦貫道路ということで、奥川、新郷、野沢、ここを1つの路線という形で、県のほうでは道路を考えております。そういったなかで、いまとにかく橋屋橋、樟山、先ほど申し上げましたように、次は、いよいよ中町という形で順々になっていくなかにおいて、石坂峠については、県のほうにも、こちらのほうで要望をあげておりますが、県としても将来的な形でということで考えておりますので、すぐという形ではないので、そこだけはちょっとご理解いただきたいと思います。そういうことで、県も順々にやっているという状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。できるだけ、私もそういう内容で、聞かれた場合については説明をしてまいりたいとは思っています。町の要望の努力をお願いをしたいと思っております。

2番目のところに移りますけれども、新村平明線の関係でございます。このところに、当初は地権者の関係と、あるいは登記関係があつて、ということでもございましたので、なかなか先に進まないということでありました。その後、いろいろ話を聞いてみますと、何らかの方法はできるのではないかと、町にいろいろと要望をしてみようと、おそらく町もいろいろと登記上のことの内容についてもアドバイスをされていることでもあろうかなと、こんなふうにも考えてのこととお伺いするわけですが、そういったところを含めて、この一定程度の目安がついているのかどうかの、町としての情報はどの程度まで掴んでいるか、お答えいただければと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

この上郷下野尻線の、いわゆる樟山から先、新村、平明、ずっと路線的にかなり屈曲があり、また勾配がきついという区間が多数ございます。今回、猪俣議員から出されましたのは、新村と平明間ということで、かつて土地の関係、用地の関係で、ちょっと一時、止まっていたというような事情がございます。その後、県に確認したところ、なかなか目立った進捗はないということでもございまして、ただ、この路線については、そ

ういう箇所が数箇所あるものですから、その全体を見ながら、やはり緊急性なり、あと、そういった面でするところから工区については手を付けていきたいというような考えだそうであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 確かにそういう問題は聞いているんですが、平明のところの箇所については、ではどの程度まで情報をつかんでおられるかお知らせいただけますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 どの程度と言われましても、私もちょっとこの場で細かな資料もございませんし、県からも、そんなに細かい形ではお話はきておりませんが、路線全体のなかで、こうこうこういう状況になっていますということで、こちらの要望を申し上げたなかでの返答でございますので、具体的にどうこうと言われましても、この場ではなかなか返答いたしかねるという状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ある程度の話をついてはみた情報では、何とか土地の問題については、ある程度集落にお任せするとか、というようなお話もあるそうです。ただ、相続的なそういう手続き上、どういうふうになっているかは確認をしていただかなければならないんだろうと思いますので、そういったところを踏まえて先に進めていただけるような方法は考えられないものなのか、もう一度そこをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 県道の整備ですので、基本的には県のほうが施工するというのでございますが、そういった用地の関係、特に相続関係、ここだけではなく、各地、結構いろいろ広がっている箇所がございます。そういった点からは、県のものではございますが、町のほうも協力をしながら、連携を強く持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのように、町の協力をお願いしない限りは、おそらく前に進まないだろうと、こんなふうに思いますので、その心構えでお願いしたいと思います。

そこに、新村と平明のところの、いま、土砂が、土嚢が13個くらい横たわっているんですけども、あそこ法面がおそらく崩れたりしている箇所があるんですが、このところの部分に関連してお聞かせいただきたいと思います。いずれにせよ、あそこの道路を修理する際、あるいは改良する際、当然その部分が触ってくるだろうと思いますので、県にあるのか、町にあるのか、そこら辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 どの箇所なのか、私も具体的になかなかわからないところがありまして、ただあの箇所については、結構、上から土砂が崩れてくる箇所が結構数箇所ございまして、その都度、県のほうでは、1トン土嚢ですが、それをいっぱい積んで、崩れないようにやって、それがあつ程度済んでから、防護柵なり、そういう防護のものをやるようなことで考えているということで聞き及んでいるところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねするわけです。そのところの県なのか、町が工事を行って、修繕、改良しなければならないのかをお尋ねする。そのところをお聞かせいただきたいんです。

○議長 地滑りの工事なのか、道路の工事なのか、はっきりしてください。

関連といったって、道路は県だし、地滑りは町に分だから。

○猪俣常三 法面なんですよ。

じゃあちょっとそこに付け加えますと、上に堰が通っているということが1つあるんだそうですが、その下の法面が県道にきているという、そこで13個くらいの大きな土嚢で止めているという、それがいまだに改良、あるいは修繕されていないということであって、いつやってくれるのということなので、そこを確認していこうということで、おただしをさせていただいているわけです。もしわかったらお答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 具体的なお質問でございまして、いまの話聞いて、また、ちょっと状況を聞きましたら、県道の法面で、その上に水路があるということでございます。その水路から下が崩れてこないように、県道としては土嚢を積んで防いでいるということでございます。かなり具体的な内容でございますので、ちょっとここでどう回答するよりも、むしろ県と話をしながら、今後の対策については検討していきたいというふうに考えます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 だいたい内容の部分は理解していただいたらうというふうには思います。できるだけそのように県との協議をしながら、早く工事を行っていただいて、きれいな道路にしていいただければと、あるいはまた、法面もきれいにしていいただく、また上の堰みたいところが決壊しているのではとすれば、それらも地域の負担をいただいてやっていただくなり、何らかの方法を取っていただくことが一番大事なことでないんだらうかなと、こんなふうに思いますので、再度そのところを要望しておきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 県とのいろんな町の要望事項の協議の、いろんな箇所を総合的に話し合う場が毎回あるんです。そこで、重点要望としては、先ほど言ったようなところでありますが、今後どうしても、この何箇所も西会津で何十箇所も県で対応できませんので、そこで順位付けをしながら、いま、対応しているわけです。そのなかで、いま、やっぱり中町工区を、次の、なぎの平事業が終わったならば、そっちのほうに振り向けていきたいということで県が了解をしています。同時に、やっぱり県道の高目までの道路のなかで、最大の課題というのは、いま、議員から話ありましたように、平明のあのカーブの問題だということで、これも町の重点要望のなかで、実は話をしております、県のほうでもいろいろ対応したい。そのなかでいろんな土地の問題は、これは先ず町も県も一緒になって取り組むという確認もしておりますので、そういったことですから、県だけに押し付けるとか、あるいは町は知らないというのではなくて、それは合わせ一体のものとして取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、いま、なぎの平のあの入口の林の部分も、まさに土地との関係でいろいろありますが、ここも協議をしているところであります。

ですから、やっぱり町が要望した以上は、町も責任を持って対応すると。それで、緊急性の高いところは、県でもやっぱりそれに合わせて対応しているんです。というのは、あの地滑りによって道路が上がったり、盛ったりされたところについては、さっそく対応しておりますし、いま、平明に行く途中の沢の土嚢を積んでいる場所についても、これは県道にこないため、土砂崩れのための緊急的措置として対応しているわけですから、それが緊急に、その部分が土砂災害で崩れるというようなことであれば、こ

それはしっかり町のほうの事業であれば町で対応しなければなりませんし、あるいは県
の関係であれば県のほうにも緊急性の高い場合については、十分調査をしていただく
というようなことで取り組みをさせていただくということで進めていきたいと思いま
すので、今後、いろんな箇所については、把握している部分については、責任を持って
対応していきたいというふうに思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳しく町長のほうから答弁をいただきました。その場合の上にある堰、堰
というのがあって、これが本当に町のほうでやらなければいけない部分として関連して
くるのだとすれば、どのように考えているのか、そのところだけを聞かせてください。
いまの説明は、町長の説明は十分もう理解できましたから。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 堰ということで、よく調べてから本当はご答弁申し上げるところなん
ですが、その堰の所有者が、基本的には災害であれば、その所有者が基本的には直して
いただくということでございまして、災害であれば、ご存じのように、受益者負担をい
ただきながらそこは直すというような形になろうかなというふうに思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容はそういうところでございまして、いい方向付けができれば、県の問
題もあれば、町の管轄であればということがあるとすれば、そこら辺のところを精査し
ていただきたいと、こんなふうに要望しておきたいと思えます。

それから、中町工区のほうの方面に移りますが、このところは、住民の皆さんから
申し上げると、予備設計では、道路は通ってところはほぼ決まっているというご回答
はいただいて、わかってはいるんですけども、その後、どのように進められているの
かなということ、本当にできるのかな、できないのかなという不安と、そういう入り
混じっている部分があって、どのように進めているか。ところが先ほど町長からのお話
を承りまして、いま、そちらのほうにこれから傾注していくんだよという話を聞かされ
ましたが、予備設計からその先、どのように進んでいるのか、そこら辺のところをわか
る範囲内でお答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 県道奥川新郷線の中町工区のお話でございまして。議員おっしゃったよ
うに、ここについては、予備設計とおっしゃいましたが、実際にこういうルートで行く
んですよという図面をお示ししながら、地元にも説明を確かしたはずでございまして。そ
の後、県といたしましては、地質の調査なり、そういう諸調査をずっと進めておりまし
て、設計のほうによいよ入っていききたいというようなお話をうかがっているところ
でございまして。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1つのルートは決められているということになれば、それに進めていって
もらいたいということ、町からの強い要望をしてもらいたいと、こんなふうにも
思います。さらに、1歩、2歩と前に進めていただきたいと、こんなふうに念じて止
まないわけでありまして。

それから、中町峠の関連に、ボーリングが今現在、調査作業が行われているというこ
とで、先ほど町長の説明のなかでも、地質調査に入っていますよということでもありますか
ら、ここは確かに地滑りだということ、特に設計の変更はないのかどうかだけお聞か
せいただきたいと思えます。設計ということは、ここは難しいから別なほうにルートを

変えざるを得ないとか、そういうことがあるのかないのかだけ聞かせてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 奥川新郷線の中町の段差ができた箇所でございますが、先ほどご答弁のなかでも、ちょっと申し上げたんですが、ボーリングは地質を調査するということで現在行っております。そういったなかで、ある程度その地滑りが、県としてはある程度全容がわかってきたということで、そういうわかったなかで、今後、いよいよ設計等やっていくわけでございまして、そのなかで、現在の場所でいいのか、それとも少し振らなければいけないのか、それについては、今後、県のほうで調査をしながら進めていくということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 技術だって最高の技術もあるわけですから、そういった技術を先ず使っていただいて、立派なものをつくっていただけるということを、先ずご期待を申し上げておきたいと思います。

テーマを変えてまいります。マイナンバーカードのほうに移りますけれども、特に私の知っている範囲内でいろいろな話を聞いたときには、いや、身分証明書は免許証があるから、運転免許証があるから、あるいは保険証があるから、あるいはいろんな健康保険証があるから、十分足りるんだけど、じゃあこの身分証明書というのをマイナンバーカードを持っていて、何が得するの、得しないのというようなことが聞かされて、特にいま、メリットというのはないみたいなんですけれどもという話なんです。ところが、これは国の制度ですから、この国のマイナンバーカード制度ですので、何らかのメリットもないわけではないんですが、そういうことからお尋ねをしたわけでありまして。

いま、今回、このように60代の方々、あるいは50代から80代の方々、40何十人という方々が、それぞれの身分証明書に代わるマイナンバーカードをお取りになっておられる。454名といたら結構いらっしゃるわけです。今後、これらの国の制度が、これから町のほうへ、こういうことがありますよといった際に、もっともっと普及されていくようなことというのは出てくるかとは思いますが、その際、町として、もっともっとやらなければならないのは、免許証を持っている方はいいんですけれども、高齢者の方なんかは、特に免許証なんかいない方もいらっしゃるわけです。そういう際に、どのようなお考えであるかをお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

マイナンバーカードの申請につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、454名ということでございます。その利用につきましては、身分証明書や電子申告、税の電子申告、e-TAX等での利用ができるというようなことございまして、国においても、順次その利用については拡大をしていきたいということでございますので、その内容が市町村のほうにもお知らせいただければ、また町民の皆さまのほうにも啓蒙は図っていききたいというふうを考えてございます。

先ほど猪俣議員、保険証の身分証明書ということでございましたけれども、基本的に身分証明書は写真等が入ったものになりますので、運転免許証とかにはなりませんけれども、このマイナンバーカードももちろん写真が入っておりますので、なります。ただ、保険証等は写真が入っておりませんので、一応身分証明という形にはならないことになろうかと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。そのなかで、啓蒙する際についても、スマートだとか、あるいはパソコンとか、申請された場合についての対応はどのように考えておられますか。申請されてくる方々についての対応。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今現在、マイナンバー通知カードをいただきまして、それによってマイナンバーカードを申請したいという方につきましては、スマートフォン、パソコン等を利用した申請。あとは、町役場の窓口での申請というふうに、2通りございまして、郵便申請もございまして、そのいずれの方法につきましても、一度は町の窓口のほうを、交付の際、申請の際、一応通ることになります。それで、前に一度おただしもいただきましたけれども、例えば写真等が、撮影が困難なお年寄りの方につきましては、窓口のほうでその写真のほうを撮らせていただいたり、皆さまのお役に立てるように窓口のほうでもやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 本当に些細なことかもしれませんが。本当に写真を撮っていただく方なんか、面倒だというような方がいらっしゃるようでしたから、役場さんのほうで、町側のほうでそういったサービスができればありがたいのかなと、こんなふうに思いますので、そこら辺のところは要望しておきたいと思います。これは国の制度の問題なので、この程度に控えさせていただきたいと思います。

次、ケーブルテレビによる情報提供のほうに話題を変えたいと思います。まず、1つは、公社に管理指定ということになっておりましたと記憶しておりますが、その後、町といろいろ協定を結んでおられるとは思いますが、あるか、ないか。協定はあるのかなのかということだけ、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 いまご質問では公社というようなお話ですけれども、いま、ケーブルテレビを運営しているのは、一般社団法人ケーブルネットという社団法人でございますので、先ずそこをご認識いただきたいなと思います。

いま、社団法人ケーブルネットには、ケーブルテレビの運営事業ということで、指定管理者として管理運営業務を委託しているというような状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、町とその事業指定者との間で協定は何か交わされているかということ。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

ケーブルネットとは、指定管理者として指定管理の受託者、われわれは委託者、ケーブルネットは受託者ということで、指定管理の契約を結んでいるということでございます。

災害情報とか、そういった気象情報に関しての情報提供ということですが、その指定管理の業務の内訳のなかには、当然、災害情報とか、気象情報を提供するというような契約もなかには業務内容として入っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それはちゃんと入っていますよという解釈でよろしいんですね。

それでは、今回、午後 11 時 30 分に放送されました中身が、ケーブルテレビのほうで情報提供はされなかったと、その点はどのようにご解釈されますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 8月29日の11時30分にJアラートで気象警報が出されたときに、ケーブルテレビの放送でございますけれども、ケーブルテレビに確認しましたところ、その日はちょうど11時半から、自主放送のなかで、いわゆる民間気象会社、ウェザーニュースですけれども、そのちょうど気象情報が流されておりまして、そのなかで警報の状況とか、それから台風の情報とか、また西会津の今後の気象情報というか、ピンポイントですけれども、それが流されていたということで、いわゆる文字情報は流しておりませんでしたけれども、そういった気象情報が流れていたということで、対応したというようなことでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあそのテレビの画面に、上辺りに文字でさあ一つと表示するということはできるんでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

上に表示されるというのが、いわゆる緊急L字放送という文字情報でありまして、その文字情報は、今回、提供されずに、その民間会社のウェザーニュースの気象情報で対応したというような内容でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ11時30分になぜできなかったのかということだけお答えください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、11時半から、ちょうど民間会社の気象情報が流されておりましたので、それで対応させていただいたということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜ私、これを言うのかというと、放送は放送で流れていても、よく聞こえないという部分があって、じゃあケーブルテレビを見れば、流れているでしょうというのがあったために、流れていないが出たわけです。だから、いま、話を聞くと、流すことはできるとこう言っているわけですよ。だったら、11時30分ころだったら、同時放送くらい字幕でできなかったですかとこう言っているわけ。じゃあ、職員の方のほうから、ケーブルテレビのほうにいまこうやって放送しますし、流してくださいねという連絡が報連相ごとくに言っていたら、できたんではなかったんですか。それに答えてください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 気象情報につきましては、ケーブルテレビに、先ほども言いましたように、業務委託いたしまして、情報の提供などについてはケーブルネットの責任のもとに情報、テレビで放送しているというような状況でございます。

そのなかで、今回ケーブルネットとしては、民間の気象会社がそういった情報を提供していたということで、文字情報までは出さなかったというような判断で、今回はそういう緊急時の放送はしなかったというようなことでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

- 猪俣常三　いま、課長がお話し申し上げていただいたなかでも、できるということが言われているから、これはできないことではないんだなど、機械もそれなりに揃っているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。
- 議長　企画情報課長、大竹享君。
- 企画情報課長　お答えしたいと思います。
緊急L字放送という装置がありますので、それはそういった装置を通して、文字情報は情報提供することはできます。
- 議長　6番、猪俣常三君。
- 猪俣常三　そういう立派な機械があるということでございますので、今後そういうのを取り入れていただいて、やっぱり放送は放送で流れていたとしても、なかなか聞き取れないという部分であって、ケーブルテレビを見るということになると、身近にこう本町の情報が流れてはしないかという部分があるんだそうです。それでもって、ものすごくケーブルテレビに目がいく関係上、流れていてほしいなといったら流れていなかった。できるだけ今後、そういう緊急な警報の情報などがありました際は、どうかそういったところの器具を利用して、そして町民サービスに力を注いでいただければと、こんなふうにあります。一言、これに対してお答えください。
- 議長　企画情報課長、大竹享君。
- 企画情報課長　お答えしたいと思います。
先ほども申し上げましたように、指定管理の業務のなかに、そういった適切で正確で、そして迅速な情報の提供というのような項目もありますので、それをしっかりと順守していただくように、ケーブルネットのほうには指導していきたいというふうに考えておりますので、以上であります。
- 議長　6番、猪俣常三君。
- 猪俣常三　大変前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。
私の一般質問はこれで終わります。失礼いたします。
- 議長　暫時休議します。(14時43分)
- 議長　再開します。(15時10分)
- 7番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男です。私は今次、議会定例会において3項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから順次質問をいたします。
最初に、群岡保育所の運営について質問をいたします。本町では、平成29年4月に開園を予定している認定こども園については、新たな保育施設整備の4つの基本方針に基づき、乳幼児保育や延長保育、病後児保育等の多様化するニーズに対応した保育サービスの拡充や老朽化する保育施設に対応するため整備を進めているところであります。
このようななか、野沢、尾野本、両保育所については、新しく整備される認定こども園に入所することが決定しておりますが、群岡保育所については、保護者の意見を聞きながら進めていきたいとしております。今後、群岡保育所の運営はどのようになるのか、町の考えをお伺いいたします。
次に、地域おこし協力隊について。本町では、現在5名の協力隊員の方々が、芸術アート、観光ツーリズム、商品開発6次化、移住定住空き家活用、歴史文化の各担当分野において成果をあげているところであります。採用から3年後の隊員の、町内への移住定住を考え、町にお伺いをいたします。
まず1つ目として、現在の各分野のほかに、農林業の研修生や町内で生産される材料

を活用したスイーツ等の開発販売などを目的に隊員を募集し、農林商業の振興を図る考えはないかお伺いをいたします。

2つ目は、町が空き家の寄付などを受け、補助金等を活用し、隊員の活動拠点を整備する考えはないかお伺いをいたします。

大きく3つ目の項目については、小学校プールについてであります。教育委員会では、小学校統合の際、プールについては、町小学校統合推進委員会において、小学校にはプールを設置せず、さゆり公園のプールを使用するという基本方針に基づき進めてきたところであります。しかしながら、実際にさゆり公園プールを使用した結果、様々な課題が浮上したことから、再度、小学校のプールに関して、町民の皆さんに返答いただく場を設けたいとしております。現時点で検討委員会等を設置し、町民との話し合いがなされているのか否かをお伺いをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、伊藤一男議員の群岡保育所の運営についてのご質問にお答えします。

現在、町では平成29年4月の開園に向け、認定こども園建築事業を鋭意進めております。この認定こども園は、保育機能だけでなく子育て支援センターや放課後児童クラブなどを併設し、妊娠から出産、子育てまでの総合支援の施設として整備しているところであります。

新しい保育施設の開園と今後の群岡保育所の運営についてのご質問であります。いままで、群岡保育所の保護者の皆さんと今後入所見込みのお子さんを持つ保護者の皆さんを含めて意見交換会を開催してまいりました。そのなかで町からは、基本的には群岡保育所を含めて3つの保育所を認定こども園に統合し、保育環境の改善を図りたい。ただし、群岡保育所の保護者の皆さんが存続を望む場合は、現在と同じように認可外保育所として運営していきます。しかし、これまでの保育所統合の過程と同様に、入所児童が10名未満となり、適切な保育が困難になった場合は統合を検討します。という町の基本方針を示した上で意見交換を重ねてまいりました。

出席いただいた保護者の方からは、群岡保育所を存続して欲しい。認定こども園に入所させたい。いずれ統合になるのであれば、今回一緒に統合するのもしやむを得ないなどの意見が出されました。しかし、意見交換会には対象者25人中4から7人の参加しかなく、全体の意見の集約には至っておりません。そのため、来年度以降、群岡保育所への入所対象の子どもさんを持つ保護者の皆さんに、保育施設の利用意向にかかるアンケート調査を実施することとしました。そのアンケート調査の結果を基に、再度意見交換会を実施し、方向性を決定してまいりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の配置につきましては、今年度で4年目を迎え、観光、6次化、移住定住、芸術・アート、歴史文化の各分野において、それぞれ配置した協力隊員が能力やアイデアを十分発揮し、商品開発や交流人口の拡大などの成果を上げているところであります。

農林業分野への協力隊の配置につきましては、現在6次化の分野で1名を配置しており、町内産食材を活用したミネラル野菜のかき氷シロップなどの商品開発をしたほか、町内の加工品生産者に対して加工品技術のアドバイスを行うなど、生産技術の向上や商

品開発に成果をあげております。

ご質問の農林業の研修生、地元産品を利用した商品開発・販売業への直接的な担い手となる協力隊の配置については、現在行っておりませんが、他市町村の事例などを参考としながら、地域や行政課題の解決に有効であるか調査していきたいと考えております。

次に、寄付を受けた空き家を活用した協力隊員の拠点整備についてお答えします。

空き家の寄付については、立地や家屋の状態、登記の状況など総合的な視点から採納について判断するものと認識しております。現時点においては、空き家の寄付を受け隊員の活動拠点とする考えはありませんが、任期が終了し、本町に引き続き定住する意思を持ち、自らの活動拠点として空き家等を活用した事業を実施する場合には、起業支援と併せ、定住に向けた支援を検討して行きたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 7番、伊藤一男議員の小学校プールについてのご質問にお答えいたします。

西会津小学校のプールにつきましては、小学校を建築する際の基本方針に基づき、さゆり公園プールを使用し、体育の授業等を実施してまいりました。しかし、実際にさゆり公園プールを使用した結果、様々な課題が浮上してきたことから、改めて町民の皆さんに検討をいただく場として、西会津小学校プール検討委員会を設置しました。この検討委員会は、保育所や小・中学校 児童生徒の保護者、学校関係者及び識見を有する者など12名で組織されており、1回目の会議を去る8月19日に開催したところであります。会議では、西会津小学校にプールを設置しなかった経緯や、平成27年度及び今年度のプールを活用した小学校の体育等の実施状況などを説明し、協議をいただきました。

今後、検討委員会では、学習指導要領に示されたプールを活用した体育の授業の目標が達成できるかという視点と、児童の自主活動が十分にできるかという2つの視点から検討、協議を進め、最終的に、西会津小学校にプールを作るか否かという判断までいただくこととしており、12月議会定例会には、その結果をご報告できるよう意見の取りまとめなどを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それぞれ、いま、答弁をいただきましたので、これから再質問をしたいと思っております。まず群岡保育所の運営について、これについて再質問したいと思います。

いろいろと保護者の意見を伺うために、3回ほど会議をしてやったと、いまやっているというようなことでありますが、27年度から施行された子ども子育て支援制度において、保育所の枠組みが大きく変更されて、へき地保育所制度がなくなったと、そういうようなことで、認可外保育ということ、いま進めているというようなことでありますが、そうするといまは、へき地保育所というのは、尾野本と群岡であったんですが、いまは、28年度からはそういう制度はなくなったというようなことで理解してよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

子ども子育て支援の新制度に移ったことに伴いまして、へき地保育所の取り扱いということですが、現在もへき地保育所という位置付けで、町としては運営しております。新制度につきましては、認可保育所なり、認定こども園、あとは幼稚園、あとは小規模保育事業というような、地域型の保育というようなことで括られておりますが、現在、過渡期といいますか、27年度から新しい制度になりまして、急にそのすべての保

育所が、その制度で定められた保育所に移行することができないということがございまして、経過措置として、へき地保育所として運営することは可能ですよというような県のほうからもいただいておりますので、そういった形で現在、尾野本保育所と群岡保育所についてはへき地保育所という形で運営をしております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。やはりへき地保育所という、そういう制度がなくなったとか、そういうことで、いま、認可外保育というようなことでやっているとは思いますが、経過措置というようなことでありましたが、やっぱり以前と変わらない補助とか、そういうのは同じなんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 補助の関係でございまして、以前はへき地保育所という、27年度以前については、一施設当たり200万円の補助を、補助金という形でございました。現在は、認可外でかかる分に、ある程度やっぱり国のほうで制度外でも運営しているものに対する補助ということで残っております。金額については、前よりも余計にはなっております。200万より余計に、全国的にいろいろ、やっぱりへき地保育所、数多くございましたので、そういったものを一律支援するためにということで、ちょっと補助金の制度が変わりまして、前よりは少し余計な感じできているという状況でございまして。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 よくわかりました。それでは、群岡保育所については、以前から土地建物については、東北電力の、一部、東北電力のものがあるなんていわれておりましたが、正確にはどのようになっていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所の用地等でございますが、まず用地につきましては、1,751平米ほどございます。これについては、すべて東北電力の所有でございます。それから、建物ありますが、建物については、237.9平米、全部でございますが、そのうち遊戯室部分、50.5平米なんです、それが東北電力の持ち物ということになっております。年間31万6千円ほど借地料ということでお支払いをしているという状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、この東北電力の契約のなかには、その期限といいますか、そういうものはうたわっていないんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 その賃貸借の契約でございますが、これにつきましては、基本的に1年ごとに更新という形でやっております、契約前、何カ月以内に申し出がなければ、自動的に現状のまま更新しますよというふうになっておりますので、今現在は自動更新というかたちで進んでいるというところでございまして。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。建物、契約の内容についても理解したところであります。

あとは、他の地域でも保育所の統合をやってきたわけでありまして、奥川保育所、そして新郷保育所、統合はしてきたわけでありまして、そのときに地域の方々の反対といいますか、例えば区長さんとか、住民その他いるわけでありまして、そういったところの反対というのは、統合するときには、なかったのかどうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 統合に対する地元の人の考え、反対等はなかったのかということで

ざいますが、奥川と新郷保育所の統合、それから諏訪保育所と尾野本保育所の統合、それから新郷保育所と群岡保育所の統合、それから最近では、芝草保育所、野沢保育所の統合ということでやってまいりましたが、基本的には保護者の皆さんのご意見を尊重するというかたちで進めてまいりまして、地域の皆さんの意見を直接聞くような機会は、どの間につきましてもとっておりませんでした。反対の意見というか、そういう意見も聞こえたことがありましたが、基本的には保護者の皆さんの意見を重視をしながら進めてきたということでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 確かにそうだと思います。われわれも地域にあったものが、やっぱりなくなるということは、本当にこう寂しい思いでありますし、やはり地域が衰退すると、そういうようなこともよく言われておりますので、そういう面については、確かに地元である限り、そういうことは言えると思います。

しかしながら、やはり課長が述べましたように、やはり最終的には、やっぱり子ども、保護者、そういう人たちの意見が尊重されてくるのかなと、そのように思っておりますが、これからもそういうことで進めていくんだらうと思っております。

それで、この答弁書の中身にありますように、他の、これまでの保育所統合の際に、やはり入所児童が何人かというか、そういう基準を設けてやってきたと、それは10人未満だというようなことでやってきたようではありますが、それについてはどこの保育所も同じだったと思っておりますが、それでよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

そうですね、奥川保育所を新郷保育所と統合する際は、やはり9人から7人というような人数になりました。それから諏訪保育所の統合につきましても、8人程度になった。それから新郷保育所が群岡保育所になった際も、9人から6人というような人数にもなった年がございまして、そういったことで進めてまいりました。ただ、芝草保育所については、12名という人数ではありましたが、保護者の皆さんと話し合いをした結果、統合するというような方向でまとまったことから、統合したというところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回もその基準に則って統合を進めていきたいというようなことだと思いますが、わかりました。

今後、存続するにしも、統合するにしても、やはり大事なことは、これからの保育児童の入所の推移と申しますか、やはりどれくらい今後、保育所児童が入所するのか、その辺が一番私は問題なところではないのかなというふうに思っております。いろんな意見もあろうかと思いますが、やはりこれは以前にも、小学校とか、分校とか、建ててから何年もしないうちに統合されてしまったというようなこともありますので、やはりその入所、保育所児童の推移というのは、一番これから運営していくには大事なことなのかなと、その辺についてどういうふうな、どういうふうになっていきますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今後の群岡保育所のニーズの推移ということでございますが、現在、群岡保育所は16名入所しております。それで、ただ、群岡保育所の、群岡、新郷、奥川の区域から群岡保育所というのは入るわけですが、群岡保育所じゃなくて、野沢なりに入っている子どもさんも大変多くて、11人ほどは野沢保育所のほうにもう既に入っているというようなことです。ですから、群岡、奥川、新郷ですと、27人の子どもさんがお

いでになるということですが、そのうち16名が群岡保育所に入所している。

今後につきましては、昨年も一昨年も、地区全体では6人ずつ出生しております。ただ、現在がだいたい6割程度の群岡保育所に入っている子どもさん、6割程度ということをお考えますと、今後もし6割程度で推移をしていけば、12、3人の人数では推移をしていくのかなということでは考えられますが、ただ、今現在も野沢保育所に入っている子がいるということをお考えますと、新しい施設ができた場合、そちらのほうに移るといような子どもさんも考えられるのかなということもありまして、それらも含めて、今後、保護者の皆さんとは話し合いをしていきたいというふうにお考えしております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、最終的にいつごろを目途に結論を出していくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 いつまでを目標にということですが、来年度の保育の入所申し込みを取るのが、毎年12月になっております。ですので、当然その前の段階、遅くても10月ころにはある程度の方向性を出していきたいというふうに、先ほど言いましたアンケート調査、今月中に実施をする予定にしておりますので、そのアンケート調査の結果をもとに、もう何回か話し合いをしながら、なるべく早いうちに結論を出していきたいというふうにお考えしております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 最終的に12月とか、そういうところで結論を出していきたいというふうなことでありますが、それでは今後やはり、保育所の保護者の皆さんと十分に話し合われまして、やはり統合なりしてよかったなというか、統合なるか、それは存続になるか、ちょっとわかりませんが、やはりやってよかったなといわれるような、そういうふうなあり方を見つけていただいて、今後進めていただきたいなというふうに思います。

次に質問を変えまして、地域おこし協力隊について質問をいたします。先ほど課長の答弁はあったわけですが、ちょっと弱いなと私は思ったのは、確かにいま、5名の皆さんがきて、町のそういう活性化なり、そういったところで成果をあげているように思います。また、一生懸命やっていますし、しかしながら、3年後の定住を考えた場合に、ちょっと町の考え方が弱いなというか、その辺ちょっと感じたんですが、やはり、今回の地域おこし協力隊の制度そのものは、地域の活性化なり、あとは3年後の定住というのが、やっぱり一つの国の目的だといいますか、そういうことで制度が始まったと思うんですね。そういうなかで、やはり西会津町では定住の部分で、移住定住の部分で、やはりちょっと考え方が、ちょっと何というか消極的かなというか、その点やはり、私はちょっと残念だなというか、やはり定住人口の増加を考えたときには、やはりこういう地域おこし協力隊の、そういう人たちの力を借りてといいますか、そういう人たちもやっぱり振興、定住人口の増加につなげていくような、やっぱり考え方をしなければならぬのではないかとこのように思います。

そこで、やっぱりいまの町の大きな課題というのは、やはり農林業の振興だと思うんですね。そういうところで、この制度を利用して、やはり米農家の後継者問題づくりといいますか、そういうものであったり、いま、町が調査検討を進めている森林資源を活用している新産業づくり、そういったことを視野に入れた協力隊という募集をして、定住人口の増加につなげていけばいいのではないかなと思うんですが、その辺については、農林業の振興というところについては、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 地域おこし協力隊のご質問のなかで、農林業の分野でありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員ご提案のとおり、確かにそういった部分で新しい協力隊を招致するというような考え方につきましては、私も賛成でございます。ただ一方で、例えば農林業の後継者の問題ということになりますと、いま、実際、西会津町でも取り組んでおりますが、農の雇用事業ということで、本当にその農家になりたい人は、農家のもとで研修を受けて、それでその研修先の農家さんには、国のほうから交付金が出るという制度。それから、実際にその制度は別に、青年就農給付金の制度というのがございまして、これも西会津町でやっております。実際に農家になりたい方が月額最高12万5千円、年額で150万もらいながら、農家の研修をする制度というのもございます。林業のほうでも同じでして、緑の雇用事業ということで、森林組合等での林業の人材の育成のために、そういった制度を町森林組合でも活用しております。

そういったことで、こういう従来の研修制度、農林業の部分についてはございますが、議員ご提案のような形で、協力隊ということで、新しい分野、まさにCLT等の分野につきましては、検討する余地があると思いますので、今後の委員会のなかでも十分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 農林課長の答弁は、やはり農林業の別なそういう制度のなかでの、やっぱりその定住といいますか、そういうことだと思うんですが、やはり定住するには、やはり仕事が継続して一定の収入とかを得られなければ、そこには定住できないわけですね。いまの西会津町の地域おこし協力隊をみますと、やはり町関連の仕事というようなことで、3年限りというような、そういう仕事が多いと思うんですね。そういうなかで、やはりそこで定住するには、一定の継続性のある仕事で、やはり収入が伴わなければ、そこにはいられないということになるんですね。

そういうことで、いま、隣町の、阿賀町のそういう地域おこし協力隊の例を出すのはどうかと思いますが、阿賀町あたりでは、そういう農林業の、みんなそういうところに協力隊を募集して、やはりそういうところにいま入って、定住をさせようというようなことでやっている。また、それこそ、船下りなんていうことで船頭さんの募集なんていうこともやっております。やはり継続性のある仕事でなければ、ここには残れないわけでありまして、やはりその点を継続性のある仕事を見つけて、やはりそれにやっぱり収入が伴わなければ、やはりここには留まることはできないということになるので、やはりその地域おこし協力隊の制度のなかに向けて、そういうことを考えていただきたいなと思うんですが、課長、どうですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の3年後の自立に向けた取り組みということのご質問かと思いますが、こちら地域おこし協力隊制度でございますが、やはり3年間経ちますと、確かに定住を希望された場合に対しての生業が、やっぱり一番の課題かなと考えております。

ですので、町といたしましては、これまで3年間のうちに自分の生業、将来、起こしたい起業する部分については、こちら、3年後に国から、やはりある程度のお金が出るということで、そういう形で企業支援分については、ある程度の支援がございまして。こちらのほうは、やはり土地とか建物の賃貸費とか、あとは備品購入費等については支援

ができるというふうな制度がございます。また、この隊員、3年間のうちに、やはり自分でやりたいことを先ず見つけていただくということも十分必要なのかなと考えております。

それを踏まえまして、町としてもいろんな形で創業支援事業もございますので、そのなかで支援をしていきたいというような部分を考えております。

先ほどもご答弁申し上げましたが、もし空き家を使ってやりたいという部分に対しては、何らかの支援は考えていかなければいけないだろうということで、今現在、考えているところでございまして、ですので、まったく考えていないというわけではございませんで、来年ですと2名ほどの隊員が卒業されるということでございますので、今現在、そういう形で検討はしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま、課長から前向きな答弁があったわけでありますが、いま、空き家が出ましたので、やっぱり町が、隊員がこういうことを希望するのではなくて、町がそういう空き家等を利用して、やっぱり例えば西会津町だったら、いま、パン屋さんがないとか、そういうようなことで、町がそういう交付金等を活用して準備をして、そして隊員を募集する。隊員がこれをやりたいのではなくて、町がこういうことをされたらどうですか、してもらいたいんですが、募集に応じてもらえますかみたいな、そういうような積極的な考え方といいますか、その辺について、もう一回お話していただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 空き家を活用した隊員の募集ということで、これについてお答えしたいと思います。

確かにお隣町さんのほうで、空き家を活用した、そのなかでパン屋さんをやっていただけ、すみません、地元食材を使用した形で商品開発、あは販売をするということを受け入れて、だいぶ活気を得ているというような事例がございます。その自治体に聞きますと、やはりそのために空き家を取得したわけではなくて、いろんな、だいぶ前に取得したなかで、利用方法について何度も検討した結果、最終的にはそういう形で、地方創生の活性化交付金のほうでうまく事例を受けたという部分はございます。いま、それを町に対してどうなのかという部分でございまして、現在、まちなかで、確かに空き家とか、シャッター街と言われる部分がございますが、空き家を寄付というような部分で、町が受けまして、いまのところそういう地域おこし協力隊を募集するということは、今現在のところは考えていないのは実情でございます。

ただ、もしこういう形で寄付をいただけるかどうかわかりませんが、協力隊がその空き家を自分で借りて、何かをしてみたいという部分に対しては、先ほども申し上げましたが、何らかの形では関係していかなければいけないと考えております。ただし、町から、自ら地域おこし協力隊のために空き家を大きく募集とかということは、まったくいま、考えておりませんので、それだけご理解いただければと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 空き家の提供というか、そのあれなんかなくても、やっぱり空き家が多いわけですから、野沢町内に関わらず、上野尻だって空き家もあると思えますし、あのくらいな地域だったら、そういう商売も成り立つのかなと、そういうふうには思いますので、もうちょっと前向きに検討してやっていただきたいなと、そのように思います。

あと、農林課長がさっき答弁いただいわけでありませんが、いま、これから、新産業づ

くりというようなことで、これから調査、検討して、そののち計画をもって進めていくように思うんですが、そのためにも、これから地域おこし協力隊を、そういう人たちを呼び込んで、そういうような新産業づくりにあたっていただく、そして定住をしていただく、そのような考え方でやってもらいたいと思うんですが、農林課長、いかがですか。

○議長 農林振興課長、玉本周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、森林資源の活用の産業化につきましては、いろいろな可能性がございます。そういった意味で、ご提案のとおり、そのなかで地域おこし協力隊を活用するというのも、またいいアイデアだというふうに感じておりますので、繰り返しになりますが、検討委員会のなかで、その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 前向きな答弁いただきましたので、それぞれ、確かに何をやっても難しい、そういうところだと思いますが、とにかく、これからやはり地域おこし協力隊、そういう制度もありますので、十分に活用していただいて、町の活性化につなげていただきたいというふうに思います。

それでは、質問を変えて、小学校のプールについてお伺いをいたします。答弁がありましたので、答弁のなかでは、8月19日に初めての検討委員会をやったというようなことでありますが、ちょっと遅いような気がするんですが、その辺については、もうちょっと早くてもよかったのではないかというような気がするんですが、その時期的な遅れについては、どうですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず6月15日に検討会議の設置要綱、これを公布いたしました。16日にPTA、あと関係団体の委員の推薦を依頼しました。6月の21日から、公募委員を募集しております。それが7月上旬、それで7月中旬に委員を決定させていただきました。それから会議の検討事項の内容を教育委員会内部で検討させていただきました。ちょっとお盆の時期に入ってしまったということで、お盆を避けて、その後ということで8月19日に第1回目と、そのような流れになった次第です。以上です。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 理由についてはわかりました。それで、今年、夏休みがいま終わりましたけれども、夏休み期間中、あまり課題というか、苦情とか、そういうものは制度のほうとか、そういうにはなかったのか。また、さゆり公園のプールというのは、営業でも使っているわけですので、その辺のさゆり公園からの課題みたいなのはなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

これまで、施設管理者、振興公社であります。あと教育委員会におきまして、そのような苦情とか、申し入れ等はございませんでした。スムーズにいつているものと思います。ただ、9月の6日に小学校の全授業等が終了いたしますので、そこでまた学校、あと施設管理者、教育委員会が一堂に会しまして、今年度の反省、そういったところをしっかりと協議してまいりたいと考えております。

- 議長 7番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 あまりそういう苦情とか課題はなかったというようなことでありますが、昨年、やはり子ども議会だったと思いますが、生徒の皆さんが議員になって質問したなかで、水泳大会、そういうときのやはり競技の成績が低下しないかというようなことがあったと思うんですが、今年、喜多方、坂下、西会津で大会をやったと思うんですが、その辺の成績については、まだやっていないですか。終わりましたら、だいたい内容について。
- 議長 学校教育課長、会田秋広君。
- 学校教育課長 水泳の競技大会なんですが、坂下町と西会津町、この2つの町で行っております。こちらの成績でございますが、実際のところ、その成績の上位に食い込む子どもたちは、スイミングスクール、そういったところに加入しているお子さまたちが上位をやっばり占めるということになります。今年度は、坂下町において会津若松のスイミングスクールに通っておられる児童が多いということで、ある程度、うちの小学校のほうでも努力はしましたが、昔は西会津町がはるかにずっとトップを走っていたわけなんですけれども、最近、坂下のほうでも力を付けてきたということで、ほぼ互角の状況となっております。
- 議長 7番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 いまの答弁を聞きますと、やはり最近では生徒数の減少とか、そういうこともあって、成績も落ちているのかなと思うんですが、その以前よりも成績、その水泳の成績が下がっていることについては、そういうプール問題については関係していないのか、その辺についてはどのように考えておりますか。
- 議長 学校教育課長、会田秋広君。
- 学校教育課長 学力と、そういった水泳の関係というようなご質問でしょうか。
- 議長 学校の成績ではなく、大会の成績。
- 学校教育課長 学校のプールにつきましては、最終的に5、6年でクロール、あと平泳ぎが25メートルから50メートル泳げると、そういったのを最終的な目標としております。それにつきましては、西会津町の小学校の児童について、ほぼ目標通り、それはしっかりと達成しております。
- ですから、そこと、また他校との競技という部分については、若干違うのかなと、そういうように考えております。
- 議長 学校教育課長、会田秋広君。
- 学校教育課長 それは、ここ数年で、それだけ落ちたかというのは、比較もなかなかできませんし、また、坂下のほうでも、随分スイミングスクールのほうに通っている児童さんが多いということで、そういった部分で上位に食い込む児童さんがおられるということで、授業数といいますか、夏休みのプールの解放が少なくなったイコール大会の成績が落ちていると、その因果関係はまだ把握はされておられません。
- 議長 7番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 だいたいわかりました。何とも言えないところですが、それでは、今後、検討委員会、何回くらい開催して、最終的な結論を出すといいますか、検討委員会の意見をまとめるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。
- 議長 学校教育課長、会田秋広君。
- 学校教育課長 あと2回ほどを予定しております。1回目で、まだ足りなかった資料、あと委員の皆さんから必要とされる資料等がございましたので、それを2回目に提示し、

3回目でしっかりと結論を導き出していきたいと。それで、12月の部分につきまして、皆さんにご報告できるような方向で進めていければいいかと、そういうふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 検討委員会で出ました結論については、結論、意見については、尊重してやっていくというようなことだと思いますが、その前に、やはりもしそういう設置してほしいというような意見も多いのかなと思うんですが、その場合には、やはり予算的な問題もあります。やはり最終的には町との話し合いというのも必要だと思いますが、その辺については、たとえば教育委員会が、例えば検討委員会を通して、こういう意見であったと、そういうようなことでも、やはり町の財政的な問題もあって、その辺についてはどのように調整していくのかといいますか、その辺についてはどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、最終的に決定するのは町なんです。ですから、教育委員会のほうでは、いままで小学校をつくる段階において、学校のプールは十分にいまのさゆりプールで活用できるのではないかとということでありましたから、これは教育委員会と町とで、学校建設についてはプールはつくらないと、こういう結論をもって町は進めてきたわけです。ですから、町としては、教育委員会の内容でいま進めておりますので、それが一定程度の意見集約ができたということであれば、最終的にはこれは町が判断をしますし、予算上も含めてしっかりつくるべきところをつくっていくと、こういう結論をもって臨んでいきたいと、それは2年後、3年後なんていうことは、これは考えられない。来年以降、必要であれば、さっそくその状況については、きちっとつくるべきはつくっていくと、こういう結論です。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いまほど町長から、小学校プールに関しての考え方について最後にお聞きしましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時00分)

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月13日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留	満	6番	猪 俣	常 三	11番	青 木	照 夫
2番	薄	幸 一	7番	伊 藤	一 男	12番	荒 海	清 隆
3番	秦	貞 継	8番	渡 部	憲	13番	清 野	佐 一
4番	小 柴	敬	9番	三 留	正 義	14番	武 藤	道 廣
5番	長谷川	義 雄	10番	多 賀	剛			

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第5号）

平成28年9月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 小柴 敬 | 2. 長谷川 義雄 | 3. 渡部 憲 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 青木 照夫 | 6. 荒海 清隆 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、おはようございます。4 番、小柴敬であります。野沢の秋まつりも終了し、朝夕涼しくなってきました。実りの秋が終われば、着実に冬が訪れてまいります。冬の雪対策がしっかりとなされれば、わが西会津町は地震や台風等の被害も少なく、過ごしやすい町だと私は考えております。

そこで、今回の一般質問は、1 本に絞って質問をさせていただきます。西会津町雪対策基本計画の策定についてであります。本町の全域が特別豪雪地帯に位置付けられております。そんななか、昨年度は、住民が抱える雪処理の問題や、一人暮らしの高齢者等の雪に対する諸問題解決のために、雪処理支援隊を設置いたしました。また今年度は、雪対策基本計画策定のため、委員会を設置し、作業が進められておりますが、以下の点についてお伺いをいたします。

(1) としまして、安全生活部隊の検討内容についてであります。

そのなかの 1 項目目、通学路の安全点検、特に歩いて通学する地区の児童の安全対策について、防雪柵等の新たな設置などは検討されているのかお伺いをいたします。

2 項目目、除雪機械の貸与について。地区組織に貸し出しが実施されてまいりましたが、現在までは町道にのみ限定利用とのこととあります。もう少し柔軟な考え、例えば道路から老人宅の玄関先まで利用が可能だというような対応など、使い勝手がいいような具体策の検討についてお伺いをいたします。

3 項目目、流雪溝、消融雪道路については、基本計画の後期に記載がされております。どの路線での導入が、現在検討されているかをお伺いをいたします。

4 項目目、除雪事故防止の観点から、雪下ろしや除雪機の安全講習会等、自治区ごとの安全対策講習会についてお伺いをいたします。

次に、2 番目の雪処理支援部隊の検討内容についてであります。

1 項目目につきまして、昨年度導入されました雪処理支援隊の拡充の考えについてをお伺いをいたします。

2 項目目、各自治区においては、それぞれ雪処理に対する対応方法が異なっております。共助という観点から、自治区内における雪処理隊の組織化、あるいは補助金を含めた町の考えについてお伺いをいたします。

3 項目目、無償のボランティアだけではなかなか組織化が困難だと思います。有償ボランティアの検討についてもお伺いをいたします。

3 番目には、利雪・克雪部会の検討内容についてであります。

1 項目目としまして、雪室施設の新たな利用方法などについてお伺いをいたします。

4番目といたしまして、これら(1)から(3)、すなわち安全生活部会、雪処理支援部会、そして利雪・克雪部会の具体的な実施については、当然、予算の確保が必要となってまいります。補正予算を含めた対応についてをお伺いいたします。

雪対策は、これまで長年やってまいりました。どれだけ予算化し、どれだけ実行できるかが鍵となると考えております。町の、私の質問に対する返答、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。4番、小柴敬議員の雪対策基本計画策定についてのご質問にお答えをいたします。まず、本計画策定の趣旨について申し上げます。

本町は全国でも有数の豪雪地帯であり、雪に強いまちづくりが大きな政策課題となっております。こうしたことから、昭和62年度に、克雪・利雪・まちづくり計画を策定し、流雪溝や除雪ドーザ、小型除雪機械などの整備を進め、平成13年度には第2次計画を策定をして、流雪溝の整備拡張を図ってきたところであります。また、住民による除雪組合の運営への支援や除排雪に係るサービスなどを実施し、安全・安心な冬の生活の確保を図ってきたところであります。

しかし、近年の人口減少、高齢化の進行による雪処理の担い手不足など、冬期における住民生活に支障をきたしているということから、こうした地域が増えておりますことから、本町におきましても、地域の実情に即した除排雪体制や、冬の快適な生活環境づくりなどを盛り込んだ、総合的な雪対策基本計画を策定することとして、本年2月に、西会津町雪対策基本計画策定委員会を設置して、策定作業を進めているところであります。

策定委員会は、専門的知識を有する方や、国・県などの関係機関、自治区長、町内の各種団体などから選出された26名の方で構成され、委員長にはアドバイザーでもある沼野東北工業大学名誉教授をお願いし、役場からも各課の職員が参加して、4月から月1回程度開催してきたところであります。

委員会では、安全生活部会、雪処理支援部会、利雪・克雪部会の3つの部会を設け、各部会ごとに現状と課題の整理、計画の目標や基本コンセプトなどを検討して、全員協議会でもご説明申し上げました計画書・骨子の中間報告にいたった次第であります。

主な内容であります。本計画の基本目標として、協働のまちづくりによる誰もが住み良い雪国の創生を掲げ、町民と行政が一体となり、雪に強い快適な生活環境づくりと、災害に強い安全安心なまちづくりを進めることとしております。

また、基本コンセプトであります。近年の人口減少、高齢化の進行に伴い、雪対策に係わる様々な課題に対応するため、まず1つは、雪に強いまちづくりの推進、2つ目は、自助、共助、公助に基づく雪処理体制の推進、3つ目は、高齢者や除雪弱者に優しい雪処理体制の推進、4つ目に、豪雪時及び豪雪災害時における対応と体制の推進、5つ目に、環境に優しい雪対策の推進、6つ目に、利雪・親雪・遊雪の推進のこの6項目であり、これら基本目標、基本コンセプトを踏まえて、策定作業を進めているところであります。

いまおただしの各部会の具体的な検討内容についてであります。策定委員会におきましても議員おただしのような、様々な課題、要望等について検討しておりますが、まだ素案の段階でありますので、今後さらに検討も必要とされることから、現時点で具体的な方

針については、明確にお答えできる段階に至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、実施のための予算の確保ということでありますが、本計画に掲載された事業については、町総合計画・実施計画や財政計画との調整を図りながら、実施にあたっては、国の補助事業や有利な起債などの活用に努め、実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長から、いまほど答弁がございまして、素案の段階であつて、今後さらに検討が必要だと、具体的な方針についてお答えできる段階ではないと答弁がりましたが、今回、私は、このおただしをするということではなくて、自分の提案について、また、現時点でどのくらい、この基本計画について進んでいるのかについてお聞きしたいという考えでありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、順次質問させていただきます。通学路の安全点検、これにつきまして、今回、学校教育課のほうに行きまして、通学に何キロぐらいの子どもたちが、西会津小学校を中心として、圏内あるのかと聞きましたら、2キロ、2キロ圏内の子どもたちが歩いて通学をしているということでありますが、その2キロということでありますが、それについて、ちょっと学校教育課の課長にお聞きいたします。2キロというと、現在の森野地区から、どこからどこまでの自治区にあたるということでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

徒歩通学で学校に通っている児童数であります、その自治区につきましては、野沢町内、1町内、2町内、3町内、4町内、5町内、6町内、7町内、8町内、9の1、9の2、下小屋10町内、及び西原、森野、松尾、西林、西林東、さゆりが丘の各自治区となっております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この2キロという距離、小学生にすれば30分、距離にしますと松尾が一番遠いのではないかとというようなことでは考えますが、はたしてその道路、通学路、一部防雪柵等が設置されておりますが、新たなこの安全のために、今次、再度調査をしていただいて、どこに吹き溜まりがあるか、そして、どこに防雪柵が必要か、そういうことについての検討をお願いしたいと思ひますが、企画情報課長のほうはいかがですか。

○議長 建設水道課ではないのか。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほど通学路に対する防雪柵というようなご質問でございました。現在、防雪柵を施工している箇所は、森野から松尾の間の、あのいわゆる主要地方道喜多方西会津線ですが、そちらのほうが現在施工しておりまして、本年度のうちに全線ができるというような状況だそうでございます。

その他の路線につきましては、教育委員会さんとお話し、ご協議をしながら、その必要性について十分検討しながら進めていきたいというふうを考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 答弁ありがとうございます。西会津町の将来を担っていく大事な生徒さん、児童さん、やっぱり安全安心の確保が重要だと思われま。ぜひとも冬場、雪に埋もれることがないように、またそういった事故がないような対策、それをしっかりと取っていただきたい、そう提案をさせていただきます。

じゃあ次の項目に移ります。除雪機械の貸与については、なかなか使い勝手が悪いというようなことでもってお伺いをいたしておりますが、この町内、それぞれ除雪組合として組織をされているというようなことでありましたが、この組合組織というのはいくつくらいあって、それで、関連しますので、いくつくらいあって、除雪機械は何台貸与しているんでしょうか、お伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 小型除雪機械の貸与に関する組織ということでございまして、この小型の除雪機械を貸与している理由といたしますか、もともと基本的に町道で生活路線については、町の機械、もしくは委託をしております業者の除雪機で除雪ができれば一番いいというわけでございますが、ただ、なかには、どうしても幅が取れない、幅員狭いということで、ただそれでも生活として使っている路線があるというところについて、そういう組合等をつくっていただきながら、その機械を町から貸与して使っていただいております。

現在、野沢の町内、克雪活動委員会をはじめ、全部で 12 組織はつくっていただきまして、そのなかで機械を活用していただいているという状況でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 再質問します。では、その 12 の組織、すべてに貸し出しをしているということで理解してよろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この機械を活用するために、そういう組織をつくっていただいて、毎年それを使うか使わないか申請をいただきながらやっているという状況でございますので、毎年、必要性がある場合には申請をいただいておりますという状況でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 私の質問は、どの自治区で何台というような質問させていただいたんですが、それに対する答弁をお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 野沢町内は別としまして、通常は 1 組織で 1 台というのが原則となっております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 今年度当初予算で、340 万円というこの小型除雪機の導入ということでありましたが、この予算、小型除雪機何台というようなお考えでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回、予算に計上してあります金額でございますが、これは小型除雪機は 1 台の金額でございます。それで、かなり機械も老朽化が進んでおりましたので、今回、更新という形で購入をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 だいぶ高齢化が進んでおりまして、その自治区内においてオペレーター、そういった養成をするのも大変だと思いますが、自治区に見合った事故のないような、若い人を使っていただいて、その機械を使って除雪をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひお願いします。

では次に移ります。流雪溝、消融雪溝道路、これ基本計画に記載されておりますけれども、これについては、いま、お答えできないということではありますが、いつごろご返事をいただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 流雪溝、消融雪道路、2種類、各々ちょっと違うものではございまして、ご存じのように、野沢町内に流雪溝があったり、また国道道はじめ、野尻の町道に消雪道路があったりということではございまして、これらについては、基本はやはり除雪は機械でやるというのが町の基本的な考えでございまして、そういったなかでも、なかなか機械除雪が厳しいなり、また、そういった意味で住民の方と協働で雪を除くことができるという観点から、これらを整備しているわけではございます。

まだ路線的にどことか、また野沢町内延長とかいう話もいろいろ出ておるようではございますが、現段階では、ちょっとはっきり決まっておられませんし、また、現段階ではいつごろというのも、ちょっとこの場ではお答えできないかなという状況ではございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今次のまちONという町の情報番組、NCTでありますけれども、あの最後に、この基本計画策定、これを12月、それまでに取りまとめてやっていくんだというようなNCTでの報告がされておりますが、そういった考えで、NCTではそういった断定をして、基本計画は策定するんだというふうなことでもって情報公開していますが、それに関してはどうなんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま、町のほうで基本計画を策定をするというのは、年度別をきちっと定めて、基本計画のなかに入れるということではないんです。というのは、今後どうあるべきかという、その必要性というものについて、この計画のなかでまとめていただくということで、そして、これから、例えば、流雪溝の問題であり、消雪であり、これはやはり、そういう地区には、今後除雪体系のなかでもっとも有利とされるというようなことであれば、今度は町のほうで、それを受けて具体的に年度別計画のなかで、いつころからこの具体的に対応していくかということ想定、計画のなかで具体的にしていくわけです。

ですから、いま、議員が細かく言われておりますことは、ついこの間の西会津町の策定基本計画案というものについて、これでまとめてお答えをしており、具体的にどういう内容について細かく分析をしながらいまやっているかということが、だいたいほとんどすべて、このなかで網羅されているんですね。ですから、いま、具体的に質問されるのもよろしいんですけれども、それは、現状がどうであるのかということについては、現在町として行っていることについては、お答えをしますけれども、将来、じゃあこれを何年度計画にどうするんだということになってくると、ここまで策定委員会の基本計画には載

っていないということでもありますから、やっぱり具体的なものについては、今度、町が必要とするもの、財政計画があるわけですから、今後年次計画のなかで、どうしても必要なものから順次、やはり必要性が高いほうから計画を入れていくということでもありますので、その点は整理して対応していただきたいと。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは質問を変えます。4項目目ですが、除雪事故防止の観点から、雪下ろし、あるいは除雪機の安全講習会等、こういったものを幅広く実施していくというふうなお考えについておただししたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 うちのほうから、町道の除雪のほうを担当しておりますので、除雪機械の関係については私のほうからお答え申し上げたいと思います。

除雪をする際の事故防止ということで、除雪につきましては、直営と委託と2種類あるわけでございますけれども、委託の場合には、いつも除雪が始まる前に、専門の方をお呼びして講習会を開催しております。その講習のなかで事故防止、あと注意すべき点、こういったものを勉強しながらやっているところでございます。また直営につきましても、同時に参加をさせていただいたり、また、個別に業者の方にお聞きしてやっているというふうな状況でございます。また、除雪機械以外の部分、例えば雪下ろしとか、そういうものにつきましても、町からはチラシを配布したりとか、その都度啓発をするようなことでやっているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 除雪、これは特に雪下ろしのときの安全性、非常に大事かと思えます。それに関しまして、国土交通省のホームページ、これには、雪下ろしの際の安全対策等、こういったものが記載されております。ですから、万が一雪が降った場合、町として、その安全対策のための、そういったビデオですが、そういったものもやはり流していただいて、町民に対する啓蒙、そういったものやっていくというふうな考えはありませんでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 雪下ろしの際の安全対策というふうなことで、いまほど国交省からのホームページのなかにも、そういった安全対策に向けたビデオなどもあるというふうなことで、そういったものを、またケーブルテレビなどでも流しながら、十分住民の方に注意喚起をしていきたいなと思っております。

また、雪下ろしについては、危険な作業でありますので、先ほど建設課長言ったように、チラシ等配りながら、安全対策には十分注意喚起していきたいなというふうに思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは次に移らせていただきます。雪処理支援部会の検討内容についてですが、雪処理支援隊、昨年度雪処理支援隊が1ユニット結成されましたけれども、この活動費、これについて、本年度270万ほどの予算があがっておりますが、昨年度とこのユニット的には変わらないんでしょうか、ご質問します。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊の予算の関係でありますので、私のほうから答弁させていただきます。雪処理支援隊につきましては、昨年度から実施をしたということで、昨年度は4人体制で実施をしております。今年度予算につきましては、予算的には5人体制の予算を計上しているというところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 わが町は非常に雪に対する考え、そういったものをやっぱりあらかじめしっかりと整えていかなければいけないということでもあります。そして今回、昨年度、その雪処理支援隊、雪が少なかったということでもありますので、1チーム4人という体制でありましたが、これに対する各地区の要望とか、ここに来てほしいとかいうようなことは、昨年はなかったんでしょうか、お聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊の派遣をした世帯であります。昨年度は13世帯を雪処理支援隊で支援をさせていただきました。これにつきましては、各地区の民生委員さん等の聞き取り、あるいは自治区長さんからの聞き取りをしまして、高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯の方で、自力での除雪が困難な方、それから子どもや兄弟、親戚等からの支援が受けられない方、そして非課税世帯というような基準を設けさせていただきました。

そのなかでも、近所ですとか、あとは昨年度までは除排雪協力員ということで、社会福祉協議会のほうでやっている制度もありましたので、そういった方々の支援が受けられるものについては、そちらのほうでお願いして、それ以外の部分ということで、調査をしながら支援をしていったということでありまして、その始める段階で、そういう状況を確認して支援を始めたということでもあります。その後、追加でという部分は昨年度はありませんでした。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 昨年度は雪が少なかったということもありまして、1ユニットで終わったということでもあります。もし今年度、これから雪が降るのに対して、多いとか少ないとか、いまのうちから準備しろとかは言いませんが、万が一豪雪になったときの場合、2ユニット、3ユニットというような考えはお持ちなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

昨年度は雪が少なかったのではというお話であります。本当に雪が少なかったので、4人の作業員でも週3日、基本的には週3日を予定しておりましたが、週3日でなくて、2日だったりとか、1日だったりとかいう週もありましたので、昨年度の雪の段階では、当然、4人体制でも十分大丈夫だったということでもあります。今年度、その雪の状況に応じて回数等が増えてくるというような状況もあろうかと思っておりますので、その辺については、日数を増やすなり、対応は可能ななというふうに考えております。以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 各自治区においては、それぞれやっぱり雪処理に対する対応方法が違ってまいります。野沢地区におきましては、屋混みであります。なおかつ屋根からの雪がなるべく落ちないように、隣に迷惑をかけないようにというふうな形になっております。や

はり各自治区に対応できるような、冬期間の雪処理隊、こういったものの組織化を含めて、今後やはり、その豪雪という気配、そういったものを感じられましたら、ぜひともその新たなユニットの追加というようなことも考えていていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊の増員という部分、拡充という部分であります。本当に豪雪になって大変な状況であるということであれば、当然、その部分については補正予算なんかもお願いしながら対応していくような形になるというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 無償のボランティアだけでは、なかなか組織化が困難ということですが、有償のボランティア、こういったものの検討について、ちょっとおただしをしたいと思います。今回、当初3月の資料に関しましては、大竹課長のほうから、私の手元に今回の克雪に関する基本的なコンセプト、こういったものに対する資料はいただいております。そのなかで、沼野先生、今回のトップをやっていただいている沼野先生の資料によりますと、山形新庄市において、共助という観点から、有償ボランティア等の検討を視野に入れるというふうなことでありましたが、西会津町においては、この万が一雪が多かったときに、有償ボランティアというような考えはあるのかなのか、お聞かせください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ボランティアの件で、無償、有償というふうなおただしであるわけですが、基本的にいま、西会津町では無償ボランティアということで、ボランティア活動センターで実施しているということで、今回の委員会のなかでも、そういった制度を継続していくというふうなことで話し合いはされているようなところでございます。実際、まだ委員会で話し合いを継続中ですので、結論的なことではございませんけれども、そういったいま、西会津の状況であるということは説明しているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いまほど企画課長の答弁がありましたように、先進事例の収集等を含めた今後のそういった対応、しっかりと雪に対して、わが町、しっかりと対策を練っていけば、すごしやすい町じゃないかというふうに考えますので、前向きに考えていただきたいと思えます。

それでは質問を変えます。利雪・克雪部会のなかで、雪室の新たな利用法についてお伺いをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 雪室貯蔵施設の新たな利活用についてのご質問にお答えいたします。

昨日、9番、三留正義議員にも雪室貯蔵施設の件についてはご答弁申し上げましたが、今回の委員会のなかで、さまざまなアイデアが出ているようにも聞いておりますが、私も、昨日の三留議員のご提案にもありまして、利活用を図るためには、いろんな方策があると思えますが、現段階では現状の使い方プラス農林産物の加工の分野の一時貯蔵、それから、雪にふれあうような体験、そういった部分での活用を検討しているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この雪室に関しましては、昨年、一昨年ですか、新津のほうに行って、新潟県新津市においては、雪室コーヒーというようなことで、おいしいコーヒーをごちそうになったことがあります。また、今現在、町でもですね、雪室のなかにそばを貯蔵しているということでもありますので、この土日に、私、店番をしていましたところ、山都に行くお客さまというか、ここで雪室そばをやっていないかというようなことの質問を受けました。なんか山都で雪室そば、試食をやっているというような情報を聞きつけて来られたお客さまかと思いますが、そういった各そば、米、そういったものに対して、西会津町のブランドとして、雪室ブランド、こういったようなお考えはありませんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

町内の酒屋さんにおかれましても、雪室貯蔵酒ということで、そういった雪室での貯蔵をPRといいますか、販売戦略にされているところもございます。また、そばだったり、昨日もご答弁申し上げましたお米につきましても、今後、いまの雪室貯蔵施設を利用されている民間の皆さんから、そういった部分でPRに使っていききたいというような話が出てくれば、大変結構な話だというふうに考えております。

そういったことで、せっかくの施設ですので、有効な利活用がされるように、町としても推進はしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、しっかりとその雪室ブランド、そういったものに対する考え方も持って対応していただきたいというふうに思います。

今回の実施のための予算確保ということではありますが、今回、策定途中だということでもありますので、この質問に対しては、取り下げていきたいと思っております。

また今回、私がまちなか、特に野沢ですが、調査したときに、流雪溝の蓋、そういったグレーチング、そういったものがたつきが非常にみられますが、これに関して、冬場になる前に、流雪溝に対する予算、これが町では150万取ってあります。それに関して、一応、蓋、そういったものの修理、それからゴムパッキンをするとか、そういったような対応をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 野沢まちなかの流雪溝に関してのご質問にお答えします。

実際、予算150万円取っているということですが、この150万円については、そういう小さな補修ではなく、流雪溝の内部の塗装という形で、実際考えた金額でございます。その流雪溝のそういった小さな補修につきましては、野沢町内の克雪活動実行委員会さんが実際にまわって調査をされたりしておりますので、そちらを通じて町のほうに出していただきまして、町はそういうハード整備をしながら、ソフトは克雪活動実行委員さんのほうでやっていただくということで、本当に町と住民の方との協働というふうにやっておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の基本計画、そういったものを、一応12月まである程度の方針を固めるん

だということをお伺いいたしております。また、策定された事柄のなかで、可能な部分については、ぜひ実施していただきたいと。わが町は豪雪地帯でありまして、高齢化率が42パーセントを超えております。やはり冬は一番、われわれ住民にとって過酷な時期であります。各担当課の検討事項が一つでもいいですから、具体的にわれわれ住民に対して、克雪に関していい仕事をしていただいて、この冬を乗り切っていく、そういうことをご要望しまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、おはようございます。5番、長谷川義雄です。私は、この9月の定例議会にあたり、2つのテーマで質問いたします。今回、2つのテーマは、町民の方々の毎日の暮らしに直接関わることのなかで、ごみの問題と生活する上でなくてはならない水道について質問いたします。

まず最初に、ごみ等についてですが、毎日の生活のなかで発生するごみの収集、運搬、処理、埋め立て等を含めて、西会津町では平成27年度で約1億2,500万円ほどかかっております。これは西会津町人口の約6,800人で毎月1千万円となっております。町の人口は減っていますが、ごみ等の処理費用は決して減っていません。また、今回の町長の提案理由のなかでも、リサイクル、いわゆる再資源化する。リユース、ごみを出さないで環境にやさしいまちづくりを進めるとありますので、町、町民と一体となってごみの減量化に努力したいものです。

そのなかで、ごみのリサイクルについてですが、8月に各家庭に配られた家庭ごみの分け方、出し方の保存版のなかで、家電リサイクル法の対象品となっているテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等については、処分の方法が説明されていますが、それ以外のごみとして、それ以外の例として、ドライヤー、ラジカセ、ゲーム機等の小型家電は不燃ごみとなっております。小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。全国で1年間に使用済みとなる小型家電は約65万トン、そのうち有用な金属は28万トンであり、金額にすると844億円にもなっています。しかし、現在では鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物の埋め立て地に処分されている状況です。

資源の有効利用のためや廃棄物量削減のためにも、西会津町で小型家電のリサイクルを取り組むべきと思い、今回の質問の1つのテーマとして、1つ目として、ごみの減量化推進として、提案理由のなかでリサイクル、再資源化をする、ごみを出さないとありますが、さらに進めて、リフューズ、不要なものを買わない。リユース、繰り返し使うを加えて、4つの方針で進める考えはありませんか。

2つ目として、ごみの分別によりリサイクルされた資源ごみに対し、町にお金が還元されております。これをさらに町民にPRし、分別の徹底とごみの減量化を推進する考えはありませんか。

3つ目として、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクルですが、平成25年4月1日に、すでに施行されております。本町で取り組む考えはございませんか。

次に、水道事業についてですが、毎日の生活で使用している水道会計に、毎年約9,300万円が一般会計より繰り出して、水を供給している状況です。また、現在使用している水

道配管の一部では、石綿管も使用されており、老朽化も進んでいます。また、老朽化により、平成 27 年度は漏水事故も 37 件となっており、わずかではあるが増加傾向にあります。平成 27 年度経営内容は、実質収支とも赤字でしょうが、計画的な老朽管の更新計画を早急に進めるべきと思います。

また、いまの水道の給水、いわゆる製造原価は、1 立方当たり約 275 円であり、それを 1 立方 200 円で供給しているのですから、ある程度の一般会計からの水道会計への繰り出しは必要と思いますが、水道代の値上げ等のないようにするためにも、水道配水管の老朽化対策を早急にするべきと思います。質問いたします。

1 つとして、西会津町では水道事業に一般会計より 9,300 万円を繰り出しておりますが、その厳しい現状ではあるが、配水管の一部で石綿管が使用されており、老朽化が進むなか計画的な更新計画を進めるべきと思います。町の考えを伺います。

今回は 2 つのテーマで一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 5 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、ごみの減量化推進についてお答えいたします。

町では、今年 8 月に新たなごみの出し方・分け方パンフレットを作成し、各家庭に配布したところであり、適正な処理及び分別により、ごみの減量化を推進するとともに、リデュース、ごみを出さない、リサイクル、再資源化による環境にやさしいまちづくりを進めることとしております。

ご質問のリフューズ、不要なものを買わない、リユース、繰り返し使うの取り組みにつきましては、詰め替え式の商品の優先購入や、使い捨て商品の使用を控えることなどが想定されますが、ごみの減量化を推進するうえで大変良いことであると考えており、今後は 4 つの R でございますが、4 R を中心とした取り組みにより、さらなるごみの減量化を図ってまいりたいと考えております。

次に、資源ごみに係る収益の P R についてお答えいたします。

平成 27 年度におきましては、収集資源ごみ売却代金として 182 万 6 千円の収入があり、クリーン推進員会議や自治区への出前講座などを通して、正しく分別し、適正な処理をすることで、ごみがお金になることを周知してきたところであります。

今後、町の広報紙、ケーブルテレビを活用し、町民の皆さまのご理解をいただくことによりまして、さらなるごみの分別の徹底と減量化を推進してまいりたいと考えております。

次に、使用済小型家電機器等の再資源化の促進への取り組みについてお答えいたします。

平成 25 年 4 月 1 日から使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、新たにパソコンや携帯電話など 28 品目がリサイクルの対象に指定されました。国では、対象品回収の開始時期につきましては、回収体制が整った市町村から順次、開始することとしておりますが、資源回収業者との契約や回収方法などにつきまして、喜多方地方広域市町村圏組合の構成市町村であります喜多方市、北塩原村と十分協議を重ねながら、歩調を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 5 番、長谷川義雄議員の町の水道事業に関するご質問にお答えをいたし

ます。

町の上水道は昭和 51 年に供用開始して以来、約 40 年が経過をいたしました。老朽化した配水管の更新は、これまで道路事業や下水道関連事業で施工した際に、支障管移設として、その都度、行ってまいりました。

現在、整備された管路の総延長は 56.8 キロメートルであり、そのうち約 3 分 1 の 19.1 キロメートルが石綿セメント管として残っております。老朽管については、今年度より設計をしながら更新事業に着手しております。初年度である今年の結果に基づき、それを検証しながら更新事業は、順次、進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それではまず、ごみの減量化のほうから再質問いたしたいと思ひます。27 年度はごみの総トン数はどのくらいありましたか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

家庭から出ましたごみ、資源物処理の総トン数でございますけれども、平成 27 年度が 1,563.9 トンということでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そのなかで、再資源化できた資源ごみはどの程度ありましたか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

再資源化ということございまして、再資源化につきましては、缶類、紙類等ございまして、缶につきましては、2 万 1,300 キロでございます。あとビン等もございまして、ビン等ですね、6 万 6 千キログラムがビンでございます。紙類につきましては、その量的な部分はあれでございますけれども、金額で約 60 万円ほどということでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、そのなかで空き缶、2 万 1,300 キロでしたか、それがあると言ひましたが、その比率が私が見る範囲内で、どこにいてもそうなんです、その割合ほどの程度と考えていますか、把握はしていませんか。

○議長 何との比率ですか。

○長谷川義雄 もう一度言ひます。その鉄とアルミ、現在空き缶については、鉄とアルミ、混載して出していますが、その割合等については把握されていませんか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

缶類につきましては、キログラムで申し上げましたけれども、アルミと缶（鉄）の比率についてははちょっと把握してございません。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、私なりに現場を見て、またそれを取り扱う業者についてもお尋ねしたことがあります。それで、現在、鉄というのは、販売価格が約キロ 4 円程度です。それに対してアルミは、60 円から 80 円です。私が申し上げたいのは、鉄とアルミ缶を分別する考えはございませんかとお聞きしたいのですが。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

鉄とアルミの分別につきましては、収集しました後に、鉄とアルミに分別してやっているということでございます。

失礼しました。処理業者が鉄とアルミに分別して出しているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 出すときはやっていないが、収集後に分けているということですね。はい、わかりました。

それから、次に、町指定のごみ袋についてですが、いま、町内で販売されているごみ(袋)の値段が、統一されて販売されていますが、それについては町は関与されているんですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ごみ袋の値段につきましては、町は関与はしてございません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町指定で同じ値段というのは、関与していないというのは、それはなぜですか。私が販売店に聞きましたら、商工会により仕入れて販売しているというふうに聞いていますが。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ごみ袋につきましては、構成市町村であります喜多方広域地方市町村圏の統一のごみ袋でございます。喜多方市、北塩原村、西会津というふうにご使用しております。ごみ袋につきましては、商工会ではなくて、サービス店会のほうですね。で、使ってということになってございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 サービス店会でしょうが、町の名前が記入されているので、それはいつごろどのような理由でなったんでしょうか、ご存じでしたら。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ごみ袋につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。ごみの袋の材質、ナイロンの材質等ございますけれども、それについては、やはり決められた材質でつくっていただくと。そして、ごみ袋の作成につきましては、サービス店会さんとの、そのあとは調整、町のほうでは入ってはおりませんので、サービス店会さんとのなかで、なかでと申しますか、で、やり取りをしているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 サービス店会が運営販売しているのはわかりましたが、町指定と記入になっているのに、町がまったく関わらないのですかとお聞きしたいんです。というのは、ごみ袋の値段が高いか安いかは別として、値段の上げたり、下げたりするのに、まったく町は関与しないというふうに捉えますが。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、ごみの袋のデザインのパッケージと申しますか、西会津町と入っておりますのは、西会津町から出たごみだということで、それは喜多方市であれば喜多方市というふうになっておまして、ごみ袋に関しましては、先ほど申し上げましたように、その材料の資質と申しますか、それについてはやっぱり基準がございますので、それは守っていただくようになりますけれども、そのデザイン等、価格については、サービス店会さんと業者さんのほうでやっておりますので、町は関与はしておりません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町指定にはなっているが、値段等についてはまったく関与していないと、例えば、先ほどもお聞きしましたが、値段が上がろうが、下がろうが、まったく関係ない。それでも町指定ですかと、相談等はないんですかと。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員がおただしになっている根拠性は何か、袋の値段が、例えば、広域で運搬する場合については、やっぱり広域指定の材質をもって対応しているわけです。それぞれ喜多方市は喜多方市のデザイン、あるいは北塩原は北塩原のデザインであったり、西会津はこゆりちゃんの描いてあるデザインであると、それともう一つは、燃えないごみ、燃えるごみ、こういった袋で、それぞれの販売で売っていらっしゃるわけですね。ですから、例えば、町が関与するかしないかということではなくて、例えばそれが、広域で指定ということになっているけれども、ごみの袋1枚当たり、あるいは1パック当たり、それがまったく値段が違って、西会津は特別高いとか、そういうことが一般家庭から苦情が来ていますよとか、なぜ統一できないのかということであれば、これはもっと全体的に調べることも必要かと思っておりますけれども、そもそもその袋の値段のことを言っているのか、なぜデザインが違うのかということを行っているのか、そのところをしっかりとっていないと、行ったり来たりする答弁になってしまって、本元のところが薄らいでしまうわけでありますから、そのところについて、しっかりと聞いていただければ、しっかりと答弁したいというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が感じたのは、やっぱり町民の一部の方に言われたのですが、同じ広域なのに、まずごみの袋の値段が違う。それはいま、説明されたように、デザインとか、量が違うことだと思いますので、それは理解しました。ただ、今後ごみの量が増えたりした場合、町指定とされているのですから、ある程度は指導監督というか、まったくいまの話でいうと、すべて値段についてはお任せですというふうにとらえるんですが、町とか協議はされているんですかということを確認したかったんです。

○議長 だから何回も答えているんだけど、もう一回はっきり言って。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ごみ袋の値段の関係でございますけれども、町のほうでは関与はしてございません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では質問を変えます。今回、ごみの減量化に関して関わる方で、町にはク

リーン推進員が120名いると思いますが、今回、定数等の見直し等について、各区長にアンケートを出されていますが、それはどういった考えなんですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

アンケートの内容につきましては、ごみのクリーン推進員さんの、その自治区の数ですかとか、ごみステーションが現在のままで足りているのか、また多いのかとか、そういった諸々のアンケートをお願いいたしまして、それに基づきまして、例えばクリーン推進員さんが足りないのであれば、また見直して増やすですとか、そういったことでのアンケートでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 クリーン推進員がやっぱり不足なんですか、多いんでしょうか、そういった考えがあってと思いますが、どこかからの自治区から申し出があったんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

一昨年ですか、ある自治区におきまして、やはりちょっとクリーン推進員さん、実際に少ないということで、ちょっと見直しをというお話もありまして、実際に増員した自治区もございます。

○議長 これで終わってはだめなんだ。だから、アンケートをとったと。

○町民税務課長 大変失礼しました。お答えいたします。

まずクリーン推進員さんの数ですとか、先ほど申し上げましたように、それを町内全体で、再度、ごみステーションも含めまして、確認するためのアンケートでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 西会津町も高齢化で人口減少なんですけど、ごみの減量化とか、改善等について、目標値などは策定されているんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ごみの減量化につきましては、やはり町の全体で取り組むべきということで考えておりまして、特段目標はございませんけれども、毎年減量化に向けて努めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 減量化をよろしくお願いします。

小型家電リサイクルについてですが、答弁でも、広域である喜多方市、北塩原村と十分協議を重ねながら進めたいとありますが、ごみの減量化及び最終処分場の量も減りますので、早急ではありますけど、どの程度を考えていますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

小型家電につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、喜多方市、北塩原村と歩調を合わせて取り組んでいきたいということでございまして、国のほうでもこの法律が施行されまして、順次回収体制の整った市町村のほうからということをやっておるところ

でございます。それで、実際に福島県内において、まだその事業者、回収事業者という、認定事業者という、認定を受けなくては事業者のほうになりません。その事業者は福島県内においては、まだございません。やはり都市部のほうに、東京ですとか、その辺の事業者はあります。ただ、これにつきましても、やはり改修事業者との契約関係、あとその小型家電等のごみの出し方、例えばボックスを設けるですとか、いろいろな方法があろうかと思っておりますので、そういった諸々のことにつきまして、今後、3市町村で話し合いを進めながら、一緒に歩調を合わせて取り組んでいきたいということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、水道事業会計のほうに移りたいと思います。水道事業会計についてですが、昨年度9,300万円ほど繰り出しておりますが、今後もずっと必要なんでしょうか、運営上。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 水道事業会計につきまして、一般会計から繰り入れをしていただいているということで、議員おっしゃるとおり9,340万ということで、お金を入れていただいております。ご存じのように、水道事業につきましては、水道、皆さまにお配りする水をつくり、その収益によって運営をしているという事業でございます。ただそういったなかで、やはり施設整備にかけた金、特に平成6年に一度漏水がございまして、そのときに、いまままで大久保浄水場だけでやっていたものが、どうしてもなかなかそこで間に合わないということで、平成7年、8年、2カ年をかけて小島に浄水場をつくったというのがございました。これがかかなり多額な金額でございまして、それらもあることから、一般会計からはこういう形でお金を繰り入れしていただきながら、今後も安定的に運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 といういまの説明ですと、いまどの程度の金額が何年くらい続くのでしょうか、例えば5年単位とか10年単位とか、そういう試算はないのですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 水道、これにつきましては、基本はまず、町が全責任をもって、この水道事業についてはしっかりと運営をしていくということでございます。そういったなかで、本来水道事業は独立採算ということで、その水を供給することによって、本来はそこで独立採算ができれば一番いいわけですが、議員もご存じのように、なかなかそれでは厳しいという状況でありますので、町が責任を持ってやるためには、一般会計からこういう形で繰り入れをさせていただいて、水道事業会計を今後も運営をしていくというような考えでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで答弁のなかにもありましたが、残りが約19キロ、3分の1が残っていると。現在まで、道路改良なり、下水道をしながら直したと思いますが、3分の2を改修するまで何年間かかっておりますか、現在までどの程度かかったと思われませんか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご答弁のなかでも申し上げましたように、今回の老朽管の更新というこ

とで、これまでは、さっき言いましたように道路事業、また下水道を敷設いたしましたときに、一緒にその部分をやってきたというのが、これまでの更新のあり方でした。

本年度からは、もちろんそういう形で更新をするものもございます、それとはまた別に老朽管更新ということで、別にやっていきたいというようなことでもございます。本年度が初めての年なものですから、この老朽管の更新は、ただ単につくって、それを全部変えてしまうというようなことはできないものでございます。つまり、その部分、部分、例えば仮設をつくって、できあがったらそちらに切り替えるというようなことで、少し手間暇がかかりますし、また道路の舗装を切りながらやっていくということや、結構狭いところもございますので、そういう点、今年の状態をみながら、どの程度年間でできるのか、それを検証させていただきながら、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、今年度から更新が始まったとおっしゃいましたが、今年度、予算はどのくらいで何メートルくらい進んでおりますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 本年度につきましては、いわゆる設計委託のほうと、あと工事のほうでございますが、予算上は合わせて1千万ほど今回の予算は計上させていただいています。そういうなかで、実際の工事につきましては、1カ所だけ、ちょっとやらせていただいております、そのなかを見ながら、今後についてもどういふふうに行うか、ちょっと検証させていただきながらやっているとございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1千万円はわかりましたが、何メートルくらい進むのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 まず委託のほうにつきましては、だいたい400メートルくらい、一応今回予定をしております。なお工事につきましては、委託の内容に合わせてやってくれども、なかなかその単独でやるのは難しいものですから、いま、道路事業でやっている部分を中心に、130メートルくらいやるかなということで、いまのところ進んでいるところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年は1千万円で400メートル、いま約20キロあるわけですから、大変な時間とお金のかかるのはわかりました。それまでの、かなりの、何年かはかかるというのは想像はつきます。それで、その現在、石綿管で配管された給水管ですが、例えば今後、ある程度、5年、10年では終わらないと私は推測したんですが、その間に石綿管で配管されたものが、専門家を交えて震度、どの程度まで漏水は大丈夫かというふうな検討はされたことはありませんか、地震がないとは言えないのですから、その辺をお聞きします。専門家を交えて検討されたことはありますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 配水をしている管、いま言いましたように石綿管のセメント管、あとまたビニール管と、いろいろな種類があるわけでもございまして、これの強度、またそれに関して、町独自に専門家にお話をしたりとか、そういうことはしてはおりませんが、実際の水

道局あたりでは検討されておりまして、基本的には石綿管については、若干地震には弱いんですが、いますぐ耐久年数が過ぎたから壊れるというものではないということは言っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 石綿管には1割程度のアスベストが入っていると思いますが、粉末状になって肺に入らなければ問題ないのか、水道管としては、まったくとは言いませんが、健康上不安はないのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 石綿管の健康に関するご質問ということでございます。石綿、いわゆるアスベストですが、これについては、空気中に飛散をして、その飛散したものが肺に取り込むことによって健康被害が起きるというふうに言われております。一方、この水道管に使われていますアスベスト、混ぜ込んでありますので、そういうものについて、じゃあ健康に被害があるのかということで、世界保健機構、いわゆるWHOのほうで調査をいたしましたところ、健康影響の観点から、特にないと、必要はないと、いわゆる水で使っている分には特に問題はないというような結論が出ているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、今後計画的に石綿管の撤去、交換がされるわけですが、それで、いままでもされてきたと思うんですが、その工事に携わる場合は、直接目の前にあるわけですが、そういった指導、監督、講習なりは、町では進めているのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 工事に対する町での指導、またそういった点でございますが、これにつきましては、厚生労働省の健康局水道課のほうから、いわゆるガイドライン、手引きが出ておりまして、そのやる場合には、これに基づいてやるようになっております。したがって、町からもこれに基づいた指導をしながら工事についてはやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 撤去、交換時には石綿管の場合には、町が指導、監督のうえ行っていると理解します。

それで、そのいままでに、撤去された石綿管等については、どのように処理されていますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 撤去したものにつきましては、いわゆる産業廃棄物でございます。そういった点で、産業廃棄物という観点から、適正に処理をさせていただいているところでございます。

○議長 あまりほかに行かないように。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 水道事業の会計についてですが、本年、27年度は約8,400万円ほど償還されていますが、残りはどれくらいで、すべて返済するまでにどのくらいかかりますか。もう一度申し上げます。水道事業の借入金があるわけですが、それで、27年度は約8,400万ほ

ど償還されておりますが、どのくらいが残っており、すべて返済終わるまでにはどのくらいかかりますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまのご質問は、いわゆる水道事業債、起債の償還の関係のご質問だというふうに思います。この起債につきましては、様々なかたちで、年度で借りております。先ほど申し上げました小島の浄水場やる際にも、起債をやっておりますが、それ以外にもやっているものがございます。いまの償還の明細からいきますと、早いものは平成31年には終わりますが、平成55年にまであるものもございますので、各種ございますので、最終的には、現段階では平成55年が最終の期限となっているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 かなり返済もかかりますが、今年は約1千万円の予算で老朽管の更新と、来年度もこのようなスピードアップを図る考えですか。本年度と同程度に、基本的な考えをお聞きます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 老朽管工事のスピードというようなご質問でございますが、まず前提としてとらえていただきたいのは、まず本年度から開始をしたということでございます。したがって、やはり進めたなかで、いろいろなたぶん課題なり、いろいろ出てくると思います。その、どのくらいできるのか、当然お金の面もございますが、人的な面、いろいろな面もございますので、まず本年度、やらせていただいて、どのくらい進めることができるか、それを検証させていただきながら、来年度以降、当然、継続していきますので、それをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 経営的には大変厳しいのはわかりますが、急な水道だの、値上げのないように鋭意努力してほしいと思います。

それぞれ質問いたしました、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、こんにちは。8番、渡部憲であります。まず一般質問に入る前に、このたび台風10号により、農作物の甚大な被害及び岩手県、北海道では大変な被害が起きております。そして、大事な人命が失われ、亡くなられた方々に対し、本当に哀悼の誠を尽くし、そして、一日も早く被害にあわれた方々が、もとの生活に戻らんことを願っております。

では、通告しておいた順に質問に入ります。

まず、地域連携販売力強化施設オープンについて、もう一度伺います。

まず1つ、駐車場について、いまのままでは不便であるという苦情が出ておりますが、町としての対応はどうか。

2つ目、ミネラル野菜の安定供給は今後ともできますか。

次の質問に入ります。西会津町こゆりこども園、新しい名前になりました。

まず1つ、今後、人口減少が進むなかで、将来の施設運営に関するビジョンは町として

ありますか。

2番目、児童の送迎はどのようになりますか。

以上の質問でございます。町側の簡単で明確なる答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、渡部憲議員の地域連携販売力強化施設のご質問にお答えをいたします。

地域連携販売力強化施設は、町の情報発信機能の強化や交流人口の拡大、農林産物の6次産業化・ブランド化を推進する拠点として整備を進めてきたところであり、去る8月2日に愛称を、ミネラル野菜の家としてオープンしたところであります。

オープン以降の道の駅にしあいつの来場者数につきましては、8月31日までの約1カ月間で、7万2,470人となっており、前年同月と比較して2万9,760人の増、率にして169.7パーセントの伸びとなり、多くの来場者で賑わっているところであります。

まず、1点目の駐車場の件であります。国土交通省郡山国道事務所では、今年度中に交流物産館よりっせと、ミネラル野菜の家の間に情報提供施設及び、トイレを一体型で新設し、国道49号線沿いにある現在の情報提供施設とトイレについては、平成29年度に撤去する予定であります。また、撤去に併せ、駐車場の全体的なレイアウト及び、駐車区画の見直しも行うこととしております。

今後も国土交通省郡山国道事務所との連絡・連携体制を密にしながら、駐車スペースを確保して行きたいと考えております。

次に、ミネラル野菜の今後の安定供給についてのご質問にお答えをいたします。

ミネラル野菜の家においては、ミネラル野菜やきのこなど、販売する農林産物の安定供給に資するため、昨年8月、ミネラル野菜普及会や会津きのこ工房、加工ネットワーク等の会員96名により、道の駅にしあいつ農林産物等出荷者協議会が設立をされ、安定供給の出荷体制が確立されました。

オープン以来、夏野菜の豊富なシーズンであります。多品目の野菜が所狭しと並べられ、買い物に訪れたお客さまには大変好評を得ているところであります。オープンからお盆過ぎの時期に向けては、特に大勢の来客が見込まれたことから、普及会への積極的な生産出荷販売をお願いしていたところであり、奥川地区の会員においては、独自の取り組みとして共同運搬による出荷を毎日行っていました。これらのことから、ミネラル野菜の8月の売上金額は、前年度対比で159パーセントとなったところであります。

今後のミネラル野菜の生産・販売体制についてであります。普及会においては毎月役員会を開催し、新たな取り組みの検討や今後の栽培に向けた勉強会を開催しております。

町といたしましても、秋、冬、野菜の作付け前から、多品目の生産、栽培時期の調整と延長、雪下野菜や越冬野菜の推進など、重ねてお願いをしているところであります。また、平成26年度から実施しておりますが、冬期間における野菜等の訪問集荷事業につきましても、野菜売場の品揃え確保にはかかせず、その効果も販売実績に現れていることから、今後も引き続き実施し、安定供給への支援に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 8番、渡部憲議員の西会津町認定こども園についてのご質問にお答えします。

こども園につきましては、平成29年4月の開園に向け建築工事を進めております。

人口減少が進むなか、将来の施設運営のビジョンがあるのかとのご質問であります。西会津町に生まれ育つ子どもたちは、次代を担う大切な地域の宝であります。こども園は、その子どもたちが、乳幼児期の多くの時間を過ごす施設であります。乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、義務教育以降の学習の基盤を培う大切な時期であり、保育だけではなく、幼児教育では、幼児の自発的な活動としての遊びを通して、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図ることが求められていることから、年齢や発達段階に応じたきめ細やかな教育・保育を実施してまいります。

また、こども園での目指す子ども像などについて、現在、保・小連携会議などで話し合いを進めております。小学校の先生方からは、小学校で身につける基本的な生活習慣の基礎づくりをして欲しいという要望があり、そのためにこども園では何をしなければならぬか話し合いを進めているところでありますので、ご理解願います。

次に、児童の送迎についてのご質問にお答えします。

現在保育所での送迎は、尾野本保育所では、松尾・登世島方面が8人、縄沢・下谷方面で7人の計15人が、群岡保育所では新郷方面の帰りのみ5人の利用があります。そのほか、群岡保育所では、スクールバスが運行していない地区から通所している4名は遠距離通所費補助金で対応しているところであります。

来年度開園するこども園につきましては、近距離である西原、森野、萱本以外の地区については、送迎を希望する場合は基本的に送迎したいと考えております。ただ、範囲が広範に及びますので、予定しています台数では乗車時間が大変長くなってしまいう幼児もいることから、小中学校のスクールバスへの混乗ができないかなどについても検討をしているところであります。

今後、保護者の皆さんに送迎の希望を取り、早期に送迎計画を提示できるよう進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 暫時休議します。(11時44分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き一般質問を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 それでは、駐車場のスペースのことについてお伺いいたします。いまのままではちょっと狭い、そして大型車両はイベントがあるたびに停めるところがないと、こういうドライバーさんのお話でございます。大型車両の運転手さんは、あそこで休むわけです。あそこはイベント広場ではありませんので、やはりドライバーが休む。そのためには広くなければだめ。今後、スペースを確保する予定はございますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 道の駅の駐車場、今後、大型車両も含めまして、拡張する考えはないのかというようなご質問でございますが、先ほども町長がご答弁申し上げましたとおり、現在、国土交通省のほうにおきまして、今年度中に交流物産館よりっせと、ミネラル野菜の

家の間に情報提供施設とトイレを整備いたします。それに伴いまして、国道側にあります情報提供施設とトイレを解体いたします。それによりまして、あそこの区域の見直しも行いまして、併せまして線引き、区画の線引きも見直しいくということでございます。それに伴いまして若干は駐車場の台数は増えるかと予想しておりますが、まだその詳しい図面等については、まだできておりませんので、現在のところでは、拡張の予定は若干ではありますが、見込みはあるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 大型車両のところ、あそこはやっぱり確保しておくべきだと思うんです。運転手さん、あそこで飯食ったり、休んだりなさるわけです。ですから、イベントがあるから向こうに行けだの、こっち行けではなくて、やっぱり大型車両のちゃんとスペースをとってあるべきですから、あれをやっぱり取っておくべきですよ。大型の運転手さん、どこで休んで、どこで飯食ってという予定を組んであるわけです。だいたい同じところをみんな通っているんです。どうします、その確保はできますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 大型車両の駐車スペースの確保というご質問でございますが、現時点におきましては、イベント等を実施している場合については、だいたい土日が主でございます。そちらのほう、大型車両が止まっていない場合というか、ほとんどが日曜日ですと停まっておりますので、代替的に交通誘導員が普通車を止めているというようなかたちでございます。

現時点で大型車両のスペースは9台とっておりますので、現時点のスペースでは9台分が現状でいっぱいだというふうな部分で、郡山国道事務所としても、いまの現状はこの状況であるということでございます。

今後、その線引きの見直しのときに、どういう形になるかというのは、今後、協議を進めていかなければならないのかなと思いますが、まだ具体的な台数については、まだ決まっております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私、思いますには、やっぱり今度はイベントが、ポケットパークとかいろいろなのが整備できるわけです。そういうところでやってもいいわけですよ。そうすると安心して大型の方もあそこに止めて休んでいける。そして飯食ったり、休んでいけると、そういうことも私は考えるべきだと、イベントあるから、あと大型はどこか行けではなくて、やっぱりそこはそこで取っておくべきだと、どこの道の駅でもそうだと思いますよ。そういうことで、考えてほしいと、そういうことです。

あと、やっぱりこの前、私ちょっと質問したんですけども、納得いかなかったから、このオープンの8月2日、3月15日にはできたわけですよ、建物。この間隔ありますよね、4月いっぱいまで、ただ4月に私は、あそこなんかできる用意してという人もいるわけですよ。そうすると何で、この間隔が置かれたのか、一番金儲けできるとき、4月、5月は観光客がどっとくる。そのとき、なぜ開けなかったのか、それはオーナーの方には、それは前からちゃんと言っておくべきだと思いますが、そういうこと、どう思いますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ミネラル野菜の家が完成しております、そのオープンがなぜ8月2日になったのかという部分でございますが、それは6月議会定例会におきましてもご答弁しておりますが、まず、施設は確かに完成は3月31日で竣工というかたちで建物を引き渡しを受けております。それ以降、当初予算にありました什器類関係、あと設備関係の部分を整備いたしましたことから、8月2日というような形にオープンになったということでございますので、それはご理解いただきたいと思っております。

あと、店の方々、いろいろな、先ほどもありましたが、店の流れとか、オペレーションをやらなければいけないというような形も含めまして、これだけの時間を要したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そういう理由だということらしいんですけども、やはり、自分で商売やるんだと手を挙げたら、その決まったときまで設備はして、遊びでやるんじゃないんですよ、金儲けなんです、金儲けなければ店開く意味がない、そういうことだと私は思います。今後のこともありますので、ちゃんとつくって何か月も空けておくんじゃないかと、ここまでは全部用意してくれと、オーナーのほうにも私は言うべきだったと思いますが、どうでしょうか。

○議長 関連性はありますけど、あまりそっちのほうに行かないように。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再度ご答弁申し上げたいと思っておりますが、こちらのほうのオープンの日程の決定も、やはりテナントの方々との協議をした上で決定したものでございます。それに伴いまして、テナントの方々も、いろんな補助金関係の申請とか、結果的にはだめだったんですが、そういう申請とか、いろいろな手続きがあった関係もございまして、8月2日になったということで、町の都合だけでオープン日は決められないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そういう理由があったということです。私、重箱の隅、いじりまくるわけではございません。もう1つだけなんですけれども、店の裏、裏というのは県道側、あそこに水道設備がありますよね、あれはどうして使えないのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 水道設備の使えないという部分でございますが、一応あちらのほうは、確かに花壇のところに水をやるとか、そういう部分では使っております、基本的に蛇口のねじるところが取れるような設計になっております。こちらのほう、よく通った方々が、水を大量に、言ってはあれですが盗難にあうとか、そういう部分を防ぐために、一応、夜間等については蛇口を取っているという形でございます。

ですので、一応公共施設でございますので、私用に使うという部分については、あまりにもよくないという観点から、あそこの蛇口を取っているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 お客さまへのサービスと思ってもいいんじゃないんですか、3つあるうちの1

つくらい出して、それでお客さんが手を洗ったり、顔を洗ったり、いろんなことできるわけですので、全部、私、出せというわけじゃないんです。1つぐらい、あそこ時間、9時からですか、7時ころまでは水を出して使えるくらいな、私はそういう優しさというのか、せっかくお客さんがあそこに来て買い物してくれたり、飯食べたりするんだから、1つぐらい出してやってもいいんじゃないかと私は思いますよ。それは課長忙しいから、何か何まで目を通すというわけにはいかないでしょうが、指定管理者おるんですから、そのために。そういう点、ある程度指導なさったほうがよろしいかと、そう思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 トイレの1つでも開けて、お客さまの利便に供するよということとございますが、一応、指定管理者と話まして、改善できるようなことであれば改善していきたいと思しますので、ご理解いただきたいと思します。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 あとは、ミネラル野菜について、ちょっとお伺いいたします。これミネラル野菜の安定供給、どうなっていますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 安定供給の方策につきましては、午前中、町長が答弁のなかで申し上げていただきましたとおり、生産者と一体になりまして、現在も積極的に推進しているというようなことでありまして、基本的には栽培の推進等、それから栽培期間の延長、それから雪下野菜等の越冬野菜の推進ということで、積極的に、現在お願いしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思します。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ後継者、どうなっていますか、これからミネラル野菜をやるんだという人はどのくらいおられるのでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ミネラル野菜普及会という形で積極的に推進している団体があるわけとございますが、実はそのよりっせ、それからミネラル野菜の家がオープンしまして、あそこでまた新たに作付けした野菜を売りたいということで、現在もその普及会に入っている方が、高齢化で少なくなる一方、新しく入る人もおられまして、だいたい70名程度を維持しているというところでございまして、なかには、若い後継者で、新しくキュウリづくりなんかを始められる方もおりますし、夫婦で大きく大規模に町のリースハウスを使って栽培されている方もおられます。全般的な傾向としまして、後継者というのは、農林業関係、下がっている、少なくなっている状況ではございますが、そういったことで国の制度を利用して生産されている農家は、まだまだいらっしゃいますので、今後とも期待したいということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私が言いたいのは、農家の皆さんが、いくらでもいいから潤ってもらいたい、できればね。そういうことで、町の農林課のほうも、そのように指導していただきたいと思します。これでミネラル野菜と駐車場は終わります。

次は、西会津町認定こども園をお伺いします。児童の送迎について、この送迎車の方、

これ冬になると、やっぱり送迎車の上に雪がいっぱい積もって大変だと、こういう場合、できれば送迎車の車庫などつくっていただけないかという話がありました。どうでしょう。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 送迎車の車庫というご質問でございますが、現在のところは車庫はございません。露天で駐車しておりますので、当然、冬期間の場合は、雪が降った場合は雪を降ろして、掃いて、それから運行していくというようなことでございます。送迎車、保育所のバスばかりに関わらず、学校の送迎のバスにつきましても、すべて路上で対応しているということで、すべてに駐車場を完備するということはなかなか難しいのかなと思っておりますので、その辺につきましては、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それから、子どもの重大事故が起きた場合、起きないようにするのが当たり前なんですけれども、事故に関する予防策や、事故当時のガイドラインはございますか。事故をした場合のガイドラインとか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 送迎の際の事故ということではありますが、当然、事故は起きないようにということで、現在、運転手の方につきましては、現在、運転手につきましては、シルバーの運転手さんをお願いしておりますので、シルバー人材センターを通しまして、しっかりした運行管理、それから健康管理、そういったものをしっかりやっただきながら、事故が起きないように指導をしているところでございます。

ですので、いままで重大な事故は起こっておりませんが、そのかすったりとか、ちょっとしたぶついたりというような事故は年に数回ございますので、そういった場合につきましては、すぐに総務課、町のほうに連絡をいただきまして対応するというような体制はつくっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 保育所というか、名前違いますけれども、こども園のなかで、例えば、子どもさんがおやつを食べたりなんかで喉に詰まる。そういった事故ありますほかにね。亡くなられた方もおられます。こういう場合に、緊急時のマニュアル作成されておりますか、例えば模擬訓練など、そういうこと、こういうふうになった場合どうするんだというような、そういうことは考えておられますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育園のなかでの事故、子どもの事故ということではございますが、当然、その状況によって、こういう対応をするというような対応マニュアルは、当然整備されております。ですから、けがをした場合ですとか、熱が出た場合ですとか、そういうときはこういう、この体温になったら親に連絡をするとか、あとは病院にすぐ連れていくとか、そういった体制、マニュアルはきちっとできているところでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、子どもは思いもよらないような動きをすることがあるんですよ。特に、

いまの新しくできるところは後ろは線路ですよね。あそこまで行くということは考えられませんけれども、心配し過ぎるくらい心配したほうが、私はいいと思います。心配し過ぎというのは子どもに対してはないと思います。ですから、そういうところも、よく勘察していただいて、事故が起きないように、そして起きたら直ちに、そのマニュアル通りに皆さんが動けるように、そうしていただきたいと、こう思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 新しいこども園の安全対策ということでございますが、当然、本当に子どもの安全安心、建築の基本のなかにも安全安心な施設というようなものを謳われております。そういったことで、今回の設計にも、そういったことを配慮しながら、いま、外構工事なんかの設計についても、そういったものを配慮しながら、しっかりとやっていくということで考えております。また、生活しているなかで、遊んでいる場合での対応なんかについても、保育士さんたちにもそういったものはしっかりと指導していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 最後になりますけれども、保育士さんの待遇改善、これもやっていただきたいと、朝早くから夜遅くまで、背中に背負って、ゼロ歳児さんから、私はあれ見ると大変だと思いますよ、本当に、ご苦労なさっている。その割に待遇の面においては、大したことないといえば語弊になりますけれども、もう少ししてあげてもいいのではないかと、私はそう思います。どうでしょう。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育士さんの待遇改善ということでございますが、まず保育士さんの配置、人数でございますが、これにつきましては、町としましては、基準、保育基準よりも多く保育士さんを配置してやっております。先ほどの安全安心の部分も加味しながら、人数については規定以上の人数を配置しているという状況にあります。

それから、保育士さんの待遇面という部分でございますが、これについても、現在、保育士さんの平均給与なんかみますと、全国平均とほぼ同じくらい、いまその全国平均が低いというふうには言われておりますが、現状、そういうような状況になっておりますので、今後、国のほうからの助成とかいろいろあるようなことでも聞いておりますので、その辺も含めて今後も改善できるものについては改善していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 では、なるべくいいほうに進むように検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に、私も3件の一般質問を通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、自主財源確保と徴税、収納対策についてお尋ねをいたします。平成27年度の決算ベースでの本町の自主財源比率は25.2パーセントとなっております。例年と比べれば若干高くなっているようではあります。依然として低い比率となっております。自主財源2割強の本町にとっては、自主財源の安定確保は大変重要な問題であります。ま

た、税等の公平性の観点からも適切な徴収収納が重要であり、正直者がばかを見るようなことのないよう、慎重な対応が望まれるところであります。

また、年々減少傾向にあるにせよ、平成 27 年度決算の収入未済額は、6,885 万円となっております。不能欠損処理された額においては、1,662 万円となっております、いずれにしても相当な数字、金額となっているところであります。

この 2 つの問題とも、容易に解決できるものではありませんが、取り組み如何によっては、十分に成果をあげることも可能と考えます。

次の 4 点についてお伺いいたします。

1 点目といたしまして、ふるさと応援寄付金について、率直に申しまして、あまり積極的に取り組んでおられるよう感じられませんが、どのようなお考えで取り組んでおられるのか、これは以前から私も含め、幾人もの同僚議員からお尋ねをしておりますので、以前と比べて考え方が変わったところがあるのか、ないのか、そこをお伺いいたします。また、現在の実績と周辺自治体の動向をどのように感じておられますでしょうか、お伺いいたします。

2 点目といたしまして、新たな自主財源確保の取り組みは進んでおりますでしょうか、お伺いをいたします。

3 点目といたしまして、税等の徴収対策については、税等徴収対策本部会議において、年に何回かの管理職による徴収をして、徴収には努力をされているところでありますが、収納率向上に向けてさらなる取り組みが必要ではないのかお伺いをいたします。例えば、徴収担当職員の勤務時間のシフト制などによる休日、早朝、夜間等の体制について。あるいはクレジットカードの納付等であります。

4 点目に、差し押さえ等の実績はどうなっているのか、現体制で十分に成果が上がっているとお考えになっているのかお伺いをいたします。

次に、介護施設等の安全対策についてお尋ねをいたします。今年は台風の当たり年と言ってしまうと、大変不謹慎な言動になるかもしれませんが、1 カ月に 6 個もの台風が日本に上陸し、全国各地に大変な、大きな爪跡を残しております。幸い本町においては、いまのところ大きな被害もなく、安堵しているところでありますが、連続して台風が通過した東北北部、北海道各地においては甚大な被害がもたらされております。特に 8 月末の台風 10 号による暴風雨の影響で、岩手県の高齢者施設では、隣接する川が氾濫し、濁流に飲み込まれ、9 人もの尊い命が犠牲となっております。大変痛ましい事故が発生しております。また 7 月には、神奈川県の高齢者施設では、元職員が刃物による殺傷事件が発生し、19 人死亡、26 人が重軽傷を負う事件が発生しております。双方とも体が思うようにならない弱者におそった悲劇であります。

このような事案を考えると、いままでのような危機管理体制で十分なのか大変心配するところであります。これらのケースを特異なことだとすることなく、町としても危機管理体制の見直し、職員の危機管理対応能力の向上を図っていくことが重要と考えます。そこで次の点についてお伺いをいたします。

1 点目として、現在の危機管理体制はどのようになっているのか。緊急時避難計画等はあるのか、ないのか、お伺いをいたします。

2点目として、特に夜間の危機管理体制が大変心配であります。先ほどの事案に鑑み、見直しをすることはあるのか、お伺いをいたします。

3点目として、安心安全は本町の重要施策のキーワードであります。安心安全な施設管理に町はどこまで関与できるのか、お伺いをいたします。

次に、子育て支援についてお尋ねをいたします。本町の数々の子育て支援策が功を奏したのか理由はわかりませんが、本年度は例年になく40人を超える新生児が誕生する予定であります。少子高齢化が急激に進むなか、大変うれしいニュースであります。来年度以降もこのような状況が続く、出生率アップを願うところであります。

そこで、6月議会定例会でも少しお話をし、宿題としていた件であります。日本、あるいは地域にあった形のネウボラという政策があります。このネウボラ政策の推進が本町にとっても必要になってくるのではないかと、提案するところであります。いままでの子育て支援は、その都度、その年齢における単発型の支援であり、いわば点での支援であるように思います。妊娠初期から小学生にあがるまで、またそれ以降においてまで、1人の担当者が妊娠出産、子ども、家族にいたるまで継続して支援をしている。いわば点から線、面での支援へ、継続した長期的なスパンで支援していくことこそが、これからの子育て支援には大変重要になってくるものと考えます。このネウボラ政策についてのお考えをお伺いいたします。

1点目として、このネウボラに取り組むにあたって、何がネックとなるのか、また何が必要、重要と考えますかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、これらに変わる新たな有効な子育て支援策は考えられるのか、お伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、多賀剛議員の子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

子育て支援については、町の総合計画において、具体的な取り組みの一番に、未来を担う子どもの育成を掲げるとともに、昨年度策定した、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略のなかの柱の1つに、子どもを産み育てる環境づくりを位置付けておりました。町の最重要課題として取り組んでおります。そのため、子育ての各ステージにおいて切れ目のない支援を実施しているところであります。

具体的には、結婚から子育て期間では、出会いの場の創出や結婚祝金の支給をはじめ、妊娠から出産期では、こうのとりのサポート事業、出産祝金の支給、赤ちゃん家庭訪問などを、育児期では、乳幼児家庭子育て応援金の支給、インフルエンザ予防接種助成などを、保育期では、保育料2人目同時入所の無料化、子育てサークル活動支援などを行っております。

更に、小・中学校から進学・就職期間においても、ひだまり子どもクラブ、放課後子ども教室などのほか、町独自施策としてトータルケア修学資金や西会津高校支援、新規就農者支援などを行っており、町内の保護者はもとより、町外の方からも西会津町の子育て支援は充実しているという声が聞こえております。

議員おただしのネウボラにつきましては、妊娠から子育てまで1つの窓口で、専門家が

適切なアドバイスを行うことで、子育ての不安や疑問を解消し安心して子育てができる環境を支援する施策であり、国でも同様な制度として、子育て世代包括支援センターを各市町村に設置するよう進めております。

本町では、来年4月に開園予定の認定こども園に、子育て支援の総合窓口となる子育て支援センターを併設することとしております。その子育て支援センターには、保健師や保育士等の専門職員を配置し、妊娠から出産、子育てに関する不安や疑問に対して親身に相談に乗るほか、家庭訪問なども充実させてまいります。これにより、いままでの支援策とあわせ、子育て支援のさらなる充実が図られるものと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、はじめに、ふるさと応援寄付金についてお答えいたします。

町では、昨年度、返礼品についての見直しを行い、新たなパンフレットを作成し、町内各世帯への配布、ロータスインや道の駅、ガソリンスタンド、金融機関、スーパーなど、町内の事業所に配置をお願いいたしました。また、町内外で開催される各種イベント等に出向き、来場者に配布し、広く周知を図っているところであります。さらには、同級会などでの配布をお願いし、周知していただいております。この結果、平成28年9月1日現在で、24件、100万5千円のご寄付を頂いております。

周辺自治体では、米一俵や桐タンスを返礼品としているなど、地域の特産品を返礼品としている自治体が大部分であると認識しております。町でも、米、ミネラル野菜、地酒、民芸品、さらには体験プログラムなど、さまざまな特産品を返礼品とし、町のPRに努めておりますが、今後、その結果を検証しながら、返礼品の内容などについて随時見直しをしてまいりたいと考えております。また、費用対効果も考慮しながら、ネット等の活用も検討してまいりたいと考えております。

今後も全庁・全職員で、ふるさと応援寄付金の推進に取り組むとともに、町ホームページ、各種イベント等におきまして、広く本町の良さをPRし、町を応援して下さる方々の拡大に努めてまいりますのでご理解願います。

次に、税等収納率向上についてのおたただしであります。現在、臨戸徴収はもとより、毎週火曜日と木曜日の延長窓口での納税相談などを実施し、収納率の向上に努めております。また、町長を本部長とした税等徴収対策本部会議では、未納者に対する情報を関係課で共有し、お盆、年末、出納閉鎖時期におきまして、管理職を含めた共同一斉徴収を実施しているところであります。

収納率につきましては平成27年度において、国保税を除く町税全体では、平成26年度と比較しまして、0.41ポイント増の94.51パーセント、国保税においては、2.82ポイント増の88.54パーセントの実績を納めたところでございます。この結果、本年8月9日には収納率の高さが認められまして、福島県知事より、個人県民税優良市町村感謝状の贈呈を受けたところでございます。

次に、徴収担当職員の勤務時間をシフト制にしてはどうかのご提案でございますが、

徴収担当職員は税や料の徴収のみならず他の担当事務との関係上、通常勤務が基本となりますことから、シフト制は、現時点では考えてございません。

次に、クレジットカードによる納付であります。福島県内では、県の自動車税のほか、いわき市、須賀川市の2市が実施しております。クレジットカードによる納付は、クレジット会社が一時立替払いをし、後日カード決済日に口座から引き落としをするシステムであります。納税者側のメリットとして、仕事の都合などにより、指定金融機関等で納税することが困難な方は24時間いつでも納税が可能で、納税金額によっては分割払いもできることから、利便性が向上いたします。デメリットとしましては、納期限内にその都度、納付書番号により手続きをとらなければならないことや、手数料が本人負担となること、さらには納期限が過ぎた納付書では納税ができないことなどがあげられております。

町は、税金の納付方法につきましては、納税貯蓄組合における納付や、納付手続きが簡単な口座振替による納付を推奨しております。クレジットカード納付につきましては、今後の収納率向上対策の一つとして検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、差し押さえ等の実績についてであります。差し押さえの執行につきましては、再三再四、督促状、催告書を送付しても何の連絡もない滞納者、税金の分納誓約をしたにも関わらず履行されない滞納者に対して執行しております。平成27年度中の差し押さえ件数・金額は、39件、368万5,660円となっております。また、今年度は9月1日現在、4件、65万7,761円となっております。差し押さえの執行につきましては、滞納者の給与・預貯金、資産等の調査を実施しまして、滞納者に担税力があると認められた場合、差し押さを執行しております。

現体制で、一定の成果は上がっているものと認識しており、今後も税の公平な負担という大原則のもと、国税徴収法及び地方税法に則りまして、進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、新たな自主財源確保の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

自主財源につきましては、地方公共団体が自主的に収入し得る財源でありまして、町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などがそれに該当いたします。また、行政運営において自主性と安定性を確保する尺度となることから、町といたしましては、自主財源の一層の確保に努めなければならないと考えております。

おただしの新たな財源確保の取り組みについてであります。今議会の全員協議会でご説明いたしました西会津町行財政改革大綱(第16次)に基づき、今後見直しを図ってまいる考えであります。

その内容であります。使用料・手数料は、行政コストや受益に応じた適正な負担とするため、総合的に調査・検討するとともに、減免規定につきましても、公平性の観点から著しく均衡を逸するものについては縮減や廃止の検討を進めてまいります。このほか、小・中学校の統合に伴う廃校施設をはじめとする遊休財産につきましても、有効活用が見込めない財産は、売却などの処分を積極的に進め、自主財源の確保を図ってまいる考えであります。

ますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、介護施設等の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

介護施設等につきましては、国から示されるそれぞれの施設の設置基準のなかで、非常災害対策等として、利用者の危機を未然に防止するよう努めるとともに、万が一危機が発生した場合には、迅速で的確な状況把握、情報の伝達や初動対応により、利用者を危機から守ることが強く求められております。

そのため、各介護施設等においては運営規程に定められた危機管理への対応策に基づき、緊急避難計画や避難マニュアルなどを独自に作成するとともに、定期的な防災・避難訓練等を繰り返し実施することで、常に利用者の安全・安心の確保に努めているところであります。また夜間の施設職員の常駐が少ない時間帯については、施設出入口の施錠により外部からの侵入を防ぐとともに、緊急時には連絡網により職員が迅速に駆けつけられる体制を整えております。

町といたしましては、施設入所者は自力避難が困難である緊急時要援護者であることから、介護施設等における危機管理体制に対してさらに注意喚起を促すとともに、西会津町地域防災計画に基づき、日頃から介護施設等と防災関係機関、近隣住民等とが常に連携を密に取れる関係を構築し、万が一、災害等不測の事態が発生した際に、施設の緊急避難計画が円滑に機能する体制づくりに向け連携してまいりますのでご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、子育て支援について、町長からはじめにご答弁をいただきましたので、それについてお尋ねしますが、今年は本当に40人を超える新生児の誕生の予定だと話をうかがって、私、大変うれしく感じたわけなんです、その要因は、健康福祉課長、どのような要因だと捉えておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今年、本当に出生数が大変増加をしております。これにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、町の子育て施策、種々各ステージにおいて、いろいろな子育て支援をしているということが一つあるのかなというふうに思っております。

そのほかにも、最近、若者の方が町に、町の若者、絶対数がだいたい決まっているというか、そのなかで今回、出生数が多いという部分でございますので、やはり子育てできる環境づくりがうまくいっているのかなというふうなことで捉えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、いままでのうちで、本町でやっている子育て支援策が功を奏したのかなといいほうに私はとらえているわけです。これが続けば、将来的にずっと小学校に入っても、中学校に入っても、2クラスずつこういくのかなと私は思いをしておりますことから、続くことをまずこれを願っております。

そのなかで、町長からご答弁いただいたなかで、いろんな各ステージの子育て支援策、ご説明いただきました。私はそれをやっているのは十分わかりますが、私はこの、いわゆ

るネウボラを提案したのは、いわゆる発祥の地、スウェーデン、あそこは高福祉高負担の国ですから、まるっきり同じことはできないと、私は十分承知しておりますけれども、一番思ったのは、いわゆる1人の担当者が、いわゆる妊娠初期からずっとそのお母さんなり、家族のサポートをしている、それがうんとかう安心感につながって、いわゆる出生率がアップしてきていると、それと、これからの日本の、いわゆる子育て支援の政策は、こういう形が主流になるのではないかと、私は話を聞いたものですから、いま、子ども子育て支援法のなかでも、こういうことがやっぱり、どんどん導入されてきているわけです。ですから、いままでのことを決して悪いというわけではありませんが、いわゆる担当者を決めて、1人の担当者がしっかりとその家族と向き合って支援していくという体制が、私、大変素晴らしいなという思いであります。

そんななか、これをやるには、私の最初の質問にありましたけれども、一番何が重要となって、何がネックになるのか、その点をつかまえておかないと、これから先難しいことがあるのかなという思いがしますので、その辺、どう感じておられますでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これも課長会議等々でいろいろ意見交換をしました。私は、このネウボラを推進するために4つのポイントで、これから取り組んでいただきたいということを申し上げました。

1つは、妊娠から子育てまでの1つの窓口にすることだと、これが1つ。

2つ目は、それぞれ専門員の配置をしていこうということで、先ほど言いましたように、保健師であり、あるいはこれから認定こども園のなかに支援センターをつくれますから、十分にそれに対応し得るような職員の配置も検討しておりますので、こういったそれぞれの専門員の配置をしていきたい。

3つ目は、西会津町が早くから取り組んでいる医療、福祉、これの連携をしっかりと対応していくことだと、これが3つ目です。

4つ目は、家庭環境の問題の早期発見をしていこうということで、家庭における様々な課題というものについても、いろいろと相談のできるような体制を、やっぱりしていくことも必要だろうということでもありますので、この4つのポイントを、これから、いわば西会津版ネウボラの取り組みのポイントをしっかりと対応していただきたいと、こういう姿勢で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そのとおりだと思います。そんななか、私は、この問題ばかりではありませんが、やっぱり大変なネックとなるのは、やっぱり圧倒的なマンパワー不足だと、担当者がどれだけ確保できるかということが、お金もさることながら大変重要になってくるのかなという思いはありますが、まったくの未経験者ではなかなか難しい仕事だと思いますから、いわゆるセミリタイアなさった方、あるいは子育て、ひと段落した方、そういう方を有効活用していかなければいけないという思いはありますが、いわゆるマンパワー確保に関してはどのようなお考えでおられますでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 ただいまのマンパワーの確保の関係についてお答えしたいと思います。

議員もご承知のように、町で定数にかかる定員管理計画を昨年末、策定したところをごさいますけれども、そのなかで、これからは、いままでは削減を主とした定員管理をしてきたわけでありまして、これからは、いろんなその事務事業に見合った人員の確保ということが必要であるということで、前の計画では120名体制の部分を125まで引き上げさせていただいたという経過がございます。そのなかで、西会津町にとりましては、保健師、それから管理栄養士、保育士は福祉会の管轄になりますけれども、そういったところで専門職の確保については、これまでもかなりの力を入れて取り組んできた経過がございます。

議員がおただしのように、マンパワーの確保がなければ、このネウボラの取り組みといえますか、日本版、西会津版ネウボラもそうでありまして、やはり人材をそれだけ確保していかなければ、このきめ細かな対応はできていかないのかなというふうに感じております。

そういったところで、ご提案ありました子育てをある程度一段落したような方であるとか、あるいは退職をされた、実際の経験が豊富な方とか、そういったところの活用も含めて、今後そういったきめ細かな対応ができれば、こういった取り組みをしっかりとやっていけるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそのような形で取り組んでいただければ、今後いい成果があがってくるのかなという思いでおります。

それで、子育て支援のなかで最後に1つ、町長に申し上げたいのは、いわゆる子ども子育て支援法のなかでも、いろんな新しい国の動きが出ております。そんななかで、やっぱり今回は保育料の何人目からの無料化、あるいは出産祝金等々、ベースアップしたわけですが、私以前から申し上げているように、今年度40人を超える新生児が生まれると、大変うれしいことだと言いましたけれども、せいぜいそのくらいの数なんです。ですから、2人目無料とか、保育料無料とかではなくて、実際に健康福祉課ではシミュレーションも、全部保育料を無料にしたときにどのくらいかかるかというシミュレーションもしているそうでありますから、ぜひ町長、これ一歩先に出て、本町で保育料無料化に取り組むつもりはないか、要は、これからは、この子ども子育て支援法のなかで見てみると、どんどんどんだんほかの自治体も、いわゆる小さな、われわれみたいな過疎に悩む小さな自治体というのは、まだまだこういうことに取り組んでくるものだなというふうに思います。どうせやるんだらば、やっぱり先にやったほうが、マスコミに取り上げてもらえる、西会津町のPRにもなる、本当に西会津町は子育てに優しい町なんだということも宣伝できるように思うんですが、ちょっと一歩踏み出して、そんなことも検討できませんでしょうか、町長、その点。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 以前にもいろんな質問を受けながら、答弁いたしましたけれども、ただいまの現実的な社会のなかで、比べればきりがありません。ですから、西会津町がいろんな子育てにも先を行っているところが相当あると私は思っています。最近、また新しい取り組みのなかで、これは子育てのなかかかもしれませんが、ランドセルを入学生には全部町が提供すると

いうところも、最近福島県のなかで出できました。一つは、それは非常に保護者にとってみれば、ありがたい話だと思うんですね。そういうところが特化してみられるというところが実はあるんです。

ただ、じゃあ西会津町はそれに対して何をしていたのかというと、そうではなくて、3人目で50万円というなかから、就学のときには10万円ということで、分割しながら、そういうところに対応していただきたいということで、いわば町としては、ランドセルだけではなくて、やっぱりそういうところに大いに利活用していただきたいという願いを込めて対応しているということでもあります。

こういうところは、ほかにもいろんなところでいろんなやり方があるかと思えます。ですから、これは財政との、何を言いたいかということ、財政との関係がありますから、いま、新しい認定こども園を開所したなかにおいては、様々な保護者の皆さんからご意見があるかと思えます。それらも真摯に受け止めながら、いま、2千万円、年間かかります。この財源が確保できるという確信を得るということであれば、これは当然実施してもいいのかなというふうに思いますので、今後、財政の将来的な運営のあり方など検討して、これはやっぱり大きな課題の一つで、取り組む検討を、内部でもちょっとしてみたいなというふうに思います。しかし、これがいつから実施するかということを示すわけではありませんが、財政が今後どういうシミュレーションを組んでいった場合にはいいのかということも含めて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長から初めて前向きに検討したいということでもありますから、大変これからご期待をしております。財源に関しましては、子ども子育て支援法のなかでも、本当であれば消費税が10パーセントになれば、毎年でやれることがあったのが、ちょっと先延ばしになっちゃったということも書いておりましたので、ぜひうちの財政とよく相談をしながら、しっかりと検討をしていただきたい、ご期待をいたしております。これで子育て支援については終わります。

質問を変えまして、自主財源の確保の取り組みに関しまして、ふるさと応援寄付金、これは私も、同僚議員も何べんもこう言うので、何で同じことを聞くんだろうなというような思いもされているかと思えますけれども、私も以前も言ったことあるんですが、そのふるさと応援寄付金、寄付金の管轄だと総務課で、ふるさと納税というと町民税務課だと聞いたわけなんですけれども、町民税務課長がお答えいただきましたから、町民税務課長にお尋ねするしかないんですが、私その辺が、厄介者みたいな感じになっているのかなというイメージを持っているわけです。本来であれば、そのふるさと応援寄付金にしろ、ふるさと納税にしろ、本当に成果があって、これは町の実績になるというのであれば、うちの課でやりたいと、本当は言ってもらえるようなことであれば一番いいのかなという思い、それは余談ですけれども、そんなことを思っております。

それで、積極的にこの取り組んでいないのではないかと、大変失礼な言い回しをしましたが、われわれは実際には実績、数字で判断するしかないわけです。片や3億何千万も集めているところ、100万しか集まっていないところ、それを比べれば、率直にそう申し上げるしかないわけです。それで、ネット等々の話、ご答弁ありましたけれども、6

月議会のなかで、なんぼいい返礼品、なんぼいい政策をつくっても、みんなに見てもらえなければ意味がない。だからせめて、ふるさと納税、ふるさと応援寄付金のポータルサイトにお金はかかるといっても、それがまず一段階ではないかと、みんなで見てもらって、比較検討してもらって、西会津町にふるさと納税、ふるさと応援寄付金をしたいと思ってもらえるのが私は先だと思うんです。いくらいいものつくったって見てもらえなければ、比較検討してもらえないような気がします。

そんななかで、費用対効果の話がされておりましたけれども、いわゆるそのかかった費用が回収できないから、これ載せないのか、載せるまでもないと思っていられるのか、そのポータルサイトへの掲載についてどうお考えなんでしょうか、まずそれをお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ふるさと応援寄付金の基本的な考え方、まず述べておかなければ、これは部分的なことだけで効果を発揮するという事は非常に難しいというふうに思っています。まず、このふるさと応援寄付金をどのように町として捉えて取り組むかということについてであります。これは各課全体が共有して取り組むべき課題ですよということは、私は申し上げております。ですから、これは税の関係でありますから、答弁するほうは担当課ということになりますけれども、これはただ税だけでうんぬんの問題ではなくて、町の方針とか、あるいは町の産業とか、町のPRとか、いろんなことが絡まって一つの事業体をなしているわけありますので、これはやっぱり全課共通する課題として取り組むべき課題だというふうな、まず取り組み方を実はしております。

そこで、端的に申し上げまして、やっぱり西会津町として、この間、湯川村の米、これを見てみますと、やっぱり一つは特化したもので、わかりやすく、そして原資はかかっても、やっぱりそれが最終的にはトータル的に億単位のお金を集めることができるということがあるわけです。これいろんな町村、この隣接する町村なりをみますと、やっぱりその町の、これしかないものというものをうまく返礼品として活用しているということがあります。例えば、牛を扱っているようなところは、高価な牛肉をパッケージでもって、これ3万、4万ともう、やっぱりこう買い求めるという方も実はいるわけあります。あるいは桐ダンスということであれば、これは売れているかどうかちょっと私はわかりませんが、そういう特化したものに対して、やっぱりやることもできるだろうと。

それで、西会津町がそれだけ高価なものを、返礼品としてやれるべきものは何があるかという、やっぱり残念ながら、多品種等々でしか、いまのところ農林産物にしても、なかなかそこまで全国的に、それが返礼品として供給できる体制にはないということだけは、まず理解をしていただきたい。そのために、西会津町独自の取り組みとして、米とか、あるいはお酒とか、野菜類とか、あるいは民芸品とか、こういったことを混載しながら、1つのパッケージとして西会津町のPRというものを兼ねながら、いま、出しているというのは、残念ながらそういうことでしか、いまのところは考えることができないということで、現状で取り組んでいるわけあります。

2つ目として、そうであっても、じゃあこれを具体的にもっとうまく軌道に乗せる方法はあるじゃないかということだと思っただけですね。このために、いま、ホームページを町として変えようとしておりますので、もう少し訴えるもの、あるいは西会津町のPRで対応

していただけるような、その載せ方、方法も変えていく必要があるだろうというふうに思います。これが2つ目。

3つ目は、やっぱりこの応援してくれる人というのは、全国津々浦々にいけば、不特定多数のみなさんが応援していただけるという、これは一番ありがたいことです。しかし、町はもっと地道に、そして固定した人をやっぱり掴んでいこうじゃないかということで、町の取り組みの1つとして、町民ふるさとクラブということの取り組みも、いま、行っておりますし、同時に、毎年行っておりますけれども、この在京西会津会の皆さんに対するPRの仕方、そして、西会津町と交流していただけるようなところに、常に西会津町が行って、町をPRする。こういうような複合的な取り組みのなかで、西会津町全体を応援してくれる、心底好きになっていただけるような町の取り組みも併せ一体のものとして、やっぱり取り組んでいくことが西会津町の取り組みの1つではないかと、これはもう高度に、単年度で億単位の収益をあげるということも、これなかなか難しいかもしれませんが、やっぱり地道にこういったことが功を奏していくということも必要ではないかなというふうに思っております。

したがって、ただこれだけで、どれだけの効果があるかということで、数字に換算することはなかなか難しいわけですが、これは毎年徐々にではあるけれども、やっぱり1つの目標値を持って、全体で取り組んでいこうと、こういうことでいま、各課一丸となって取り組んでいるということですので、この点については、やっぱりご了解をいただきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長は、以前のご答弁だと、副町長あたりは当局から過度な返礼品返しになるようなことは慎むようにとのご指導があったとか、あるいはいくらあっても真水の部分というのは何ぼあがっても大した残らないんだよというような、なんだか後ろ向きなご答弁しかいただけなかった。そういうご答弁、町長しなかったので、評価するところでありますが、私は真水の部分をどれだけ残して、いわゆる自主財源にしなければいけないということもさることながら、以前申し上げた、これは産業の振興の一環として、うちの町は世界一の、日本一の米があるじゃないかと、そういうものを大々的にPRをしてほしいなという思いで、これは以前より言ってきたわけでありまして。

実際に集まっているところの、いわゆる寄付をなさっている方の内訳をみれば、ほとんどが縁の人以外の、いわゆる不特定多数の人からきているような状況でありますので、これからも、これはいま言ったような形で、いわゆる不特定多数の人にも見てもらうような形で、今後も臨んでいただきたいと思っております。時間がありませんので次に移ります。

新たな財源確保に関しまして、総務課長からご答弁いただきました。これは何年か前にも私お尋ねをいたしました。金額的には微々たるものかもしれませんが、いわゆるホームページ、あるいは広報誌の有料広告等がありましたけれども、ほかの、例えばバスだとか、いまだと野球場の看板だとか、そういうところなんかも考えればいろいろあるのかなというところでありまして。あと普通財産の処分に関しまして、4年前のご質問では、これだけ計画的に調査をしながら処分を検討すると、今日のご答弁でも同じ内容でありましたが、4年間のなかで少し変化がありましたでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

4年前も同じような質問をされたということではありますが、変化があったのかというおただしでございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたのは、廃校、統合に伴う廃校施設等、活用できないものは積極的に処分をして、自主財源の確保を図るというようなご答弁を申し上げました。まだその廃校施設の利活用方法が決まっていない部分もございますので、そこらを早急に利活用方針を、なんといいますか、これはもう使えないよというような施設があれば、建物を壊して土地を売るとか、そういった部分で積極的に今後やっていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 使用料手数料に関しまして、そのときもお尋ねしました。そのときは、いわゆる消費税が上がるタイミングで、10パーセントになるタイミングで検討していきたいというようなことではありますが、その10パーセント、2年半先延ばしになりました。今回では、行財政改革のなかで検討していくということではありますが、いわゆる、それも先延ばしになってしまったのか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

所費税は先送りになった、アップが先送りになったということでございますけれども、先ほどご答弁申し上げました使用料手数料の見直しにつきましては、消費税が上がったときに上げようという部分もございますし、あとはその減免規定と、いま、使用料手数料で減免規定があるものが相当ございます。そこらも負担の適正化といえますか、公平な負担が図られているのかどうかという部分で見直しをしていきますので、消費税アップに伴う見直しだけではないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、その上げるタイミングは、上げるばかりではなくて、私は、いわゆる高齢者、例えば70歳になれば少し安くするとか、そういうことも考えながら、ぜひご検討していただきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。収入未済と不納欠損についてであります。収入未済は、年々1千万くらいずつ少なくなってきて、今年は6,885万円。半面、不納欠損は100万円くらいずつ増えてきて、今年は1,563万円ということではありますが、二つの要因はどうだとお考えになりますか、昨年の不納欠損が増えた理由は、副町長からご答弁いただいたのか、総務課長だかわかりませんが、いわゆる5年前にリーマンショックの影響で、経済情勢が悪かったと、その影響で不納欠損が増えたんだということが説明されましたけれども、今年も昨年から比べて100万円ほど上がっているということでもありますので、その要因はどういうふうにとらえていますでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

昨年、不納欠損の額がピークにということございました。今年の原因ということでございますけれども、実は、通常ベースの不納欠損額は減ってはございますが、実は、ご存

じかと思いますが、国道沿いの差し押さえをしておりました旧パチンコの物件でございます。あれがいま、新しいあれで工事をしているところでございますけれども、あれが昨年度、その売却といいますか、売買をされたということで、あそこ差し押さえしていたんですけれども、その後、調査いたしましたところ、その物件につきましては、ちょっと順位的にも町にも入ってくる見込みがないということが判明いたしましたので、その部分で、あの部分がすごく大きい部分でございますので、その部分と、森野といいますか、あそこの部分の2件の差し押さえを調査いたしましたので、こちらにつきましても、差し押さえをしていたんですけれども、もうその企業の実態がないということが判明をいたしましたので、それで、その部分についても、今回の不納欠損の額で、その差し押さえ物件の2件につきまして、落とさせていただいたということで、ちょっと大きく上がったという要因でございます。大きくといいますか、通常ベースでは落ちているんですが、500万円ちょっとですね、その部分が加算されたということでございます。(多賀剛～収入額は)

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ご答弁でも申し上げましたように、収納率、職員みんな頑張っております、年々ちょっと上がっているような状況でございますので、それに伴いまして、その部分も減っているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その自画自賛でも、私、褒めてやるところだったので、その収入未済が減っているのは、1千万ずつ減っているというのは大変いいことだと思いますから、そういう意味でお尋ねしました。

それで、不納欠損の内訳はご説明いただきましたけれども、いわゆる大半が固定資産税、67パーセント弱を占めているということでありまして、いわゆる毎回聞くんですが、その時効が来たから機械的に不納欠損にしているわけではないという説明をされました。それで、いわゆる時効の中断は実際どのくらいしているのか、どのくらいあるのか、金額にしてどのくらいなのか、その方にはどういうアクションをしているのか、それをお尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在まで時効の中断ということで、差し押さえ、いままでですと2件の物件について差し押さえをせずときたわけでございますけれども、それについては、見込みがないということが判明いたしましたので、それを除きますと、現在はございません。時効の中断をしている物件はございません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 要は、いわゆる5年が経過すれば、いやこれ幸いに、不納欠損するのではないかと私、よく説明を受けたわけですが、それで全然ないというのは、ちょっと理解できませんが、一つ確認の意味でありますけれども、国保税に関しましては、うちの町は、いわゆる短期証は出していないということでありまして、間違いありませんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

うちの町でも、1カ月の短期保険証を交付しまして、その都度、更新の都度、納税相談をさせていただきまして、いづらか納税をしていただいているというような状況でございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　短期証を出す場合、それは1カ月単位ということですが、いわゆる子どもさんがいる家庭でも同じように出しておられるのか、お尋ねします。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

お子さんのいる方でございますけれども、お子さんにつきましては、児童福祉の観点から6カ月の短期保険ということで出しております。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　国保税に関しましては、命に関わることですから、徴収も大切でしょうけれども、その辺は慎重に対応していただきたいという思いでおります。

あと、最後に介護施設等の安全対策、健康福祉課長からご答弁いただきましたけれども、新聞報道なんかによりますと、岩手県の高齢者施設は、いわゆる避難準備情報が出されていたにも関わらず、職員がその内容さえ理解していなかったと、それが被害が拡大された要因になったということですが、うちの町ではそんなことはないと思いますが、その辺は確認されていますでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　介護施設の避難の情報の伝達ということでございますが、今回、岩手県でそういった事例があったことから、国のほうからもそういうことを徹底するようというような通知が来ておまして、そのいま、言われました避難準備の際にはもう要援護者については避難するようというようにも徹底してくださいよというようにございましたので、今回また改めて、町のほうからもそういう情報等については提示をさせていただきます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　本当に毎年よりも、例年よりも本当に実のあるご答弁をいただきまして、特に町長、子育て支援に関しましては、大いに期待しておりますので、無料化も早急に検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります、どうもありがとうございました。

○議長　暫時休議します。(14時24分)

○議長　再開します。(15時15分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫　こんにちは、11番、青木照夫でございます。今回は3項目を提出しております。順次項目に従い質問いたします。よろしく申し上げます。

はじめに有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。いま、有害鳥獣にクマ、サル、シカ、イノシシなどが出没し、その被害は日本全国に拡大し、農業従事者の生産意欲を失わせるばかりではなく、近年、クマなどは人間までも襲う事故が相次ぎ、日常生活を脅かす状況

になっています。里山に出没する原因に、雑木や森林などが半世紀以上にわたり放置された結果、野も山も荒れ果て、動物が生息する環境の悪化で、里山に現れる一因とされ、一方、一時期有害鳥獣を捕獲、生活の糧としたことから、動物保護法などで規制がかかり、また、銃の所持も厳しくなり、その後、狩猟ハンターも高齢化とともに減少し、人間が山に入らなくなり、有害鳥獣の生息域を広げた原因ともいわれます。今後は狩猟ハンターの育成を図り、防除策を取ると同時に、根本的な森林の環境保全に力を注ぎ、過疎や高齢化が進む農村に活力と住民に生きがいを与えることが大事であります。そこで伺います。

1つ、実施計画に農林業の振興として、広葉樹林再生事業などに予算化されているが、広葉樹の伐採、再生を進めるなかで、当町として今後どのような森林活用の計画を進めていくのか伺います。

2つ、森林の活用で木材需要が増加するなかで、今後、森林の環境整備を優先的の事業として取り組むことで、有害鳥獣対策の効果が期待できると思うが、いかがでしょうか。

3、被害にあっている生産者を守るために、有害鳥獣の捕獲者が必要です。銃の免許保有者が年々高齢化とともに減少していることから、免許取得や維持管理をするには、高額なお金がかかるといわれていることから、人員確保のため補助などをする考えはありますか。

次に庁舎移転についてお尋ねします。庁舎移転先として、耐震工事が済んだ旧野沢小学校を予定していますが、一般にRC構造、コンクリート建築の耐用年数は50年とされ、小学校の建物などは47年程度といわれます。当該施設は、昭和38年建築から、すでに53年を経過しており、庁舎使用を開始する予定の2年後には55年が経過します。経費削減で庁舎活用することは理解できます。しかし、耐震工事の横揺れは済んでいるものの、直下型地震を想定した場合、天井のスラブが落下するおそれがあります。庁舎で働く職員はもちろん、庁舎を利用する町民の安全安心が求められることから、十分な説明が必要です。

また、移転にかかる経費には、横町館跡発掘調査費などは予算になかったことから、増加傾向にあるようです。今後、建物改修や移転にかかる諸経費を含めた総額はどのくらいになるのか、計画された経費が費用対効果があるのかが問われます。庁舎は町のシンボルです。緊急時の司令塔になる重要な庁舎です。庁舎移転は町民の大きな関心事であります。改めて伺います。

1つ、庁舎移転にかかる経費はどのくらいになるか、概算で結構ですが、お示してください。

2つ、庁舎完成後にかかるメンテナンス費用はどのように捉えているのか伺います。

3、庁舎完成後は、庁舎に出入りする、通称横町通りは道幅が狭く気になります。道路は現行どおりなのか、交互交通ができるように拡幅されるのか、これは一方方向が解除されたことから、通行車両が多くなることから、改めて伺います。

次に、総務省の補助事業についてお尋ねいたします。総務省は地域力の創造、地方創生として都会から地方へ移住定住を含めた制度で、平成20年度から運用が開始されており、本町は平成24年に地域おこし協力隊と集落支援員を採用しております。現在は地域おこし協力隊5名と集落支援員2名が活躍されていますが、野沢地区はじめ、尾野本、群岡、新郷、奥川など、各地区は高齢化による地域力の低下に活力を与えることが必要でありま

す。以前に制度を活かした人材登用を増やすべきと質問をしておりますが、いまだ大きな変化は見られません。86パーセントを占める森林の活用、基幹産業とする農業、ブランド化されたミネラル野菜や食文化の開拓、町の定住移住を推進することで、徐々に成果はみられます。ほかに本町には、医療教育、文学、または政治家などで、日本の中枢で活躍された人文などが輩出されております。町なかに足を踏み入れるような遺産や宝が埋もれているかもしれません。歴史を学べる町、自然がある美しい町、大輪の花を咲かせるには、さらなる人材の登用専門委員が必要であり、最大限に活かすべきであります。そこで伺います。

1つ、いままで当町が受け入れをし、取り組んでいる地域おこし協力隊と集落支援の役割と成果について伺います。

2つ、総合計画のなかで、「住んでみたい、行ってみたい町へ」定住促進と交流人口拡大を強力に推進するとありますが、目標を達成するには、現在の地域おこし協力隊と集落支援員の人数で十分に実現できると思われませんか、お尋ねします。

3、まち・ひと・しごと創生総合戦略の交付金で空き家を改修し、そこに地域おこし協力隊のメンバーが店舗を設け、移住定住に活路を見出している例がありますが、現在取り組んでいるほかに、本町における移住定住を促進させるための具体案などがあれば、お示してください。

以上、3項目が私の質問といたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、有害鳥獣対策についてお答えいたします。

野生鳥獣による農作物被害は、全国的な問題であり、被害拡大の大きな要因としましては、過疎・高齢化による里山森林の荒廃、耕作放棄地の増加、狩猟者の減少等といわれております。その対策の一つとしまして、おただしのおり、集落周辺の森林除間伐を実施し、林内を明るく見晴らしを良くすることで、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりとなることから、本町におきましては、平成18年度から町内各地で取り組んでいるところであります。

ご質問1点目の広葉樹林再生事業につきましては、福島第1原発事故による放射性物質に汚染された森林を再生するため、平成26年度から事業が開始されており、広葉樹林を皆伐し、そこから発生する新芽を育て、新たな森林に更新するものであります。あわせまして森林内の線量調査、樹木や土壌の放射性物質の濃度測定も実施しますが、事業実施期間は、平成29年度までとなっております。

そのほか、広葉樹を対象とした事業としましては、造林補助事業に更新伐事業がありますので、本年度策定する森林資源活用型産業化計画のなかで、今後の町の森林活用計画、森林の整備方法につきましても検討してまいります。

2点目の森林の環境整備を優先的に行うことで有害鳥獣対策の効果が期待できるのではとご質問であります。先ほど申し上げましたように、森林整備を行うことで有害鳥獣の出没抑制や出会い頭の事故防止につながります。また、古くなった広葉樹を伐採、更新することにより、野生動物の餌となる木の実の作柄改善が図られ、人里への出沒抑制にも

なるなど、様々な効果が見込まれますので、新たな計画作りのなかでも積極的に取り組んでまいります。

3点目の狩猟免許取得の補助についてのご質問ですが、全国における狩猟免許所持者数は、高齢化等の理由により年々減少しております。本町でも、かつて昭和年代には100人以上おられた狩猟免許所持者が、平成23年度には22名まで減少してしまったことから、国の有害鳥獣総合対策交付金を活用しまして、狩猟免許取得経費の補助を平成23年度から実施しているところであります。これは、狩猟免許取得や銃の所持許可のための試験や講習会等にかかる経費の一部を補助するもので、対象となる経費の70パーセント、最大5万円の補助を行っており、これまでに5名の方が銃の所持許可を取得し、町の鳥獣被害対策実施隊員として活動していただいております。この補助事業の効果もありまして、近隣市町村では隊員の激減傾向が続いておりますが、本町では逆に20歳代の新規取得者2名も含め、最近では25名前後の隊員を確保できているところであります。

今後も捕獲体制の強化のため、免許取得に係る情報提供や経費補助等に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、新庁舎の耐用年数及び安全性についてありますが、平成26年12月議会定例会の一般質問でお答えしましたとおり、建築学会等の基準によりますと、基本的にRC、いわゆる鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は65年以上といわれております。旧西会津小学校の校舎は、昭和39年から41年の3カ年にわたり建設され、築52年となっておりますが、昭和59年度には、屋上の防水や内壁・外壁などの大規模改修、また平成21年度には、耐震補強工事を実施いたしました。

一般的には、耐震補強工事と建物の耐用年数の直接的な因果関係はないため、耐震補強工事を実施したからといって耐用年数が延びるものではないといわれております。しかし、設計会社によりますと、大規模改修や耐震補強工事の際に校舎内部や外壁の改修を実施したこと、さらに今回の改修によって全面的に天井や床の張り替えを行うことなどにより、長寿命化が図られ、一般的な耐用年数よりは長く使用できる、との判断がなされております。

したがって、あと何年使用可能ということは、明確に申し上げることはできませんが、今後、20年から30年程度の使用は可能であると考えております。また、いまほど申し上げましたとおり、天井も改修いたしますので、おただしにありました地震の際に天井が落下するような懸念もなく、安全な庁舎となりますので、ご理解を願います。

次に、庁舎移転に係る経費についてのご質問にお答えいたします。

庁舎改修工事及び分庁舎建設工事につきましては、当初6億円の工事費を見込んでおりましたが、労務単価や資材単価などの高騰により、3千万円程度の増額となり、約6億3千万円となる見込みであります。このほか、駐車場などの外構工事や県防災システムなどの移設費用で約1億8千万円となる見込みであります。

次に庁舎完成後に係るメンテナンス費用についてのご質問にお答えいたします。

今後実施いたします新庁舎改修工事におきましては、当面、必要と思われる改修や設備の更新を全て行う計画となっており、移転後に数年で大規模な修繕を要するようなことはないと考えておりますのでご理解願います。

次に町道小学校線の改良工事についてのご質問にお答えいたします。

本工事は、現役場前の信号機付き交差点から、代官清水入口までの延長約 280 メートルを改良するものであり、現況約 4 メートルの幅員を 7 メートルに拡幅し、歩行者及び車両の安全な通行を確保するものであります。なお、代官清水入口から町道野沢中央線までの区間につきましては、住宅が道路沿いに密集していることから、すぐに拡幅することは困難であり、現時点においては拡幅の計画はございません。

町といたしましては、今後も引き続き新役場庁舎の早期移転に向けた作業を鋭意進めてまいり考えでありますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11 番、青木照夫議員の総務省の補助事業の質問のうち、地域おこし協力隊についてお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の役割と成果についてであります。本町におきましては、平成 25 年 6 月 1 日から本制度を活用して、隊員の能力を活かした地域の活性化・交流人口の拡大に取り組んできたところでもあります。現在、芸術・アート、観光振興、6 次化、移住・定住、歴史文化の分野に 5 人の隊員を配置しております。隊員それぞれの持つ能力やアイデアを十分に活かし、地域団体や地元若者らと積極的に関わりながら活動を展開しております。町民にとりましても、隊員から刺激を受け、意識や視点が変化し、新しいアイデアや事業へと波及した事例もあることから、事業効果は大変高いものと考えております。

また、活動内容をインターネット上へ定期的に発信しており、町の PR を積極的に行い、町外へ向けた情報発信の強化にも取り組んでおり、交流人口の拡大に貢献しているところであります。

次に「行ってみたい・住んでみたい町へ」目標達成には現在の人数で実現できるかのご質問ですが、「行ってみたい・住んでみたい町へ」は、まちづくりの目標であり、隊員の人数を多くすれば実現できるものではありません。本町の受入体制や財政規模などを考慮しますと、適当な体制規模であると考えております。しかしながら、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、隊員の配置が必要と思われる分野に対しては、十分に検討していきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の移住定住策についてのご質問ですが、7 番、伊藤一男議員にご答弁申し上げましたとおり、空き家を利用した隊員の配置については、他市町村の事例などを参考に、地域や行政課題の解決に有効であるか調査して行くほか、任期 3 年経過後も本町に定住の意思を持ち、自らが空き家等を利活用した事業を行う場合には、起業支援と併せ、定住に向けた支援策について検討して行きますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 11 番、青木照夫議員の総務省の補助事業についてのご質問のうち、集落支援員についてのご質問にお答えいたします。

本町では、集落支援員を平成 23 年度に 1 名配置し、翌年度には 1 名増員し 2 名体制とし、町と連携して集落支援を推進しております。集落支援員の役割及び活動状況ではありますが、本町においては、人口減少や高齢化の進展に伴い、集落機能の維持が特に困難で、支援希望のあった 4 集落、弥平四郎、弥生、大舟沢、荒木を中心に、巡回・訪問、高齢者や一人暮らし世帯への相談や支援、サロン活動など高齢者福祉活動への支援、共同作業への支援など、集落の維持に向けて関係団体と連携しながら行っております。

また、地域づくり活動への支援では、地域の資源を活かしたイベントや、伝統行事復活への支援を行っており、本年度は極入集落で約 50 年振りに復活した大聖歓喜天祭礼の実施にあたり、企画段階から集落の皆さんとの話し合いに参画し、集落の活性化に大きく貢献したところであります。

今後も、引き続き集落の要望に応えながら、集落支援員を活用して集落の維持、活性化に向けての支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。先ず有害鳥獣対策についてお尋ねします。いま、課長の答弁のなかでは、広葉樹林のなかで伐採をする、それは原発の放射能の森林を再生するというので取り組んでいるということではありますが、現在、西会津町での放射能というのは、森林のなかであったわけですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 有害鳥獣対策の広葉樹林のご質問にお答えいたしますが、先ほどの答弁でもありましたとおり、この事業は福島県として取り組んでおりまして、福島県内全域にわたりまして、その線量の高さ、低さはございますが、基本的には全体にこう飛び散っておりまして、本町におきましても部分的には、やはり、例えばキノコのほだ木にならない、または炭を焼けない程度の線量が出るような、風向きとか山の向きによってあるような山林も確認されているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、福島県内では、本当に山の森林整備には放射能にはなかなか手が付けられない状態であるということをお聞きしておりますが、これは今年、来年と 1,700 万ぐらいですか、補助をいただいて整備をすると、そのお金の補助のなかでやるということですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 福島県内の進まないといえますのは、たぶん除染の関係だと思うんですけども、除染につきましては、森林の除染については確かに浜通り、中通りのほうでは、なかなか困難だということで、国と、それから東京電力との間で、その実施方法につきましても調整を図っているところだと思いますが、私どもの、本町で実施しております広葉樹林の再生事業につきましては、その除染とはまた別に、先ほど申し上げましたように、薪とか、ほだ木にするために、広葉樹を全部切って、もう一回新しい芽を育てて、更新していこうという事業でありまして、線量的に言えば、本当に低いところで実施する事業に該当しているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫　最初にこういう文言が説明されたことだから、放射能があったのかなという受け方をしました。いまの説明では、新しく森林を再生すると、私も専門分野ではありませんが、再生というか、言葉では萌芽というんですが、伐採して新しく芽を再生することで、森林が潤うというか、若葉が茂るとか、再生できると、そういうことと理解していますが、町の取り組みはそういう取り組みでいいわけですね。伐採して再生する、その芽を待つて森林の再生を図っていくと、そういう受け取り方でよろしいですか。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　いまほど議員申されたとおりでして、広葉樹林を全部伐採して、それで新しい芽を育てて森林を育てていくという事業でございまして、これは本来ですと、昔は薪とか、炭とかという社会のなかで、自然と広葉樹については2、30年周期で、各集落で共有林なんかを伐採しながら回していたわけなんです。ところが最近、議員ご指摘のとおり、半世紀ぐらい、もう広葉樹林がいじられていないというような状況になっていたわけですが、今回の事業は、それとも同じような形で効果がでるような形で、原発の影響のあるところを伐採して、新しい芽を再生しようという事業でございまして。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　それは、私が最初に読み原稿で申し上げたとおり、それをすれば私は、その有害鳥獣ですか、そういう整備されたところには若葉が茂り、木の実が戻り、ということで効果があるのかなという質問をしたところであります。

そのなかで、これからの進め方によっては、いま、2年間で、一応計画ということで終わるのか、それとも今後、継続した内容で、そういう森林の再生を図っていかれるんでしょうか。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　お答えいたします。

いまほど議論しておりますのは、この2カ年といいますのは、あくまでも県の広葉樹林再生事業という事業でありまして、放射能対策の一環ということになっておるわけですが、このあと、町のほうで森林資源活用型のなかで計画づくりをやっていきます。このなかでは、西会津町の広葉樹、それから針葉樹も含めまして有効活用できるような森林整備のあり方について検討していきますので、これから先ずつとというようなことで計画としては考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　広葉樹と、今度は針葉樹を合わせた、これから開発というか、再生をしていくということで、その利活用をされるということなんですが、その利活用の内容というか、今後の例えば針葉樹、広葉樹の伐採したものを、いま、町では将来性のあるような暖房、木質バイオマスの暖房関係に使われていくのか、その伐採再生したなかで、どういう取り組みをされていくんですか。

○議長　通告の有害鳥獣に関連した質問を広げてください。それに関連した質問にしてください。

11番、青木照夫君。

○青木照夫　いまの質問は2番目の質問です。森林活用で木材需要が増加する。そのなか

での、いま、課長が言われたから、そう活用しますよと言ったから申し上げたんですけれども、この2番の私も内容でありますので、1番目ではありませんので、そういう中身でお答えください。放射能ではありません。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 森林活用のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

これも昨日、2番、薄議員にお答えした地方創生の加速化交付金事業の部分のなかで、森林資源の活用の計画づくりをするということで、その答弁のなかでも申し上げましたとおり、まず西会津の、なんとといっても3本柱の1つ、キノコ、菌床キノコ類の大規模産地化に向けた木材、森林資源の活用。それから、議員おっしゃられたような、バイオマスへの活用、それから合わせまして、今般の場合は、CLT用のラミナ材への利用、そういった部分、すべて、今後その検討委員会のなかで検討して行って、森林資源の活用に向けていきたいということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの2番の課長の答弁のなかで、その森林活用のなかで、これからバイオマスも活用されるというお答えでした。そのなかで、私の申し上げたいのは、有害鳥獣なんですけど、そのなかで、取り組むことによって、せっかく伐採した針葉樹、広葉樹、樹林が伐採したとしたら、その活用方法は、これから町もいろんな形のペレットに使うとか、なんかそういうふうにも活用されるのかなということですが、その辺はどうですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 森林資源の活用につきましては、いまほど議員がお話しになられたとおりでございます。そういったことで、山をいじる、森林をいじることで、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりもつながっていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 この再生を、伐採する再生というのは、されるというのは、委託先は森林組合がやられるということですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 一般質問でいただきました広葉樹林再生事業でありますと、去年、それから一昨年の繰越事業につきましては、森林組合が受託者となって実施した事業でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 3番の銃の免許保有者のことで質問します。これは私も専門以外でありますので、補助額もわかりました。ただ1点について、クマを発見した場合に、このなかには連絡がなかなか早く届かないで、連絡が待たなくてクマが逃げたしまったという話は聞きますが、その連絡網というんですか、クマが見つかった場合には、町と県とがあるんでしょうけれども、その点、ひとつ対応をちょっと。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 クマ発見の際の対応につきましてお答えいたします。

まずクマにつきましては、今年例年の1.7倍ほど目撃情報が寄せられております。この多くは、区長さんが地区住民の方からのお話を受けて、区長さんが農林振興課に連絡を

よこしたというような部分が大部分であります。

考え方ではありますが、まずは住宅地周辺、集落周辺に出た場合と、それから、車で通りがかり、または田んぼ、畑に出かけた際に目撃した場合、さらに3つ目としては、実際に農作物に被害があった場合、これそれぞれに対応が違ってきます。

まず住宅地周辺で目撃された場合には、なんといいましても、議員もご質問のとおり、人身被害等も心配されるということでございますので、町長の捕獲許可を含めまして迅速な対応をするということでございますので、区長さんから連絡があがったらば、すぐに農林振興課と有害鳥獣捕獲隊のほうで積極的な対応をします。

それから2番目の車等で目撃された場合、これが実は福島県内の新聞報道等では一番多い事例でございます、通りがかり、または集落から離れたところでございますので、農林課のほうで受けた場合には、集落に近い部分であれば、広報、または区長さんに依頼はしますが、様子を見るというのが2つ目の対応でございます。

それから3つ目の、実際に農作物に被害があった場合、これにつきましては、基本的には県の許可で捕獲の対応をすることになりますが、この場合は、まず自衛の防護策を取ったか取らないか、これが県に確認されることなんです。でありますので、町のほうでは追い払い用の花火を支給したり、または電気柵についてアドバイスしたりということで、防衛体制のアドバイスをした上での対応というふうになっております。

このように、大きく分けますと3つほどの対応の違いがありますが、いずれにしてもクマの場合は、人身被害を未然に防ぐためにも、日ごろから目撃情報があればチラシ等でも周知しておりますし、積極的に、またはスピード感をもって対応してっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 クマの場合、もう一回、緊急の場合はどういうあれですか、もし人間が襲われる、被害があったとか、どういう、県ということが入るわけですか、その対応策。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 1番目の事例ということで、本当にその緊急に迫っている場合の対応になりますが、これにつきましては、県知事から町長に捕獲許可の権限が委譲されておりますので、そういった連絡があった場合には、農林課並びに有害鳥獣捕獲隊が現地に向かうとともに、町長に許可をいただいて、すぐさま捕殺というような手段を取るかと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 質問、変わります。庁舎移転についてお尋ねします。ここには6億3千万円という額が載っておりますが、これは工事費だけのことですか、それとも私の言ったのは、引っ越しした総額を含めた値段になるのか、その辺ちょっと確認したいんです。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、6億3千万円につきましては、庁舎の改修及び分庁舎の建設費用であります。先ほど答弁で申し上げました駐車場整備等の外構工事、それから県の防災システム等の移設、引っ越し費用等々を含めると、1億8千万円ということで、合わせますと8億1千万円ということになります。

- 議長 11 番、青木照夫君。
- 青木照夫 ですから、私の申し上げたのは、これから2年後になるか、确实なところはわかりませんが、引っ越しする、あといろんな備品とか諸経費、それは含まれているんですか。
- 議長 総務課長、新田新也君。
- 総務課長 移設経費には、そういった備品等につきましては含まれてございます。入っています。あと、そのほかの経費としましては、改修工事なり、駐車場整備にかかる測量ですとか、設計委託料が4千万円、合わせて。それからあと太陽光発電装置、これが8,500万円ほどかかりますが、これは10分の10補助でございまして、一般財源はゼロということ。庁舎にはペレットボイラーを設置する予定でございまして、それにつきましては、一応、事業費で5千万円ほど見てございまして、これにつきましても2分の1の補助金でございまして、太陽光発電とペレットボイラー合わせますと、事業費で1億3,500万円かかりますが、町の一般財源の負担につきましても、2,500万円を済むということでございます。
- 議長 11 番、青木照夫君。
- 青木照夫 読み原稿のなかで、私が、学校、校舎の場合、47年程度と申し上げました。これいろいろ調べました。小学校、学校建築物のあれは47.7年程度、50年程度と言われている。だいぶ年数が違います。またそのなかで、ここに書かれていたのが、昭和59年、大改造されたということですが、39年ですか、私は38年と思いました。39年の建築で59年、20年間の間に大改造をしなくちゃいけなかったということは、天井の雨漏りなのか、スラブの不具合が出たのかわかりませんが、大改造をしたその内容について、ちょっと教えてもらえますか。
- 議長 総務課長、新田新也君。
- 総務課長 お答えをいたします。
- 昭和59年度に屋根の防水、内壁、外壁などの大規模改修を行ったと、先ほど答弁いたしました。屋上の防水、内壁、外壁の大規模改修ということで、これにつきましては、長寿命化を図るための工事と、施設の長寿命化を図るための工事であります。
- 議長 11 番、青木照夫君。
- 青木照夫 長寿命化を図るための改造だとうかがいましたが、このなかでは耐用年数が結構、それ以上のものがあると、そのなかでの20年間のなかでやらなければならない。それから59年ですと、いま、30年以上経っていますよね、経過していますよね。それで、今後についても、その天井というか、スラブというんですか、それを改造するということはあるんですか、それともこのままでいいのかどうかということですか。
- 議長 総務課長、新田新也君。
- 総務課長 お答えをいたします。
- 先ほどご答弁いたしましたとおり、今後、庁舎の改修工事を実施するようになります。その際に、天井等の部分につきましても、その際に改修をいたします、床、天井については、ですから、その分は敢えてそのあとやる必要はないということでございます。
- 議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 天井といえば、ここにも申し上げましたが、直下型であれば、やはり同じ耐震工事でも、横揺れのクロスのはオッケー、これ大丈夫。だけど、天井もクロスでやってあれば心配ないんだけど、ただそのコンクリというんですか、スラブがそのまま、どんなふうな改良をされるのかわかりませんが、その説明だけではとても不安であります。私の最初に申し上げた、例えば直下型になった場合、地震があったとしたら、それで大丈夫ですか、もう一度確認です。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほどから答弁いたしましておりますのは、設計業者ときちんと話をし、そういった部分にも対応できるというようなことで答弁を申し上げていまして、直下型の地震が来たらどうこうというような部分につきましては、きちんと設計業者と話をしたなかで、直下型といいますが、震度7が来て耐えられるのかというような部分ではございませんけれども、5、6程度には耐えられるということで話をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう改造のなかでも耐えられるというお答えいただきました。

そのほかに、全体的な費用が、トータル的なことで8億1千万円というさっきの説明がいただきましたが間違いはないですね。それで、ほかの例を申し上げて参考ということにはどうかと思いますが、例えば、われわれが春行かせてもらった平田村、見させていただきました。あれは工事費が3億円、耐震工事含めて3億円、引っ越し総額費用で3億円、合わせて6億円で完成されています。それで、人口が6,500人、うちと同じだと思います。そのなかで2階建てにすべて収まっていると、それを合わせなさいというんじゃなくて、金額的になぜそうなのかということから、向こうは築20年でしたと、うちの場合は、もう50年経過していますよ、その違いでそうだったのかなと、そういう差額が出たのかなと感じとられます。であるならば、これからは、やはり庁舎の維持管理、これはメンテナンスのほうになります、メンテナンスにかかることになれば、大きければ大きいほど、古ければ古いほど、私は経費がかかるとは思います、その辺のメンテナンス関係はいかがですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁でもお答えいたしましたとおり、改修工事におきまして、当面必要と思われる改修や設備の更新は、すべて行う計画でございます。ですので、改修工事が終わって、数年で大規模なメンテナンスが必要になるということは想定してございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 3番目の質問に入りますが、これは横町通りであります、これは何回か質問しております。ただ、なぜ質問したのか、これは一方通行が解除されたということであったことから、おそらく庁舎の出入り口の車両が頻繁になるだろうということで、私はその点心配したものですから、このままの解除のままで大丈夫なのか、そういうことがあ

たことで、もう一度確認したいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁でもお答えいたしましたとおり、いまの役場前の信号機付きの交差点から、代官清水の入り口まで、現道約 280 メートルの延長でございますけれども、現道幅員が 4 メートルのところを 7 メートルに拡幅するということで、そこまでの通行については支障がないように工事をするというのでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私の申し上げたのは、その通りは問題ないと思います、言われたように。通称横町通りということをお願いしたとおりです。ですから、解除になったと、それで大丈夫ですかと、その点を申し上げたんです。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

もともと横町通りにつきましては、時間帯で一方通行の規制がかかってございました。その時間帯以外は、通常交通ということで、もちろん車のすれ違いもしていたわけでございます。それともう 1 つは、先ほどご答弁申し上げましたとおり、横町通りにつきましては、家並が密集してございまして、当然、道路を拡幅するというのはかなりの移転が必要でございます。時間的にも費用的にもかなりかかるということで、今現在、町としては道路の拡幅、横町通りの拡幅については計画はございませんということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 総務省の補助事業についてお尋ねします。西会津町は集落支援と地域おこし協力隊が 2 名の 5 名だということで、当面はそういう増やすというか、増員ということはいまのところは変更しないということで、よろしいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の増員の部分についてお答えしたいと思います。

増員をしないという部分でございましたので、確かに行政課題とか、地域課題の解決に向けて、その需要があった場合に対しては確保していきたいということで考えております。基本的なスタンスといたしましては、いわゆる担い手とか、農業に従事するとか、そういう部分の担い手に対しての募集は、町としてはしておりませんので、あくまでも行政課題や地域課題、解決に向けた採用ということに限定しておりますので、ご理解いただければなと思っております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 状況判断をして考えるというように受け取りますが、西会津町は町長が言っておられるように、「住んでみたい、行ってみたい町へ」そのなかで、交流人口の拡大として、総合計画のなかに、皆さんご存じのように、心豊かなまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然に優しいまちづくり、さらに西会津町のまち・ひと・しごと創生には、資源を活かし、仕事をつくる、地域を活かし、人に選ばれる、人を育み活かす、世代をつなぎ交流を推進するという、そういうのが提唱されているわけですが、せっかくこれだけ

の提唱を掲げているとしたら、私はもっと協力隊員とか、集落支援なんかは必要じゃないかなということで、これで十分なんですかということをお願いしましたが、町長の掲げたそのスローガンに、やはり対応できるような、そういう、せっかくの国の応援があるわけですから、その辺の対応、ちょっと聞かせてもらえませんか。

○議長 時間ですので、最後の質問となります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議員がいま、いろいろと町の方針をおっしゃいまして、確かにスローガンのにはそうした内容で、基本的な取り組みを行っているわけです。しかし、町が活性化をする、あるいはこれから地方創生をするという場合においては、決して地域おこし協力隊が、いかに何人いるかだとか、支援隊が何名配置したからといって、それで左右されるわけでは決してないわけでありまして。

これはもう、町全体が一緒になって取り組むべき課題でありますから、これはただ行政が旗を振ればいいというだけの問題ではありません。そこには、仕事をつくるといっても、これは誰がつくるかといえ、やっぱりそこにいる住民の方々が英知を出し合いながら、町の方針も確かに大切でありますけれども、自らやっぱりそれを見つけ出していくということの役割も、町民の皆さん自らが担っていくということが必要なんです。

ですから、いま、協力隊にしても、あるいは支援隊にしても、必要な目的をもって配置をしているわけです。したがって、その目的がやっぱり達成をされるということが、まず大前提でありますから、各それぞれの町村自治体においては、地域おこし協力隊の役割というのは、また違った意味で活用されているかもしれませんが、西会津町においては、一人ひとりが自ら与えられた課題について、しっかり役割を担うというなかでの活動でありますので、その点はしっかりご承知をさせていただいて、一緒になって取り組んでいるということでもあります。

○議長 終わりです。最後のあいさつがあったらどうぞ。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 じゃあ、以上をもって質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時20分)

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月14日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第6号）

平成28年9月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会活性化特別委員会）

（小中一貫教育調査特別委員会）

（各常任委員会）

（一般質問順序）

1. 荒海 清隆
2. 清野 佐一

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会…… [議員控室]（第1会議室）
- 経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。12 番、荒海清隆でございます。

役場庁舎移転についての再考というようなことで質問をあげております。役場庁舎移転については、幾度かこの場において質問をさせていただきました。しかし、町当局との議論の溝は埋まらないまま、今日に至っている次第であります。本日は、この溝が埋まらないまでも、町民の皆さま、よく理解していただけるよう論点と疑問点をまとめてみましたので、移転か新築かの判断の材料の一つになれば幸いです。

それでは質問に入ります。

1つ、現在、横町館跡の発掘と道路の拡幅まで進んでいるようですが、これまでの経費とこれから見込まれるであろう経費のすべてをお示しいただきたいと思っております。

2つ目、当初見込まれていた予算を上回る経費と移転時期の遅れについての見解をお伺いいたします。

3番目に、昨年 12 月議会での議論と今年 3 月の議論を踏まえ、総合的に判断すると、新庁舎は新築することが望ましいと考えております。町の考えをお伺いいたします。

以上が私の一般質問です。よろしくお伺いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 12 番、荒海清隆議員の役場庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、庁舎移転に係る経費についてのご質問にお答えいたします。

まず、庁舎改修工事及び分庁舎建設工事につきましては、当初 6 億円の工事費を見込んでおりましたが、労務単価や資材単価などの高騰により、3 千万円程度の増額となり、約 6 億 3 千万円となる見込みであります。このほか、駐車場などの外構工事や県防災システムなどの移設費用で約 1 億 8 千万円となる見込みであります。

次に当初の見込みを上まわる経費と、移転時期の遅れについてのご質問にお答えいたします。

まず、移転時期の遅れにつきましては、本年 3 月議会定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、横町館跡の発掘調査が必要になったことによるものであります。なお、発掘調査は平成 28 年度と平成 29 年度の 2 カ年で実施し、改修工事は今年度中に発注し、平成 30 年度の早い時期の完了を予定しているところでありますので、ご理解願います。

次に、経費の関係についてであります。先にご答弁申し上げましたとおり、新庁舎改修工事におきまして、労務単価や資材単価の高騰などにより、約 3 千万円の増額となる見込みであります。

次に新庁舎は新築することが望ましいとのおただしについてお答えいたします。

役場庁舎移転事業につきましては、1つ目として、遊休施設の有効活用、2つ目として、町民が利用しやすい庁舎、3つ目として、町民に親しまれる庁舎、4つ目として、防災拠点として安全・安心な庁舎、5つ目として、環境に配慮した庁舎の5つの基本コンセプトのもと、役場庁内における協議や議会への説明、パブリックコメントの実施、町民懇談会の開催などを経て計画したものであります。また、現在の役場庁舎は老朽化が著しく、早期の移転が必要であることや、本町の活性化、さらには町民生活の向上を図るため、今後予定しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業や防災行政無線デジタル化事業、道路整備事業などの実施には多額の財源が必要となります。議員もご承知のとおり、役場庁舎移転事業につきましては、国・県の補助金や有利な起債もないことから、新築した場合には多額の財政負担が生じることとなります。

町といたしましては、これらを総合的に判断し、現計画の見直しはせずに、早期移転に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、経費の件に入る前に、昨日の青木議員の質問のなかに、昭和59年に大規模改修工事が行われたというようなことではありましたが、この大規模改修工事、どのような工事であったのかということをお伺いいたします。築20年で大規模改修をしなければならなかった、その内容ですが、その辺をおわかりだったら教えていただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

昭和59年に大規模改修を実施をいたしました。その内容でございますが、屋上の防水工事、それから内外壁の修繕等を実施してございます。なお、この大規模改修につきましては、59年当時、当時は野沢小学校ですか、まだまだ使用するというものでありまして、長寿命化を図るための大規模改修工事でありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 当然、長寿命化ということではありますが、それから59年ですから、30数年経っているわけではございます。そのために、かなりコンクリートの劣化等も進んでいるんじゃないかなと思っておりますが、安全面についてはどうでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

その後、耐震補強等を行いまして、現在の校舎につきましては、安全面については問題ないと、さらに改修工事、昨日もご答弁申し上げましたとおり、改修工事につきましては、天井ですとか床の張り替えも実施しますので、そういった安全面は強化されるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いまの移転工事のなかで、床面、壁面、そういうのも合わせてやり直すというようなことですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

いまほど申し上げましたとおり、改修工事におきましては、床、天井等の張り替えも行った上で、安全安心を高めるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 床の改修をするというようなことなんですが、ちょっとわからないんですが、スラブを張り替えるというようなことでよろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

その躯体そのものを壊してということではなくて、いまあるものに補強をしていくというような工事内容でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 わかりました。専門的なことですので、なかなかわかり難いこともあるかと思えます。ただ、安全面でどうかということで申し上げたわけでございます。

それで、当初見込まれていた予算を上回る経費と移転の遅れでございますが、この辺についてもう一度お聞きしたいと思います。今現在、総務課長が言われたことだと、8億1千万円でよろしいですね。それで、そのなかに家屋の移転、それから道路の拡幅ですか、いま、盛土したあたりの、その経費は入っていないんでしょうね。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたのは、役場庁舎の改修及び分庁舎の建設費用が、労務単価、資材単価の増により、当初6億円を見込んでございましたが3千万円ほどアップしまして、6億3千万円。それから、先ほどの答弁で申し上げましたのは、駐車場整備等の外構工事、さらには県の防災システム等の移設、そこらの諸経費、合わせて1億8千万円ということで、合わせますと8億1千万円ですか。

そのほか、いまの道路工事等は含まれているのかというおただしでございますが、道路工事につきましては、その費用には含まれてございません。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、家屋の移転、それから道路工事を含めていくらになりますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

町道野沢小学校線の改良工事につきましては、事業費が1億6千万円ほどを見込んでございます。ただ、この事業につきましては、補助金がございます、65パーセントの社総金（社会資本整備総合交付金）が充当できます。そうしますと、補助残が5,600万円になります。その補助残の5,600万円につきましては、過疎対策事業債、充当できますので、結果、7割、交付税措置になりますので、利息を入れても町の負担は1,700万円ほどで野沢小学校線ができるということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そのなかに家屋の移転も入っているということですか。すべて入って1億6千万円。考え方だと思うんですが、補助があるから実際にはかからないんだというような

考え方だと思いますが、これですと約 10 億円近い金がかかるというようなことだと思いますが、10 億円というお金、大変なわけなんです。

そこで、私、なぜ新庁舎、建てたほうがいいんじゃないかということで、いろいろ私なりに整理してきました。議長のお許しを得てパネル(巻末に綴込み)にしてきたんですが、メリットとしてあげておられます遊休施設の有効活用、将来的には耐用年数と維持管理費用、費用対効果であります、いま 10 億円かけて 20 年、あるいは 30 年というようなことであります、費用対効果に対してはあまり期待できないものではないか。そして、庁舎機能としての問題点であります。分庁舎を増築しても入れないところがある。校舎のつくりなので庁舎としてはなかなか制約があるというようなこと。これで町民が利用しやすい庁舎と言えるのか、そしてもう 1 つ、防災拠点としての安心安全な庁舎というようなメリットを謳われております。旧西会津小学校は、耐震工事はしておりますが、経年劣化が著しい。防災拠点としての備蓄倉庫がない。3 つ目として、野沢中央通りに抜ける道路が狭く、袋小路状態である。なお、この横町通りは、いまのところ改修するというような計画はないというようなことを言うておられます。これで本当に安全安心な庁舎であるか、遊休施設の有効活用は本当によくわかるんですが、その辺の、活用しても 20 年くらいの耐用年数で、また新しい庁舎をつくらなければならないというようなことなんですが、その辺のことはどのようにお考えですか、総務課長。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まずはじめに、道路整備、小学校線の道路整備、先ほど 1 億 6 千万円の事業費ですというお答えをしましたが、荒海議員がおっしゃる新たな、新しい新庁舎を建てた場合、その場所はどこかは決まっておりますけれども、新しい庁舎を建てても道路は必要になります。今回、旧西会津小学校に庁舎を移転すると、改修して移転するということでありますけれども、まず用地費、ゼロです。造成費、ほとんどかかりません。新たな庁舎を建てれば、道路も新たに整備しなくてはいけない、用地も取得しなければならない、造成費もかかる、そこら辺も今回、旧西会津小学校に移設するメリットだと、経費の面でメリットだと町は考えてございます。

それと、再三申し上げますけれども、専門家、20 年からは持つでしょうというお話をいただいております。いま、先ほど答弁でも申し上げましたが、町としていま、早急にやらなくてはいけない事業、たくさんあります。まち・ひと・しごと地方創生ですとか、防災行政無線の移設ですとか、大規模事業も控えてございます。町民福祉の向上のために、様々な事業、これからやっていかなければならない、そういった状況でございます。それらを総合的に判断いたしまして、町としては、新庁舎は新築ではなくて、改修をして新庁舎にすると、そういった判断でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町民懇談会の意見のなかに、現庁舎の跡地はどういう使い方をするんだというような質問がありました。その答えとして、町民センターのような建物を建てる。そこにいまの生涯学習センター的な要素と教育課ですか、入るようにしたいというようなこと

でございますので、それらだって大変な経費がかかるんじゃないかなと思いますが。

そして、いま、いろいろ今後事業があるというようなことをお話されました。しかし私は、こういう行政の需要というものは、いつの時代にも、これから先どんどん出てくると思いますよ。そういう点から考えてみますと、やっぱりできるときにやったほうがいいんじゃないかというような考えもしますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

できるときにやるべきではないかというようなご質問でございますが、まず町の財政的な部分で申し上げたいと思います。今議会、9月の補正予算、ご議決をいただきましたらば、財政調整基金の残高が約8億4千万円でございます。それから、数年前から積み立てております庁舎整備基金の基金残高が約6億3千万円です。合わせますと14億6千万円であります。それを全部投入しても、新たな新庁舎を建設することはできません。不足分は、じゃあどうするのかということでございますけれども、起債を起すしかございません。その起債も一般単独事業債、据え置き3年、10年償還ですか、ですから、仮に10億円借りれば、毎年一般財源で1億円以上の手当てをしなければなりません。もしそれが20億円借りたとすれば、毎年一般財源で2億円の負担が10年間生じるわけでございます。そこらを踏まえますと、やっぱり新築ではなくて、改修をして移転をするというのが、町としては最善の判断だと考えてございますので、ご理解をいただきます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その辺はわかるんですが、財政調整基金が8億円と言われましたね。監査の意見書には11億円というようなこと載っていましたが、間違いはないですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

11億1,300万円ですか、それにつきましては、平成27年度末の財政調整基金残高でございます。当初予算で今年度、認定こども園等の大規模事業がございましたので、6億円、財政調整基金を取り崩してございます。それからいま、地方交付税が確定したり等々で財源が出ましたので、今次、補正で約2億円積み立てますので、その結果、9月補正現在で8億4千万円の財調の残高となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 財調が8億4千万円、そのうち本当に残しておかなければならないのは3割くらいですか。財政規模によって残さなければならぬ財調なんですが。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 いくら残しておかなければならないという基準はございません。ただ、一般的に言われますのは、財政調整基金の残高が標準財政規模の10パーセント程度が好ましいということでございます。だいたい標準財政規模、35から36億円でありますので、財政調整基金は3億5千万円から6千万円が1割になるということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、お金の問題なんですが、財調で使えるお金は5億円程度ですか、いま使うとしては、よろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 使えるお金は5億円程度かというご質問でございますが、それに決まりはございません。5億円までは崩していいというようなことではございません。財政調整基金といいますのは、いくら取っておかなければいけない、いくら以上積んではいけないというお金ではございません。町としてやるべき事業、やらなければいけない事業に財源として充てる。あとは災害、大きな災害が起きたときに、結局、応急措置とかしなくちゃいけないときに、財政調整基金を崩して事業に充てると、そういった性質の基金でございますので、いくら残さなければいけないというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 仮に、財調に8億4千万円あります。それで、5億円お借りして、そして庁舎整備基金に7億円あります。これらを使わせていただければ、12億円ですよ。財政調整基金から5億円、そして庁舎整備基金7億円、これを使えば12億円になると思うんですが、そして、12億円、あとは例えば、以前、総務課長が言われました、新庁舎建てるには、20億円から30億円かかるんだというようなこと申されましたが、私としては、10億円お金を借りても、いまつくるべきではないかなと考えております。なぜかという、これはいまやらなければ、将来に後悔、禍根を残すというようなことではございます。いまなら借金をしてもできるというふうに考えています。なぜかという、我々団塊世代、これから歳をとっていくわけなんです、若い人たちが働くことができる、その環境づくり、経済がよくなればそういう町債ですか、そういうことも順次返していけるんじゃないかなというふうに思います。

したがって、いま、建てるのが、やっぱり一番いいことではないかなというふうに考えております。

そして、参考までなんですが、20億円かかるというようなことなんですが、ちょっと調べてみました。湯川村は近隣ですが、3,300人の人口で8億円でございます。これはつくりようにもよると思います。そして南会津町、これは人口1万7,800人、当町よりも1万人以上人口が多いところで27億円でございます。そして泉崎村なんですが、泉崎村は今年4月に完成したそうです。6,800人の町で11億円というような工費がかかっております。あと古殿町、ちょっと古いもので、これは参考にならないかなと思っておりますが、一概に30億円かかるんだという、決めてかかるというようなことは、町民の皆さんが、そんなにかかるんじゃないかなというような考えになるかと思っておりますので、やっぱりこの辺は、正式に出したほうがいいかなと思います。

そして、例えば25億円かかるとしても、その町債ですか、それに対しては、いまなら返せるというような、私、考えておるんですが、総務課長はどのようにお考えですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いま、議員がおっしゃられた、仮に新しく庁舎を建てて20億円だとします。その際に、財調5億円、それから庁舎整備基金、7億円ありませんけれども、7億円、合わせて12億円、それに起債8億円を借りて20億円になります。そうした場合には、財政調整基金は残が

3億4千万円ということになります。まず町としましては、3億4千万円だけ財政調整基金があれば、この先やっていけるんだというような考えではございません。

それともう1つ言いますのは、先ほど議員がおっしゃられた若者が定住していただけるまちづくり、経済を活性化しなくてはいけない、それから、子育て支援を含めた町民福祉の向上、そういった事業に、やっぱり財源が必要になります。そういった財源を庁舎整備ではなくて、そういった町が活性化するための事業に充てたいと、そういう考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

あともう1つ、8億円借りれば、毎年8千万円以上の返済が10年続きます。その10年間、8千万円ずつ返すというのは、今現在、町がやっている事業、一般財源で手当てしている事業、8千万円分の事業ができなくなるということでございますので、併せてご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほども申し上げましたが、行政に対する需要というものは、いつの時代も、いつでもやっぱりあると思います。この先いろいろな事業が出てくると思います。いまあるからできないんじゃないかと、いまはそういう事業があるから、あってもいまならやれるんじゃないか、できるんじゃないかというような考えでもってやらないことには、事業というものはできないんじゃないかなと、私はこんなふうに考えますが、総務課長どうでしょう

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この話は、この庁舎整備を行うときから、延々と続いているわけですが、まず、議員に理解をしていただきたいのは、町として、新しい、この古い庁舎をどういうふうに対応するか、あの震災に耐えることのできる庁舎整備というのは必要だと。それで、その一番大切な、あるいはやろうとしているのは、やっぱりこの庁舎よりももっと安全なところだということで、長寿命化計画を立てて、耐震計画のあった旧西会津小学校跡地にしていこうということを提案してきたわけです。それと2つを提示しているわけではないんですね。新しい庁舎を建てますが、どうですかとか、あるいはここはどうですかという、二者択一のような対応は、この間とってこなかったわけです。

ですから、これでやっていきましょうということでご了解を得ながら、あのいま、現在進んでいるわけでありますから、いまやらなければならないのはこれだと提示をしても、いまやらなければならないのは、この庁舎整備は、まさにいま進めているところにこれをもっていこうと、これが一番やらなければならない事業の1つだと。それから、認定こども園、並列していま行っております。

さらには、これから数年後には、デジタル化を進めていかなければなりません。これだって、いまいろいろ試算をしてみますと、あの放送だけではなくて、中にもっと聞こえやすいような子機を付けていただけないかという話も出ているんです。そうしますと、5億円以上の金はかかってくるだろう、こういうことになるわけです。

ですから、やっぱり順位をもって、しっかりとこれからのまちづくりのためには、その順位を取って、何が一番大事なのかということ行政としてしっかり計画を立てて対応しているということでありますので、いま、町として新しい庁舎整備については、方針を打

ち出して進んでいるわけですから、それをバックすることはできないんです。そこだけは理解をしていただきたい。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長とは昨年の12月と3月と議論をしております。町長の言われることもよくわかるんですが、私は、まず町長の答弁から考えますと、やらなければならないと、庁舎、いまの現庁舎の老朽化を見ると、一番先にやらなければならないんだということですが、この時点で2年遅れておりますよね、これはどういうことなんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これも再三再四説明していたとおりでと思うんです。議員だって理解しているんじゃないんですか。いわゆるこの庁舎整備を行い、あのままで対応できれば、駐車場整備をいじらなければ、上に舗装をかければ、これで済むことだったらば、何も問題はなかったんです。しかし、若干の高低差を付けて水はけをよくしなければならぬ、あるいは建物そのものも若干エレベーターにつくり直さなければならぬといったときに、ここに埋蔵文化財があるということが判明をして、いま、具体的に2年をかけて、これを整備をしていこうと、いわゆる発掘調査を、本格発掘調査をしていこうということですから、当初よりも2年遅れますということについても、これはご了解を得ている話だと思うんです。これは事業の、町の都合で遅れているということでは決してないんです。かつて、私たちも言いましたよ。学校を建てる、プールをつくるというときに、なぜその発掘調査ということは大した問題はなくて進んで行ってしまったのか、これがいま整備をしようとするときに、これだけ網をかけられしまうということについては、やっぱりいま、文化財というのは相当厳しい状況にあって、しっかりそれもやらなければならない行政としての課題の1つだなということ、いま、進めているんじゃないんですか。このところだけは再三再四、これは1年もかけて議論しているわけですから、なぜ遅れているのかぐらいはちゃんと理解していただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長とは何回もお話しております。あくまでも行政側に、町当局に問題はなかったんだというようなお話に聞こえますが、本当はそうじゃなかったとは思っています。これは、そういう意味で、遅れたことを横に置いて、人のせいにしてやっているというようなことは、ちょっとこれは、いま、庁舎が危ないから一刻も早くやらなければならないんだということと、逆行するんじゃないかと思えますよ。このことについてはご答弁ありません。

そして、総務課長にお尋ねしますが、先ほど試算で20億円かかるとして、庁舎、新しい庁舎、そして8億円の起債ですか、それが大変だというようなこととお話されたと思いますが、私は、先ほども申し上げましたように、借金、起債、町債ですか、それら事業があるというようなことはわかっております。しかし、将来的に考えれば、必ずこれは悔いが残るということに考えております。いま、庁舎を新しくして、学習機能、公民館的なものと一緒に建てることによって、一挙に公民館の問題も解決するんじゃないかなというふうに考えておりますが、そのような考えに立って、その進めるというようなことを考えたことはおありでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この話は総務課長が答弁する話ではないと思うんです。というのは、これは基本的な計画の中身ですから、やっぱりこれは、最終的に判断をするのは町長だということがあります。ですから、答弁はやっぱり新しい庁舎構想というのは、西会津小学校跡地を利用するというのと、そして、この土地、そしてまたこの周辺整備については、今後、町民の避難場所としての公園整備、さらには町民文化センター、こういったことの合わせ一体として、この2段構えで対応していこうということでもあります。しかるに、その利用する道路については、これは庁舎整備があるから道路をつくるということではなくて、道路というのは、やっぱり町民が使いやすい道路でありますので、そこは新しい庁舎ができたから道路が拡幅する云々の問題とは、また別個な形で、やっぱり全体的な道路網の整備は進めて行かなければならないということだと思います。

したがって、いま、西会津町が着々と進めているところについては、これは計画をもって取り組んでまいりたいし、さらには、20億円、30億円といってもですね、まだ町としては具体的にこれを二者択一で新しい庁舎整備はこれだけかかりますよということで、明示しているわけでもなんでもありません。ただ、いままでいろいろな自治体で取り組んでいるところの相対的な事業費を見れば、こういうことではないのかということの想定だけありますし、町が本格的に新しい庁舎を整備をするといえば、場所をどうする、あるいは取り付け道路をどうしますか、さらにはその周辺整備はどのくらいかかりますか、何階建てで面積はどうですか、しっかり、やっぱりそれを精査しなければならないわけですから、その精査もしていないわけです。仮定のなかでの議論で、何回も何回もやり取りしていたんでは、私は前に進まないんじゃないかなというふうには思いますので、その点は整理して質問していただければなというふうに思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長とは以前から議論をしておりますが、なかなか溝が埋まらないというようにございます。これは致し方ないのかなというふうに考えます。これらのことは、町民の皆さん、関心を持っておられるようです。その点、来年度は町長選挙ありますので、これらは1つの争点になるのではないかなというふうには考えております。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。この9月の定例会は決算議会ともいわれ、平成27年度の決算の認定をはじめ、諸議案を審議する大切な議会であります。私は、本定例会にあたり、数件の一般質問を通告しておりますので、順次質問をいたします。

まずはじめに、町長の政治への取り組み姿勢についてお伺いをいたします。私たち議員は、常に町民目線に立ち、町民の声に耳を傾け、機会あるごとに質問をし、要望実現のため提言をしてまいりました。しかし、なかなか積極的に取り組んでももらえないと感じております。それでも、なかには期待の持てる答弁をいただいたものも少なからずあります。

そこで、次の件についての進捗状況と取り組みの姿勢をお伺いをいたします。

まず1点目、野沢駅のバリアフリー化についてであります。先般の答弁では、町長と

副町長がJR東日本の新潟支社に出向いて、支社長に対して要望活動をされたとのことであり、私は、必ずやその気持ちは届くであろうと期待をし、一日も早く階段の上り下りの負担が解消されることを願うものでありますが、その後の経過など、どのようになっていますか、お伺いをいたします。

2点目のライスセンター建設についてであります。そのときの答弁では、当時行ったアンケート調査によれば、ライスセンター整備を希望する農家は、全体の24パーセントを占め、整備は重要な課題であるとのことでありました。今後は規模の決定や運営方法、財源の確保など、現状を見極めながら具体的な検討を進めていきたいということでありました。その後、どの程度進んでいるのかお伺いをいたします。

3点目の町道大滝線の改良工事についてであります。当時の答弁では、いついつからという時期は明確にはできないまでも、長期計画には必ず載せて対応するとのことでありました。見通しとしてはいつごろになるのか、また、当時、林道と大滝の集落の間が砂利道になっていて、舗装のお願いをしているが、一向に進んでいないとのことでありました。現在はどうかお伺いをいたします。

次に、縄文土器による町おこしについてお伺いをいたします。地域おこし協力隊が本年4月より、歴史文化の分野に1名が加わり、5名となりました。本町に深く関わりのある縄文文化に取り組むとのことで、大変期待をし、町おこしの起爆剤になればと思います。今後、町として縄文土器の活用などを含め、どのように発展させていく考えかお伺いをいたします。

また、横町館跡本発掘調査において、試掘調査時の専門員の方々が調査への協力を断ったということであり、その理由について説明が不十分と考えますので、経緯について詳しい説明をお願いをするものであります。

次に、安全安心のまちづくりについてお伺いをいたします。先般、本町において数件の交通事故が発生し、1件は尊い人命が失われるという痛ましいものであります。また、1件は西林の点滅信号機のある交差点において発生しております。この交差点は以前より事故が多く、そのたびに信号機の改善要望が出されますが、交通量が少ないなどの理由で、実現にはいたっておりません。平成24年には、不幸にしてこの交差点で死亡事故が発生し、私は当時、点滅信号機の3灯式への格上げや、斜めに交差をしている道路の改良を提案いたしましたが、実現には至りませんでした。

しかし、町当局や警察、交通会の方々が現地調査をされ、道路標示をするという対策をして、その結果、効果をあげてきたのも事実であります。交通事故を防ぐには、一人ひとりの注意が必要不可欠であります。この場所にあっては、構造的な問題も一因であると思われ、改善すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

次に、自主防災組織の立ち上げについて質問をいたします。このたびの台風10号は、東北、北海道に大きな爪痕を残しました。不幸にして犠牲になられた方々、被災された方々に、心よりのお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈りするものであります。いつも、このような災害が発生するたびに、防災について議論されてきましたが、私はいままでも、幾度となく自主防災組織の立ち上げを求めてきました。しかし、遅々として進んでいないという感じをしております。なぜ進まないのか、進めな

いのか、町の考えを伺うものであります。

以上で、私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、私からは、野沢駅のバリアフリー化についてお答えをいたします。

野沢駅のバリアフリー化につきましては、昨年12月議会でもお答えいたしましたように、現在、野沢駅の乗降者につきましては、跨線橋を渡ってホームへ横断しておりますが、跨線橋は、ご承知のとおり狭く、また階段が急勾配であることから、高齢者や障害者の利用は極めて困難をきたしているところであります。このような状況が鉄道利用者の減少に拍車をかけているのではないかと、こう思っております。

町では、これまで福島県鉄道活性化対策協議会や会津総合開発協議会などの要望活動を通して、国やJR東日本株式会社など関係機関に対し、野沢駅の跨線橋を廃止して警報機や遮断機等の設置によって、改札口から直接ホームへ横断ができるように要望してきたところであります。

しかしながら、これらの要望活動のなかでは詳しい協議まで行うことができない状況であったわけであります。このため、町としては、私が直接、また副町長で、昨年9月に町独自の要望活動として、JR東日本株式会社新潟支社に直接出向き、支社長に対して、野沢駅に係る施設改善の要望書を手わたし、野沢駅の乗降者が不便をきたしている現状を強く伝えるとともに、互いに歩み寄れる施設改善が図られるように要望を行ってきたところであります。

この要望書に対しまして、昨年10月26日に、同支社から3案の対応策が示されたところであります。町といたしましては、この3案の内容をいろいろと精査して、実現可能と思われる、改札口から右手方向、つまり会津若松方面の通路をとおして、線路を横断をして、ホームへ渡る方法を基本にして検討することとして、11月4日に、同支社に対してその旨を伝えたところであります。

しかしながら、この案を実施するためには、JRは警報機2基の設置が必要だと、それに伴うコンピュータ制御システムの整備等に概算経費では約1億円の費用を要するという内容でありましたことから、改修内容や工事費についてもっと精査をするよう依頼するとともに、費用負担についても検討していただくように、改めて申し入れを行ったところであります。

その後、今年になって本年4月18日に同支社から、さらに精査した内容について説明がありました。改修費用約6千万円の提示を受けたところであります。この改修費用につきましては、基本的に要望側である町の全額負担となるというようなことであります。しかしながら、この多額な財政負担となるわけでありますから、実施に向けた改修内容の確認と費用負担について、現在、これはJRと継続して協議を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員の町長の政治への取り組み姿勢についてのご質問の

うち、ライスセンター建設についてお答えいたします。

現在、町内では奥川地区の奥川ライスセンター、新郷地区の原ライスセンター、尾野本地区の牛尾ライスセンターに加え、野沢地区では1農業法人が施設を所有しており、4施設で約100ヘクタールの規模で運営されているところであります。米価の上昇は依然として見込めず、また、平成30年産米から国による生産数量目標の配分は行われず、合わせて米の直接支払交付金についても廃止が決定しており、町内稲作農家は一層厳しい状況が見込まれております。

このため町では、小規模な個々の農業経営から、農業機器の共同利用化や集落営農の組織化・法人化、認定農業者など、担い手と連携した農地の集積等経営の大規模化により、効率的で合理的な生産体系を確立する必要があると、ライスセンターの整備についてもその1つと認識しております。町が集落単位での作成を進めている、人・農地プランの話し合いのなかでも、ライスセンターの構想が出されており、該当する地区においては、集落の代表者等と整備に向けた継続的な話し合いを行っているところであります。また、集落営農を行っている集落では、機械の共同利用化がすでに行われており、なかには、農業法人化を目指して話し合いを行っている組織もあることから、農業法人の設立に合わせ、ライスセンターを整備できないか、話し合いを始めております。

しかし、そのライスセンターの建設には、多額の整備資金を要することから、設置する地域と町、関係機関が連携を図りながら、施設の場所や規模、運営方法、整備資金の確保方法を決定していくこととなり、整備する時期も地域の実情により異なるものとなります。

今後の米づくりのあり方の検討も含め、地域での諸課題についてじっくりと話し合いから進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。なお、すでに整備されている奥川地区についても、ライスセンター作業受託組合と話し合いの場を持ったところ、作業受託者の確保が課題となっていることから、運営が継続していけるよう支援の検討を進める予定であります。

このように、ライスセンター施設整備にあたっては、ハード面だけでなく、運営の面も合わせて支援していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、町道大滝線の改良工事についてお答えをいたします。

はじめに、町が管理をしております幹線道路や生活道路の整備につきましては、交通量や重要度等を総合的に勘案し、緊急性が高いと判断される路線から、順次改良を行っております。

町道大滝線は、幅員が3メートル程と狭隘で屈曲な箇所を有する路線であり、町といたしましても改良の必要性は認識しているところであります。今後は、補助事業等の活用も視野に入れながら、改良の検討をまいります。なお、それまでの間は、定期的な道路パトロールを実施し、支障のある箇所については、危険と判断される箇所を優先し、随時、修繕を実施してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、縄文土器による町おこしについて、

お答えいたします。

町では、本年4月から地域おこし協力隊、歴史・文化担当1名を新たに採用し、町歴史文化基本構想等策定事業の推進をはじめ、歴史文化をテーマに地域づくり事業に取り組んでおります。この歴史文化をテーマとした地域づくり事業の一環としまして、国際芸術村を会場に縄文土器展を約3カ月にわたり開催し、町内の遺跡から出土した土器や土偶など約40点を展示、公開したところであります。

今後とも町民の皆さんが縄文文化をはじめとする地域遺産に触れる機会を設けるなど、歴史・文化の観点から新たな地域づくり事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、本調査において試掘調査時の専門員の方々が調査協力を断った理由についてのご質問にお答えいたします。

昨年試掘調査を担当していただいた皆さまには、本年度の発掘調査についても、事前に依頼したところがございますが、ご本人の判断により承諾をいただけなかったことによるものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、安全安心のまちづくりについてお答えいたします。

西林地内の点滅式信号機の交差点につきましては、交通事故が多いことから、警察署・交通安全関係団体・道路管理者の3者で安全点検を実施し、路面表示や注意喚起看板を設置するなど、交通事故防止に努めてまいりました。また、今年度は、町道森野・下小島線から進入する車両が2回、一時停止するための目印としてドット表示や、交差点隅切り部の外側線を設置し、交通安全対策を進めてきたところであります。

しかしながら、先月、同交差点におきまして、交通事故が発生いたしました。これまで様々な対策を講じてまいりましたが、やはり抜本的な改善が必要であると認識しております。

今後、改めまして点滅式信号機を時差式信号機への変更要望や、町道の交差点改良など、改善策を関係機関と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、町でも自主防災組織の必要性については十分認識しており、町の広報紙などを通じまして組織の立ち上げを呼びかけてまいりました。昨年度まで、自治区等を主として17団体で組織されておりますが、結成から年月が経過し実体のない組織もあるのが実情でございます。

今年度は、新たに自主防災組織の一つとしまして、役場消防隊が組織されたところであり、今後も、引き続き自主防災組織の必要性を訴えながら、他の優良事例を紹介するなど町民の防災意識の高揚に努め、特に消防団が不在の自治区などを中心に自主防災組織の立ち上げを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、再質問ということでさせていただきます。まず、縄文土器による町おこしからお聞きをしたいと思っております。

先般、行われました6月25日から9月4日までの縄文土器及び縄文の音の森展が開催

され、来場者が1,300名を超えたということで、初めてやられた分では、私なりに感じますのは、やはり大成功だったのかなというふうに感じるとともに、またそれだけ、いろいろな方々の関心が高いのかなというふうに感じたところでございます。

先般、私たち議会のほう、総務常任委員会で、十日町市と津南町のほうに縄文土器、火焰型土器の視察といいますか、行ってまいりました。十日町市では、火焰型土器が国宝に指定をされておりまして、それがいま、4年後の東京オリンピック、パラリンピックの聖火台のデザインに採用してもらおうということで、一生懸命運動されておりまして。

それで、この火焰型土器、西会津町にもあるわけですが、町の考古学を専門にやっておられる町内の専門家の方に聞きますと、十日町市の火焰型土器、信濃川流域の火焰型土器よりも古いものだというような指摘がございます。そしてまた、考古学の権威者であります国学院大学名誉教授の小林達雄先生という方がおられまして、その方のお墨付きをもらえば、もう本当に西会津の火焰型土器が、社会的にも大きな評価を受けるだろうというようなことも聞いております。ですから、これからも、これらの地域おこし協力隊の方も含めて、大いに盛り上げていていただきたいと思っております。

そして、それには、いまある土器だけではなくて、まだまだ西会津町、いろいろ発掘調査をやって出土した土器がたくさんあるわけですね。それらの保管状況と今後の取り組みの考え方をお願いいたします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えをいたしたいと思っております。

私も議員の皆さまと一緒に十日町市、それから津南町、随行させていただきまして、本当に感動いたしました一人でございます。それで今後どういった展開をするのかというようなことでございますけれども、まず土器展の成果については、いま、議員からもお話あったとおりでございます。非常に全体で1,374名ということでございます。芸術村、昨年度、約4千人というようなことでございますので、2カ月、3カ月弱の間に、34パーセントくらい来場していただいたのかなと。割合としましても、県外が約500人というようなことで、町内、県内、県外というような順で人数も増えてございます。

いま、保管状況は、新郷小学校のほうに、まだ100数十点ほどありますし、今後はそういった遊休施設、もしくは国際芸術村などを会場を模索しながら、さらに有効活用を図っていくということをしていければなというふうには感じてございます。

あと、先ほど国学院の先生のお話もございました。私どものほうとしましても、先生方ともいろいろ協議させていただく場を、今後計画してございますので、そういったことがまた報告できるような時期には、お知らせしたいなというふうを考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、いま申し上げましたけれども、町内には本当に、私も、津南町に行って、いろいろお話をうかがって、灯台下暗しだったんだなというふうなことを感じたんですが、今回、津南町において、8月の3日から5日にかけて、秋篠宮殿下、妃殿下、そして悠仁親王が訪問されまして、そこで土器づくりの体験をされたということであります。それで、それのお手伝いをされた方が、この西会津町の方なんです。それも宮内庁から東京大学に照会があって、そこから東京大学から直に本町の考古学をやっておられる方

に話があって、それで行ってこられたという話でございます。

このように、地元で素晴らしい、本当に我々とすればいつも顔なじみですから、改めてこう先生とか、何かとかは言いにくいみたいな、照れくさいような感じはしますが、もう対外的には素晴らしい先生であります。そういう方の西会津町におけるいろんなことを協力していただいて、このいま始まった縄文土器の地域おこし、大きく発展をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 はい、お答えをいたしたいと思います。

これまでも町内の専門家の方ですとか、お世話になってやってきたのは事実でございますし、これまでもいろいろとご指導を賜ったところでございます。今回は、そういったご相談も申し上げました。今回の土器展についても、いろいろと事前にご相談を申し上げまして、結果的には県立博物館の専門の方においでいただいたというようなことになってございます。そのなかで、博物館のそういった考古学の先生もいらっしゃるもので、そちらのご指導を仰ぐというようなアドバイスも受けましたので、博物館の学芸員の先生に指導を賜ったという経過でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、これからも素晴らしい西会津の財産でありますので、本当にそういう方々と手を携えて頑張りたいと思います。

それで、発掘調査員の方が断られた理由ということで、再度質問したわけですが、また同じような答弁であります。私がお聞きしたいのは、その方々が断るに至った理由であります。まずその前にお聞きしたいんですが、試掘調査のときは、3名の方ですよ、お手伝いをいただいたか、ご指導いただいたという方、その方々との西会津町のお付き合い、何年ぐらいのお付き合いをし、また、いろんなことでどのぐらいの、そういう発掘調査に携わっていただいたかということや、あと、その方々に対する、と西会津の件というか、どのような存在、そういう方々は西会津にとってどういう存在の方々かということで、まずお聞きしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えをいたしたいと思います。

試掘調査時の3名の先生方とのお付き合いの関係でございますけれども、相当古く、おそらく数十年来だと記憶してございます。それで、当然、存在というなお言葉もございました。それだけ30年、40年来のベテランの皆さまでございますので、敬意を表しているところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それと、平成27年の12月11日に、この先生方に調査の依頼をし、話し合いをもたれておりますよね。そのときに、いろいろな合意事項と申しますか、そういうのをお互いに話し合いをしたなかで交わされております。だからいま言われたように、本当にその先生方が町にとって大切な方だということであれば、こういう断られるような事態にはならないんじゃないんですか、何かそこにあったんじゃないかということをお聞きしたいんです。

(「議事進行」の声あり)

- 議長　　ただいま、議事進行の発言がありましたので、発言を許します。
- 渡部憲　　いまの清野議員の質問でございますけれども、それは本人の自由でございます。断るもの何も。ですから、それ以上の本人の理由があったものですから、断られたんじゃないですか。それ以上、質問することは、私は、断られた本人のプライベートを侵すものだと思えます。
- 議長　　ただいま、議事進行の発言がありましたが、議事進行に不適切と判断します。続けてください。
生涯学習課長、石川藤一郎君。
- 生涯学習課長　　お答えしたいと思います。
その試掘の関係の皆さまとのことでございますけれども、3月、6月でもいろいろ話題になったところでございますけれども、私どもとしましては、説明するところは説明し、それから、協議するところは協議させていただき、お詫びするところもお詫びしたというように進めてまいりました。例えるならば、三顧の礼をもって、本当に何回も何回もいろいろと協議をさせていただきました。しかし、皆さま方のそれぞれの意思、思いですとか、考え方があってご承諾をいただけなかったというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。
- 議長　　13番、清野佐一君。
- 清野佐一　　いま、同僚議員から、ちょっと誤解を持たれて、断る人のプライバシーに関わることだというような話の議事進行というようなことでありました。私が申し上げたいのは、その方々は自分の都合で辞めたんではないんです。ちゃんとした約束事が果たされなかったから辞めたんです。それはご存じでしょうか。話をされたからわかっているんじゃないんですか。
- 議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。
- 生涯学習課長　　お答えをいたします。
その件に関しまして、プールの工事の立ち会い、それから手続きの部分、それも前回の6月議会のほうでもお話し申し上げました。そういった件も踏まえて、先ほど申し上げましたように、説明するところは説明し、それから、協議をするところは協議をし、それを幾度となく繰り返したなかで、最終的にご本人の皆さまの意思、思いですとか、考え方、それらによって判断されて、承諾をいただけなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。
- 議長　　13番、清野佐一君。
- 清野佐一　　最終的には、そう結果的にはなりました。でも、それまでの間に、最初の、聞くところによりますと、調査をこの12月に依頼を受けて、じゃあ引き受けますといったときに、春にならないと調査は無理だからやらないでくださいと言ったにも関わらず、年明け早々、もう工事をやっちゃったわけですよ。その辺のいろんな町で、行政すべてそうでしょうけれども、報連相ということで、報告、連絡、相談、そういうことがなされなくて、本当に文化財を壊したわけですから、ちゃんとルール守らないで、立会人、専門の方が立会人に立つ、それもなし。それが業者さんが勝手に壊してしまったというような結果

じゃないんですか、どうなんでしょう。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

いまの工事、プールの解体の件につきましても、確か6月のほうでもご指摘受けたところでございます。それで、そのときも申し上げたかと思うんですけども、結果としてプールの解体はご指摘のとおり先行されました。それを受けて、ご答弁申し上げたと思いますが、県のほうにきちっと全容を報告して、その指示を受けたと、そして春になって、プールの下をちゃんと調査しなさいよというような指示を受けて、調査を開始したというようなことをご答弁したかと思えます。そういったことで県のほうとも協議をきちっとした上で、指示のとおり現在進めると、進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 こういう事態になったことについて、町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この件については、全員協議会や、あるいは一連の経過などについては、報告、あるいはその至った内容というものは、以前、説明されているというふうには思っています。やっぱり一つの事業を行うには順序がありますから、その順序や計画に沿って、しっかり対応しなければならないというのが、これは本当の姿であります。

しかし、そこにいろんな原因があって、そういうことが、たまたま一つのものを通り越して早めに行ってしまうとか、ということについては、やっぱりそういうことがあった時点で、しっかりその検証をして対応しなければならないということで、まさに今回の場合の一連の経過のなかで、これは行ってしまったものに対して、元に戻すということについては、なかなかこれは困難でありますので、じゃあその場合に、どういう対応の仕方があるのかということで私も相談を受けました。文化財というのは、我々の一存の判断ではなかなかできないものだということでありますから、やっぱりこれは県の文化財の関係者と協議をしたなかで、今後の対応策を取ってくださいということで、私のほうからも、そういう指示をしたところであります。

そこで、いままで関連して携わってこられた調査員の皆さまについての怒りというか、そういったことについて、非常にいろんな課題があったということも承知しておりますので、そういうことについては、ぜひその事業の中身についての、若干の課題についてご了解いただけないかと。また、元にして、そして継続した形で調査をしていただけないかということの内容についても、私のほうからも直接お話をした経緯もございまして、本人の、先ほどの都合によって、これは、今回は手を引かせていただきたいという話がありまして、そのために県のほうから調査員をいただいて、現在進めているというのが一連の経過でありますので、必ずしもそれが万全な対応だったということではありませんので、その点でご理解をいただきたいと思えます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 調査員の方の都合で辞退をされたという、その文言が一番相手を傷つけたんですよ。自分たちのことを全然話もしないで、いまみたいに、同僚議員から議事進行かか

って、そういう相手の立場に立てば、一方的にその方の都合で断ったということになれば、一般的にいままで町の仕事をやっていたながら、いまこの段にきて、断ったんだぞと、何か無責任だなというようなふうにとられがちですよ。取られかねないですよ。ですから、そこら辺もやっぱり配慮しながらやっていただきたいというか、説明もしていただきたいと思います。

あと、先ほどの縄文土器の話にもなりますが、これからそれを、縄文土器、その文化を進めていくのであれば、やっぱりもう一度、いまの先生方にちゃんとお話をさせていただいて、町のために、またご協力してくださいぐらいは、これはあってもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

先ほども答弁のなかで申し上げましたが、調査についても、当然、事前に先ほど申し上げましたように、よく説明とか、協議の場も設けてお願いをしました。それから、今回、縄文土器展に関しましても、開催する前に、私のほうからお話を申し上げまして、ご指導いただけないかというようなことで、決して先生方を抜きにしてということは一切してございませんので、今後、事業展開によっては、またそういったお願いの仕方がくる場合が想定されますので、そういう状況に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 地方創生の話のときですか、町長もいろいろ人材が大切だというようなことを言っておられますので、このように、西会津町に本当に素晴らしい先生がおられるというようなことで、お手伝いをいただくようご配慮願えればというふうに思います。

それでは質問を変えます。先ほど町長から野沢駅のバリアフリー化について答弁をいただきました。私もやはりいろいろ考えたときに、3番線から線路を渡ってきて、またホームに上がって跨線橋を渡るというようなことで、3番線、渡っていいのに、何でこっちは渡れないのかというような、素朴な疑問であったわけです。ですから、いま言われた、そのあとで考えて、やっぱりあそこに遮断機というか、があればいいのかなというようなことは私なりにも感じていたところです。

ですから、あとはこのお金の問題ですが、やはりちゃんとした計画をもってやれば、役場庁舎だって積み立てということをやっているわけですよ。だからそういう考え方もあってもいいのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、JRの野沢駅の改修の関係について、私のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

これまでの経過につきましては、先ほど町長がお答えしたとおりでございまして、昨年11月4日に、こちらのほうから申し入れをさせていただきまして、その後、4月18日にJRのほうから見直し案をいただいたところでございます。その内容は、先ほど申し上げたとおり、当初、本当の概算の概算で1億円くらいかかるだろうといわれていたものが、4月の段階で6千万円ほどに、一応圧縮になったということでございます。それで、

この費用負担につきましては、先ほどのご答弁のとおり、要望側の町が全額負担しないのだめですよということでございます。

過半、9月の2日の日に、私、福島県の鉄道活性化対策協議会のJR要望ということで、仙台のほうでありましたけれども、行ってまいりました。その際も、その要望事項のなかに、野沢駅ではございませんけれども、ほかの駅でいろんなバリアフリー、あるいは新しく入り口を設けてもらえないかというような要望がたくさんございました。そこで痛切に感じましたのは、JRの基本姿勢が、いまの駅庁舎については、すべて改修は済んでいるということで、その改修済んでいるものに対して、さらに付加価値を付けるものについては、すべて要望する側の費用負担でやってくださいということでございます。これがJRの、いろんな支社あるわけでありましてけれども、仙台であろうが、新潟であろうが、みんなそういった姿勢で、その回答がきているということでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、6千万円という多額の財政負担という形になりますので、これについては、JRにも一部負担していただくのは、我々としては当たり前の話ではなかというふうに感じておりますので、これらについて、いま、JRのほうとこの費用負担について、さらに何とかならないのかということで協議をさせていただくということでございます。場合によっては、いろんな形でJRの本社の要望ですとか、あるいは国交省の要望ですとか、そういったところにも、やはり直接行ってくる必要も、私はあるのではないかとというふうに考えます。

それから、いまほど議員からおただしありました積み立てをして、そういった何年か積み立てて整備するというのも、それも1つの手法だというふうに思いますので、この内容につきましては、やはり町民の皆さんの利便性の向上という部分で、非常に重要な課題であるというふうに認識しておりますので、これらについては、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 この野沢駅のバリアフリー化については、計画のなかで町長が掲げてやっておられることですから、やはり早めの達成されるように、ひとつご努力をお願いしたいと思います。

次に質問を変えまして、ライスセンターの建設であります。以前、私が申し上げましたのは、ライスセンターは町が建設をすると、いまの説明ですと、いろいろ地域の方の負担とか何かという話もありましたけれども、町が建設をし、そのなかに指定管理者というような形で法人化した方たちが入ってもらおうという考えで、前もお話をしております。昨日ですか、一昨日も同僚議員から、地域おこし協力隊がいろいろ農業部門に実習というか、そういうのに入って、地域の後継者となってやっていただければというような話もありました。そういう方々でも、やはり意欲のある方が集まって、1つの法人をつくっていただいて、それかそのライスセンターを運営をしていくと。先般その話のときも、力強い農業づくり交付金（強い農業づくり交付金）というようなことも、こういう制度もありますよということもお話もしました。また、ご答弁のほうでも、そういうのも検討してやってくんだというような話もいただきましたけれども、その辺は検討はされたでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、3月の議会におきまして、いまほどおっしゃられたようなご質問、ご提言をいただいたわけでございます。それを受けまして、先ほどの答弁のとおり、町としまして、地域にとって今後を見越した最重要な課題であるというようなこともありますので、まずは地域のお話をお伺いしようということで、田植えが終わった6月、7月ですね、3カ所、3地区において、実際に町から担当が集落に赴きまして、いろいろこうお話を聞くところからいま始めているということでございます。

確かにご提案のとおり、市町村が事業主体になるという手法もあると思いますが、現在、最近、町で行っておりますライスセンターの設備については、地域の課題を地域で解決しようということで、集落営農組織が自ら立ち上げて、共同利用施設を整備している事例もございますので、そういった、まずは地域のお話を聞くところを始めたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いままでの西会津町でつくってきたライスセンターというのは、規模的にそんなに大きなものではないわけですよ。これからはやはり、本当に西会津町の、田んぼにすれば米どころと言われるような広範囲の地域が残っているわけです。ですから、やはり最初から、まず、前も町長たぶん言われたと思うんです。とにかく1カ所つくってみようというようなご答弁もいただいたと思っておりますが、そういうことで、まず一歩踏み出していただきたいということでもあります。

あと、次に質問を変えまして、町道大滝線の改良工事、これはなかなか本当に難しいというか、大変だと思います。距離も長い。いろいろ難工事になるんだろうというふうに思いますが、やはり奥のほうの舗装とか、何か言われた、まずできるところからやっつけていけば、地域の皆さんに、町が本当に町民のことを思ってやってくれるんだなということで、やはりいろんな形で公平性というか、平等というか、そういうことをやはり示していただきたいというふうに思います。それについてお考えがありましたら。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町道大滝線の改良ということで、先ほどご答弁申し上げまして、議員もかなり大変なところだということでご認識いただいているとのことで、ありがとうございます。大滝線の部分で、ちょっと砂利の部分がございます。町の基本的なまず考えでございますが、まずは生活に一番使う部分、特に集落間を結ぶ部分については、やはり優先的にという考えであります。

したがいまして、大滝線で、その舗装がない部分というのは、黒沢から大滝に行ったその先の部分ということで、普段はあまり使わない部分なものですから、またそういった点で、そういった要望、結構ほかからも各種ございますので、そういったなか、すべてを勘案をしながら、今後は進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 最後の質問になります。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、信号機のこと、交差点のこと、先ほどいろいろ、今度は改良も含めてやるんだというご答弁をいただきましたので、これはやっぱり早急な実行に、早

急に実行に移していただきたいと思います。というのは、いま町で、いろいろ今回の議会のなかでも話あります移住定住で、ほかから来ていただくという、皆さん努力されるわけですよ。町側もそれだけのいろんな考えをもって、また予算化もしながらやっている。来ていただくのもいいんですけども、地元にいる方々の命を守ってもらうのも大事だと思うんです。ですから、やはり時間的な、あまり遅くならないような形で、安全安心という、その言葉のなかで、ちゃんとした対策をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、今後におきまして、西林交差点につきましては、現在までもあれでしたけれども、点滅信号機でございますので、その信号機の時差式への変更ですとか、議員おっしゃいましたように、道路改良も含めまして、抜本的な改革になりますけれども、関係機関と協議をして進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。会津医療センターからの医師派遣について、町より説明の申出がありましたので、発言を許します。

町長、伊藤勝君。

○町長 会津医療センターからの医師派遣についてご報告を申し上げます。

提案理由のなかでも申し上げましたが、新たな医師確保に向け、会津医療センターに短期間や短時間の、非常勤の医師派遣について依頼していたところであります。その結果、このたび、会津医療センターより医師を派遣できる旨の連絡があり、先日、西会津診療所において面談等を行ったところ、月2回ではありますが、派遣いただくことが決定いたしました。

派遣いただく医師は、会津医療センターの小腸、大腸、肛門科の高柳大輔医師、35歳であります。高柳医師は、平成20年4月に日本大学練馬東が丘病院に勤務され、平成22年4月からは、昭和大学横浜市北部病院で消化器科の助教を務めておりましたが、本年8月より会津医療センターに勤務しております。派遣内容につきましては、9月27日から来年3月まで、毎月第2、第4火曜日の午前中、胃の内視鏡と腹部エコー検査を中心に診療にあたっていただくこととしております。

なお、診療所は、町民の皆さんの最も身近な医療機関でありますので、今後も引き続き、常勤の医師確保にも鋭意努力してまいりますので、ご理解願います。

○議長 本日はこれで散会いたします。(11時53分)

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月15日(木)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第7号）

平成28年9月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第2号 平成27年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第11号 平成27年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第1 1 議案第1 号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第1 2 議案第1 号 平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

日程第1 3 議案第1 号 平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について

延 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会…… [議 員 控 室] (第1会議室)

○経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 2 号、平成 27 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 13、議案第 14 号、平成 27 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 2 号から議案第 12 号までの説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 おはようございます。

それでは、議案第 2 号、平成 27 年度 西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 3 号から議案第 12 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

説明に先立ち、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。

まず、地方自治法及び同施行令に規定されております 議会への提出資料といたしまして、平成 27 年度 西会津町歳入歳出決算書、こちらでございます。同じく 歳入歳出決算事項別明細書、こちらの厚い書類でございます。実質収支に関する調書・財産に関する調書、こちらの書類でございます。なお、説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、こちらの横長のものがございます。一般会計決算の状況、こちらの縦版のものがございます。及び、予算の執行実績調書、起債の状況、こちらの書類を提出しております。

それでは、はじめに、一般会計の財政状況についてご説明いたします。

一般会計決算の状況、こちらの書類のほうご覧いただきたいと思っております。

それでは、1 ページをお開きください。歳入決算額の状況です。

平成 27 年度の歳入総額は、66 億 3,877 万 6 千円で、前年度と比較し、12.4 パーセントの減となりました。款ごとの決算額及び構成比は、記載のとおりであります。9 款地方交付税が 44.1 パーセントを占めております。

また、前年度との比較では、13 款国庫支出金が 4 億 3,582 万 8 千円の減額となっておりますが、これは、西会津小学校新校舎新築事業にかかる国庫負担金が減額となったことによるものなどがございます。

次に 2 ページをご覧ください。

財源構成の状況ですが、前年度と比較いたしまして、特定財源の決算額や構成比が少なくなっております。これは、国庫支出金や県支出金、町債などが前年度より減額となったことによるものです。

次に、地方交付税の推移でございますが、前年度と比較し、普通交付税は 3.0 パーセン

トの増額となりましたが、特別交付税は 42.5 パーセントの減額となりましたことから、合計では 4.5 パーセントの減額となっております。

次に、歳出について申し上げます。3 ページをご覧ください。

歳出決算額の状況であります。平成 27 年度の歳出総額は、63 億 5,511 万 6 千円となり、前年度と比較し 12.7 パーセントの減となりました。款ごとの決算額及び構成比は記載のとおりであります。

また、前年度との比較では、6 款農林水産業費が、地域連携販売力強化施設整備事業などにより 3 億 3,299 万 2 千円の増額となりましたが、10 款教育費は、平成 26 年度は西会津小学校新校舎新築事業などがございましたので、11 億 3,625 万 7 千円の減額となっております。

次に 4 ページをご覧ください。

性質別決算額であります。普通建設費が前年度より減額となりました。これは、西会津小学校新校舎新築事業や明神橋の耐震補強事業が平成 26 年度で完了したことなどによるものであります。

次に、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示す指標であります。前年度より 2.5 ポイント減の 81.7 パーセントとなりました。

次に 5 ページの決算収支の状況をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、2 億 8,366 万円となり、ここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2 億 1,052 万 5 千円の黒字となりました。さらに、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も 1,911 万 9 千円の黒字となりましたが、ここから、財政調整基金への積立金を加え、取崩額を差し引いた実質単年度収支につきましては、49 万 8 千円のマイナスとなりました。

なお、平成 27 年度は、庁舎整備基金に 2 億 5 千万円の積立をしております。この積立をしなかったと仮定いたしますと、実質単年度収支は 2 億 4,950 万円ほどの黒字となったところであります。

次に 6 ページの公債費比率等の状況をご覧ください。

公債費比率、準公債費比率、公債費負担比率は、僅かではありますが、いずれも前年度より数値が増加いたしました。

次に、地方債年度末現在高であります。72 億 3,385 万 6 千円となりました。

なお、地方債の借入に当たりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債を優先的に活用しております。償還額の 76.8 パーセントが普通交付税に算入されておりますので、町の実質一般財源負担率は 23.2 パーセントとなります。

次に、健全化判断比率の状況をご覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率につきましては、比率は算定されませんでした。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、全て適正值の範囲内であるとともに、数値は年々好転しております。

それでは議案第 2 号、平成 27 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。なお、決算の認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。歳入歳出決算の主な内容につきましては、主なる施策の執行実績調書で説明をさせていた

だきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。こちらの横書きの書類となります。また、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、事項別明細書に記載してございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、主なる施策の執行実績調書の1ページをご覧ください。

1 款町税、1 項 1 目個人町民税は、1 億 6,595 万 9 千円で、前年度と比較し 380 万 1 千円の減となりました。収納率は 98.02 パーセントです。同じく 1 項 2 目法人町民税は、前年度より 956 万 3 千円減の 2,344 万 6 千円となりました。収納率は 96.70 パーセントです。同じく 2 項 1 目固定資産税は、3 億 4,397 万 5 千円で、前年度と比較し 118 万 5 千円の増額となりました。収納率は 91.95 パーセントです。なお、町税に係る不納欠損額は、1,171 万 631 円、件数で 369 件となりました。前年度に比べますと、金額で 568 万 8,302 円の増、件数では 25 件の増となっています。また、町税全体の収納率は 94.51 パーセントとなり、前年度を 0.41 ポイント上回りました。

次に、6 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、平成 26 年 4 月に地方消費税を含む、消費税の税率が引き上げられたことにより、前年度と比較して 5,090 万 4 千円増の 1 億 2,535 万 4 千円となりました。

7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金は、エコカー減税の見直しなどにより、前年度より 469 万 2 千円増の 1,601 万 1 千円となりました。

9 款 1 項 1 目地方交付税は、29 億 2,524 万 7 千円となり、前年度と比較し 1 億 3,885 万 8 千円の減となったところであります。なお、内訳といたしましては、普通交付税は前年度より 7,729 万 7 千円の増となりましたが、特別交付税は 1 億 3,085 万 6 千円の減額となっております。また、震災復興特別交付税も、前年度より 8,529 万 9 千円の減額となりました。これは、前年度は小中学校空調設備設置事業や、明神橋の耐震補強事業に対して交付されており、この分が減額となったものであります。

次に、2 ページをご覧ください。

11 款分担金及び負担金、2 項 2 目民生費負担金は、保育所運営費負担金の減などで、前年度より 237 万 5 千円減の 1,735 万 4 千円となりました。

12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料は、インターネット使用料の増などにより、前年度より 206 万 8 千円増の 9,426 万 7 千円となりました。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、1 億 4,016 万 8 千円となり、前年度より 2,594 万 8 千円の増となっております。増額となりました要因といたしましては、子どものための教育・保育給付費負担金などによるものであります。同じく 2 項 1 目総務費国庫補助金は 7,267 万 4 千円となり、前年度より 3,888 万 8 千円の増となっております。収入の主なものといたしましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や地域住民生活等緊急支援交付金です。

3 ページをお開き願います。

13 款 2 項 4 目農林水産業費国庫補助金 9,075 万 5 千円は、地域連携販売力強化施設の新築事業に対する補助金です。同じく 2 項 5 目土木費国庫補助金は 1 億 8,284 万 8 千円となり、前年度より 9,729 万円の減額となっております。

14 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金は、前年度と比較し 1 億 1,421 万 2 千円減額の

2,096万2千円となっております。減額となりました要因といたしまして、前年度は小規模介護施設等緊急整備特別対策事業補助金等が交付されておりました、この分が減額となったものでございます。

4ページをご覧ください。

14款2項5目農林水産業費県補助金は、1億9,267万4千円となりました。主なものといたしまして、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、広葉樹林再生事業補助金などがあります。同じく2項8目教育費県補助金の、公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金は、西会津小学校の空調設備設置事業に対する補助金であります。

5ページをお開き願います。

14款2項9目災害復旧費県補助金は、前年度より4,513万2千円増の4,640万2千円となっております。同じく3項4目土木費委託金は、前年度より2,579万2千円減の2,087万7千円となりました。減額となりました要因といたしましては、国県道除雪委託金の減などによるものであります。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金は124万5千円で、前年度に比べ7万9千円の増となりました。寄附件数は42件であります。

17款繰入金、1項1目商業団地造成事業特別会計繰入金は、平成27年度をもって同特別会計を廃止いたしましたことから、会計剰余金を繰り入れしております。同じく2項1目財政調整基金繰入金は、前年度と比較し2億206万6千円減の4億4,777万7千円となりました。

6ページをご覧ください。

20款町債、1項2目過疎対策事業債は、前年度と比較し3億5,080万円減の2億4,930万円となっております。同じく1項6目一般補助施設整備等事業債2億1,850万円は、地域連携販売力強化施設の新築事業に充当した起債であります。

以上、歳入総額66億3,877万6千円となり、前年度と比較し9億3,776万8千円の減となったところであります。

7ページをお開き願います。歳出です。主な事業につきましてご説明申し上げます。

2款総務費、1項3目電算管理費は、社会保障・税番号制度システム改修委託料などにより、前年度より2,722万3千円増の7,794万円となりました。同じく1項5目財産管理費は、7億883万3千円となりました。主な事業といたしましては、財政調整基金への積立金4億2,816万円、庁舎整備基金への積立金2億5,029万3千円などがあります。なお、決算年度末の財政調整基金の現在高は11億1,339万4千円、庁舎整備基金の現在高は7億561万1千円となっております。

8ページをご覧ください。

2款1項10目ふるさと振興費は、2億2,398万9千円となり、前年度に比べ6,245万3,2千円の増額となりました。主な事業につきましては、温泉施設や、さゆり公園の管理業務委託料、さゆり公園施設改修工事、旧新郷教職員宿舎改修工事、交流物産館太陽光発電施設設置工事などがあります。同じく1項13目地方創生費は、5,101万2千円となりました。実施いたしました事業は、9ページにかけて記載のとおりであります。

9ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、1億6,833万5千円となりました。

主な事業といたしましては、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、10 ページにまいりまして、診療施設勘定への繰出金などであります。

3 款 1 項 3 目老人福祉費は、3 億 8,975 万 4 千円となりました。主な事業といたしましては、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療療養給付費等負担金などです。

11 ページをお開き願います。

3 款 1 項 5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費は、平成 26 年度に消費税率が引き上げられたことに伴い新設されました、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に要する経費であります。支給額の引き下げに伴い、前年度より 2,211 万 8 千円の減額となっております。同じく 2 項 2 目児童措置費は、前年度と比較し 1 億 3,334 万 3 千円増の 3 億 9,115 万 4 千円となりました。前年度より増額となりました要因といたしましては、認定こども園整備事業によるものでございます。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費は、2 億 4,661 万 7 千円となりました。主な事業といたしましては、水道事業会計及び簡易水道等事業特別会計への繰出金などあります。

12 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、4 億 5,160 万 7 千円で、前年度と比較して 2 億 8,991 万円の増額となりました。主な事業といたしましては、中山間地域等直接支払事業、13 ページにまいりまして、地域連携販売力強化施設整備工事及びバイオマスボイラー設置工事などあります。同じく 2 項 1 目林業総務費は 7,048 万 7 千円となりました。主な事業といたしまして、有害鳥獣対策事業、広葉樹林再生事業などあります。

14 ページをご覧ください。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、5,239 万 1 千円となりました。中小企業振興資金融資制度貸付金、ふるさと自慢館整備事業補助金などが主なものであります。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、1 億 5,364 万 9 千円となり、前年度と比較し 9,924 万 5 千円の減となりました。主な事業内容は除雪費ですが、降雪量が少なかったことから、除雪費が前年度より減額となっております。同じく 1 項 3 目、道路新設改良費は 1 億 9,663 万 9 千円となりました。実施いたしました町道改良舗装事業は、野沢柴崎線をはじめ、15 ページにかけて記載のとおりであります。

15 ページをお開き願います。

8 款 1 項 4 目橋りょう維持費は、4,571 万円で、前年度より 1 億 2,251 万 1 千円の減額となっております。なお、主な事業といたしましては、川浦橋及び大槻橋の橋りょう補修事業でございます。同じく 3 項 3 目都市再生整備計画事業費は、3,845 万 6 千円となりました。(仮称)町道上原中央線新設事業及び(仮称)原町ポケットパーク整備事業などが主なものであります。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費は、5,084 万 6 千円となりました。防火水槽 2 基の新設、及び消防ポンプ自動車 1 台の購入などが主なものであります。

16 ページをご覧ください。

10 款教育費、2 項 3 目小学校の学校建設費は、5,427 万円となり、前年度と比較して 10 億 2,937 万 6 千円の減となっております。事業内容は、西会津小学校空調設備設置工事であります。同じく 3 項 1 目、中学校の学校管理費は、前年度と比較し、1 億 1,818 万 8 千

円減の2,451万円となりました。前年度は、空調設備設置事業及び天井等落下防止対策事業を実施しており、この分が減額となっております。

17 ページをお開きください。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費は、5,970 万 5 千円となり、前年度と比較し 4,222 万 3 千円の増となりました。これは平成 26 年 7 月に発生した梅雨前線豪雨災害の復旧工事などであります。

以上、一般会計の歳出総額は、63 億 5,511 万 6 千円となり、前年度と比較し 9 億 2,064 万 6 千円の減となったところであります。

次に、各特別会計の決算についてであります。引き続き、主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

19 ページ、20 ページをお開き願います。

議案第 3 号、平成 27 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 27 年度におきましては、用地の売却はありませんでした。現在、保有しております用地は、2 万 6,871 平方メートルとなっております。

それでは、歳入であります。2 款 1 項 1 目の繰越金のみで、歳入総額は、1 万 8 千円となりました。

20 ページは歳出であります。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は 1 万 8 千円となり、実質収支額も同額となっております。

21 ページをお開き願います。

議案第 4 号、平成 27 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

商業団地内におきましては、地域連携販売力強化施設が完成し、本会計を設置していましたが所期の目的が達成されましたことから、会計剰余金は一般会計に繰り出しし、平成 27 年度を持ちまして特別会計を廃止いたしました。

まず、歳入であります。2 款 1 項 1 目繰越金 1,347 万 9 千円が主なものであり、歳入総額は、1,348 万 6 千円となりました。

22 ページは、歳出です。歳出の内容は一般会計繰出金であり、歳出総額は 1,348 万 6 千円となりました。歳入歳出差引額は、0 円となり、実質収支額も同額となっております。

23 ページをお開き願います。

議案第 5 号、平成 27 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 27 年度におきましては、2 区画の分譲があり、決算年度末の残区画数は 14 区画となりました。なお、平成 25 年度から住宅団地購入費補助をはじめとした住宅整備に係る補助制度を導入し、販売促進に努めております。

それでは、歳入でありますけれども、2 款 2 項 1 目、不動産売払収入 1,226 万 8 千円、3 款 1 項 1 目繰越金 520 万 2 千円が主なものであり、歳入総額は、1,775 万 7 千円となりました。

24 ページ、歳出におきましては、分譲促進謝礼、団地内修繕料、一般会計繰出金などが

主なものであり、歳出総額は1,128万9千円となりました。歳入歳出差引額は、646万8千円となり、実質収支額も同額となっております。

25 ページをお開き願います。

議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成27年度の主な事業といたしまして、桜木前地内の管きょ布設工事や、牧地内の舗装本復旧工事などを実施いたしました。決算年度末の野沢処理区及び大久保処理区を合わせた接続人口は前年度末より20人増加し、接続率も、2.1ポイント増加して60.5パーセントになりました。

まず、歳入であります。主な内容といたしまして、1款1項1目下水道使用料3,125万8千円、5款1項1目一般会計繰入金1億670万4千円、そのほかの収入として、施設整備に対する国・県の補助金及び起債などであり、歳入総額は、1億8,397万円となりました。

26 ページは歳出です。

1款1項1目一般管理費、3,616万4千円は、施設の管理運営経費であります。

2款1項1目下水道施設費は、5,313万5千円で、野沢処理区管きょ布設工事などあります。

歳出総額は1億7,948万2千円で、歳入歳出差引額は448万8千円となり、実質収支額も同額となったところでもあります。

27 ページをお開き願います。

議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本事業では、小島、森野、宝川、白坂、笹川、野尻の6処理施設の管理運営をしております。これら6地区の決算年度末の接続人口は、前年度末より38人減少しましたが、接続率は0.7ポイント増加し、86.9パーセントとなりました。

歳入であります。1款1項1目下水道使用料が3,187万6千円、2款1項1目一般会計繰入金が7,615万1千円などで、歳入総額は、1億1,328万8千円となりました。

28 ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費は、6処理施設に係る管理運営経費です。歳出総額は1億943万3千円で、歳入歳出差引額は385万5千円となり、実質収支額も同額となったところあります。

29 ページをお開き願います。

議案第8号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成27年度は浄化槽17基の整備を行い、累計は306基となりました。なお、全体計画では800基の整備を目標としておりますことから、事業進捗率は38.2パーセントとなっております。

歳入であります。主な内容といたしまして、1款1項1目下水道使用料1,219万8千円、4款1項1目一般会計繰入金2,266万8千円、そのほかの収入として、施設整備に対

する国・県の補助金及び起債などであり、歳入総額は、5,532万4千円となりました。

30 ページ、歳出であります。1 款 1 項 1 目一般管理費、2,591万2千円は、施設の管理運営経費であります。

2 款 1 項 1 目個別排水処理施設費は、浄化槽 17 基分の設置工事費などでありあります。

歳出総額は5,389万2千円で、歳入歳出差引額は143万2千円となり、実質収支も同額となったところであります。

31 ページをお開き願います。

議案第9号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

本医療制度は、平成20年4月に創設され、都道府県単位で設立されました広域連合が保険者となっております。決算年度末の被保険者数は前年度末より16人減少し、1,908人となりました。

歳入であります。1 款保険料は、特別徴収・普通徴収合わせまして、4,955万5千円あります。収納率は99.67パーセントとなりました。

2 款 2 目保険基盤安定繰入金3,889万2千円は、保険料の軽減措置分に対する繰入金であります。

歳入総額は9,698万4千円となりました。

32 ページ、歳出では、3 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金8,861万2千円が主なものであります。

歳出総額は、9,691万1千円で、歳入歳出差引額は7万3千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

33 ページをお開き願います。

議案第10号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

事業勘定におきましては、被保険者の財政負担の軽減を図るため、平成25年度に、第5期国保財政3カ年計画を策定し、毎年度、国民健康保険給付費支払準備基金より2千万円の繰り入れを行っておりますが、平成27年度は、さらに前年度繰越金から2千万円、基金から1千万円、合計5千万円を減税財源に充て、さらなる負担軽減を図ったところであります。また、平成27年度からは、いままでレセプト1件30万円以上の医療費を対象に行っていた保険財政共同安定化事業が、全ての医療費を対象に拡大されたことから、歳入決算額、歳出決算額とも前年度より増額となっております。なお、平成27年度末現在の被保険者数は、前年度末より126人減少し、2,003人となっております。

それでは、事業勘定の歳入です。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者を合わせまして、1億7,206万8千円となりました。収納率は、前年度より2.82ポイント増の88.54パーセントとなりました。不納欠損額は490万6,416円となり、前年度と比較し468万2,374円の減となったところであります。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、前年度より6,434万6千円の減となりました。これは平成25年度分の精算の結果、減額となったものであります。

34 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金は、先ほども申し上げましたが、全ての医療費に対象が拡大されたことにより前年度より増額となっております。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、10 億 6,514 万 2 千円となりました。

次に歳出です。35 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、4 億 4,018 万円となり、前年度と比較し 788 万 2 千円の増、同じく 1 項 2 目退職被保険者等療養給付費も 4,842 万 9 千円となり、前年度と比較し 442 万 7 千円の増となりました。

7 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、全ての医療費に拡大されたことに伴い前年度より増額となりました。

その他、款項の主な事業につきましては記載のとおりでありまして、歳出合計は 10 億 3,868 万 8 千円で、歳入歳出差引額は 2,645 万 4 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

37 ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1 款 1 項の外来収入は、合計 1 億 4,444 万 6 千円となり、前年度と比較し 410 万 6 千円の減となっております。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 2 億 6,699 万 9 千円となりました。

38 ページは歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、1 億 9,577 万 4 千円となり、前年度と比較し 1,407 万 9 千円の減となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は 2 億 5,684 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 1,015 万 2 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは 39 ページをお開き願います。

議案第 11 号、平成 27 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 27 年度は、第 6 期介護保険事業計画の初年度となります。高齢化や核家族化が進み、介護サービスを受ける人が増加しており、介護給付費が増える見込みとなりましたことなどから、保険料算定基準額が引き上げとなりました。

年度当初の第 1 号被保険者数は 2,974 人となっております。また、第 1 号被保険者のうち、介護認定をされた人は 585 人で、認定割合は 19.7 パーセントとなっております。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、1 億 7,225 万 5 千円で、前年度より 2,978 万 3 千円の増となりました。収納率は 98.66 パーセントとなりました。不納欠損処分は、3 件、8,400 円であります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、11 億 4,331 万 2 千円となったところであります。

41 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 1 項 1 目 居宅介護サービス給付費は、前年度より 1,515 万 2 千円減の 3 億 7,893 万 7 千円、同じく 1 項 3 目 施設介護サービス給付費も、前年度より 1,672 万 7 千円減の 3 億 8,567 万 5 千円となりましたが、同じく 1 項 2 目 地域密着型介護サービス給付費は、前年度より 4,003 万 1 千円増の 8,522 万円となりました。

その他の款項の主な内容につきましては記載のとおりであります。歳出総額は 11 億 144 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 4,186 万 8 千円となり、実質収支額も同額となりました。

それでは、43 ページをお開き願います。

議案第 12 号、平成 27 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本特別会計では、簡易水道 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、あわせて 10 施設の管理運営を行っております。決算年度末の給水件数は、前年度と比較し 26 件減の 682 件となりましたが、普及率は 0.47 ポイント増えて、94.44 パーセントとなっています。

それでは、歳入であります。主なものといたしまして、1 款 1 項 1 目 水道使用料 2,611 万円、2 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 4,640 万 2 千円などがあります。

4 款 3 項 2 目 雑入は、町道改修に伴う水道管移設補償費です。歳入総額は 7,771 万 7 千円となりました。

44 ページをご覧ください。歳出です。

1 款 1 項 1 目 一般管理費は、給水施設の管理運営に係る経費です。歳出総額は 7,405 万 3 千円となりました。歳入歳出差引額は、366 万 4 千円となり、実質収支額も同額となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書についてでございますけれども、記載のとおりでありまして、説明と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第 2 号から議案第 12 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 13 号の説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 13 号、平成 27 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明いたします。

使います資料でございますが、まず 1 つは、西会津町歳入歳出決算書。もう 1 冊は、厚いほうの歳入歳出決算書の事項別明細書。この 2 冊によってご説明を申し上げたいと思います。

まずはじめに、剰余金の処分についてご説明をいたします。決算書の 55、56 ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下の方でございますが、平成 27 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧くださいと思います。

地方公営企業法の第 32 条第 2 項の規定によりまして、資本金、資本剰余金及び、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。ご覧のとおり今回の決算におきましては、資本金、資本剰余金の処分はなく、未処分利益剰余金の処分のみとなりました。詳しくは、上の表、平成 27 年度西会津町水道事業剰余金計算書でご説明いた

します。

前年度末残高の未処分利益剰余金 1,385 万 2,021 円は、減債積立金に 200 万円、建設改良積立金に 300 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金は、885 万 2,021 円でございます。当年度の変動額は当年度純利益が、2,302 万 7,547 円ですので、あわせまして、当年度末処分利益剰余金は 3,187 万 9,568 円となりました。

また下の表をご覧くださいと思います。

いまほどの当年度末の未処分利益剰余金 3,187 万 9,568 円を減債積立金に 500 万円、建設改良積立金に 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金を 2,187 万 9,568 円とするものでございます。

次に決算の概要をご説明いたします。厚いほうの事項別明細書にてご説明いたしますので、お出しいただきたいと思えます。ページは 217 ページになります。

217 ページは、平成 27 年度西会津町水道事業報告書でございます。

まず 1 の概況でございますが、(1) 総括事項のうち、ア. 給水は、年間総配水量が、57 万 3,015 立方メートルで、前年度と比較して 5.8 パーセントの減でございます。年間総有収水量は、42 万 4,956 立方メートルでありまして、前年度と比較して 0.2 パーセントの減となりました。なお、給水人口は 3,952 人で給水普及率は 0.15 ポイント上がり 85.41 パーセント、給水件数は 19 件増の 1,678 件となりました。ウの経常収支は、収益的収支では、損益計算において 2,302 万 7,547 円の黒字となりました。一方、資本的収支では収支差し引き 3,947 万 6,851 円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び当年度分損益勘定留保資金で補填し、その結果、実質収支は 1,644 万 9,304 円の赤字となりました。

次に 219 ページをご覧くださいと思います。

3 の業務の (1) 業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量などを記しており、ご覧の表のとおりでございます。

次に、供給単価は、1 立方メートル当り 221 円 65 銭であり、給水原価は、1 立方メートル当り 274 円 92 銭で、53 円 27 銭の差となっております。

次、220、221 ページをご覧くださいと思います。

(2) 事業収入に関する事項では、営業収益と営業外収益の平成 27 年度合計額は、1 億 4,966 万 6,661 円となり、(3) 事業費に関する事項では、営業費用と営業外費用の平成 27 年度合計額は 1 億 2,663 万 9,114 円で、2,302 万 7,547 円の黒字となりました。

次、222 ページをご覧くださいと思います。

4 の会計につきましては、工事請負契約の内容、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当について記載をしてございます。

223 ページ以降につきましては、決算書にて説明を申し上げたいと思えます。また決算書のほうに戻っていただきまして、決算書の 53 と 54 ページをお開きいただきたいと思えます。

この決算報告書につきましては、消費税及び地方消費税を加算した額で計上してございます。先ほどまでの説明は税抜きでございましたので、金額については一致しておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

まず、1の収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第1款水道事業収益の第1項営業収益と、第2項営業外収益の合計の決算額は、1億5,719万4千円でございます。

次に支出は、第1款水道事業費は、第1項営業費用の決算が9,523万8,296円、第2項営業外費用の決算額は、3,817万503円、支出合計の決算額は、1億3,340万8,799円となりました。

次に、2資本的収入及び支出でございます。

まず収入は、1款資本的収入の第1項補助金で4,786万7千円となりました。

支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費318万1,334円は、小島水源の取水ポンプの更新などでございます。第2項企業債償還金は、8,416万2,517円となりました。

以上、支出合計決算額は、8,734万3,851円となり、資本的収支不足額の補填方法につきましては下段に記載のとおりでございます。

次に57ページの損益計算書をご覧くださいと思います。

1の営業収益でございますが、合計額9,431万844円、2の営業費用の合計額は9,280万8,089円で、その差額150万2,755円が営業利益となります。

3の営業外収益は、5,535万5,817円で、4営業外費用は3,383万1,025円で、その差額の営業外利益は2,152万4,792円であり、営業利益と営業外利益の合計額2,302万7,547円が経常利益となります。

5の特別損失はございませんので、経常利益がそのまま当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金885万2,021円を加算した3,187万9,568円が当年度末処分利益剰余金となりました。

次に、58ページの貸借対照表でございます。

1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計額、3、4の負債、5の繰延収益、6の資本金、7の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも23億4,619万227円でございます。

以上で、議案第13号の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第14号の説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 議案第14号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の説明資料といたしまして、新たな資料となりますが、平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、同じく、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書、こちら3つの書類を提出しておりますので、ご用意いただきたいと思っております。なお、決算認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

それでは事項別明細書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入です。金額は、2ページの収入済額で申し上げます。

1款財産収入、1項1目財産貸付収入は、4万8,750円となりました。これは、貸地料25件分であります。

2款使用料及び手数料は、収入がございませんでした。

3 款繰越金 40 万 1,355 円は前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入 64 円は預金利子であります。

以上、歳入合計は 45 万 169 円となりました。

3 ページ、4 ページをお開き願います。歳出です。金額は、4 ページの支出済額で申し上げます。

1 款委員会費、1 項 1 目委員会費は、3 万 1,550 円です。報酬 2 万 8,800 円は、管理会委員の報酬です。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費は、8 万 9,438 円の支出となりました。賃金 2 万 4 千円は、浅岐・願治苧作業道の草刈賃金であります。委託料 6 万 5,438 円は伊達ヶ沢地内及び浅岐・願治苧地内の倒木処理に係る委託料です。

3 款予備費であります。4 万 2 千円を 2 款総務費に充当いたしました。

以上、歳出合計は、12 万 6,198 円となり、歳入歳出差引残額は、32 万 3,971 円となりました。

次に実質収支についてであります。実質収支に関する調書・財産に関する調書 の 1 ページをお開き願います。

歳入総額 45 万円から 歳出総額 12 万 7 千円を差し引いた額は、32 万 3 千円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は、32 万 3 千円の黒字となりました。

2 ページ、3 ページをお開き願います。

財産に関する調書 についてであります。3 ページ (2) の山林のうち、立木の推定蓄積量の決算年度中増減高 258 立方メートルは自然増加分によるものです。そのほか、前年度末現在高からの増減はありませんでした。なお、本決算につきましては、議会へのご提案に先立ち、去る 8 月 22 日開催の本町財産区管理会で同意を得ておりますことを、申し添えます。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算につきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 説明ありました議案第 2 号、平成 27 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 14 号、平成 27 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

併せて、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、佐藤泰君。

- 監査委員 ただいま、詳細に会計管理者の方、そして建設水道課長さんよりご説明ございました。これから、私のほうから平成 27 年度決算につきまして、審査・監査の結果及び意見について申し述べたいと思います。

冊子を差し上げてございますので、ご準備をよろしくお願ひしたいと思います。

この冊子の説明に入る前に、一言だけ申し上げたいと思います。この審査・監査を執行いたしましたのは、町監査委員であります私、代表監査委員、佐藤泰と議会選出の監査委

員でいらっしゃいます小柴敬議員の2名ですべてにあたりました。また、意見及び報告ということでまとめましたこの冊子でございますが、この冊子は監査委員両名の合意によって書かれたものでございますので、申し添えたいと思います。なお、詳細な計数、数値等についてまで、口頭で報告するところでございますが、大部分を紙面をもって報告に代えさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。また、この審査・監査にあたりまして、庁舎内外の実に多くの方々にご協力を頂戴いたしましたこと、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げたいと思います。

それでは冊子のほうをご覧くださいと思います。

まず1ページをご覧くださいと思います。

ここは一般会計、特別会計決算審査意見書でございます。そこにも書いてございますが、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査をいたしました。その結果をここで発表するものでございます。

それでは、2ページ目をご覧くださいと思います。

はじめの、対象となりましたのは、ご存じのとおり一般会計及び10ございます特別会計についてでございます。

審査の期間でございますが、平成28年の8月8日、9日、10日、3日間にわたって審査・監査をいたしました。その手続きでございますが、歳入歳出の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が関係法令に準拠しているかどうか。また、財政運営は健全であろうか、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか、こういう点に主眼を置いて実施をいたしました。

結果でございますが、決算書、調書類は法令に準拠して作成され、それぞれの計数に誤りがないことを確認いたしました。あわせて各基金の運用管理についても、適切であると認めました。

続いて3ページをご覧くださいと思います。

一般会計、特別会計を総括した意見ということでまとめてございますが、まずグラフ等がございます。数値等については、先ほど申し上げましたとおり、紙面で代えさせていただきますので、ご覧いただければと思います。

歳入総額は前年比8.1パーセント減、歳出総額も8.0パーセントの減、実質収支額は黒字となっているということでございます。

続いて4ページをご覧くださいと思います。

一般会計、特別会計に分けますと、一般会計は決算額12.7パーセントの減、前年比です。特別会計は4.2パーセントの増となっています。これについても表をご覧くださいいただければと思います。

5ページ目をご覧ください。

予算の執行状況について書かれてございますが、これはこのままご覧いただければと思います。

6ページから7ページにわたりにまして、町債の状況と実質公債費比率について述べてございます。

町債の発行額が減となりました。償還額が増加しています。実質公債費比率は18パーセ

ントを下回り、同意団体となっております。

続いて7ページのほうの下の方になりますが、収入未済額についてでございます。全体として14.5パーセントの減となっております。一般会計では、町税、使用料が主なものの、主な原因というふうになっております。特別会計では、国保税、農集排特会のなかの下水道使用料などが大きなものとなっております。庁舎をあげていろんなご努力をされております。収入未済額は毎年減少しております。今後も継続していただきたいと思っております。

続きまして、8ページにまいります。

不納欠損額についてでございます。これは増加傾向でございますので、今後、適切な対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

同じく8ページの真ん中になりますが、主な基金の状況について書いてございます。それぞれの基金は、適切に運用されております。

さらに9ページのほうに目を移していただきたいと思っております。

9ページには、国民健康保険の給付費支払準備基金というのが載っておりますが、これにつきましては、平成30年度以降、新制度に改正になるということでございますので、健全運営が図られるよう適切な対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

その下、9ページの下半分でございますが、一般会計の歳入歳出のグラフでございます。これはご覧いただければと思っております。

続いて10ページをご覧ください。

歳入の財源構成でございます。この議会の一般質問でもございましたけれども、自主財源について、さらにその確保に向けて、さらなる取り組みをお願ひできればというふうに思いました。

続いて11ページをご覧ください。

町税、地方交付税の推移についてでございます。これについても、詳細に書いてございますので、ご覧いただければと思っております。

11ページの下半分、歳出について書いてございます。歳出についての意見がまとめてございますが、義務的経費と投資的経費、その推移についてご覧いただきたいと思っております。

12ページ、経常収支比率、債務負担行為支出予定額、そして一般会計から他会計への繰出額について書いてございます。これもそれぞれご覧いただければと思っております。

12ページの真ん中から下でございますが、ここから特別会計になります。具体的には13ページをご覧いただきたいと思っております。

13ページのはじめの部分でございますが、収入未済額のうち、特別会計にかかる分について再掲して書いてございます。これもご覧いただければと思っております。

その下に①から⑩まで、特別会計の決算審査の意見ということで並んでございます。

先ず①の工業団地特会についてご覧いただきたいと思っております。これも先ほど説明ございましたが、新たな用地売却はありませんでした。未分譲のままの用地がそのままになっております。まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連から、早急な対策が必要だと思われるます。

続いて②商業団地特会でございます。平成27年度で廃止となりましたが、新しくできましたミネラル野菜の家、これを中心としながら町の活性化へつなげる拠点として、大いに

活用され、町が大いに発展することを期待したいと思っております。

続いて③住宅団地特会でございます。PRの賜だと思いますが、分譲が進んでおります。さらなる努力をお願いしたいと思います。

続きまして13ページ、④は、13ページの一番下から14ページにかけまして、下水道特会でございます。下水道の接続率が60.5パーセントとなっております。さらなる接続率の向上が望まれると思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

14ページについてもご覧いただきたいと思っております。14ページの⑤農集排特会でございます。地区ごとの接続率の表が掲げてございます。全体としては86.9パーセントの接続率となっております。ここでも使用料の収入未済がかなりみられます。徴収に努力をいただきたいと思っております。

続いて15ページにまいります。⑥個別排水特会でございます。ここでは浄化槽800基という設置目標を掲げてございますが、その進捗率は38.2パーセントにとどまっております。また収入未済額もみられますので、浄化槽設置の促進、そして料金の収納、これに努力をいただければと思っております。

15ページの真んなかぐらいになりますが、後期高齢者特会でございます。これについては、そのままご覧いただければと思っております。

その下、⑧国民健康保険特会のうち、事業勘定でございます。

16ページを開いていただきたいと思っておりますが、16ページの上の部分でございますが、先ほど9ページでも述べましたけれども、平成30年度以降の制度改正について、重複して述べてございます。ここもまた改めてお読みいただきたいと思っております。

17ページにかけて収入未済額、不納欠損額について述べておきましたので、これについてもお読みいただきながら、よろしくご努力をお願いできればと思っております。

17ページのなかごろ、(イ)と書いてございますが、診療施設勘定でございます。実質収支額は黒字というふうになっておりますが、今後とも町民の健康、生命を守るための努力をいただきたいと思っております。

17ページの下の方ですが、⑨介護保険特会でございます。この実質収支も黒字となっております。保険料の収入未済額や不納欠損もみられますけれども、介護予防事業に力を入れていただいて、給付費の増加の抑制、そしてより安定した運営を目指してのご努力をさらに続けていただければと思っております。

続いて18ページの下の方になります。⑩簡易水道特会でございます。歳入については使用料手数料収入を含めて、総額が減となっております。歳出でも、水道費、公債費が減となっております。ここでも収入未済がみられますので、収納についてご努力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは続いて19ページでございます。(4)実質収支に関する調書について述べてございます。記載のとおり、一般会計では実質収支額は黒字、比率は昨年度比0.4ポイントの増。特別会計では、前年度比22.4パーセント減となっております。

続いて19ページから20ページにかけましては、財産に関する調書が述べてございます。これはこのままご覧いただければと思っております。

20ページ、②基金ということでまとめてございます。財調、適切に運用されております。

その他の基金も、地方自治法第 241 条第 5 項に照らして、適切に運営されております。確認をいたしました。

ここまでが一般会計、特別会計についての結果、意見でございます。

それでは青い紙をめくっていただいて、21 ページに入ってまいります。

建設水道課長さんより報告ございましたが、水道事業会計決算審査意見書ということでございます。これにつきましては、地方公営企業法 30 条第 2 項により、審査に付されました書類に関しての審査ということでございます。

審査にあたりましては、監査委員 2 名でありました。

実施日は、平成 28 年 7 月 29 日に執行いたしました。

決算書類に書かれました内容が、経営成績、財政状況等を適正に表示しているかどうかについて検証いたしました。

その結果でございますが、審査に付された決算諸表、これは水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しております、計数に誤りもみられませんでした。

意見についてでございますが、21 ページから 22 ページにかけて書いてございます。4 つの項目を挙げてございます。

1 番目は、収益的収支と資本的収支、そして安全な水の安定供給についてです。

2 つ目は、使用料の未収金についてです。

3 番目は、企業債一時借入金についてです。

最後の 4 つ目でございますが、老朽管の更新事業についてでございます。

その後、22 ページから 28 ページまで、事業の状況について表が並んでおります。これについてはご覧いただければと思います。

最後になりますが、これは 28 ページになるとと思いますが、総括といたしまして、このような意見を付させていただきました。

安定的に水が供給されております。有収率も全国平均と同水準となっております。また大きな漏水事故もございませんでした。供給単価と給水原価の乖離が縮まりつつあります。有収率が向上しているということになります。大変好ましい状況だと思っております。引き続き維持管理に努めていただきたいと思います。

また、27 年度から始まったわけですが、老朽管の更新工事の全体的な計画の策定を急いでいただくとともに、そのスピーディな進展、これをよろしくお願ひしたいと思います。

以上が水道会計についてでございます

続いて 29 ページをご覧ください。

これもただいま説明がありました部分でございますが、本町財産区特別会計決算審査意見書でございます。これは地方自治法第 233 条第 2 項の規定により実施し、その結果をここで発表するものでございますが、これについても、町の監査委員 2 名で実施し、実施期日は 28 年の 8 月 9 日でございます。

その結果及び意見でございますが、歳入歳出決算書、そして同事項別明細書、実質収支に関する調書など、計数の誤りはみられませんでした。今後も財産区の区民の理解を得ながら、適切な管理運営にあたっていただきたいと思います。

続いて 31 ページをお出しく下さい。

財政健全化判断比率等審査意見書ということでございます。これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員2名で実施をいたしました。実施期日は平成28年8月5日でございます。この健全化判断比率の状況につきましては、今議会の9月9日、初日に総務課長さんのほうから説明がございました。なおかつ今回もまた説明がございましたので、その数値につきましては、重複をさせて、ここでは説明を避けたいと思いますが、なお31ページの下に表が並んでおります。このとおりに、私も監査のほうも確認をいたしております。

審査の意見、結果ということでございますが、この表の算定の基礎となる書類等は適正に作成されておりました。また法令等に基づいて適切な算定要素が計算に用いられておりました。判断化比率等の算出過程に誤りはみられませんでした。以上のことを確認しております。

本町ですが、一般会計歳入額の約44パーセントが地方交付税が占めております。交付税の動向とか、一般会計から特別会計への繰出抑制、これが財政健全化のポイントとなっているようでございます。引き続き健全な財政運営に努力されることを強く希望したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは33ページでございます。定期監査報告書になります。

この根拠となりますのが、地方自治法第199条の第4項ということになります。これにより実施し、その結果を、同じく199条の第9項の規定により、この場で報告するものでございます。これも監査委員2名で実施いたしました。実施期日は平成28年8月3日、4日の2日間にわたって執行いたしました。

監査の対象といたしまして、34ページをご覧ください。1枚めくっていただいて、表がございまして、34ページの6件を抽出し実施しております。

結果でございますが、事務の処理、事業の執行については、合法的かつ効果的、効率的に行われていたことを認めました。

続いて35ページをお開きください。

今度は補助金等交付団体監査報告書でございます。これにつきましても地方自治法の第199条第7項に基づいて実施して、同199条の第9項によりここで発表するものでございます。監査委員2名であたりまして、平成28年の8月1日、2日、4日、3日間にわたって実施いたしました。

対象となりましたのは、これもまためくっていただいて37ページをご覧ください。

37ページに挙げてございます6団体を抽出して監査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、所管課についてでございますが、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されているよう努めていたのかどうか、これは所管課のことですね。今度は補助団体等につきましては、町税その他、貴重な財源で賄われていることを認識して、法令の定めや補助金交付の目的に従って、誠実に事業が行われていたかどうか、これについて監査いたしました。その結果ですが、それぞれ適切に運営がなされていることを認めましたのでご報告申し上げます。

最後になります。39ページをご覧ください。

指定管理者・出資団体監査報告書でございます。これも地方自治法の第199条第7項の

規定に基づいて実施をいたしました。もう一度繰り返します。地方自治法の第199条第7項、そして同第244条の2第3項の規定に基づいて、公の施設の管理を行わせている者について監査を実施して、同199条第9項により、結果をここで報告するものでございます。大変複雑で申し訳ございません。

対象となった者につきましては、39ページの大きな2番の(2)に書いてございます。指定管理者として、一般社団法人の西会津ケーブルネット、出資団体といたしましては、株式会社西会津町振興公社でございます。それぞれにつきまして役職員、そして所管課の方にも出席をいただいて説明をいただきました。

まず指定管理者、ケーブルネットについてでございますが、条例の定めに従って、管理運営が適切に行われておりました。出資団体については、主にその経営状況について監査をしたわけでございます。

その結果でございますが、いま申し上げましたとおり、指定管理者については、町との協定の趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされておりました。出資団体、西会津町振興公社につきましては、営業努力によって経営状況が改善されつつあります。施設の管理も良好といえます。所管課の方々につきましては、町の貴重な財産等が適正に効率的に活用されるよう、今後とも適切な指導管理を行っていただければと思います。

以上、甚だ簡単でございましたが、私ども2名の監査委員が行いました審査・監査の結果について、結果及び意見についてまとめをここで発表させていただきます。

以上でございます。大変ありがとうございました。

○議長　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会いたします。(11時40分)

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月16日(金)

開 会 13時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第8号）

平成28年9月16日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第2号 平成27年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第11号 平成27年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第12号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第1 2 議案第1 号 平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

日程第1 3 議案第1 号 平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第1 4 議案第1 号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第1 5 議案第2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

散 会

(議会運営委員会)

○議長 平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第 2 号から議案第 14 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1 議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものであります。また、一般会計の総括質疑は、財源の確保状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げておきます。

日程第 1、議案第 2 号、平成 27 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 平成 27 年度の歳入歳出決算総括について、私のほうから何点かお尋ねをしたいと思えます。

収入のなかでは 96 億円、また歳出では 92 億円という結果が出ているなかで、そのなかの翌年度にまたがるところに財源を確保しなければならないという 7,300 万円くらいございまして、その事業、主な事業が分かればお伺いしておきたいと思えます。

それからまた、税収関係で未済額というのがあるかと思えますが、その金額と件数、その後どのように対応していくのか、伺っておきたいと思えます。

また、税等徴収対策本部会議というのが設置されて、縷々ご検討をされていることと思えます。そのなかで、どのような対応、そしてまた忙しいなかでの職員の皆さんの行動等におかれてのお話は、どのようなお話がなされていったのか、そういった対応などを伺いたいと思えます。

一般会計につきましては、以上、伺っておきたいと思えます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず 1 点目のご質問でございますが、7,300 万円というおただしでございましたが、これは平成 27 年度から 28 年度に繰り越した事業の一般財源ということでよろしいでしょうか。

わかりました。それで、その内訳を申し上げます。平成 27 年度から 28 年度に繰り越しました事業につきましては、合計で 12 件ございます。金額の多いもの、主なものを申し上げますと、まず総務費の総務管理費におきましては、さゆり公園施設の長寿命化の改修事業、これで 4,518 万 7 千円を繰り越してございます。ただこの財源としまして、国の補助金ですとか、地方債、充当してありますので、一般財源的には 9 万 6,600 円ほどです。いま、私申し上げましたのは、4,500 万円、総事業費でございまして、そのうちの繰り越し分が 1,700 万円ほどでございます。

それから大きいもの申し上げますと、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業ということで、これ消費税アップの絡みの事業でございまして、これにつきましては、4,491 万 3 千

円、繰り越してございます。これにつきましては、全額補助でございますので、町の一般財源はゼロと。

それから主なものを申し上げますと、認定こども園の整備事業、これ地元産財活用事業ということで、3,450万6千円ほど繰り越してございます。これにつきましては、すべて一般財源と。

あと最後に大きいものと、災害復旧事業、農地農業施設災害の復旧事業で5,570万円、そのうち5,083万円を繰り越してございます。それら合計しますと、繰越額の合計が2億3,790万8千円、そのうち一般財源が、先ほど猪俣議員申されました7,313万5,383円と、以上の内容でございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まずはじめに、税収の未納という部分でございますが、収入未済額の部分でございますけれども、平成27年度末でございますが、収入未済額の金額につきましては、2,297万7,551円というふうになってございます。ただこの件数につきましては、例えばお1人、固定資産税ですと年4期ございますので、4期とか、それを過去に遡ってということも出てまいりますので、ちょっと件数については、お時間を少しいただかないと出ないような状況でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

2点目の税等徴収対策本部会議の内容でございます。対策本部会議につきましては、町長を本部長といたしまして、副町長、教育長、あと関係課長で開催をしております。これにつきましては、税、手数料、使用料とありますけれども、その情報共有、未納者の情報共有、その対策というのをいろいろと協議をしております。そのなかにおきまして、その情報共有を図りながら、特に滞納の多い方等につきましては、出納閉鎖期の前、5月、それとお盆の時期、お盆期、あとは年末期というふうに、3回ほど、現在ですと管理職、本部員とその税等の、例えば町民税務課職員、関係職員等で一斉の共同徴収というふうを実施をしております。それで、27年度中でございますけれども、これの金額につきましては、徴収によりまして、310万円ほど徴収をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 一番なのは、未済額を徴収してくる際のお盆だとか、暮れとかというふうなお話をされておりました。職員の皆さんは忙しいなかで徴収をするというのは容易ではないと、私は考えています。しかし、職員の皆さんの務めでもございますでしょうから、つらくてもこの税収に関しては、まとめていかなければならないという義務があるんだろうと、こんなふうには思っているわけなので、常日頃の徴収の方法というは可能なのか、それともできないのか、できるのか、ご自分のいままでの仕事の合間をぬいながら、常にできるか、できないか、そこら辺のところを確認したいんですけれども、お答えいただけたらお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

徴収につきましては、町民税務課担当職員、滞納者の方に、もちろん自宅訪問、日中は

もとより、夜間ですとか、というふうにお会いをしながら、そのお話を聞き、また、例えば、そのなかで、お話のなかで、役場のほうに来ていただきながら、本当に納税相談、分納の相談というのはさせていただきながら、やらせていただいております、またいろいろと調査につきましても、例えば差し押さえに関しての預金とか、給与等の調査をして、差し押さえできるものは差し押さえてというふうにやっております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いろいろとご努力をした結果、平成24年は1億を下回るくらいの金額にまで、職員の皆さんの血の出るような努力が実って、その金額を下回ったわけですから、そこに関連するところの、国民健康保険税の部分も入っているのかどうかということをおよそ確認しておきたかったもので、そこら辺のところをお尋ねしておきます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町税は、国民健康保険税は入ってございません。国民健康保険税につきましては、国民健康保険の特別会計のほうの会計でございますので、一般会計には入ってございませんので、よろしくお願いたします。

それで、ここでお答えしているのかあれですけれども、国民健康保険税につきましても、町税同様、今年、収納率が上がったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 財産のことなので、ほかの款項目でできないので、ちょっと私、1点だけお伺いします。財産に関する調書の1番、公有財産、総括のなかで、決算年度中の増減ということで記載がありますが、学校の部分で三角、その他3千3百、そして一番最後、原野そのほかで三角で3万3千と1万3,047。これあの、増減の内容について説明をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 財産に関する調書の移動の部分のご質問にお答えをいたします。

いま、三留議員、総括のほうでおただしありましたけれども、8ページ、9ページ、ちょっとご覧いただきたいと思っております。

8ページにつきましては、行政財産。10ページにつきましては、普通財産となっております。まずはじめに、学校施設の土地、合計で1万127平米が減額になったと、その部分でございますが、まず、これにつきましては、行政財産の移動でございます、旧西会津小学校の校舎の敷地、これが普通財産に移し替えになったということで、3,741平米が減。それから、グラウンド、これが5,565平米、これも普通財産に異動になったと。ただ、その普通財産に異動になって、学校施設ではなくて、下のほうにその他の施設の区分、そちらに異動になったということでございます。それから、同じく体育館の敷地の部分、これにつきましては、この部分につきましては、やっぱりその他の施設に、行政財産のその他の施設に移動になったということで、いま、3つ申し上げましたが、3,741平米、5,565平米、821平米、合わせて1万127平米が減になったということでございます。

そのついでに、行政財産のその他施設、これは2万3,886平米増えてございます。その

他施設、総括ですと3万3,396平米増えていますけれども、そのうち、行政財産で2万3,886平米増えています。その内訳を申し上げますと、先ず、道の駅よりっせの敷地、これは商業団地特会廃止に伴いまして、一般会計のほうに移管したということで、それが1万1,299平米ほど。それから、同じくよりっせの急速充電機の建屋の土地、それが、僅かですけれども、6.85平米。それから、地域連携販売力強化施設の土地、それが732.69平米。それから、道の駅のトイレの敷地73平米。それらが移し替えになったということで、合計で2万3,886平米増えましたと。

それから同じく合計で3万3,396平米増えたうちの普通財産の部分でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました旧西会津小学校の校舎の敷地、これが学校財産から普通財産のその他施設に移動になりまして、3,741平米。先ほど申し上げましたグラウンド分、5,565平米。それから、さらには商業団地の地域連携販売力強化施設の敷地以外の土地、今後トイレ、国土交通省でトイレをつくる予定の敷地、その分の284平米、それがここに移し替えになりまして、合計9,590平米、その他施設の普通財産で増えた。それで、合計で先ほど言いました、その他施設で3万3,396平米増えたということでございます。

あと、そのほかの中身については、いまの部分で移動になっていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 主なる実績調書のなかではないんですけれども、款項を細かく見ますと、借地料とか駐車場使用料とかいろいろありますが、全体で、現在どのくらいあるんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 町が借りている土地代ということでお答えをいたします。

各課それぞれ借地はあるわけございまして、まず合計額から申し上げますと、合計で325万1,803円でございます。年間。主なものを申し上げますと、まず総務課分でございますが、役場の敷地、駐車場を含めると、あと西会津交番用地等で124万円ほど。それから主なもので言いますと、町営駐車場の用地、これが約65万円ほど、それからあと、テレワークセンターの用地20万2千円ほど、それから、あと大きいところだと家庭菜園の農園の用地の借上が7万6千円。あと保育所用地、それが49万6千円ほどと、以上が大きいところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、その町と一般の方から借りている土地の借地料なんですが、そのなかで固定資産が下がっている件はあるのでしょうか。というのは、固定資産が下がっても借地料が変わっていないというのは、整合性がないように思うのでお聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、借地もいろいろございまして、農地でしたり、宅地でしたり、様々ございます。まずその農地等につきましては、評価額、固定資産税の評価額、下がっても本当に微々たるものでございまして、固定資産税額には影響はさほどございません。ただ宅地等につき

ましては、固定資産の評価額が下がれば、税額も一定の影響はあるところでございます。そこら辺、町としましては、見直しは、今現在してございませんけれども、あまりにも評価額が下がって、税金、固定資産税が下がるような部分がありましたら、それは当然見直しの対象として検討はしてまいりたいと考えてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で何点かお尋ねをいたします。

まず、財政的なことでありますけれども、27年度の決算では、実質収支が2億1千万円余の黒字、なおかつすべての特別会計もすべて黒字だということであります。それで、基金においても財政調整基金が11億1千万円、ほかに庁舎整備基金7億円、加えて財政の健全化判断比率も年々こうよくなってきているということでもあります。役場庁舎整備基金等は使途がもう決まっているものもありますけれども、こういうのを町民の方が見聞きしたときに、なんだろう町の町は裕福とはいいませんけれども、大変いい成績の決算を迎えて、立派だなど、お金がある自治体だなどという思いがされている方が結構いると思うんです。

それで我々、議会報告会等々で各集落なんかに行きますと、いまだに、町長は町民が要望していること、必要なことはすべてやっていると力強く言われますが、いまだに何回言ってもやってくれないんだと、何でこれできないだということ、いや、それは担当者のレベルか、担当課のレベルかわかりませんが、お金がない、予算がないということがいまだにこう、そんなこと言っているはずがないということもあるかもしれないですが、いまだにそういう話が聞かれるんです。私は、こういうところのギャップは、どうして出てきているのかなと、これだけのいい決算を迎えられて、私は職員の皆さん、大変これ評価しているんです。これだけのいい成績というか、財調も11億1千万円積んで、庁舎整備基金7億円も積んで、なおかつ2億1千万円の実質収支、黒字になって、全部の会計が黒字だというのは、職員の皆さんのご努力のたまものだと私は思っております。

だから、その町民サイドに、皆さんのサイドにいくと、そのギャップがどうしてもわからないんです。その辺のギャップはどうなのか、副町長が言われるように、報連相の徹底、風通しのいい組織づくりをしてきたならば、いわゆる担当者、担当課、担当係のレベルで、予算がない、お金がないという話はおそらくされないと思うし、例えばそういう要望等があれば、すぐ担当課長、副町長のレベルまで、町長まで上がってきていいと思うんです。町民の方々が何でそういうふう言うかということ、いまだできないけれども、順番で来年はできるとか、そういう順番もわからないから大変不安だと思うんです。だからこの決算の状況を見て、私は大変評価しますけれども、その辺のギャップはどうなっているのかなということをお教えいただきたい。

それで、このいわゆるこれからの事業の考え方でもありますけれども、地方創生が叫ばれて、1億総活躍社会と言われてはいますが、いわゆる地方創生のなかで、これからはほかの自治体と競争しながら生き残りをかけて、いろんなことをやっていかなければいけないと、生き残っていかなければ、1億総活躍の活躍できる社会もなくなるわけですから、そういったときに、いまの町の事業を全般的にこう見てみますと、いわゆる新しい事業は、補助金が半分以上付かなければいけない、3分の2付けばゴーサインだというような、私の個人的な感覚かもしれませんが、そういう仕事が多いような気がする。これから生き残り

を本当にかけるのであれば、一般財源 100 パーセント使っても、何回も私言っていますけれども、よその自治体に先駆けて、これからはいろんなことに取り組んでいかなければならないという思いでおりますが、その事業の進め方、考え方等、教えていただければと思います。

あと、毎年、起債の残高も年々計画通り少なくなってきた、大変これもいいことだと思います。そんななかで、うちの町は、いわゆる剰余金があれば全部財政調整基金に積み増しをしているわけですが、起債の償還に 10 億円以上毎年かけているわけですが、現在基金に積み立てない理由が、私ちょっとわからないので、それ理由があれば教えていただきたい。全部 10 億円、減債基金に積むことはありませんが、これなんで全部、うちの町は財政調整基金に、そのほうが使い勝手がいいのかどうなのかということがあります。

それとあと経常収支比率、これも好転しております、実際 70 から 80 くらいが弾力性のある財政とこう言われているなかで、うちの町は 81.7 パーセント、私は以前、うちのこの経常収支比率は、いわゆる硬直化しているのではないかとといったならば、副町長は全国レベルからすれば、うんといいほうなんだというようなことで、今回はその 81.7 パーセントになった要因というのがあればお尋ねします。

さっきの地方創生の話に戻りますけれども、いわゆる財政担当者というのは、これからはあまりブレーキをかけるばかりではなくて、本当に少しでも可能性のある、見込みのある事業であれば、積極的にやることも必要だと思いますので、その点も含めてお尋ねいたします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私からは 1 点目の、ギャップというお話と、それから 2 点目の 1 億総活躍に対する町の考え方ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

まず平成 27 年度の決算につきましては、いまほど議員がおただしのように、全会計黒字で、しかも一般会計については、実質収支約 2 億円ということでございました。その結果、財政調整基金につきましても、約 11 億円というようなことで、一定の積立残高は確保したところでございます。そういったところで、これまで財政関係につきましては、町としては中長期の視点をもって、この財政シミュレーションをしながら取り組んできたということでございます。

実際に議員の皆さん方が議会の報告会で行ったときに、いろんな町民の皆さんからご意見をいただいた。そのなかに、なかなか町に言っているんだけど、やってくれないんだというようなご意見があるということでございます。これにつきましては、町長も前から申し上げておりますけれども、金がないからできないんだということは、我々絶対に言うなよということを申し上げております。そういったところで、町民の皆さんからいろんな陳情、要望が出てくれば、我々としては一つずつ検討させていただいて、できるものについてはすぐに対応していきたいということで、いま、取り組んでいるところであります。

予算的にかなり事業費を要するというものについては、当然、既存予算のなかではできませんので、そういったものについては、今回の補正もそうでありますけれども、補正予算に計上させていただいて対応を図っていきたいということでございます。決して財政調

整基金をため込んでいこうということではございません。これは2点目の1億総活躍の地方創生の関係にも連動してまいりますけれども、議員がおただしありましたように、町として単独でもやっていかなければならない、これは町の姿勢としてやっていこうというものであれば、補助金が付く、付かない、これは別にして、しっかり一般財源を投入してでもやっていく必要があるということでございます。

一つ例えを出しますと、いま、認定こども園の整備をやっております。これには一部補助金も充当はされますけれども、そんなに大きな割合ではございません。起債も一定の額以上は、なかなか厳しいということでもありますので、そういったところには平成28年度の当初予算で財政調整基金から、2億から3億の一般財源を投入して、これに重点的にやっていこうということでやっておりますので、そういったところで、町としてはこれは必要だというものについては、しっかりと一般財源をもって対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 多賀議員のご質問のうち、減債基金の関係についてお答えをいたします。

減債基金、いま、残高がゼロでございます。以前は縁故債等繰上償還をして、後年度負担の軽減を図るということでやってございました。それで、今回、議会資料として皆さまにお配りしました27年度予算の執行実績調書、それから、起債の状況という表があると思っておりますけれども、それをちょっとご覧いただきたいと思っております。その起債の状況の28ページをちょっとご覧いただきたいと思っております。

28ページにつきましては、一般会計の借入先別及び利率別というような表でございますけれども、その一番右の欄には、利率別内訳ということで載っております。いま、一般会計で起債償還、残っているものの利率は、すべて3パーセント以下ということで、高い利率のものはございません。それとあと繰上償還できるような借り入れもございません。ただ今後、減債基金はいま、残高ゼロですけれども、基金は廃止せずにとっております。今後どういう状況になるかわかりませんので、一応減債基金については、その状況状況に応じて積み立てをするなりの対策はしていきたいと考えてございます。ただ、いま申し上げましたとおり、一般会計につきましては、利率はもう3パーセント以下の借り入れしかありません。それから、繰上償還できるような借り入れもないと、そういうことですのでご理解をいただきたいと思っております。

それから2点目の、経常収支比率が下がった要因は何かというおただしでございますけれども、経常収支比率につきましては、27年度決算では81.7パーセント、前年度26年度が84.2パーセントですので、2.5ポイント減少したということでございますけれども、経常収支比率につきましては、算定方法がございまして、まず経常経費に充当した一般財源が分子でございます。27年度ですと29億8,299万1千円であります。それに対する分母であります。経常一般財源、経常一般財源と申しますのは、町税ですとか、交付税ですとか、そこに臨時財政対策債、それを足した額が経常一般財源でございまして、27年度は36億5,163万4千円でございます。いま申し上げました分子を分母で割りますと、81.7になるということでございまして、その下がった主な要因でございますが、まず分母、分母が交付税が増額になったりした分で、前年度よりも1億1,400万円ほど増えております。

分子につきましては、人件費、大量に退職者、26年おりましたので、人件費が大幅に減額にはなりましたが、それ以外の維持補修費ですとか、公債費が上がりまして、合計では分子が411万6千円ほど増加になりましたけれども、分母の増が1億1,400万円だということで、比率が2.5ポイント下がったということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いまのご説明で十分大まかなところはわかりました。私はこの辺は、いわゆる財政に関して、いままでのやり方が悪いというわけではない、これからもこういう体制でやっていけば、こんないい決算迎えられるのかなという思いがしている反面、数字ばかり見ると、意地でもこれ黒字にしなければならないという意思が見え隠れするような気がする。だから、あんまり数字遊びをするのではなくて、やっぱり実質、実際の、いわゆる我々町民の方々の生活に沿った事業を推し進めたなかで、私は多少数字が悪くなることも必要だと、そんなときに我々、何で悪くなったんだなんていうことは決して言いませんので、その財政担当の方には、あまり、さっきも言いましたけれども、ブレーキばかり踏んでいたんでは、本当に焼き付いてしまいますから、やっぱりいままでと少し考え方を変えて、これからの地方創生に向けて新しい事業、周辺、他町村で取り組んでいない先進的な事業を積極的にこう見出して、取り組んでいってほしいと思いますが、その辺もう一度お願いします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 ご質問にお答えしたいと思います。

いまほど議員が無理やり黒字といいますか、そのような数字合わせ、数字遊びじゃありませんけれども、そのようなことをちょっとおっしゃいましたけれども、決してそういった意味合いは、町としては全くございませんで、先ほども申し上げましたように、やはり財政、町の財政でありますから、財政がしっかりしていなければ、町政運営はできないということですので。したがって、5年、あるいは10年先を見越した、その財政をしっかりと構築していかなければ、しっかりとした町政もまたできないということで、その点についてはご理解いただきたいと思います。

それから、繰り返しになりますけれども、先駆的な事業、あるいは一般財源を投入してしっかりやっていかなければならない、そういった事業につきましては、町としてもしっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も2点ほどお伺いしたいと思います。

まず平成27年度当初予算といいますか、3月議会において27年度のいろいろ新規事業等掲げられまして、心豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、そしてまた、人の自然に優しいまちづくりというようなことで、それぞれ多くの事業が展開されてきました。あと新規事業、あるいは制度拡充ということでやった部分もございます。これらについて、この1年経過したなかで、どのように評価検証され、また今後、それらを次年度、これからは29年度に向けて、また予算編成が始まるわけですが、それらにどのように活かされるおつもりかということと、あともう一つは、今回、私、一般質問のなかで、

横町館跡関係について質問をいたしました。いまだにまだまだ、本当に釈然としないというか、本当にいい答えをもらったという感じはしておりません。いまでも同僚、多賀議員の話にもありますよう、やはりいろいろなことを進めるにあたって、町が、町長が各課長さん方にどの程度の権限を与え、また、金銭的にもどのくらいの融通のきく約束事というか、そういうルールがあるのかなど、これも話をすれば先ほど、我々議会報告会に行ったときに、職員の皆さんから、そういうお金がないんだということも言われるんだというようなことも、やっぱり聞いています。ということは、それだけ、そこで即決ができない、あるいはそれだけの権限を与えられていない、もらっていないという部分も多少あるのかなどいうことでございます。

ですから、その辺の権限というか、町長は職員に思う存分その裁量を發揮してもらうために、どのようなことでお話をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、いま、多賀議員や清野議員のお話などを聞いておりましたけれども、まず、年間のどんなどころ、国も県も町も、みんな自治体は同じですけども、予算をまずしっかり決めるといふ段階においては、各それぞれの自治区や、あるいは町が計画的にやらなければならないことというのは、年間の事業計画のなかで、いわゆる長期計画、そして実施計画、こういったことできちっと年度別ごとに大きな事業から、そしてまたその災害から、さらには福利厚生、そして喫緊にやらなければならないこと、こういったことを組み立てをしながら、単年度で何をするかということをもまず決めるわけです。ですから、そこにはいろんな、いわゆる実績調書でわかるとおり、これだけの事業をやっているわけですよ。ですから、やっぱり各それぞれの90自治区あるならば、そのなかでいろんな細かいことから大きいこと、多分にあるわけです。それで、どうしてもその自治区で、これをやってほしいというのは、要望書や、あるいは陳情という形をとってあげてきますよ。はっきり言って、ほぼ100パーセントに近い形で対応しています。これは単年度でできること、そしてそうじゃないものはありますけれども、例えば奥川の道路にしても、あるいは道路改良にしても、あがっていた事業については、それぞれ年代別ごとにちゃんと決めているわけです。ですから、今年要望したのにやってくれない、これは次年度以降こういう形で対応していますよということで、ちゃんとこの3年計画のなかで出ているわけですから、これをやっぱり判断をしていただきたい。どんな事業でも、やっぱり年度計画のなかでしっかりとした予算を組み立てやっっていかなければならないということですから、これは要望がすぐに今年言ったから、すぐにできるということと、またそうじゃない場合もあるわけですので、そのところについての、やっぱり事業計画をきちっと精査をしながら、議員の皆さんにおいてもやっぱり答弁をしていただければ、私はありがたいなというふうに思います。これが1つです。

もう1つは、財政の問題というのは、ただ数字合わせ、先ほど副町長言いましたように、数字で、そして黒字を何でかんで出さなければならないとかというところだけを見ているわけでは決してないわけです。これは当然、町民の皆さんにしっかりとした財政計画をもってやるならば、赤字を出さないというのは当然のことですよ、それは。そして、長期にわたった西会津町の財政計画というものをちゃんと立てていくというのは、当然我々の責

務なんです。そのところだけはやっぱり、これも理解をしていただきたいし、そして、こういうこともあるんです。年度別ごとに、本来これは町で、一般財源でやらなければならない事業がたくさんあるわけです。

しかし、こう言うてはなんですけれども、国のほうと、あるいは県のほうと、いろいろと協議をしながら、そのなかで、本来町でやらなければならないなかった事業について、県のほうで、それは半分以上の財政を出してくれますよとか、こういったやりとりが年度のなかであるわけです。当初我々は、それはあてにあんまりしなかったのでありますけれども、今回の地方創生もそうですよ。本来、町でやらなければならないことが沢山あったじゃないですか、それが国の制度のなかで、本来、町が一般財源を投入してやらなくていいような方法が出てきたわけです。余ったのは、やっぱり財源、次の財源の確保のために、これは調整基金に積み増しをするとか、こういうことで、将来的にわたった財源の確保を図りながら、これからしっかりと町単独でもやらなければならないことについては、そこに投入をしていくと、こういう、いわゆる年度間の調整を図りながら、事業計画を行っているということでもありますので、そのことは、やっぱり理解をしていただきたいと。

そして、各課長にどれだけの権限を与えていくかということでもありますけれども、これは、やっぱり信頼性をもって、いろいろしっかり対応してくださいというふうな話し方はしますよ。そして、具体的に、例えば水道の問題にしても、これは前面に立って、集落の皆さんとお話をして、最後にどれだけの予算がかかるかということの話し合いをもってきて、そしてそれを責任ある答えをもっていくには、まず内部で検討する、我々も含めて。そして、じゃあわかったと、じゃあその話を集落のほうといろいろ調整してください。こういうことで権限を与えているわけですから、何も全部我々がいいとか悪いとかという指図だけをしているわけでは決してないわけです。しっかりと各課長には信頼性をもって取り組んでくださいと、こういう対応をしているわけですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 13番、清野議員のおただしのうちの、平成27年度当初予算、事業の取り組んだ内容、またその検証というようなおただしであるわけですが、平成27年度当初予算を編成するにあたりましては、町の総合計画、後期基本計画、平成27年度から31年度のそういった長期総合計画、それから実施計画、3カ年のローリングということで、これらを基本に平成27年度、取り組みをしてきたわけでありまして、特にそのなかで、基本方針としては、地域経済の活性化、さらに教育の振興と人材育成、健康づくりと安全安心、これを3つの基本的な考え方に据えて、それぞれの事業を検討し、さらにその事業に取り組んできたというようなことでございます。

それで、地域経済の活性化というところでございますけれども、このなかでは、地域連携販売力強化施設、新たなミネラル野菜の家、これの建設に努めて、さらに道の駅の活性化、さらに地域経済の活性化に努めてきたというようなこと。

それから、地方創生絡みで、国から地方創生関連の事業が申請いたしまして、それらも採択を受けたということで、そられについても、いろいろな商工関係、商業関係、さらに農業関係、そういったものに取り組んできたというようなことでございます。

また、教育の振興と人材育成、こういった関連では、大きな事業として小学校の建設が終わったということもありましたので、その後ということで、小中学校の、いわゆるソフト分野、ICT関係の整備など、そういうのを進めてきたというようなこと。さらに保育所関係、幼保連携というようなことで、保育所の実施設計なり、用地買収、造成工事、こういった基礎づくりの事業を進めてきたというようなこと。さらに西会津の資源を見つめ直そうということで、歴史文化の再発見、再調査、そういったものも進めてきたところでございます。

また、生活環境関係では、住民と密着する生活道路、こういったものの整備というようなことも進めてきた。さらに野沢芝崎線の整備なども計画的に進めてきたというようなことでございます。

さらに野沢地区の活性化に向けた野沢地区都市再生整備計画、これらについても取り組み、昨年度は自慢館などの建設に町からも補助金を出したというようなことで、こういった、先ほど申し上げました基本方針の地域経済の活性化や、教育の振興、さらに地域の安全安心、こういうことに向けて、様々な事業に取り組んできたというようなことでございます。

あと、これら27年度の事業、まだまだ継続しているものもありますので、今年度は、それらが、また順調に、円滑に進むように取り組んでいくということと、先ほどからお話出ておりますまち・ひと・しごと創生、地方創生、こういったものにもさらに結びつくような、そういった事業と連結になるように、うまく今年度もいま進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま、町長から課長さんたちとの信頼関係をもってやっているというお話でございませう。ただ、やはり課長さんたちが即決できる金額と申しますか、あるときに私聞いた、30万円くらいしか、それ以上の金額になるとなかなか難しいような話も聞いた部分もあったものですから、即決できる金額というか、そういうのをもっとアップしていただければ、先ほどの話にあったように、言ってもやってもらえないとか何かという部分とか、そういうのも少なくなるんだらうし、これから報告会に行ったときに、あるいは同僚議員からも一般質問のなかで、すぐやる課をつくったらどうかというような話も出たわけですね。だから、そういうことがあるということは、なかなかやっぱり、こう言った、お願いした後のスピード感がまだないのかなという裏付けだと思ふんです。ですから、やっぱりその辺の配慮というか、ご検討いただいて、よりよい、動きやすい体制にしてもらえればと思ふいます。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 各課の課長の皆さん方に対する権限と申しますか、決してその、権限の内容と申しますか、判断するものとして、金額だけでなかなか判断できるものとはできないものがあるかと思ふいます。経常的なものについては、財政上の専決区分というものがありますので、それで一定の金額に基づいて、項目に基づいて、その金額は判断されますけれども、いわゆる政策的なものについては、金額の大小ではないのかなというふうに感じております。

そういった課題が生じれば、当然、私のほうに話があって、そして町長に指示をいただくというような形でいま進めておりますので、集落の皆さんが、なかなかそういったご意見があるということは、いまお聞きしましたけれども、集落の皆さんから役場のですね、先ほど申しあげましたけれども、要望、あるいは陳情という形で出てきたものについては、現在はしっかりと対応しているつもりでありますので、そういったところが、なかなかちょっと連絡がうまくいっていないのかなという感じもいたしますので、我々としては、そういった要望、陳情があれば、これからはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1 款、町税。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 1 款 2 目の法人町民税なのですが、これについては、前年度よりも 950 万円ほど減っているんですが、その減少している要因についてお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 7 番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

法人町民税の減額の要因でございます。対前年から 950 万円ほど減額になってございますけれども、この要因につきましては、まず 1 点目の法人町民税には均等割と税割というのがございまして、均等割はその規模によってかかる金額でございます。均等割は前年からほぼ同額でございました。1,200 万円程度でございます。税割といいますのが、その企業の業績等によって、決算の業績等によって算出される税額でございます。この税額が大きく減った要因の 1 つは、当町におきまして、一番法人町民税を納めていただいた企業さんでございますけれども、設備投資、他工場へのいろいろ工事あるわけでございますけれども、設備投資等で、その税額、税割額が算出されなかったというようなことで、その部分が大きな要因でございます。

それと、もう 1 点ですけれども、法人町民税の税割につきましては、平成 26 年 10 月事業年度以降分から、これ皆さんにご議決いただきましたけれども、税割部分が 12.3 パーセントから 9.7 パーセントというふうに落ちてございます。ですから 27 年度決算におきましても、27 年の 10 月以降の決算を迎えられる企業さんの方は、その税割の算出時が、そのポイントが落ちてということであまり少ない額になっているというのも要因の 1 つかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款、配当割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款、株式等譲渡割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款、地方消費税交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款、自動車取得税交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款、地方特例交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款、地方交付税。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、分担金及び負担金。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 総務費負担金のなかで、ケーブルテレビの加入負担金というのがございます。これはほぼ 100 パーセント、本町においてはケーブルテレビが入っているのかなという思いますけれども、そのなかで、いわゆる地上デジタル放送にテレビ放送が移行したときに、うちの町はケーブルテレビ網を使って放送を見るようにというようなことで、放送事業者から補助金をもらって、加入敷設をした、加入促進というのかな。そんななかで、うちの町はただケーブルテレビがあるだけではなくて、今後も、いわゆる電波で地上デジタル放送が見られるように中継アンテナ、放送を見られるような陳情活動は、町長はこれからも続けていくと言っておられました。いまは本当に電話だったり、自動車だったりでもテレビ放送を見られる時代になりましたので、その進捗状況は、いわゆる地上デジタル放送のサテライトアンテナの要望はどのような形になっているか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 毎年正月や、あるいはNHKに行く場合もあるんですけども、その際、西会津町の現状というものについて、これは文書で毎回毎回同じようなことを文書、提出するわけにはいきませんから、やっぱりいま、電波そのものについても、これからしっかり国のほうで、こういうケーブルテレビがあるから、その部分を地上デジタルから抜いてもいいなんていうことではありませんということで、その都度、私のほうから言っているということでもありますので、ただ、現実的に、じゃあいつからということの答えをまだもらっておりませんが、これは継続して取り組む課題だなというふうに思っています。

ただ、これが当初、この地上デジタルがこういう形でやった場合に、西会津町に来たとき、いろんな苦情とか何かあるのかなと思ったならば、そんなに多くの、町長の提案とか、あそこに意見を求めるところにも出てきませんので、ただ、それがいいからというのではなくて、やっぱりこれからも継続して取り組んでいきたいと。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もそうのおりだと思っんです。電波のケーブルテレビがあるから、うちの町はもういいんだということではなくて、今後もやっぱり継続的に、これは放送事業者に要望していついていただいて、そう遠くない時期に本町でもアンテナを立てれば、誰しもが地上デジタル放送が見られるということになるように要望をしておきます。

以上です。

○議長 12 款、費用料及び手数料。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 12 款 1 項 6 目の教育使用料、教員宿舎使用料についてお伺いいたします。いま、27 年度は 6 人という説明を受けたんですけども、それ以前から人数的には減っているんですか、増えているんですか、先ずそれを教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

手元の資料で平成 26 年の状況であります、26 年は 8 名の入居者がおりました。

以上です。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、どんどんいま、減っている状況ですね。いま、現在 6 室しか入っていないということですね。これ、どんどんどんどん減っていくようであれば、ちょっともう一回見直したほうがいいと思うんですが、例えば、人が入ってもらえないようであれば、収入とかどんどん下がっていくばかりですよ。これに対しては、やっぱり対応もしたほうがいいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 以前には教職員宿舎、2 棟ございまして、そこに先生方が入っていただいていたんですが、昔は町内に住んでいただくということが一つの前提条件のような形であった時代もありました。ですが、最近は皆さん喜多方とか、近いところから通われるということがございまして、実際、現状としては 6 名の入居となっております。ただ、これ以上教職員宿舎を、いま 1 棟しかございませんで、これからいろんな優秀な先生方、あとなかに入って一生懸命、一貫の教育に携わると、そういった先生方については、なかに職員宿舎をぜひ利用したいという方も出てこられると考えておりますので、この 1 棟はしっかりと確保していきたいと考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 いま 12 室あって、6 室、要は半分しか埋まっていないわけですから、これがもう少し埋まるように、結局通勤時間も短くなれば、先生の負担も軽くて済むと思うので、ただ入ってもらえない理由というものもあると思うんですね。その辺もぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその下のケーブルテレビの手数料に關しましてお尋ねします。これは、いわゆるケーブルテレビも、ケーブルネットへの指定管理というようなことで、委託料を払ってやってもらっているわけなんです、この、いわゆるケーブルテレビの手数料という

のは、ダビングやCMばかりではなくて、いまは映像の制作だとか、アナウンサーの派遣だとかという、営業努力で結構稼いでいるといったらおかしいですけども、手数料をいただいているケースが多いと思います。今年度は黒字になったということではありますが、私はこのケーブルテレビ運営する上での手数料というのは、次の委託契約の際は、これはやっぱりケーブルネットで、やっぱり彼らの営業努力で儲けたものは儲けたなりに、自分らのいわゆる待遇改善等に使えるような形でやることこそが、本当の営業努力の結果が見えることであって、これいつまでも、このケーブルテレビの手数料を、この町で取ってしまうというか、いただいてしまうというのは、私どうなのかなという思いがありますけれども、その辺のお考えを聞かせてください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 10番、多賀議員のケーブルテレビの手数料についてのおただしにお答えしたいと思います。

この件につきましては、3月議会でもおただしありまして、その際もちよっとお話させていただいたわけですけども、今回、この手数料につきましては、ダビングサービスとか、コマースサービスということで、いわゆるケーブルテレビの営利に関わる部分ということで、そういった事業に対して、手数料をいただいているということで、今回は120万ほど収入があがっているということでもあります。いま、ケーブルテレビが民間に移行する際についても、こういった営利事業についても、付随して、やはりこういう今後のケーブルテレビの運営の糧になるような、そういった仕組みにしないといけないということで、現在、いま、第1期の指定管理の期間ではありますけれども、次の第2期の指定管理に向けて、これらがいまの指定管理を受けている、新たな、なるかどうかあれですけども、指定管理者のほうに移行できるように、いま検討作業を進めておりますので、いましばらくお待ちいただきたいなと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 12款1項5目の土木使用料のところなんですけれども、道路占用料というのはどこを指しているのかというのが1点と。

町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、これらについては、その部屋室、満杯に入っているかどうか。金額的に差があるんですけども、未納者がいるのかどうか。そこら辺のところをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 12の1の5土木使用料についてのご質問にお答えします。

まず道路の占用料でございますが、これは道路の敷地内に立っております電柱や、または電力柱、そういった場合に、道路を占有しているということでお金をいただいているものでございます。金額的にはここにございますように175万8千円というようなものでございます。

次に町営住宅の使用料、あと定住促進住宅の使用料というようなことでございます。町営住宅は、下小屋、西原、西林東、全部102戸ございます。定住促進住宅につきましては、第1、第2合わせまして42戸がありまして、各々こういう形で使用料をいただいてやっております。どちらの住宅もですが、もちろん出入りはあるわけでございますけれども、最

近は募集をすればすぐに埋まるというような状態で、入れ替わりはございますが、ほとんど満室になっているような状態でございます。

答弁漏れがございました。町営住宅、定住促進住宅、これらにつきまして、基本的にはお支払いをいただいておりますが、未納については若干ございます。なお、町営住宅使用料につきましては、ここには2,369万7千円ということでございますが、平成27年度分の収入未済ということで98万5,500円ほど、あと定住促進住宅については、5万9,500円というような、平成27年度分については、その金額でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 徴収するあてはありますか。回収する見込みはありますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この使用料の徴収につきましても、税と一緒にございまして、基本的には臨戸の徴収、また、こちらのほうに来ていただいて、なかにはちょっと金額も大きい方もいらっしゃいますので、分納していただくなりなんなりということで、努力をしているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 このお金に関わることで、相手に不快感を与えないような取り組み方をお願いをしながら、徴収に努めてもらいたいというふうに要望だけしておきたいと思えます。

○議長 13款、国庫支出金。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 2項7目の教育費国庫補助金があるんですが、いま、歴史文化基金構想の策定の事業補助金であります、これを見ますと、前年度とちょっと比較しますと、かなり大きな差額といいますか、4,600万円ほどの差額があるんですが、おそらくこれは、前年度に学校関係の大きな仕事、事業があつて、それでこういう結果になっているんじゃないかと思うんですが、その辺について、わかりましたら説明をお願いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

伊藤議員のご指摘のとおり、26年度につきましては、小学校グラウンド、あとピオトープの整備などで2千万円ほど、あと西会津中学校の天井落下防止対策事業、これで2,770万円ほどということで、それだけ大きな事業がございました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 13款の2項2目子育て世帯支援臨時給付金というのがございます。これちょっと説明願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 子育て世帯支援臨時特例給付金のことについてのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、上の臨時福祉給付金と同じ事業であります、消費税が5パーセントとから8パーセントに上がった分について、低所得者、町民税の非課税世帯に対して、その上がった分を補てんしようという事業がございまして、それが非課税世帯の方

に対して支給したものでございます。1人につき3千円という金額でございます。

○議長 14款、県支出金。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 14款2項1目の市町村生活交通対策事業補助金で1,319万円あがっていますが。あとはこの前のやつ、特別交付金といいますか、89万3千円。これも同じような性質のものかなと思ってはいるわけですが、これらの使われ方というか、どのようなものに使われることになっているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 13番、清野議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、市町村生活交通対策事業補助金ということで、1,311万円ほどの歳入がございました。これにつきましては、町民バスの事業にかかる補助金でございまして、事業費、町のかかった事業費から、その事業収入、運賃等の事業収入を引きまして、それに6分の1、事業費引く事業収入掛ける6分の1で1,300万円の県からの補助金でございします。

○議長 15款、財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16款、寄附金。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは16款、ふるさと応援寄附金、これが124万5千円の決算であります。これは42件が納税されたというようなことではあります。それで、他自治体にふるさと納税をしている方、確かおと思うんですが、その点についてわかれば、また公表してよかったならば、その件数についてもお答えをしていただきたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 7番、伊藤議員のふるさと応援寄附金につきましてのご質問にお答えいたします。

住民税の寄附金の税額控除の計算を町民税務課でしておりますので、その資料と申しますか、その内容についてお答えをさせていただきます。うちの町で、ふるさと納税の対象と申しますか、他市町村への寄附金を出されている方が、27年度中は11名いらっしゃいまして、金額で72万円ということでございます。

以上です。

○議長 17款、繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19款、諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20款、町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、総務費。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 2 款のところで、地方創生費のところで、プレミアム付き商品券が発行、これは昨年、大変大ヒットして、経済効果も上がったという報告も受けております。そのなかで、上限が 50 万ということで、なかなか 1 世帯、みえないところもありましたが、高齢者、また一人暮らしの方にはどのくらいのあれが還元されたか、そういう効果のあれは。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11 番、青木議員のご質問にお答えいたします。

プレミアム商品券事業について、高齢者にどれだけの経済効果があったのかというような部分でございますが、こちらの事業、町内の地域活性化と経済の活性化ということで、高齢者の世帯を対象としたものではございませんで、町全体の経済を底上げするというか、経済を活性化させるために実施したものでありますので、どれだけ高齢者の方にいったかという部分については、ちょっと把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう波及効果は、任せたいという内容もあってわからないということがあります。今後も、おそらくそういう、類似したプレミアムのことがあろうかと思っておりますが、やっぱりこれからは、平等性、公平性をもった取り組みとすることができるような、一般の町民の方はそう思っております。

そのなかで、せっかくこういう高額な、また取り組みのなかで、換金されなかった枚数もあるようです。その換金されなかった内容に対してはどんな報告を受けていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 換金されなかった金額があるのかということでございますが、こちらのほうに商品券事業の部分のなかで、換金されなかった分につきましては、発行総額につきましては、全部で 1 億 200 万円の総額でございます。それで、未換金があったのかということでございますが、12 万 7 千円ほどが未換金ということで、換金率にしましては、99.87 パーセントということで、極めて高い換金率であったと考えております。

以上でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 項 6 目の企画費のなかのイメージキャラクター PR 事業、いままで委託していたと思うんですが、その後、業者が廃業なさってしまったということみたいなんですけれども、このいわゆる、こういうことをやってくれる業者に委託を考えていかれるのか。

あと、その下の下の会津電力の出資金なんですけど、27 年度は黒字だったということですが、配当までにはいたらずということですが、今後は、出資したからには配当等は望める出資金になるのか、その点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まず 1 点目のイメージキャラクター事業ですけれども、昨年度 111 万 8 千円ですけれども、これは昨年度は、町内の企業に委託しまして、いわゆるこゆりちゃん

を活用して、イベントとか物産展とか、そういうところに行きまして、町のPRに努めてきたわけでございます。今年度につきましては、議員おただしのように、その企業が7月末をもって廃社したというようなことで、現在、それに代わる、町内の団体さん、そういうところに交渉を進めているところでございます。

それから、会津電力さんについてですけれども、これは昨年4月に、会津電力さんについては25年の8月ですか、設立されまして、会津管内で自然エネルギーというか、主に太陽光を活用しまして、いわゆる原子力発電を使わないで、そういった自然のエネルギーのもとに自立していこうというような、そういった趣旨のもとに設立された企業でありまして、現在、昨年、各市町村に出資などをお願いしたところですが、耶麻町村会では、4町村でそれぞれ100万円ずつ出資しようというようなことで、出資したところでございます。

昨年度、そういった出資金をもとに、会津管内に24カ所の小規模発電所を設置したというようなことでございます。西会津町では群岡中学校の体育館の屋根を利用して、いま、発電活動をしているというようなことでございます。

先ほども議員お話のように、まだ剰余金につきましても、それ以前の赤字部分があつて、やっとならば昨年度、27年度で解消できたというような状況でありますので、まだ今後、どの程度のこれから剰余金が出るのかというのは、まだ未定でございますので、今後、配当とか、そういったのはどの程度になるかというのは、今現在、見通しが見つからないという、そういう状況でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 会津電力に関しては、そうすると、今後も設備投資をどんどん広げていって、パネルをまた設置していく計画なのかどうなのか、それをお尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

会津電力さんによりますと、これからもそういう資本ファンドというんですか、そういう出資金をしてくださるような市民の方とか、そういった団体とか、会社とか、そういったことを募っていきたいというふうに考えているようであります。それをもとに、またそういった設備投資というか、そういうものをしていききたいと、そんなお話でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 地方創生費のなかで、ふるさと町民クラブについて説明をお願いします。併せて在京西会津会との関係もお聞きしたいんですが。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5番、長谷川義雄議員のふるさと町民クラブについてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、地方創生費のなか、町出身者、町を応援したいと思う方々に対しまして、西会津ふるさと町民クラブ、通称24-IDと申しますが、それを設立いたしまして、町外からの支援や注目を集めることで、交流人口の拡大をしていこうということで、設立したものでございます。どういうことをやっているのかということでございますが、まず、会員の特典、もし会員になっていただいた方の特典とか、あとはウェブ、ホームページの作

成とか、あと会員の募集活動を昨年度やってきたところでございます。一応こちらのほうは、申し込み方法につきましても、ホームページ上から入会できるというような形の取り組みもしております、あと会員特典につきましても、プレミアム会員、あとレギュラープラス、レギュラー、あと普通のメール会員というような形で4種類の形で、いま、実施しているところでございます。

現在、まだ会員はずっと募集中なんです、27年度と申しますか、今現在の部分でございますが、一応こちらのほうで、現在まで100人を超える方が来ました。ただし、プレミアム会員とか、いわゆる会費会員と呼ばれるものが若干少なくて、全部で5、6名程度ということで、あとほとんどがメール会員だというふうになっております。

したがって、今後、その会費会員を増やすような努力をしていきたいということで、あと、残りの在京西会津会との関係ということなんです、あくまでも在京西会津会は、在京西会津会というふうな組織がございます、その方々に、このふるさと町民クラブに入ってほしいということで、5月に行われました在京西会津会でもPRされたんですが、そのなかから、若干メール会員にはなられた方が多数いらっしゃるということで、あくまでも独立した組織で、こちらのほうは事務局が、運営を委託しているのが公社のほうの部分になりまして、国際芸術村に事務所がございますので、まったく別ものだということでご理解いただければと思います。

○議長 3款、民生費。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 民生費のなかの3の1の1で、社会福祉専門員など設置費補助金、589万円何がしがありますが、これ専門員の仕事の内容と、あと人数的なことをちょっと教えていただけますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 11番、青木議員の社会福祉専門員設置費補助金についてのご質問にお答えいたします。

この社会福祉専門員の設置でございますが、これは西会津町社会福祉協議会におります福祉専門員1名の人件費補助でございます。社会福祉協議会は、議員ご承知のように町内の福祉活動、現在ですとサロン活動なんかも中心に、地域福祉の中心になってやっただいている事業を行っていただいております、その専門員1名の人件費を支出しているというところでございます。

○議長 4款、衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 主なる施策の執行実績書の13ページであります、6の1の3です。そのなかに、西会津産米販売力強化事業、これが260万8千円。これたぶん、その新規事業のなかに、奥川ライスセンターの色選(色彩選別機)があったかと思うんですが、たぶんそれ

かなというようなこと的前提でお話をさせていただきます。これらによって、等級アップが図られたもの、これは確実だと思うんですが、どの程度のアップ率といいますか、80パーセントが95になったとか、そのような数字がわかればお知らせいただきたいと思えます。

それからその下の、営農再開支援事業、これについては、この事業の内容、いままでリタイヤした人が、再度挑戦しようかというような事業なのか、そうではなくて、その地において、ちょっと荒れてきた土地を別の方が入って、その土地を守っていく、その土地を再開しようかという事業なのか、その辺のところを詳しくお知らせいただきたいと思えます。

そして、あと地域連携販売力強化施設のブランディング戦略、これはミネラル野菜のブランド化に向けた取り組みだと思うんですが、どのような内容であったのか、それもお知らせ願いたいと思えます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、質問にお答えいたします。

まず西会津町産米販売力強化事業につきましては、議員おただしのおりでございまして、奥川ライスセンターの色彩選別機の部分と、それから、原ライスセンターに芽出し機、催芽機を支援した部分ということで、この2件、合計の事業となっております。奥川ライスセンターへの色彩選別機であります。事業主体でありますJA、当時会津いいでだったわけですが、からは、ほかのライスセンター並びにカントリーエレベーターには、現在はこういった色彩選別は標準的に付いているということで、奥川が付いていなかった点で、利用者の方に対して不便をきたしていたということで、導入後、大変好評を得ているというお話は聞いております。

ただ、等級の比較につきましては、平成26年産が不作でありまして、27年、昨年度の部分については、作柄がよかったということで、その比較という部分については、いたしておりませんが、利用者からは、やはりいろんな部分で種子の種だったり、石だったりという部分も含めまして、除去されて、好評を得ているというお話はうかがっております。

続きまして、営農再開支援事業についてでございますが、この事業は、いわゆる原子力災害対策関連の塩化カリの支給事業の件でございます。これを町につきましては、JAさんの部分とJA以外の民間の集荷団体で実施している塩化カリの配布事業につきまして、2通りあるわけですが、この町の部分につきましては、JA以外の部分に対する支給分の総額でございます。JAについては、直接県のほうから支給されておまして、この営農再開、128万5千円は、JA以外の部分に対する塩化カリの補助事業、181人分への支給額の総額となっております。

以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野議員の地域連携販売力強化施設のブランディング戦略の策定業務委託料についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちら、金額200万円ということで、こちらのほうですね、まずネーミングとか、あとロゴ、あとは店舗のある程度の配置とか、そういうものを全体的にコーディネートしてい

ただくということで、策定した業務の委託料ということで、主にネーミングとかデザイン関係を中心という形になっておりますので、お願いしたいと思います。

○議長 7款、商工費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 7款1項2目の商工振興費のなかの中小企業融資制度資金利子補給の補助金、これの実績とその下の中小企業振興資金融資制度貸付金、これの実績はどうだったのか教えてください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員の、まず中小企業融資制度資金利子補給補助金の実績についてということで、金額ベースで76万6千円ということになっておりますが、一応こちら、件数で、前期で48件で37万2千円。下期で48件39万4千円ということで、都合、合わせまして76万6千円ということで、こちらのほうは利子補給につきましては、若干、前年度と比較しまして約30万円ほど減っているような状況でございます。

続きまして、中小企業振興資金融資貸付制度資金でございますが、こちら、会津信用金庫さん、会津信用組合さん、あと東邦銀行さんにお金を預託しまして、その5倍の額の金額を借りる制度でございますが、こちらのほう、昨年の実績では、1件100万円の実績という形になっておりまして、残高につきましては、約1,200万円ほどの残高となっております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 1項3目の観光費であります。銚子の口整備事業についてお伺いします。これは水害にあたりして、ある程度整備ができたところを、また流されてしまったということで、また復旧に向けてといいますか、やっておられると思います。これは、いま、この事業の進捗ですか、完成というのはどういう形を目指して、いま、どの程度の進捗状況なのか。あとは、ここにお出での観光客数といいますか、それらについてもある程度、わかっている範囲でお答えいただければと思います。

その次に、1の4の消費者風評対策市町村支援事業、これ475万円。これは消費者風評対策はいろんなその、町長がよく行かれるトップセールスとか、いろんな販売、出て行って、いろんなところに行って販売をしていこうというようなものなか、あるいはまた別の違った事業なのか、お知らせいただけますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野議員の、まず銚子の口の整備の関係についてご答弁申し上げます。

こちら銚子の口整備事業、昨年度、27年度につきましては、石組みをやったということで、若干、いままでんでばらばらに転がっていましたが石を整地しまして、通路をつくったり、若干の整地をしたということで、これぐらいの金額がかかっております。こちらのほうは、人夫で委託したものですから、その賃金など、あとはバックフォアとかの部分を借りましたので、その重機の借上料というものを計上させていただいております。

今後の展望ということで、たびたび木道とか設置したりしていたんですが、水害で流されてしまっているという部分で、現在は、まずあまり水害にできない部分の緑地化と申し

ますか、線路に近い側の伐根等を進めまして、そちらのほうに四季を彩る花とかななどを飾りたいなということで、今計画を進めておるところでございます。

ただし、その計画までには、若干、伐根等いろんな作業もございますので、ここ何年かかるかと申しますと、だいたい3年くらいは目途に進めて行きたいとは考えているんですが、ただし、一番奥のほうの、昔、一本松があったところまでは、若干、落石等もありまして、危険な状態ですので、そちらのほうを抜本的な対策を取らないと、そちらのほうまでの観光整備化というのはなかなかできないのかなと考えております。

こちらのほうの観光客というような部分ではございますが、若干、紅葉の時期等については、来ていらっしゃる方がいらっしゃるということではございますが、具体的な数字までは把握しておりませんでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、7、1、4の消費者行政推進費のなかの、消費者風評対策市町村支援事業の内容についてということでございますが、一応こちらのほう、横浜市の鶴見区にありますアンテナショップを運営しておりますイータウンというまちづくり会社に委託しているものでございまして、こちらのほう内容が、委託する事業で、風評対策ということで、まずは現地ツアーの実施ということで、昨年度ですと、秋と冬に西会津町に、都市部の首都圏の方々に来ていただきまして、西会津の安全安心をPRしたという事業が1つ。あと生産者と消費者の交流会ということで、そちらのアンテナショップのほうで西会津ナイトというような部分を開催いたしまして、こちらから生産者を一緒に行っていただきまして、そのなかで安全安心をPRしたということでございます。

あとはマガジンで、「そらみん」という雑誌を年1回つくっておりますが、そちらのほうの発行。あとは情報発信ということで、こちらチラシとかで食品の放射能の基準の安全安心をPRしていると。あとウェブによるホームページ上にあります情報発信ということで、この事業の総計で475万6千円という形になっております。

以上でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 銚子の口についてであります。行くのに、あそこは踏切があって、バスというのが限られて、大きさというか、限られると思うんですが、それらはどの程度まで通行が可能なのか、そこらも教えていただければと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

銚子の口に向かうために、確かに現道、確かに細うございますが、端村自治区から行く分に対して、若干、住宅のところを曲がらなくてはならないということで、確かに大型、50人乗りのバスは行くことは不可能でございまして、現在、ロータスインにあるような29人乗りですと、ぎりぎり行けるというような状況となっております。

○議長 8款、土木費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 8-1-2の道路維持費なんです。9,900万円の減額になっている大きな要因は、去年は雪が少なかったんで、除雪費がかからなかったということであろうかと思うんですが、町民生活にとっては、雪が少なくて大変いいことですが、いわゆる委託、請負

等の業者さんにしてみれば、大変なシーズンだったように思います。その後のケアはなされていますでしょうか、例えば思うように稼げなかったから、除雪機を手放してしまったとか、そういうことはなかったのか、大変心配するところではありますが、その後のケアはどうなっていますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 8-1-2道路維持費の除雪費ということで、特にその除雪の場合直営と委託がございまして、委託業者への配慮という点でございます。議員ご存じのとおり、本当に雪が少なくて、ちょっとどうかと思ったんですが、委託につきましては、基本的には稼働する時間に応じてお金を出しておりますが、ただ雪が降らない場合でも、ある一定程度車両を確保したり、また人を手配できるように、待機料というものをやっております。したがって、待機料によりまして、それらは確保できておりますし、また若干稼働がございましたので、全体としては金額は少ないんですが、そういう点ではなんとか配慮できたのかなというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、今シーズンは、また例年通り万全な体制で委託ができるというふうに解釈してよろしいですね。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪につきましては、毎年除雪計画というものを策定いたしまして、新規の路線なり、またいろいろ変更した路線、それらを含めながら、全体のなかで検討はいたしますが、基本的に直営と委託というこの2本立てで本年度もやっていきたいという考えであります。

○議長 9款、消防費。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 金額は少ないんですが、事項別の明細書のなかで、9款4項8目で、報償費とあって、それが不用となっています。あわせて報酬と報償費が減っているのはなぜなのでしょう。というのは、報酬というのは平成27年度の予算のなかでは、防災会議を開くとなっています。あわせて報償費は危険家屋の空き家を専門家とともに調査するとなっていますが、その辺についてお聞きします。ページ数でいうと89ページです。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 5番、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

防災費の報酬の関係でございます。4万2千円ということで、これはおただしのとおり空き家対策の専門家をお願いして、その見て、現地を見ていただくというような予定でございましたけれども、昨年度取りまとめまして、ちょっと昨年中は雪の関係でできなかったものですから、今年度にとということで、今年度予算を計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。昨年ちょっとできなかったということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 防災会議についても同様でしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 5番、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、防災会議は開きませんでして、この防災会議につきましては、町の防災計画の見直し等を審議していただくんですけれども、いま取りまとめ中のごさいますて、今後開催していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10 款、教育費。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 2 点お伺ひいたします。16 ページの 10 の 1 の 3、学校給食で、給食調理業務委託料で 1,785 万 2 千円出ているんですが、これいま、こちらで学校給食で働いている方の人数、ちょっとわかたら教えてください。

それと、10 の 2 の 1 の一番下、屋外学習用備品購入費で 170 万 7 千円出ているんですが、これは補助金等はないのか、ちょっと確認したいので教えてください。

この 2 点です。以上です。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず給食調理員の数でございすが、9 名の方々で調理を行っていただいております。

あと 10 の 2 の 1、小学校の学校管理費の屋外学習用備品であります、県から 85 万 3 千円、半額補助金ということでいただいております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 つ目の給食のほうはわかりました。屋外用備品購入費の県から 85 万 3 千円の補助費ですが、どういった名目で補助が出たか教えてもらってよろしいですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

これは森林環境交付金事業という事業を導入しまして、この備品を購入したというところあります。

○議長 11 款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長 討論がありますので、先ず、原案に反対者の発言を許します。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、このたびの平成 27 年度一般会計の認定には反対であります。まず、平成 27 年度一般会計決算においては、歳入総額 66 億 3,877 万 6 千円。歳出総額 63 億 5,511 万 6 千円で、差し引き 2 億 8,366 万円の黒字でありました。特別会計においても、すべて黒字決算であったということあります。

私は、これらの数字に異を唱えるものではありません。しかし、認定には反対であります。

その理由の1つとして、先ず平成27年3月議会において、町長は西会津小学校の空き校舎に役場本庁舎機能を移転すると明言をされ、役場庁舎移転整備等事業に2億円が計上されました。その後、4月早々に考古学者専門員から、埋蔵文化財の包蔵地との指摘を受け、町では調査の必要性の認識に欠けていたとのことであります。そのために、移転計画が大幅に遅れることとなり、町政の停滞を招いたことは誠に重大であります。

2つ目として、8月2日にオープンした地域連携販売力強化施設においては、設計業者の言葉を信用したあまり、調査不足の結果、支持基盤の深さの問題で設計変更を余儀なくされ、さらに1,500万円を追加するなど、町政に混乱を招いたことであります。

3つ目として、旧西会津小学校のプールの解体工事において、調査をする専門員との合意事項を無視をして施工し、文化財保護法に違反をしているにも関わらず、その経緯や責任の所在も明らかにされておらず、町民に対しても不透明なままであることであります。

4つ目として、プール解体時において、県に提出すべき書類の有無を確認をしたところ、副町長からは出してもいないものを出したとの発言がありました。のちに数名の町民の方から、抗議の電話により、この抗議の電話は、かけた町民の方からもちろんお話をうかがっております。その電話により訂正をしたものの、明らかに議会軽視と言わざるを得ません。町民が主役で行政と議会が一体となった協働のまちづくりと言いながら、この神聖な議場において、本当のことが語られないとしたら、私たちは何を信じればよいのでしょうか。一事が万事という言葉がありますが、さらに伊藤町政への不信感は増すばかりであります。

以上のようなことから、私は平成27年度一般会計の認定には反対であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、私は平成27年度一般会計決算について、原案に賛成の立場の討論を行います。

平成27年度予算は、町民本位の予算執行であり、決算においても町の監査委員の監査の決算審査の意見にもあるとおり、計算、証拠書類、すべてにおいて、決算については何ら問題がないというふうに、町の監査の結果の報告があります。

また、先ほど議員から反対討論がありました。役場庁舎の移転に絡む、そういうプール移転の問題、試掘調査の問題、しかし、それは手続きの問題であります。それを平成27年度の決算認定をしないというのにはあたらないのではないのでしょうか。

いろいろあります。役場庁舎の移転の問題もありました。一般質問においてもありました。いま、町の、私も財政が潤沢であるならば、本当に私も庁舎なんか新しくしてもらいたい。そんな試掘調査がどうのこうの、そういうことではなくて、本当にこの、また役場を壊して新しくしてもらいたい。しかしながら、町の財政状況をみると、町の実質起債残高、いわゆる町の借金をみると、平成27年度現在高では、41億7千余の借金があります。未来ある若者や子どもをこれ以上借金を増やすわけにはいきません。

また、時代は人口減少に向かっています。そういうなかで、若者が少なくなり、高齢者が多くなって、税収も上がらなくなります。そういうようななか、これ以上、子どもや若い人たちに負担を強いるようなことは、私は議員としてできないというふうに思っています。我々議員にとって、責任ある行動をとらなければいけないというふうに私は思っています。

新築するだけの金があるならば、もっと町民のためにやらなければならないことがあるのではないのでしょうか。子育て支援、高齢者福祉、経済の活性化のためのいろんな施策について、これからまだやらなければならないことがたくさんあるのではないのでしょうか。そういうところにもっとお金を使って、これから私は、未来の子どもたちのために、我々もそういう子どもたちのために、そして町の町民のために、一生懸命考えてやらなければならないというふうに思っています。

したがって、私は原案に賛成であり、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願います。

○議長 そのほか、討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長 討論がありますので、先ず、原案に反対者の発言を許します。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私は、この当初予算に反対した者の一人として、このたびの決算の認定に反対であります。

いまほど原案に賛成の議員の、いろいろ申されましたが、我々も町民のために思って発言しております。思うところは同じであります。賛成、反対とはいえ、町民の皆さんに思う心は同じであります。その意味で、いまの決算には認定に反対をいたします。どうぞ、皆さんのご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに。

これにて討論を終結いたします。

これから議案第2号、平成27年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立同数)

○議長 同数ですので、議長裁定とします。

それでは、議長としての裁定をします。

私は、この認定することに反対いたします。

したがって、議長裁決により、議案第2号、平成27年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定しないことに決定しました。

○議長 暫時休議します。(15時08分)

○議長 再開します。(15時54分)

日程第2、議案第3号、平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この工業団地造成事業特会に関しましては、今年も残念ながら分譲にいたらずということで、毎年同じ報告になるわけでありますが、監査委員の報告にもありますように、これからは、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対応した対策が必要ではないかということでもあります。例年、いわゆる工業団地の土地の細分化、あるいは造成をしておいたらいいのではないかというような話が出されるんですが、その後ご検討はなされましたでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10 番、多賀議員の工業団地に関するご質問にお答えしたいと思います。

工業団地、現状、確かに荒地ということで大変見苦しい状態というのは認識しております。細分化並びにそちらのほうの造成という部分についても、現在、工業団地のあり方も含めまして検討を進めているところでございまして、そのなかで検討していくということは考えております。しかしながら、あの状態、やはりよくないということは認識しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 今後検討していただくということではありますが、おそらくあの状態では何年も塩漬けのまま変わらないと思っております。これは先ほどの地方創生の話でもしましたけれども、何か違ったアクションをしていかないと、あそこは本当に分譲には至らないというか、分譲できないという思いをしております。

そこでひとつ、土地代もあるんですが、利用条件等は、詳しいことはあるんですか、例えばそういう利用条件、入る、買う人の要件を緩和するとか、そういうことは考えていませんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

いまの工業団地なんですが、昭和 60 年代に農村地域工業等導入促進法によりまして、いわゆる農工団地というような形で整備したものでございます。そちらのほうなんですが、やはり計画しておりまして、農工法で定められている業種がございまして。5 業種といわれている部分なんですが、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、及び卸売業という部分の 5 業種に対して立地してもいいよというような部分になっているんですが、こちらのほうは国でも、やっぱり時代に合わなくなってきたという部分がございまして、こちらの部分、許認可権は県に変更申請を出せば、ある程度区域等の見直しもできるということでございまして、その辺も含めまして、県と協議を進めながら、その農工法の部分をどうするか、工業団地のあり方もどうするかというのは検討はしていかなければならないと認識しております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、平成 27 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第4号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第5号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

時間を延長します。

日程第5、議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認

定についての質疑を行います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 接続率が60.5パーセントというようなことで、昨年とそう大きく変わりませんけれども、これ今度、高速道路のインター周辺に敷設されたというようなことで、だいたいそれでどれくらいの伸びが期待できるのか。

それとあと、将来的にもだいが経つので、接続率というのはこれから新しく敷設したところ以外に伸びる要素というのはどのくらい期待できるものなのか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公共下水道の接続率ということでございまして、議員おただしのとおり、平成27年度は、26年度より少し率が上がりまして、60.5パーセントとなったところでございます。今回、桜木前、平成27年度整備をいたしまして、件数的には一応3件増えるような形で考えております。

なお、これまでも整備した箇所がございます。そのなかで普及率の向上という観点から啓発には努めておりますが、やはりなかなか高齢化が進んだり、また空き家が出てくるという状況のなかでは、かなり厳しい状況であることは認識しております。そういったなかでも、経営の健全化という観点から、なお普及啓発を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義 農集排についてですが、下水道使用料が19万3千円減と、この要因というんですか、人口減なのか、この部分について説明していただきたい。

あともう1つは、収入未済、監査の意見書のほうにもあったようですが、前年対比で具体的にどのくらいなのか、増加傾向なのか、減少傾向なのか、その辺の動きについて説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 農業集落排水の使用料ということでございまして、この農業集落排水につきましては、6つの施設がございます。いずれも、どうしても人口の減少、あと高齢化、そういった点が進んでおりまして、どうしても人数的に減ってくるということから、使用料については、やはり下がり気味だということでございます。

なお、未収金につきましても、ご指摘のようにございまして、若干、平成27年度増えた状況でございます。そういったなかでも、税等、先ほどの徴収本部会議の話にもありましたように、この使用料のみならず、全部含めたなかで徴収については精一杯頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第8号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この目標値800基という、この目標値は、当然高いのか、低いのか、そこら辺のところの検討がなされての800基というふうになっておられるのかどうか。それと同時に、27年が17基設置されてきているんだけれども、今後、この方法で広めていくという視野は、ある程度、どの程度までみておられるのか、併せてお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 個別排水処理の質問についてお答えいたします。

いまほど、基数の数ということで、一応800基ということでございます。現在、306基までということで、パーセンテージとしては38.2パーセントでございます。この800基というのはどういう数字かと申し上げますと、西会津町全域を捉えたなかで、公共下水道、農業集落排水以外の地区のなかで、これまで合併処理の浄化槽がない件数、これを800という形で捉えております。つまり、入ることができる可能性のあるところが800戸というのが、800基というのがこの目標の数値でございます。

したがって、なかには入ることはできるが、やはりなかなか1人暮らしで厳しいとか、だんだん空き家が増えるという事情のなかから、町といたしましては、この800基というのは、特にとらわれなくて、むしろ入りたい、設置をしたいという方の希望に基づいて毎年設置をしているという状況でございます。

平成 27 年度は 17 基ということで、これも希望に応じまして設置をしております、今後も随時希望を取りながら、その希望に合わせた形で設置はしていきたいというふうに考えております。近年、どうしても数が減少傾向にございます。そういったなかでも、やはり希望があれば、できるだけその数にあったような形で今後も継続していきたいというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号、平成 27 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、平成 27 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 9 号、平成 27 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 点だけお尋ねします。後期高齢者医療特別会計に関しましては、いわゆるほとんどが特別徴収ということで、年金から天引きされるわけなんです、いわゆる収入未済が 16 万 4 千円、これ普通徴収で発生していると思われませんが、これは事務的に徴収の際、ミスで本当に、何というか、忘れていたとか、そういうことなのか、それとも、後期高齢者医療でも、本当に払えない人が発生しているのか、その点をお尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療で、現在、議員おっしゃいましたように、未納で 16 万 4 千円ほどございます。人数的には 4 名でございまして、この方々につきましては、忘れていたということではなくて、常に未納がございましてというようなことで通知は差し上げてはおるんですが、やはり経済的な理由ですとか、あと、なかには所得がちょっと上がってしまって、1 年間ちょっと高い保険料だったというような方もおいでになりまして、その方については分納しているというようなこともございまして、そういった形でやっておりますので、皆さんわかっておりますし、徴収には努力をしているというところでご理解いただきたいと思っております。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　この後期高齢者医療制度に関しましては、国保みたいな、いわゆる短期証の発行だとか、そんなことは特別なんでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

当然この事業につきましても、悪質な滞納ということであれば、短期証なり、資格証なりの発行も制度的にはあります。ただ、現在のところ、まだそういう悪質ではございませんので、そこまでの措置はしていないというところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9、議案第10号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 事業勘定のなかで、いわゆる保険加入者が人口減少に伴って減ってきているなか、医療給付費はそれぞれ増えてきている。聞けば、新しい病気、がんとか血管の病気に対応するために、医療費が上がっているということではありますが、これは全国的な傾向、県内もそういう傾向にあるのか、本町は医療給付費、以前は安かったというようなことで思っていたんですが、その点をまずお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 医療給付費の増えているというようなことについてのご質問でございます。本町におきましては、25年度と26年度につきましては、大変、医療給付費が、25年度で下がりまして26年度も下がった低い額で推移をしておりました。ただ、27年度につきましては、がんによる入院、それから血液とか、そういった特別な病気による入院という件数が増えまして、高額な患者さんが増えたということで、1人当たりの医療費等についても、ちょっと向上したところでございます。

それで、全国的にも、現在、医療費については高くなってきております。この間の新聞等の報道にもございましたが、その大きな要因、全国的なものにつきましては、薬、高額な薬、C型肝炎の治療にかかる薬、それからがんの治療にかかる薬等で、高額な薬が現在発行されておきまして、その薬剤費の負担が大きくなってきているために、全国的には上がってきているというような傾向がございます。ただ、本町の場合は、そういう薬剤を使っている人も、いま、1名ほど出てまいりましたが、まだそういうものでの高騰というよりも、先ほど言いましたがんですとか、そういう入院ですとかの、高額な入院とか、そういった治療の方が増えたというようなことが原因であるというふうに捉えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすれば国保も、いわゆる広域化に向けて、これからどんどん国保税等も高くなっていくのかなということ懸念されますけれども、そういう認識でよろしいのか。

それとあと、ジェネリック薬品等の普及を随分前から図っているんですが、あまりその効果が見えないというか、思っているんですが、その辺の効果はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

全国的に医療費、県内的にも医療費が高騰しているという部分がありますので、ただ、30年に広域になった場合にということでありますが、ただ、広域化になっても、基本的には町、当分のあいだは町の医療費が基準になって県への納付金の金額が計算されるようになりますので、町の医療費が上がらなければ保険料が上がるということはないという状況でございます。ですので、今後、町の医療費の動向がどうなるのかによって保険料が上がるか下がるかというような状況であるということと思います。

それから、ジェネリック薬品につきましても、現在、普及を進めております。その関係で、薬剤費は一時期下がったんですけれども、また、先ほど言いましたような、ちょっと高額な薬剤が出てきたというようなことで、全体的には、また上がる、上昇傾向になってきているというようなところであります。町内、町としましては、ジェネリック薬品の使用率は年々こう少しずつではありますが、上がってはいるというような状況であります。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 国民健康保険給付費支準備基金のことですが、27年度の決算では、約6千万円ほどの基金がありますが、今度、県に移行する場合に、その市町村において、例えば西会津町では、どのくらいが残してほしいとか、そういったガイドラインとか、そういったことはあるんでしょうか。まったくなくてもいいんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国保の支準備基金のことについてのご質問にお答えします。

これは県の広域化になっても、支準備基金といいますのは、その市町村独自の基金でございますので、使用方法等については、それぞれの市町村の考えで使用していいということでありまして、県の広域化に向けて、いくら残しておきなさいよというような指導はないということでございます。現在、残っております基金につきましても、今後どういった方向で使用していくのかというのは、国保運営協議会などでも話し合いながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 国民健康保険税の収納率について、ちょっと気がかりだなと思った点を申し上げますと、不納欠損額というのが192名いて、490万円ほど数字があがっているわけです。それと、収入未済額が結構多く、みますと942名ほどいまして、1,700万円くらいの金額にもなっている。これは滞納分も含めてのことではあるんですが、いろいろと時効的な部分も考えるとすれば、地方税のほうに照らし合わせての処分ということではあるのかとは思いますが、いずれにせよ大きな金額になっている、かなり厳しいのかなと、こうい

うふうに感じてならないわけであります。そういったところで、町当局としてどのように考えておられるのか、ひとつお伺いしておきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6番、猪俣議員のご質問にお答えいたします。

国保税の徴収率というご質問でございます。平成27年度の国保税につきましては、徴収率、全体の徴収率が88.54パーセントと、対前年と比較し2.82パーセント上昇いたしました。徴収率がアップいたしました。これにつきましては、その滞納繰越分のほうの徴収率がよかったということで、これだけのパーセントがあがったということでございます。

それで、議員ご指摘のその不納欠損の額でございますけれども、27年度におきまして490万円ほど不納欠損をさせていただいたところでございます。これにつきましては、地方税法の5年の不納欠損のやつに基づいて、町税と同様でございますけれども、やらせていただきました。ただ、一昨年の26年度決算におきましては、950万円ほど不納欠損、国保税ございまして、それから比べますと、不納欠損の額についても、圧縮して、半分程度になったのかなというふうには認識はしております。

今後におきましても、やはり国保税につきましては、短期保険証の交付ですとか、納税相談等によりまして、納税のほう、滞納者の皆さまとよく話し合いをしながら納税していただくように努力をしていきたいというふうには考えてございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私が心配しているのは、その制度のなかの、5年間さえおけば何とかなるんだというふうに思われてしまうと、安易にそのような受け止め方がこういう結果にはなっていないのかなという心配をしたわけであります。ですから、そういうことではなく、ある程度この税の大切さをやっぱり相手に理解していただくなり、いろんな事情もあろうかとは思えます。そういったところの部分をお伺いしたいなど、こういうふうな観点からお伺いしたわけであります。その点について、取り組み方をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

やはり議員おっしゃいましたとおり、5年経てば消えるというものではございませんので、先日もほかの議員の方にご答弁申し上げましたように、預金とか給与等の差し押さえ等もしておりますし、また債権の差し押さえ等も実際やっております。また、その滞納者の方には、その状況等をお話し合いをしながら、本当に5年経ったから時効にするということではなく進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっとお伺いします。26年度より行っております訪問看護事業のなかで、看取りはどれほどケースとしてありましたか。あと、成果、効果はどれほどだったか教えてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 訪問看護事業についてのご質問にお答えいたします。

看取りでございますが、平成27年度につきましては7件ほどございました。訪問介護事業所を立ち上げまして、効果ということではありますが、やはり西会津、高齢化率が高くな

っております、1人暮らしの高齢者、あるいは高齢者が高齢者を介護しているというような世帯もございますので、そういった方には、やはりなかなか診療所に来るとか、あるいは喜多方、若松の病院に通うというのは、なかなか大変な世帯も多くございますので、そういう方については、本当に訪問看護事業所があるということは、毎日の生活のなかでは大変安心安全を確保しているということであるというふうに感じております。

最近は特に、いま、看取りということもございましたが、そういった件数、そういった方がいま、増えてきているということも事実でありますので、今後も訪問看護事業については、力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第10号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

○議長　皆さんにお諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会いたします。（16時29分）

平成28年第7回西会津町議会定例会会議録

平成28年9月20日（火）

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第12号）

平成28年9月20日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 平成27年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第1号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第1号 平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第4 議案第1号 平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第1号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第1号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第8 議案第1号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第1号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第1号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第1号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第2号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第2号 平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）

- 日程第14 議案第2号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第2号 平成28年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第2号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第2号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第25 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第26 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

第7回議会定例会議事日程（第12号の追加1）

平成28年9月20日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第3号 西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の
締結について

○議長 おはようございます。平成 28 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 11 号、平成 27 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 何点かお尋ねします。

まず、この介護保険料の地域格差というのは問題になっているんですけれども、本町の保険料というのは、実際どのくらいのレベルにあるのか、わかればお示しいただきたい。これは社会保障費全体が増加しているというようなことで、全国的な問題であろうかと思えますけれども、本町のランクはどのくらいか。

あと、常任委員会の報告でも言いましたけれども、介護従事者の確保には、相当苦慮されているというようなことで、これはなかなか難しい問題でありますけれども、町として、処遇改善等、どうことができるのか、またやろうとしているのか、そういうことがあれば教えていただきたいと、2 点目です。

それとあと、この給付費は年々伸びているということではありますが、保険者数等はだいたい頭打ちでピークとなってきているということでもあります。これからは、いわゆる要介護認定にならないように、介護予防に力を入れるということではありますが、具体的にはどういうところに取り組んでいかれるのか。

あと、生活援助貸付金はこの会計では、じゃあそれはいいです。その 3 点。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、介護保険のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、介護保険料の質問でございましたが、介護保険料につきましては、平成 27 年度からの第 6 期におきましては、月額で平均 5,486 円ということで、第 5 期が 4,350 円でありましたので、1,100 円ほど増えております。それで全国レベル、全体で見ますとどのくらいの位置かといいますと、だいたい平均、西会津町は全国平均より若干安い、そんなに差はないんですが、若干安いレベルにあるというところでございます。

それから、介護従事者の確保という部分でございますが、昨日ですか、新聞にも求人率、介護の求人率が会津では 2.9 倍になっているというような新聞報道もございましたが、確かに、本当に各事業所、町内の各事業所に聞いても、やっぱり募集をしてもなかなか集まらないという状況はあるというところでございます。それにつきまして、各事業所では、にしあいつ福祉会なんかを退職された方、60 歳で退職ですけども、その後、再雇用というような形で補充をしたりとか、随時ハローワークなんかには出しているというようなことで、その介護員の確保には努めているところであります。なかなか大変であることは間違いありません。

町としましては、介護職員の初任者研修というような形で、今年もいま、実施をしているところでありますが、そういった形でその介護の初任者を養成するというところで、今回は 9 人の方、いま、養成講座をやっているというところであります。そういった方々が、

来年度以降、その介護の職に就いていただければいいのかなというようなことで考えているところがございます。

それから、被保険者数の推移でございますが、これにつきましては、人数的には、だいたい本当にいま横ばいの状況になっております。横ばいより若干下がり気味です。やはり、少なくなっている状況でございます。ただ、高齢化が進んでおりますので、介護されている認定者数については、やっぱりまだまだ少し増えているような状況にはございます。そんなことがありますして、その高齢者は数は変わらない、元気な高齢者をつくっていくということで、介護予防に力を入れているわけでありまして、現在は各地区でサロンをやっていただいて、なるべく外出する機会を増やしてもらったりとかというようなことでやっていますし、そのサロンのなかで、運動教室、運動を取り入れてやっておりますして、簡単な、いまは棒体操なんかを中心に、本当に町独自の運動なんです、そういったものを取り入れながら、介護予防にもしっかりと取り組んでいきたいということで考えているところがございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 監査の報告書を見ますと、要は被保険者数は前年よりも若干減少していきっている。これは人口減少に伴うものだと思いますが、要介護認定者数も昨年と同数で横ばいだということでありまして、だいたいいまがアッパーというか、ピークの時期に達しているのかなという感じはします。

そんななかで、今後は、そうすれば給付費等は少しずつ減少していく傾向にあるのか、その辺はどうとらえているのかということと。あと、介護予防事業というのは、やっぱりうちの町、一生懸命やっていると思うんですね。要介護認定にならないようにということ、一生懸命いろんなことを取り組んでいると思うんですが、さらにこれから介護予防に力を入れていきたいということですから、どんなことなのかなということでお尋ねしたわけでありまして。その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今後の給付費の推移が、予測としてはどうなのかということでございますが、介護保険事業計画のなかでも立てた際、施設入所が増えれば、やはり介護給付費が一番伸びると、やっぱり介護給付のなかでも金額が大きいものでありますから、施設入所が増えれば増えていくというような傾向がございます。その辺で、近年、近隣の市町村にもそういう施設ができてきたということでありまして、その動向をなかなかちょっと見極めきれなかった部分もありますが、昨年、今年状況をみますと、そう増えている状況ではないというようなことで感じております。そんな関係で、給付費については、いまの金額、26年から27年についても、0.6パーセントの伸びというような状況でございますので、今後も穏やかな上昇か、あるいは横ばいで推移するのかなというふうには考えているところがございます。

それから、介護予防でございますが、本当に要支援、要介護、介護認定にならないような支援をしていくということでありまして、それについては、先ほども言いましたが、地域でのいろんな活動、サロン活動なんかを中心に、こうやっていただいているのに加え

て、今度、生活支援コーディネーターということで、なるべくその介護にならないで、自宅でいる、そのためにちょっとした支援が必要な人たち、電球を取り換えるとか、石油を入れるとかという、本当に日常的にちょっとした支援が必要な方っておられる。それさえすれば在宅でしっかり生活できるというような方もおいでですので、そういったものに対しての支援をしていく、生活支援コーディネーターというものもこれから立ち上げて、そういったことでしっかり支援をしていきたいということで考えているところであります。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 27 年度、西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 27 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 2、議案第 12 号、平成 27 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 27 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 27 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 3、議案第 13 号、平成 27 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成27年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第14号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第1号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由のなかで申しあげましたように、西会津町消防団の定員を改正するものであります。

西会津町消防団の定員につきましては、平成14年に改正し、以来14年が経過し、この間、自営業者の団員が減少する一方で、会社員化が進み、また、少子高齢化による人口の減少など、消防団を取り巻く情勢が刻々と変化してまいりました。このため、平成26年5月より、消防団、広域消防、町による検討会議を開催し、検討を重ねてきたところであります。

見直しにあたりましては、消防団の意思が最も重要な事から、団員へのアンケート調査、それに基づく課題の洗い出し、団員の確保、分団の部・班の統合、消防行事の見直しなど様々な課題について、消防団幹部5名と各分団長、広域消防署長、担当課からなる検討会議をこれまで10回開催し、検討をしてまいりました。

その結果、現在の実人数や今後5年先を見越し、実態にあった定員数へ改正させていただくものであります。

それでは改正内容についてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧くださいと思います。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条は、定員についての規定であります。現行の485人を435人に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成28年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、清野佐一君。

○清野佐一　質問させていただきます。いま、485人を435人に改めるということですが、この人数をもって、現状の人数には、まだまだ現状の人数には少ないという状況であります。かつて消防団の団員を増やすというか、入団を奨励する意味で、活動服をつくったのも1つの事例でございます。やはり消防署と同じような活動服を着て、活動しやすいということもありますし、また、一般的に言うところ格好いいというようなことの、やっぱり若い人たちが憧れるような、そういうようなことで活動服を購入といいますか、導入したのも、そういう一部もございました。あとは、ラップ隊の服装もそうですが、やはりラップ隊のあの服装に憧れて入隊するというか、いう団員もいたようなことがありました。

そのようなことをいろいろ、これから入団を進めていくために、いま、見込みで何人くらいという話も聞きますけれども、それだけではなくて、やはり皆さんが進んでというか、憧れて入れるような、何か方策というか、いろんなPRですか、そういうのもあったら伺いたいと思います。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　13番、清野議員のご質問にお答えいたします。

いまほど団員を増やすための方策ということで、いろいろお話をいただきました。現在も検討会議は継続してやっております。今回、条例で定員の改正につきまして、ご提案をさせていただきました。しかしながら、まだ検討会におきまして、その議員のおただしのよう、団員を今後増やすための方策、いろいろお話を出しております。いままで、過去の団員を増やす方策というのもしらべられたところがございますけれども、やはり今後、いま、検討しておりますのは、福利厚生面で団員、本当に西会津町消防団になった方々に、その例えば事業所、商店等での買い物の際に優遇が受けられるですとか、そういったのが、いま、本当に会議のなかで出てございますので、そういったものも、今後団員の一

つ増員につなげるための方策ということで、検討させていただいておりますところであり
ますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 検討されているということでもあります。それにつけても、やはり、いろいろ
予算的なことが伴うと思いますので、その辺を十分、実行に移せるような配慮もお願いし
たいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 消防団の、この前の資料のとおり、今回の議案の定数を変えても、なおかつ実団
員との差があるわけです。私もこの最終的に消防団の皆さんと意見交換を、幹部の皆さん
と意見交換をいたしました。この実団員との差もあるけれども、この差というものをどう
いうふうこれから対応していくということであれば、消防団としては、実団員をそのま
ま条例ということではなくて、これから、やっぱり消防団として可能性のある、我々は努
力目標をしっかりとって対応したいと、そのためには、実団員を条例に設定をするという
ことよりも、これから町全体を見たなかで、消防団員にいかに入っていくかを、我々
の努力も、やっぱりそういうところに組み入れているので、理解していただきたいという
ことでありまして、そのために、町としては、やっぱり消防団の皆さんが、いま、求めて
いるもの、それは機動力、いわゆる最新鋭のそういう消防設備というものについて、もう
いまはタッチパネル方式で、若い人がやっぱりいなければ、なかなかその操作にも相当こ
の訓練を要することありますから、そういう操作と機動力を発揮するような、近代的な
装備も、町としてこれから十分計画通り進めていきたい。

それから、服装についても、やっぱりこの消防団に入って、我々はこの町の安心安全の
ためにこうした活動をしているんだという、そういうものも自ら凛々しくそう思えるよう
な服装の整備。

そして何よりも、この議会で出ましたけれども、各それぞれの地域の消防団の皆さんと
の報酬の差というものについても、これは十分にそれに値する対応も取っていかなければ
ならない。

こういうことを町としてもしっかりと対応していきますので、今後、このいわゆる火災の
みならず、いま一番課題になっているのは、防災ということで、こういったところについ
ても、地域の連携を図って対応していただきたいということで、いろいろいま、消防団の
自ら、これからのあり方について検討しているところでもありますので、町としては自主性
を尊重して対応していきたいという姿勢で取り組んでまいりたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いまほど、町長のほうから、最新鋭の装備を揃えていくということですが、
しかし、いざそれが実践の場で機能しないということになってしまえば、やはり
元も子もありません。それで、今回、全員協議会のなかで説明があったわけですが、やは
り機能別消防の編成ということもあります。やはりその地域のなかで、例えば日中、最低
限これだけの人数は確保して、いざというときには、その最新鋭の装備が本当に機能す
るような体制の構築が必要であろうと私は考えますが、町長、どのようにお考えでしょう
か。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町全体を災害から守るということは、私は消防団だけにその任務を押し付けることなく、その地域によって連携した対応を取っていくということが、私は一番必要だというふうに思っています。ですから、消防団の班員のないところについては、自主消防組織というものも、これは当然必要な組織でありますので、これもやはり検討していかなければならないし、実現していくことも必要だと。そしていま、自主消防組織のなかで、いろいろ力になってやっていただけたというのは、やっぱりこの地域におけるいままでの消防団の支援隊の皆さん。そして補完的な対応を取っていただいておりますけれども、女性消防隊の皆さん。

そして、一朝有事の際に一番早く情報を得るといえるのは、この町の庁舎なんでありまして。そして、その町の職員の皆さんによる、職員消防隊というのも組織いたしましたので、まずその方々の情報を各分団ごとに、時系列的に連絡体制というものをしっかり整えながら、連絡体制をうまく密にしてやっていこうということでもあります。

ただ、いま、話されたとおり、新しい機械ができたから、全部が全部それが使いこなせるのかというと、私はそうではないと思います。しかし、それはやっぱりその地域においては、それを十分に対応のできる方々も配置をしていくということでもありますので、そういった対応を取りながら、各連携を図る。例えばいまの部の組織のあり方、これも今回、条例には載っておりませんが、消防団のなかで部のあり方の連携の仕方というのも、これは見直し、検討を図っていくということでもありますので、そうした全体的ななかで、地域の消防組織というものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私、消防をやっていたころは、幽霊団員なんて名前がありましたけれども、いまそういうものはないのでしょうか。

あと、会社、事業所に対して、町として、いざ火事だという場合に、本当に会社の協力が得られるのか、それを町として会社や事業所に対して、どのような対応をなされておられるのか、それをひとつお願いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 8番、渡部議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防団員でございますけれども、現在411名の団員でございます。やはり皆さん、申しあげましたように会社員化が進んでおまして、やはりお仕事、日中のお仕事等で、やはり休日等でありましても、なかなか仕事の関係上出られない方もいらっしゃるし、それイコール幽霊団員ということではございませんけれども、本当にそのご都合をつけていただきながら、消防活動に出席、参加をしていただいているところでございます。

続きまして、その事業所への要請ということでございますけれども、過去におきましても、やはり会社等の事業所の協力が非常に大事でございますので、やはり事業所への協力というのは、ことあるごとにお願いをしながら、ご理解をいただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いします。定数削減は10月1日からということでしたんですが、それ以外の部分での見直しというのは、いつぐらいに、例えば目途で考えていらっしゃる

ますか。要は、班としてなかなか存続が難しい、いざ一朝有事のときに、なかなか出動できない、実際の活動ができないということも話を聞いているみたいなので、その辺も含めた対応、今後どのような予定でやっていくのかを教えてくださいませんか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦議員のご質問にお答えをいたします。

見直しにつきましては、今回、条例改正という部分がございます、その部分を先行させてご提案をさせていただいたところでございます。

今後におきましては、やはり議員おっしゃいましたように、班、部の統廃合という部分も、やはり人数の減少ということで、喫緊の課題だというふうに認識しております。続いては、そういった班や部の統廃合、あとはそれに伴う、あとほかの、例えば報酬の見直しですとか、そういう、順次その優先順位を付けながら、今後見直しをしてまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 順次見直しということですが、例えば、万が一、そういったなかなか出動できないような状態の班がある地区で、例えば火事があったとか、実際に災害が起きたときというのは、もし本来であれば動くはずの消防団が動かなかつたとなれば、被害だって大きくなることも考えられると思うんです。それを考えれば、やっぱり対応というのは、早くやっていかないとだめだと思うんです。ただ、統廃合だけにこだわらず、先ほど課長おっしゃったとおり、私も機能別消防団、要はいままでの体制にこだわるだけじゃなくて、やっぱり新しい体制というのも考えつつ、いまの現状を打破していくような案を出さなければいけないと思っております。要は多角的に物事を考えないとだめだと思いますので、そういった対応、早くとったほうが良いと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、本当に一刻も早くといいますか、見直しを図れた部分につきましては、順次実行してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 大変皆さんの意見聞いたので、私も聞くところ少ないんですが、1つは50人減員するということで、これは人口減少ばかりではなくて、社会情勢を踏まえて50人減員すると、関係団体、消防団等の意向も踏まえてということで、これは理解できます。要は、消防団組織というのは、町民の生命、財産を守る、安心安全のために皆さん仕事しながらでもそういう崇高な目的をもって活動されていると思っているんです。

これは確認なんですけど、50人減員されても、町長から話ありましたけれども、機械設備が最新鋭の設備が整った。あるいは道路がよくなった。常備消防の体制がよくなったというようなことで、人数が減員されても、いわゆる本来の目的、安心安全を守るという目的は、最前提は守られているということでよろしいですね。その確認だけです。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

やはり町の安全安心を守るために、消防団、定数は減りますけれども、消防団員、そして自主消防組織の消防支援隊、女性消防隊、そしてまた役場消防隊というふうな連携を図りながら、町の安全安心を守っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明させていただきます。議案書並びに、辺地に係る公共的施設の総合整備計画をご覧くださいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところでありまして、辺地債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が計画書に盛り込まれていることが条件となります。

現計画につきましては、平成27年度から31年度までを計画期間とする計画であります。平成28年度事業として予定しておりました事業の内容に変更が生じたので、計画の変更を本議会に提出したところでございます。

それでは、辺地に係る公共施設の総合整備計画(変更)をご覧くださいと思います。

今次の変更であります。奥川辺地に係る総合整備計画の変更であります。その内容であります。5ページをご覧くださいと思います。

施設名は町道小山松峯線で、変更内容であります。事業内容で延長が当初100メートルを300メートルに変更、事業費については4千万円から8,328万円に変更し、そのうち辺地債充当額1,400万円を2,910万円に変更するものであります。これは改良舗装の延長及び家屋移転補償費の増による事業費の増加によるものであります。

これで説明を終わりますが、本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決をお願いするものであ

ります。よろしくご審議いただきまして、原案のどおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。
 （「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 （「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
 これから議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。
 お諮りします。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
 したがって、議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

 日程第 7、議案第 15 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）を議題とします。

 本案についての説明を求めます。

 総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第 15 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）の調整について、ご説明を申し上げます。

 今次補正の主な内容であります。歳入においては、平成 27 年度決算の確定による繰越金の増と、普通交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減などを計上いたしました。

 一方、歳出においては、役場新庁舎移転事業に係る駐車場の路盤工に係る整備費を計上したほか、県のエネルギー地産地消モデル事業補助金を活用した芸術村の省エネルギー設備整備費などを新たに計上したところであります。これら歳入歳出の調整を行った結果、3 億 1,204 万 5 千円の剰余金が生じたので、全額、財政調整基金に積み立てることといたしました。

 それでは予算書をご覧ください。

 平成 28 年度西会津町の一般会計補正予算（第 5 次）は、次に定めるところによる。

 歳入歳出予算の補正。

 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 2,532 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 7,848 万 3 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

 地方債の補正。

 第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

 補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8 ページをご覧ください。

す。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税は 2 億 3,212 万 3 千円の増であります。これは、普通交付税の補正係数が当初予算で見込んでいた積算より伸びたこと、社会福祉費や高齢者保健福祉費等の単位費用が増額となったことなどによるものであります。なお、平成 27 年度の交付決定額との比較では、基準財政需要額の減などにより、1,427 万 9 千円、率にして 0.54 パーセントの減となったところであります。

次に、13 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金 126 万円の増は、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度のシステム整備費補助金の追加であります。6 目教育費国庫補助金 124 万 8 千円の減は、歴史文化基本構想策定支援事業の補助割当が減額になったことによるものであります。3 項 3 目教育費委託金 105 万 1 千円の減は、聞き書き事業に係る学校モデル構築事業が不採択になったことによるものであります。

9 ページをご覧ください。

14 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金 2,247 万 4 千円の増は、芸術村の省エネルギー設備整備に係るエネルギー地産地消モデル事業補助金の追加などによるものであります。

10 ページをご覧ください。

17 款繰入金、2 項 2 目庁舎整備基金繰入金 3,775 万円の増は、役場新庁舎移転に係る駐車場路盤工整備工事などの財源として計上するものであります。5 目新田正夫教育振興基金繰入金 150 万円の増は、県の補助が不採択となった聞き書き事業の財源として計上するものであります。

18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億 5,052 万 5 千円の増は、平成 27 年度分の純繰越金であります。当初予算で 6 万千円を計上しておりましたので、その差額分を増額計上するものであります。

次に、11 ページをご覧ください。

19 款諸収入、5 項 3 目違約金及び延納利息 1,744 万 7 千円の増は、認定こども園新築工事の落札業者が契約を辞退したことにより、西会津町条件付一般競争入札心得第 3 条に基づき、入札保証金を計上するものであります。4 目雑入 150 万円の減は、克雪体制支援調査事業が不採択になったことによるものであります。

20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い、額の調整を行なうものでありますが、1 項 5 目臨時財政対策債 3,390 万円の減は、決定によるものであります。

次に、12 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 612 万 8 千円の減額は、人事異動に伴う職員の人件費の調整等であります。3 目電算管理費 204 万 2 千円の増額であります。マイナンバー制度導入に係るシステム改修委託料 64 万 3 千円、システム総合運用テスト等委託料 139 万 9 千円であります。5 目財産管理費 3 億 5,001 万 3 千円の増額は、役場新庁舎移転に伴う駐車場整備に係る測量設計委託料 200 万円、路盤工に係る工事費 3,370 万円、さらには財政調整基金への積立金 3 億 1,204 万 5 千円などであります。この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は 8 億 4,366 万 8 千円となります。6 目企画費 103 万 2 千円の減額は、雪対策計画策定に係る報償費 17 万 2 千円の増、13 ページに行きまして旅費 12 万 9 千円の減、さらには、雪対策調査業務委託料 107 万 5 千円の減であります。10 目ふるさと振興費

3,476万5千円の増額は、芸術村の省エネルギー設備導入に係る設計監理委託料323万4千円、工事費3,057万5千円の追加などであります。

14 ページをご覧ください。

2項1目税務総務費683万円の減額は、人事異動に伴う職員の人件費の調整等でありませ

15 ページをご覧ください。

3款民生費、1項3目老人福祉費183万1千円の減額は、人事異動に伴う職員の人件費の調整等でありませ

16 ページをご覧ください。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費449万6千円の増額は、屋敷地区水道施設整備事業補助金613万5千円の追加及び前年度繰越金の確定などによる簡易水道等事業特別会計繰出金163万9千円の減額でありませ

17 ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項5目農地費144万円の減額は、前年度繰越金の確定などによる農業集落排水処理事業特別会計繰出金の減でありませ。2項1目林業総務費747万2千円の増額は、人事異動に伴う職員の人件費の調整でありませ。2目林業振興費1,675万9千円の増額は、林道岩井沢線などの修繕料107万3千円、林道泥浮山線の立木伐採委託料268万6千円、林道小杉山線の補修工事1,300万円の追加計上でありませ

18 ページをご覧ください。

8款土木費、1項2目道路維持費1,220万5千円の増額は、町道黒崎線などの修繕料301万1千円、町道新町出戸線の排水路修繕に係る測量設計委託料200万円、補修工事500万円、土地購入費100万円などの計上でありませ。3目道路新設改良費につきましては、補正額はありませませんが、町道改良・舗装に係る委託料、工事請負費、土地購入費、立木等補償費を組み替えするものでありませ

次に、19 ページをご覧ください。

3項4目公園費203万円の増額は、今年度事業を予定しております福島ホープス西会津球場の防球ネット設置工事に伴い、支障木の撤去及び電柱の移設が必要となったため、所要の経費を計上するものでありませ

20 ページをご覧ください。

9款消防費、1項2目非常備消防費760万円の増額は、人事異動に伴う職員の人件費の調整でありませ

10款教育費、1項2目事務局費178万円の増額は、小中学校各種大会出場補助金174万9千円の追加などでありませ

21 ページをご覧ください。

2項2目小学校教育振興費36万円の減額は、当初予算で計上しておりました通級教室の講師が、県費で措置されたことにより、減額となったことなどによる共済費・賃金の減や、通級教室の教材費の追加によるものでありませ。3項2目中学校教育振興費305万8千円の減額は、特別支援員が1名減になったことによる共済費・賃金の減でありませ。4項3目文化財保護費79万9千円の増額は、横町館跡発掘調査事業に係る臨時職員賃金294

万円の減、平面図作成に係る委託料 87 万 2 千円の追加、残土処理にかかる工事費 245 万 2 千円の追加などであります。

22 ページをご覧ください。

4 目図書館費 89 万 3 千円の増額は、乳幼児期読書活動推進事業に係る消耗品 31 万 8 千円の追加、聞き書き事業に係る印刷製本費 50 万円の追加などであります。

5 ページにお戻り願います。第 2 表地方債補正、変更であります。

辺地対策事業費、過疎対策事業費の各事業費の調整と、臨時財政対策債については額の決定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねします。

歳入歳出両方に出てくるんですが、教育課の聞き書き事業、これ県に申請したけれども、採択されず、新田正夫基金から取り崩してやるということですが、私、昨年度、冊子できて、これでひと段落ついたのかなと思うんですが、これは毎年この学年になればやろうというお考えでいるのか、その聞き書き事業の今後についてお尋ねいたします。

それと、歳出の 21 ページの中学校費のなかで、臨時職員が 1 名減となったということですが、これ当初予定していた職員が 1 名減となって、中学校としては問題なかったのかどうか、その点をお尋ねします。

あと、ここには出てきませんが、近くなので、私、毎回気になるんですけれども、消防ポンプ自動車を更新されて、古い車が駐車場脇にありますけれども、その処分は何でこう進まないのか、その点をお尋ねします。

○議長　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　聞き書き事業に関してお答え申し上げます。

現在、聞き書き事業につきましては、国直接の補助事業で 27 年度は対応して、先ほど議員も申し上げましたように、成果品を皆さま方にお配りしたところでございます。どのくらいやるのかというようなことでございます。今年 2 年目でございます。教育委員会内部としましては、やっぱり 3 年から 4 年はやっていきたいなというふうには考えてございます。それで、今後の財源確保につきましては、現在、新たな財源を確保するべく申請を準備してございますので、そういったきちっとした財源を確保したなかで、今後もやっていきたいというふうには考えてございます。

○議長　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　中学校費、支援員の臨時職員 1 名の減ということでご質問いただいたわけなんです、中学校におきまして、この臨時職員というのは、学校教育支援員と申しまして、通常学級に在籍する学習や生活の面で支援が必要、そのような生徒に対して学習支援を行うということを目的に、小学校、中学校にそれぞれ配置してございます。今年度でございますが、小学校と中学校、それぞれ活用目的に応じて、分配したところであります。

ただ、小学校の入学に際しまして、支援が必要な児童が多かったということと、あと小学校、中学校、どちらかの比重を高めて、将来的には中学校に支援員が必要ないような形でもっていければと、そんなことから、今回、小学校に1名プラス、それで、中学校、その分減にしたということでもあります。なお、支援員でございますが、施設一体型となったことから、小中学校につきましては、支援員の対応は、相互、柔軟な形で対応していただきたいということと、あと、支援員に対して小学校及び中学校の兼務辞令を出しております。ですので、どちらのほうに行っても対応ができると、そのような形で対応していただいております。

あと、中学校からの活用ということで、28年度いただいておりますが、2名となりましたけれども、1年から3年、あと特別支援学級、そこら辺で柔軟な形で対応していくということでの、しっかりとした計画目標も出ておりますので、支障ないものと考えております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 消防ポンプ自動車についてお答えをいたします。

消防ポンプ自動車につきましては、昨年度、1分団2部ですか、更新をいたしまして、その更新前の車、消防ポンプ自動車が役場に置いてございます。その経緯でございますが、消防団のほうから、ちょっと使い道というか、模索するので、ちょっと売却は待ってくれというようなお話がありまして、それが8月くらいまで待ってまして、その後、使い道は最終的にはないということで、その後、早急に売却の手続きを進めまして、業者も決まって、もうすぐ持っていくようなことで進んでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 2点お聞きします。

13ページであります。雪対策調査業務委託料、これが減額になっておりますが、雪対策の基本計画に対する影響等はないのでしょうか。

それから、21ページになりますが、文化財保護費、職員の臨時賃金、これが294万円減額、発掘に対する影響等々はないのでしょうか。

この2点をお伺いします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 4番、小柴議員のご質問のうち、雪対策調査委託料の減額についてということですが、107万5千円、今回減額させていただきました。現在、雪対策計画策定ということで作業を進めているわけですが、当初はコンサルなどに委託して計画書づくりをやるのかなというふうを考えていたわけですが、やっとなかにおいて、アドバイザーの先生にもいろいろ指導を受けているということで、自前で、直営でできるということで、今回、委託料については減額させていただいたということでございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 文化財保護費に関してお答えしたいと思います。

賃金294万円ほど減額、計上させていただきました。この賃金につきましては、外部の

専門の方の賃金でございまして、現在、常時 15 名の作業員が毎日作業していただいておりますが、そちらは、一切手を付けてごさいませんので、十分できるということでごさいます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 16 ページですが、4 款の 4 目健康推進費の健康運動指導士養成講習会負担金であります。これは、これから講習を受けて、どのくらいの指導士を養成するお考えなのか、これからの計画というか、それをお聞きしたいと思います。

それから、19 ページの土木費の住宅建物耐震改修促進費ですが、これは当初の予算よりもまた追加になっているわけですが、これはだいたい、築何年くらいを対象に、あと今まで何件くらい実施されたのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、21 ページの一番下の工事請負費で、発掘調査の残土処理工事、これも追加ですが、一応あそこの残土は、体育館の後ろといいますか、あそこにもいろいろ埋め立てというような形で、どんどんどんどん積んできたわけですが、これらは、今後この処理の計画というのはどのような処理の計画をされているのでしょうか。

以上です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 13 番、清野議員のご質問のうち、健康運動指導士の養成についてということですが、これにつきましては、現在、健康運動指導士につきましては、健康支援係のほうに 2 名おります。先ほど介護予防の重点化というようなことも言いましたので、その分で、今後も健康運動の部分には力を入れていきたいということで、今回もう 1 名健康運動指導士を養成したいということで、今回計上させていただいたところでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私は、土木費の耐震診断委託料についてお答えを申し上げたいと思います。

この耐震診断につきましては、昭和 56 年より前の建物につきまして、耐震の項目がございます。それにつきまして、希望をいただきまして、それに合わせて診断をしているという内容でございます。だいたい毎年 2 件程度、診断をさせていただいております。今次の補正で、若干増額をさせていただきましたが、これは家の面積によりまして金額が変わるということで、今回、大きな家があったことから増額をさせていただいたというものでございます。基本的には、毎年 2 件くらい、希望に応じてやっていきたいと思っておりますので、そういうことで、今後も継続していきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 文化財保護費の残土処理の関係についてお答えしたいと思います。

今年度見込んでおりますのは、約 400 立米でございます。議員申されましたように、これまでは低い土地に埋め立てて処理をしてまいりました。今後の見込みの 400 立米につきましては、工事発注した後、業者の処理込みでお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 健康指導士、2 名から、もう 1 名増員で 3 名にしたいということでございます

が、やはり、本町においては、かつてから予防医療ということで、全国的に脚光をあびて、またその成果が大きく出てきた経緯があります。ですから、これら1名といわず、ある程度、できればもっと増やしていただいて、そして、やはり西会津町は予防に力を入れているんだという、みんなから言ってもらえるような、またPRができるような体制もいいのかなと思います、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。

健康運動指導士の増員、もっと多く養成したほうがいいんじゃないかというところがございますが、現在、先ほど介護保険のなかでも申しましたが、各地区でいま、サロン等が行われておまして、地域の皆さんが、こういろいろやってもらうというようなことで現在進めております。そこに、その町との間に健康運動推進員の皆さん、町内の皆さんにも協力をしていただいているということでございまして、その健康運動推進員の皆さんの指導ができる体制づくり、町としては、その体制づくりをして、健康運動推進員の皆さんにも地区で今度は一生懸命活動していただくというような形で、現在進めておりますので、そういう形でとりあえず進めていきまして、今後必要になれば、また養成等はしていきたいというふうに考えております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第16号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第16号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、決算の確定に伴い、前年度繰越金を計上したほか、地方公営企業法適用に向けた基本計画策定に係る費用や、本年度内に策定しなければならない経営戦略策定に伴う委託料を計上したことなどによるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 28 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 465 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,030 万 2 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

4 ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 66 万 2 千円の増額です。

次に、6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、398 万 8 千円の増額です。これは前年度繰越金を計上したことによるものでございます。

次に、5 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 465 万円の増額です。地方公営企業法適用に向けた基本計画策定に係る委託料と、本年度内に策定をいたします経営戦略策定に伴う委託料、消費税の増額などを計上したことによるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 歳出のほうなんですけれども、経営戦略という特定業務委託料 238 万 7 千円ですが、経営戦略というのはどのような経営戦略なんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 下水道等の経営戦略の策定業務ということで、今回、補正予算のほうに計上させていただきました。これは、実は国におきまして、うちのほう上水道だけが企業会計というふうにはやっておりますが、ゆくゆくはそれ以外、下水道、また簡易水道、こういったものについてもそういう形で進めていくというなかにおきまして、県から話がありまして、平成 28 年度中に策定をしていただきたいということでございます。

これはどういうことかと申しますと、これにつきましては、義務ではないわけですが、今年度中に策定をいたしませんと、平成 29 年度からの交付税におきまして、算入がなくなるということから、今年度いっぱいの中において、策定をしなければならないということで、今回、9 月の補正に計上をさせていただいたものでございます。これは県から 7 月に話があったもので、今回の補正ということになった次第でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年度中に策定しないと交付税に影響があるというんですけれども、経営戦略と、その戦略についてお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この計画の概要でございますが、まず 1 つは、事業の概要、あと経営の基本の方針、3 つ目として、投資、財政の計画、4 つ目としまして、経営戦略の事後検証、更新と、この 4 つで構成されております。基本的には 10 年間程度の計画ということでやる

ものでございまして、進め方としましては、本年度以内に策定をいたしまして、やるというような内容でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 1点だけお尋ねします。この会計ばかりではなくて、だと思えますけれども、なぜいま、この企業会計にしなければいけないのか、国から指導があった等々ありますけれども、その背景は何でこの企業会計にしなければいけないのかをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ちょっと今回の経営戦略と、あと企業会計、ちょっと今回2つ計画を載せておりまして、ちょっと話がごっちゃになります、分けてお話をしたいと思います。

基本的に、企業会計については、いま、水道事業会計だけうちはやっております。国の大きな流れとしては、この水道だけではなく、下水道、簡易水道も含めたなかで、やはり採算的なもの、あと経営の内容がよくわかるように進めていただきたいということで、全体の流れがございまして、これについては、今回、基本計画の策定について、金額をあげさせていただきまして、これは本年度、策定をいたしますが、最終的には平成33年度以降にやるようなことで進んでおります。

そういったなかで、もう1つの経営戦略、これにつきましては、その流れのなかで国全体として、やはりこういう形である程度経営戦略という形でつくっていく必要があるということ、県や、また大きな市においては、もう義務付けがされて、進めておったところでございます。福島県としても、やはり小さな町村におきましても、そういう経営的視点が大事だろうということから、今回、県から説明があつて、今年度中に進めることによって、交付税についてもしっかり確保ができるというふうに進んでいるところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうことであれば、将来的にはやらなければいけないということで、取り組むのはいいでしょうけれども、いまお話のなかで、経営の中身がわかりやすくなるよにということがあります。話うかがってみますと、本当にこれ、中身変わってわかりやすくなるのかなと、甚だ疑問なんです、担当する方も何で、こんなわざわざ難しくしなければならぬのかなというふうな話もちらっと聞こえますが、その点は実際どうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 事業というのは継続というのが大変大事でございまして、全国的にも、なかなかこの下水道、そして人口が減少しているなかにおいて、長期的展望を持った、やはり計画を策定をしながら進めていくことが大事だろうということからきたものでございます。

それで、本町のように小さな町ですと、市レベル、県レベルと違ひまして、なかなかそこは同じレベルで考えていいのかという面がございまして、やはり事業の継続性という観点から、こういう経営戦略という目を持ちながら、継続性をもってやっていくということから、今回、うちのほうもやるということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第17号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第17号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算につきましては、歳入では繰越金の確定による前年度繰越金の増額、それに伴います一般会計繰入金の減額です。歳出におきましては、一般管理費での修繕料の追加、消費税の見込額確定による公課費の増額などがございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成28年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,467万2千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、144万円の減額です。繰越金が確定し、不用となりました繰入金を減額しております。

3款繰越金、1項1目繰越金は、355万5千円の増額です。前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、211万5千円の増額です。処理場の設備故障に伴う修繕料の増額と、公課費の消費税確定による増額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおり

りご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点だけお伺いいたします。歳出の一般管理費のなかの下水道料金徴収システム改修委託料ですか、僅かな金額なんですけど、この内容をお知らせください。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　ご質問にお答えいたします。

下水道料金の徴収のシステムの改修ということで、いわゆるソフト改修でございまして、1枚のDVDにまとめることができ、便利になるということで、今回、その改修の費用を入れさせていただいたというところでございます。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　答弁漏れがございました。

金融機関の情報ということでございます。

○議長　12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　ちょっとそのDVD、私もちょっとわからないんですが、DVDにまとめるというのは、徴収の仕方を、それとも個々の家の情報というんですか、それをまとめるというようなことなんでしょうか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

実は、うちのほうの会計、下水道3つ、あと水道ということで、5つの会計が実はあるわけですが、それぞれ料金をいただきながらやっております。これまでは、5つばらばらでやっていたんですが、基本的に、やはりそれでは効率が悪いということで、1つのDVD、1つのソフトにまとめるために、今回、改修をいたしまして、1つに簡略にできるようにするという内容でございます。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　小島処理区が供用開始になって、だいたい20年過ぎていますね、平成7年に小島の下水道、農業集落排水ができた。今後、大規模な改修なり何かが必要になるというのは、およそ何年くらいか、総体的な耐用年数といたしますか、そういうのはどのくらいみておられますか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　農業集落排水事業ということで、小島下水道、それから順次整備をしまして、議員おっしゃるように、いま、小島が一番古いということで、だいたい21年くらい経ったものでございます。これから、そういうふうに順次どんどんどん年数が経ってきますと老朽化がしていくということから、町としましても、この農集排についても公共下水道と同じように、やはり長寿命化なり、あと、これからの修繕計画をしていかなければならないということで、計画を策定しながら、今後進めて行くということに考えております。

なお、農業集落排水、数がありますので、いろいろな効率的な面も考慮しながら、どういう方法が一番いいのか、探っていきながら進めていきたいというふうに考えております。

- 議長 ほかに。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第17号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。
日程第10、議案第18号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。
本案についての説明を求めます。
建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 議案第18号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明を申し上げます。
今次の補正予算は、歳入では前年度からの繰越金が確定したことによるもの、歳出では、浄化槽の町への移管に伴う修繕料の追加によるものでございます。
それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。
平成28年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千591万3千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきたいと思えます。
4ページをご覧いただきたいと思えます。まず歳入でございませう。
5款繰越金、1項1目繰越金は、93万2千円を増額です。前年度繰越金が確定したことによるものでございませう。
次に歳出です。
1款総務費、1項1目一般管理費は、60万円の増額です。浄化槽の町への移管に伴う修繕料の追加によるものです。
4款予備費、1項1目予備費は、33万2千円を増額です。歳入、歳出の差額の調整によるものでございませう。
以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおり

りご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　歳出の修繕費のなかで、浄化槽、町へ移管された分というようなことで60万円
ありますが、この町へ移管、これは件数としては1件分なのか、何件分なのか。

それとあと、個人で設置した浄化槽というのは、現在、町が管理していないやつは、現
在どのくらいあるのか、それを捉えていたならば、ご説明願います。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　ご質問にお答えいたします。

今回、修繕料ということで、町へ移管する浄化槽につきまして、移管する際に電気の引
き込みのポールを立てたり、そういったものをするために、今回取っているものでござい
ます。この金額は、4件分ということで、15万円掛ける4の60万円ということでござい
ます。

もう1点、個人で管理している浄化槽はいくつあるのかというご質問なんですが、ちょ
っと手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。(235ページに答弁)

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1
次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第
1次)は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第19号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第19号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成27年度決算により、繰越金が確定したことや、転出や死亡したこと
により保険料を調整した結果、前年度多く納入していた分の精算による還付金を計上した
ものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 28 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,730 万 8 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 7 万 2 千円の増額です。これは、平成 27 年度からの繰越金の確定によるものであります。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入 21 万 2 千円の増額です。前年度の保険料の過誤納に対する還付金が広域連合から交付されます。過誤納の理由であります。転出や死亡したことによるもので、その時点で保険料を再計算し、多く収めていただいていた方には返還をするものですが、年金から特別徴収をしていたものにつきましては精算が本年度にずれ込んでしまうケースがあるからであります。なお、当初予算で 20 万円計上しておりましたが、今年度は返還額が例年より多くなったための補正でございます。

次に 5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 千円の減額は、歳入歳出の切り上げ、切り下げの端数調整によるものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 21 万 2 千円の増額は、先ほど説明申しました前年度の過誤納に対する還付金であります。広域連合より交付されたものを、それぞれの該当者に支払うものであります。2 項 1 目一般会計繰出金 7 万 4 千円の増額ですが、前年度からの繰越金について全額一般会計に繰り出し、繰り戻しすものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第20号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第20号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定についてであります。今次の補正予算は、6月議会定例会においてご議決をいただきました国保税税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。

診療施設勘定では、平成27年度の決算確定による繰越金の計上と、診療所看護師の勤務体制の変更による予算の組み替えが主な内容であります。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

平成28年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億39万1千円とする。施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,015万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,193万2千円とする。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

7ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は、4,258万3千円を減額するものであります。医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分であり、税率の改正により本算定した結果、繰越金の減税財源充当や前期高齢者交付金の減少による特殊要因分として基金より1千万円を繰り入れしたこと、後期高齢者支援分及び介護納付金分の納付額が減少したことなどにより、当初予算と比較して減額補正となりました。2目退職被保険者等国民健康保険税は、587万6千円の減額であります。

8ページをご覧ください。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金970万1千円を増額は、退職被保険者に係る療養給付費、医療費に対する交付金の増であります。退職被保険者に係る医療費が増加していることによるものであります。

9ページをご覧ください。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金2,021万8千円の減額は、前々年度、平成26年度の医療費が減少したことによる概算交付額の精算によるもので、精算還付額が、6,457万5千円と大きかったことから減額となっております。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、312 万 6 千円の増額。

10 ページにいきまして、10 ページの 2 目保険財政共同安定化事業交付金、1,901 万 7 千円の増額は、それぞれ国保連合会からの通知による確定額であります。

9 款繰入金、2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 1 千万円の増額は、前期高齢者交付金の精算による減少した分を補てんするために、本算定の際に追加したものであります。

10 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金 2,645 万 3 千円の増額は、平成 27 年度繰越金の確定によるものであります。

11 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 47 万 6 千円の増額は、平成 30 年度の県への広域化に向けたシステムの改修費であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目 1,139 万 9 千円の減額は、当初予算では 1 カ月 3,610 万円と見込んでおりましたが、被保険者等の減少などを考慮し 1 カ月 3,515 万円と見込んだことによるものであります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 712 万円の減額は、後期高齢者医療制度への支援金の確定によるものであります。

12 ページにつきましては、それぞれ額の確定による調整であります。

13 ページをご覧ください。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 515 万 5 千円の減額は、介護保険への納付金の確定によるものであります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金は、11 万 3 千円の増額及び、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 470 万 2 千円の増額につきましては、国保連合会に拠出する額が確定したものであります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 49 万 3 千円の追加は、繰越金から積み立てるものであります。

14 ページをご覧ください。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,683 万 9 千円の増額は、平成 27 年度の精算による国県等への返還金であります。

16 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳出（正しくは歳入）であります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1,015 万 1 千円の増額は、前年度繰越金の確定によるものであります。

17 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 54 万 6 千円の増額です。看護師にかかる人件費を委託料から臨時職員賃金に組み替えるとともに、西会津診療所の浄化槽の修繕費を追加するものであります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費 960 万 5 千円の増額は、繰越金の残額分を予備費とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 8 月 21 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

す。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　診療施設勘定のなかで、看護師委託料を臨時職員賃金と組み替えたというご説明でしたが、要は、その看護師の資格でないとできない仕事を想定して、看護師委託料とこう考えていたのか、それとも、看護師でなくてもできる仕事だったので、臨時職員というような形で組み替えが可能だったのか、その仕事の内容、実際、看護師じゃなくても大丈夫だったと思うんですが、その辺をわかれば教えていただきたい。

あと、今補正には出てきませんが、町長の提案理由の説明のなかで、今度、会津医療センターから1名の、月2回程度ですけれども、医師を派遣されるということでありましたけれども、そのなかで、要は胃とか大腸の内視鏡、あるいは腹部エコーのできる先生が来るということではありますが、それは診療所、あるいは患者のなかで、そういう要望が強かったのために、そういう医師の派遣になったのか、その辺の調整はどのようにされたのか。

あと、今後のことでありましようけれども、報酬手当等の問題ですけれども、以前は常勤の医師と非常勤の医師との、その報酬のバランスが悪かったなんていうこともありましたので、その辺の話はどのように進まれているのか、それをお尋ねいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えをいたします。

まず委託料と臨時職員賃金の組み替えでございますが、基本的な考え方としまして、看護師につきましては、当初、臨時職員で採用しまして、2年目以降につきましては、委託職員にするというような考え方で進めております。それで、今回、今年度、委託職員でお願いしていた看護師の方が、家の都合により、ちょっと続けることができないということになりましたので、今後につきましては、また新たな看護師を、今現在、募集をしているところでございまして、その場合は、臨時職員の賃金で支払うということになりますので、今回、委託料から臨時職員賃金という形で組み替えをさせていただきました。

それから、医療センターからの医師の派遣についてでございますが、町長、提案理由のなかで申し上げましたとおり、月に2回、火曜日の午前中、半日勤務していただくということでございます。その医師の派遣に対する考え方ですが、本来であれば、ずっと常勤していただければ一番いいわけですが、今回は派遣ということでありまして、派遣の場合、その週何時間ですとか、今回ですと、月2回だけということですので、普通の診察をやっていただくのは、やはり基本的にはかかりつけ医がずっと診ていくというのが地域医療なんかは当然なおさらですが、診療所なんかなおさらそうなんです、そういった形で進んでおりますので、月に2回程度であれば、やっぱりそういう検査ができるお医者さんを派遣してもらえないかというようなことで進めておりました。

それにつきましては、当然、診療所の先生方ともお話をしまして、やはり結構検査にかかる負担があったということでありまして、その部分が軽減できればというようなことで、今回、その胃の内視鏡ですとか、エコー検査のできる医師を派遣していただくことにいたしました。

それから、その方の報酬等でございますが、現在、最終的な調整をしているところでありますが、月2回程度でございますので、臨時職員というような形で、賃金を支払うというような形で現在は進んでおります。まだ最終的なものではなっておりませんが、現在進めて、早急に進めたいというところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 看護師の件なんですけど、確認なんですけど、臨時職員といえども、看護師の資格を持っている方を採用したということで理解してよろしいですね。その点を確認だけ。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 臨時職員につきましても、当然、医療職として従事していただきますので、募集要項にも看護師、あるいは准看護師の資格を持っている者ということで、いま、募集をしているところでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

先ほど、議案第18号、西会津町個別排水処理事業特別会計の質疑のなかで、多賀議員の質問に、個人処理施設の設置の数というのがありました。それに答えたいということの申出がありましたので、これを許します。(230頁、多賀剛議員の質問に対する答弁)

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 個人設置の浄化槽の数ということで、申し上げたいと思います。164件でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 個人設置の164件というのは、将来的にはその町に移管してもらえるような働きかけをするのか、それとも、個人任せで、いままでのとおりやるといえ、それで放っておくというとおかしいですけども、その考えだけ教えてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

個人のもので、町に移管ができるものというのがございます。というのは、極端にあまり古いものとかいうものはできないということで、一応10年以内のものについて、希望が

あればということでやっております。特にこちらのほうから周知をして、啓発するというようなことはしていませんが、希望があれば、程度がよくて、しかも10年以内のものであれば受け入れをするということで進めております。

○議長 暫時休議します。(11時56分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第13、議案第21号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第21号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成27年度決算により、繰越金が確定したことや、要支援・要介護者の住宅改修費の増及び前年の介護給付費の確定による国、県等へ返還する償還金などを計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成28年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,297万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,496万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページをご覧ください。まず歳入であります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金15万円の増。2項1目調整交付金、8万3千円の増。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金67万1千円の増。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金9万3千円の増。

並びに6ページ、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金9万3千円の増につきましては、住宅改修に係る介護給付費の増分に対する国、県、町等のそれぞれの負担分の増額であります。

8款繰越金、1項1目繰越金4,186万7千円の増額ですが、これは平成27年度の繰越金の確定によるものであります。

次に、7ページ、歳出であります。

1款総務費、3項1目介護認定審査会費1万5千円の増額は、喜多方広域市町村圏組合への介護認定事務費の負担金の増額分であります。

2款保険給付費、1項5目居宅介護住宅改修費35万4千円の増及び、2項4目介護予防住宅改修費39万7千円の増は、在宅での生活や介護の負担を軽減するための段差の改修や手すりの取り付け等住宅改修に要する経費に対する給付であります。申請件数が増え

ていることから増額をするものあります。

8ページをご覧ください。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金2,346万9千円の増は、平成27年度繰越金のなかから今次補正で必要額を計上した分を除き、介護給付費準備基金へ積立するものであります。

6款諸支出金、1項2目償還金1,873万7千円の追加は、平成27年度介護給付費確定に伴う国県等への返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明のなかで、いわゆる住宅改修費の増額の補正がありますがけれども、金額はこれわかりましたけれども、それぞれ居宅介護のための住宅改修費、件数、予防介護も含めて件数はどのくらいでこの金額になったのか、教えてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず居宅介護住宅改修費であります。35万4千円の増でございますが、現在までに申請のある件数が11件ほどあります。今後の分も含めまして35万4千円の増というところでございます。

それから、介護予防住宅改修費、これは要支援1、2の方であります。現在、3件ほどの申請でございます。ただ、3件で現在の予算がほとんどなくなるということで、今後、必要分を計上させていただいたということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この住宅改修費は、大半がバリアフリーか何かに使われるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えいたします。

今回の住宅改修の内容であります。バリアフリー、特にトイレの改修、あるいは廊下に手すりを付けたり、あとは段差の改修等が主なものでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 支出の部で、介護給付準備基金積立金2,300万円とありますが、前年度は約2千万円です。単純に合わせて4千万円ちょっとなんでしょうか。また、それは介護給付費の総額に対して何パーセントという基準なんかあるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

介護給付費準備基金でございますが、今回の補正をしますと、平成28年度末の残高予定としましては、4,391万9千円になります。これにつきましては、当初予算で取った金額よりも給付費が伸びたような場合は、その基金を取り崩して使っていいですよというふうになっております。昨年度も3月の最終で、ちょっと給付費の支払いに不足を生じそうだったということで、いくらかこう取り崩しをしているというようなところでございます。

そういったものに使うものでありますが、その基準的なものは、特になくて、給付費の何パーセントを取っておきなさいよとか、そういったものは特にはございません。その介護保険の支払いとか、そのなかでの残った分については積み立てておきなさいよという規定になっているところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 28 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 28 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 22 号、平成 28 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第 22 号、平成 28 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明をいたします。

今次の補正予算は、歳入では、繰越金の確定に伴う一般会計からの繰入金の減額。一方、歳出では、一般管理費で地方公営企業法適用にかかる基本計画策定業務委託料の追加及び消費税の増額であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 28 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,187 万 4 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございまして。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、163 万 9 千円の減額です。これは繰越金の確定によるものでございます。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、316 万 4 千円の増額です。繰越金が確定したことによるものでございます。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1款水道費、1項1目一般管理費は、152万5千円の増額です。地方公営企業法適用にかかる基本計画策定業務委託料の追加と消費税の確定によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第22号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。
日程第15、議案第23号、平成28年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。
本案についての説明を求めます。
建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第23号、平成28年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、水道料金システム改修委託料及び人件費の追加と配水管の移設に伴います一般会計からの繰り入れです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、平成28年度西会津町の水道事業会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。第2条、平成28年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず、収入については、変更ございません。

次に支出は、第1款水道事業費の既決予定額1億5,246万円は変わりませんが、第1項の営業費用を25万9千円増額し、第3項の予備費を同額の25万9千円減額するものでございます。第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4,419万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額306万2千円、過年度分損益勘定留保資金3,860万円、及び当年度分損益勘定留保資金253万6千円で補てんするものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4,319万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額306万2千円、過年度分損益勘定留保資

金 3,860 万円、及び当年度分損益勘定留保資金 153 万 6 千円で補てんするものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入ですが、第 1 款資本的収入、第 1 項補助金の既決予定額 5,271 万 1 千円を 100 万円増額し、5,371 万 1 千円とする。

次に支出は、ございません。

第 4 条、予算第 5 条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費の既決予定額 978 万 5 千円を 19 万 4 千円増額し、997 万 9 千円とする。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3 ページをお開きいただきたいと思います。

まず収益的収入及び支出のうち、支出でございます。

第 1 款水道事業費、1 項 1 目総係費は 25 万 9 千円の増額で、内訳は、職員の通勤手当の減額、住居手当の増額、水道料金システム改修委託料 6 万 5 千円の増額であります。3 項 1 目予備費で同額を減額いたしまして、補正予定額の変動は、ございません。

次に 4 ページでございます。資本的収入及び支出は、収入でございます。

第 1 款資本的収入、1 項 1 目他会計負担金の既決予定額 5,271 万 1 千円を 100 万円増額し、5,371 万 1 千円といたします。これは配水管の移設に伴います一般会計からの負担金でございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第 23 号、平成 28 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号、平成 28 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、群岡・上野尻の江川新壽さんの功績について、平成28年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月25日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

江川新壽さんの功績であります。町消防団員として47年余の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、平成24年4月から平成28年3月まで、消防団長として団を統率し、団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第17、議案第26号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第26号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、群岡・端村の加藤勝さんの功績について、平成28年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月25日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

加藤勝さんの功績であります。町消防団員として41年の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、平成16年4月から平成18年3月まで、第3分団の分団長として団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

議案配付のため、暫時休議します。(13時25分)

○議長 再開します。(13時27分)

日程第 18、議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります平野マチ子さんを引き続き、教育委員会委員として任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 19、議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢 1 町内在住の齋藤彰子さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

齋藤さんについてご紹介申し上げますと、昭和 30 年 4 月、栃木県足利郡の生まれで、福島大学教育学部を卒業後、ご出身である栃木県内の小学校や、ご結婚後は会津地方の小学校の講師などを務め、昭和 60 年 4 月から福島県公立小学校の教職員として採用されました。採用後は柳津町立柳津小学校を振り出しに、西会津町立群岡小学校、会津坂下町立川西小学校、高郷村立高郷第 3 小学校、西会津町立尾野本小学校、西会津小学校と、会津地方の小学校で教壇に立たれ、本年 3 月に教職員を退職されました。温厚で誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方です。

以上、略歴等についてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、齋藤彰子さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 20、議案第 29 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 29 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、群岡上野尻在住の岩倉剛士さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

岩倉さんについてご紹介申し上げますと、昭和 50 年 6 月、長崎県諫早市の生まれで、熊

本大学工学部を卒業後、平成10年4月より株式会社NTTファシリティーズに入社され、平成15年12月に退社、その後、佛教大学に進学し、佛教を学ばれ、平成17年4月より上野尻の宗教法人西光寺に奉職、現在ご住職を務められています。また、これまで西会津町総合政策審議会や西会津町小学校統合推進委員会、西会津町保育施設整備等審議会の委員を務められるなど、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方です。

以上、略歴等についてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、岩倉剛士さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第29号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加議事日程配付のため、暫時休議します。(13時37分)

○議長 再開します。(13時39分)

追加議案として、町長から議案第30号、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第30号を追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第30号、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第30号、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 議案第 30 号、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事・請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事は、国の再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助率 10 分 10 の補助事業を活用し、整備をするものでございます。役場新庁舎を旧西会津小学校に移転するにあたりまして、その防災機能を強化するため、また、避難所となる体育館の電力源として、体育館の屋根に太陽光発電施設を設置するものでございます。

それでは、議案にについてご説明いたします。お手元に、入札結果も配布してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

契約の目的は、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事であり、電気設備でその予定価格が 2 千万円を超えることから、条件付一般競争入札により実施をいたしました。その入札の条件は、町に入札参加の申請があり、福島県の工事等請負有資格者名簿の電気設備工事で A ランクに登録され、会津管内に本社、支店、または営業所を構え、かつ、過去 10 年間に公共機関発注の太陽光発電施設の新設工事を元請けで請け負った実績のある者でございます。

その結果、最低の金額で入札した者は、株式会社佐藤電設であり、その額は 6,757 万円でありました。この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額 7,297 万 5,600 円で、9 月 15 日に同社常務取締役兼喜多方営業所長佐々木邦雄氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 29 年 3 月 31 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

- 多賀剛 入札結果に対しては特別物申すところではありませんが、このいわゆる 10 分 10 の補助事業で防災拠点支援事業ということでもあります。これはいままでの太陽光パネルと同じように、売電等はできないようになってきているかと思いますが、この事業によって、いわゆる蓄電設備まで整備できるのか、あるいは緊急時の防災拠点にするならば、ほかの公共施設もそうだったんですけども、あとから発電機等の設備を付けた経緯があります。これ、この事業で発電機等の設備までできないのか、要は、一定期間、1 週間なら 1 週間、停電になっても防災拠点として機能を果たすための設備であってほしいという思いから、その点をお伺いいたします。

- 議長 企画情報課長、大竹享君。

- 企画情報課長 10 番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

今回、補助申請、企画のほうでやりましたので、内容等については答えさせていただきたいと思います。おただしのように今回の事業は、防災拠点というようなことでありまして、いわゆる災害時の避難所というようなことで、そういった際に自然エネルギーを活用

して停電時など、対応しようというか、そういった設備を整備するというような内容でございまして、おただしのとおり、売電については、余剰電力については売電できないというような、そういう内容でございます。

ただし、今回、設備等としましては、太陽光パネル、体育館の屋根に、校舎側に設置するというようなこと。それからあと、蓄電池も40キロワットということで、今回、整備することとしております。それから、あと体育館内の照明等も一部変えるというようなこと。それから合わせまして、役場新庁舎、防災拠点ということでもありますので、一部の施設、照明とか、いわゆる機器とか、そういうものが使えるような配線工事を行うというような、そういった内容になっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。要は防災拠点支援事業ということであれば、ある程度の太陽光パネルはつけなければいけないということではありますが、蓄電池と配線設備はするということではありますが、私はその太陽光パネル1枚、2枚減らしても、発電機のような、緊急時、もうライフライン、一定期間途絶えても、そこで機能を要するような設備をこの際やっておくべきではないのかなと、そういうのは使えないのかなというお尋ねですが、発電機等はどうかでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

今回、補助事業で実施するというので、これは再生可能エネルギーを活用して、いわゆる防災拠点の、そういった災害時に活用しなさいよということですので、そういった発電機能までは、今回の事業のなかには含まれていないということですので、ご了解いただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 最近の太陽光パネルは性能もかなりよくなっているというような話を聞きます。そこで、そのいろいろあると思うんですが、その選定基準ですか、例えばこういうふうに雪国仕様とか、そういう基準があつて選ばれると思うんですが、その選定基準をお知らせいただければと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 12番、荒海議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、40キロワットの設備ということなんですけれども、基本的には災害時の体育館で避難所に使うというようなことと、あわせまして、役場庁舎内を防災拠点ということですので、一部事務室とか、会議室を使うというような、そういったことに必要な発電量というか、そういうのを積算しまして、一応40キロワットというように形にさせていただきました。

あと、基本的には、仕様については、国のほうの仕様に決められていることもありまして、やはり冬期間はかなり発電量は落ちるというような設備会社のほうから聞いております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 とにかくその40キロワットアワーは出るんだというようなことはわかりま

した。その際、40（キロ）ワットをクリアすれば、メーカーはどこでもかまわないという、それは業者任せというようなことなんでしょうか。ということは、外国製なんかもかなり入っているというようなことでお尋ねをするわけです。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回のこの太陽光発電については、仕様が40キロワットということでございまして、この仕様をクリアすればいいということで、特にそのメーカー指定とか、そういうのはございません。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 メーカー仕様とか、そういのは必要ないということなんです、早い話が、外国製の安いやつでも、それは選定された業者が決めるんだということによろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、特にメーカー指定はないということで、その仕様をしっかりとっておれば、どこの製品でもいいということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、40キロワットアワー、これをクリアすればメーカーは問わないというようなことでいいですね。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

40キロワットアワーということで、その同じか、もしくは同等以上ということが条件でございまして。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、西会津町役場新庁舎太陽光発電施設設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第21、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は、12月議会定例議会に報告をお願いいたします。

日程第22、議員派遣についてを議題とします。

来る10月13日、木曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成28年度会津耶麻町村議会議員研修会及び10月31日、月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第23、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 26、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、9月議会定例会に提出いたしました条例の一部改正をはじめ、平成 27 年度一般会計、特別会計決算の認定及び補正予算、人事案件など、重要な議案 30 件をご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

特に決算議会という観点から、平成 27 年度の事業及び財政状況、財政指数、健全化判断比率など、より慎重にご審議をいただいたところではありますが、全事業の計画的な執行、さらには財政状況は前年度よりも好転し、健全財政を維持することができました。改めて議員各位、町民の皆さまのご協力に対し、御礼を申し上げます。

また、今次補正でご議決いただきました内容につきましては、適切に執行してまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

さて、今回の議会において、執行する側として 3 点ほど、この際述べさせていただきたいと思います。

1 つ目は、議会審議における規則、ルールであります。議会の議決権は、何事においても優先すべきものであることは言うまでもありません。いったん議決されたのは、よほどの事情がない限り、これを覆すことはできないのであります。例えば、庁舎移転建設や遺跡発掘事業などは、この議決に沿って忠実に事業を進めており、重大な理由がない限り、途中で中止し、新たな事業転換はできないのであります。様々な意見があることは承知し

ておりますが、議会質問は、実現不可能なことの意見のやり取りの場ではなく、政策的な論争をお願いしたいことでもあります。

2つ目は、決算審議における監査委員の評価の重要性であります。事業全体の決算は、あらゆる角度から監査を受けているものであり、その結果、事業執行状況、諸帳簿、財政分析、健全化判断比率など、27年度監査は監査委員2名の合意によって意見を付して提出されたものであることを代表監査委員は冒頭述べられております。今次、議会選出監査は、採決に加わらなかったことは、その自らの責務の重要性に鑑みると、誠に遺憾なことであります。

3点目は、27年度一般会計決算は不採択となりました。誠に残念なことであり、主な決算内容は、2日間にわたり常任委員会ごとに勉強会をもって審議いただきました。一般会計総額66億3,870万円、執行率は96.8パーセントであります。私は、不採択の原因となるものは、例えば、予算見積りが過大であって、そのことで欠損を生じさせ、このため事業が執行されなかったこと。または、議決に付すことなく、専決事業が多いことなど、様々なことがあると思いますが、その理由として、私はそうしたものを解していたのであります。しかしながら、今回の不採択の理由は、これらに該当するものではなく、木を見ずして枝葉の理屈と言われるものであります。全職員が懸命に努力して、年間総仕上げが報われないようなことであってはならないと思うのであります。議会と執行の両輪とは、まさに信頼ということが大切であります。このことを申し上げたいと思います。

結びに、秋彼岸となり、本格的な刈り入れ時期となりました。いまのところ台風の影響もなく、平年並みの収穫が見込める状況であります。農作業時の事故等には十分注意するよう啓発活動に努めてまいります。

議員各位におかれましては、町勢伸展のため、議会活動に一層のご活躍のほどをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る9月9日の開会以来、本日まで12日間にわたり、平成27年度の決算をはじめ、条例の一部改正、平成28年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣にご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪に例えられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼の上での議論が重要と考えます。

議会は平成25年3月に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町民の皆さんに、身近で開かれた議会を基本とした自治機関としての役割を果たすとともに、福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に向けた取り組みをしているところであります。

現在、議会活性化特別委員会のなかで、議会がどうあるべきか、議員がどう活動すべき

かなど、議員定数の検討も含め、議会改革や議会の活性化のため再確認しながら協議検討を進めているところであります。

また、その一環として町民と議会との懇談会を開催しており、第7回目となります懇談会を11月上旬に開催する予定であります。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

これから秋も深まってまいりますが、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいまして、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって平成28年第7回西会津町議会定例会を閉会します。(14時08分)